

給水装置工事施行指針

【令和8年6月改訂】



秋田市上下水道局

給水装置工事施行指針目次

総 則 編

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	給水装置の定義	1
第3節	適用範囲	2
第4節	給水装置の種類	2
第5節	工事の種類	3
第6節	工事費の負担	3
第7節	指定給水装置工事事業者制度	4
第8節	指定工事事業者の事業運営の基準等	4
	1 事業の基準	4
	2 違反行為等への処分	5
	3 変更の届出等	5
	4 主任技術者の選任	5
	5 個人情報の保護	5
第9節	主任技術者の職務と役割	6
	1 主任技術者の職務	6
	2 工事従事者の職務	6
第10節	管理	7

指 定 編

第2章 指定工事事業者の手続きについて

第1節	指定工事事業者の指定等の手続きについて	8
第2節	指定等の手続きの概要	8
第3節	申請手順	9
	1 指定および更新申請書類	9
	2 主な添付書類	9
	3 指定手数料	9
	4 廃止・休止・再開時の申請書類	9
第4節	指定工事事業者の指定事項の変更および廃止等の手続きについて	9
第5節	指定工事事業者の更新手続きについて	10
第6節	指定工事事業者の事業者証の再交付について	10
	必要書類（記載例1～8）	11～20

申請編

第3章 給水装置工事の申請について

第1節	工事申込み	21
1	工事申込み	21
2	市納付金の納入	21
第2節	給水装置工事申込み概要	22
第3節	関係書類	22
1	提出書類	22
2	主な添付書類	22
3	注意事項	23
第4節	工事申込みの変更および取消し	23
第5節	変更の申込み	23
1	設計の変更	23
2	工事施工者の変更	23
3	主任技術者の変更	23
第6節	メーター取付等の手続き	24
第7節	市納付金	24
1	水道加入金	24
2	費用の減免	24
	必要書類（記載例9～13）	26～31

第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付

第1節	給水装置・排水設備工事台帳および 管路情報画面の閲覧ならびに複写交付	32
1	工事台帳の閲覧および複写図の交付申請	32
2	水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請	32
	必要書類（記載例14）	33

第5章 せん孔・分岐

第1節	分岐等の申込み手順	34
	せん孔立合予約申込手順（記載例15）	35
	添付書類等（記載例16）	36

第6章 工事中一栓の申請

第1節	工事中一栓の申込み手順	37
	工事中一栓申込み手順（記載例19）	40
	添付書類等（記載例18-1～18-2・20～21）	38～39、41～42

第7章 占用

第1節	道路占用許可申請等の手続き	43
第2節	道路占用許可申請等の流れ	45
第3節	道路占用工事についての指示事項	46
1	道路管理者に提出する書類	46
2	施工業者の義務	46
3	道路占用工事中の注意事項	46
4	施工業者の責任	47
5	指示事項以外について	47
第4節	道路占用に必要な書類	48
第5節	平面図と断面図を記載する際の注意事項	49
1	共通事項	49
2	平面図を記入する際の注意事項	49
3	断面図を記入する際の注意事項	49
4	基本情報を記入する際の注意事項	49
	必要書類（記載例22～24）	50～54

設計編

第8章 設計

第1節	基本事項	55
第2節	給水装置の構造および材質	55
1	給水管および給水用具の指定	55
2	給水装置の構造および材質	55
3	特殊器具の設置	55
4	給水管および給水用具の性能基準の適用例	56
第3節	給・配水材料一覧表	57
第4節	事前調査	61
第5節	土工定規	61
1	土工定規	61
2	埋設深度	61
第6節	給水方式	62
1	直結式給水の標準図	63
2	受水槽式給水の標準図	63
第7節	設計水量	63
1	種類別吐水量とこれに対応する給水栓の口径	64
2	給水器具と使用水量比	64
3	同時使用率を考慮した給水栓数	65

4	給水戸数と同時使用率	65
5	共同住宅の時間最大流量の算定方法	65
6	共同住宅の時間最大流量算定値	65
7	ワンルームマンションの時間最大流量の算定方法	65
8	ワンルームマンションの時間最大流量算定値	65
9	用途別業態別標準使用水量表	66
10	建築用途別給水対象人員算定基準表	69
11	給水装置標準配管図	73
第8節	設計水圧	74
第9節	管口径決定の基準	74
1	管口径の決定	74
2	道路内の管口径	74
3	メーター下流側の管口径	74
第10節	水理計算	75
1	水理計算における留意点	75
2	水理計算例	76
3	ウェストン公式図表	81
4	ヘーゼン・ウィリアムス公式図表	82
5	器具類損失水頭の直管換算長	83
第11節	メーター口径の決定	84

第9章 分岐および撤去

第1節	分岐	85
1	給水管の分岐	85
2	分岐方法	85
第2節	撤去および分岐止め	87

第10章 給水装置

第1節	配管	88
第2節	配管材料	88
1	上流側の配管材料	88
2	管種別利害得失表	89
3	管種別使用区分表	90
4	管種別標準接合材料表（口径50mm以下）	91
5	管種別標準接合材料表（口径75mm以上）	91
第3節	仕切弁および止水栓	92
第4節	仕切弁および止水栓の選定	92

第5節	仕切弁および止水栓の位置	93
1	道路を横断する際の仕切弁の設置	93
2	宅地内の仕切弁の設置	93
3	伸縮式止水栓の設置	93
4	固定式止水栓の設置	93
5	開発行為等で取出しのみの場合	94
第6節	仕切弁きょうおよび止水栓きょう	94
1	施工時の注意事項	94
2	仕切弁きょう5号Ⅲ形設置標準図	95
第7節	メーター	97
第8節	メーターの種類	97
第9節	メーターの位置	98
第10節	メーターの設置基準	98
第11節	私設メーターの取扱い	99
第12節	遠隔指示式水道メーター設置基準	101
1	目的	101
2	適用範囲	101
3	設置基準	101
4	事前協議	102
第13節	メーター柵	102
第14節	メーターの設置	105
第15節	メーター柵の設置	107
第16節	逆止弁	108
第17節	逆止弁の種類	108
第18節	逆止弁の位置	108
第19節	逆止弁の設置	108
第20節	1、2階既存建築物の直結式給水への改造	108
第21節	給水管の防護	109

第11章 消火栓

第1節	消火栓	111
第2節	弁きょう	111
第3節	消火栓の設置	111
第4節	弁きょうの設置	113

第12章 図面の作成

第1節	作図の基本事項	115
-----	---------	-----

1 作図の留意点	115
2 給水装置の表示基準	116
第2節 設計図	118
第3節 竣工図	119
竣工図作成要領（記載例25）	120

施 工 編

第13章 施工

第1節 基本事項	122
第2節 分岐工事	123
第3節 撤去および分岐止め工事	130
第4節 サドル付分水栓せん孔資格	132
1 20・25mmのせん孔を行うことができる者	132
2 40・50mmのせん孔を行うことができる者	132
3 その他	132
第5節 屋外配管	132
第6節 仕切弁および止水栓の位置	133
第7節 仕切弁および止水栓前後の配管	134
第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置	135

第14章 土木工事

第1節 一般事項	139
第2節 掘削	139
第3節 埋戻し	140
第4節 路面復旧	140

第15章 管の接合

第1節 接合の基本事項	142
第2節 ポリエチレン管の接合	142
第3節 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管の接合	142
第4節 鋼管の接合	143
第5節 ステンレス鋼鋼管の接合	143
第6節 鋳鉄管の接合	144
第7節 水道配水用ポリエチレン管（HPPE）の接合	144
第8節 異種管との接合	145
第9節 異径管の接合	145

検 査 編

第16章 工事検査

第 1 節	工事検査の手続き	146
第 2 節	工事検査	147
第 3 節	検査の種類	147
1	検査の種類および内容	147
2	竣工検査の区分	148
3	現地検査の主な項目	148
4	書類検査時の留意点	148
5	工事写真の主な撮影項目	148
6	検査に係わる主な留意点	149
7	給水装置工事竣工検査フロー	151
	検査予約申込手順（記載例26）	152

そ の 他 編

第17章 安全管理

第 1 節	安全管理	153
-------	------	-----

第18章 3～5階直結式給水技術基準

第 1 節	目的	154
第 2 節	用語の定義	154
第 3 節	事前協議	154
第 4 節	直結式給水事前協議事務処理	155
第 5 節	3～5階直結事例	156
1	専用住宅（メーター1個の場合）	156
2	共同住宅等	156
3	各戸配管	158
第 6 節	適用要件	158
1	対象地域	158
2	分岐対象給配水管	158
3	対象建築物	159
第 7 節	設計条件	159
1	設計水圧	159
2	設計水量および給水管口径	159
3	水道メーターの口径	160

4 動水勾配・流量表	161
第 8 節 構造・施行および材料・用具類	162
1 構造・施工	162
2 材料・用具類	162
第 9 節 メーター	163
第 10 節 既存建築物の直結給水への改造	163
1 直結式給水への改造	163
2 既存建築物における試験水圧の取扱い	165
第 11 節 時間最大流量（瞬時最大流量）の算出方法	165
1 実測値に基づいた方法	165
2 時間最大流量（瞬時最大流量）による給水管口径例	166
3 ワンルームマンションの時間最大流量の算定方法	166
4 水理計算例	166
第 12 節 直結式給水と受水槽式給水について	173

第19章 直結増圧式給水技術基準

第 1 節 目的	174
第 2 節 用語の定義	174
第 3 節 事前協議	174
第 4 節 直結増圧式給水事前協議事務処理	175
第 5 節 適用要件	176
1 対象地域	176
2 分岐対象配水管	176
3 分岐給水管	176
4 対象建築物および給水階高	176
5 給水方式の併用	176
第 6 節 設計条件	177
1 設計水圧	177
2 設計水量	177
3 計画一日最大給水量	177
4 給水管口径の決定	177
5 水道メーターの口径	177
6 所要水頭の計算	177
第 7 節 構造・施行および器財・用具	178
1 直結増圧装置	178
2 逆流防止装置	178
3 その他	179
4 直結増圧式給水概念図	179

	5 直結増圧式給水ポンプユニット例	180
第8節	メーター	182
第9節	既存建築物の直結増圧給水への改造	182
第10節	直結増圧事例式給水の事例	182
	1 建物全体に直結増圧式で給水する例	182
	2 事務所ビルへ直結増圧式で給水する例	183
	3 3階までは直結直圧式、4階以上には直結増圧式を併用する例	183
	4 受水槽を廃止し、直結直圧装置から既存の高置水槽へ給水する例	184
第11節	検査	184
	1 検査	184
	2 直結増圧装置の試運転	184
	3 流入圧力制御設定値	184
	4 吐出圧力制御設定値	184
	5 適切な吐水量	184
第12節	維持管理	185
	1 直結増圧装置設置条件承諾書の提出	185
	2 直結増圧装置の所有者および管理人の留意点	185
	3 給水装置（施設）所有者変更届の提出	185
	4 管理人等の選任（変更）届の提出	185

第20章 受水槽

第1節	受水槽	186
	1 受水槽の適用範囲	186
	2 事前相談	186
	3 手続き方法	186
	4 受水槽	187
第2節	受水槽以降の設備	189
	1 給水方式	189
	2 給水方式の条件	189
	3 施工	191
	4 各戸計量徴収	191
	5 維持管理	191

第21章 開発行為に伴う給水施設

第1節	開発行為に伴う給水施設の設置	193
第2節	開発行為に伴う給水施設の施工	194

第22章 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1節	目的	195
第2節	設置申込の配慮事項	195
第3節	設計時の配慮事項	195

第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度

第1節	目的	197
第2節	対象となる工事	197
第3節	融資あっせん制度	197
第4節	手続方法	198
	1 融資あっせんの対象者	198
	2 申請書類等	198
	3 老朽給水管解消工事融資あっせん制度手続きフロー図	199

様式集編

第24章	様式集	200
------	-----	-----

関係法令編

第25章	関係法令	284
------	------	-----

第1章 総則

第1節 目的

この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、給水装置工事（以下「工事」という。）の設計と施工および管理を適正かつ合理的に行うため、水道法および秋田市水道事業給水条例等の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（解説）

この施行指針において法等は、主に次のものをいう。

- 1 「法」
水道法をいう。
- 2 「施行令」
水道法施行令をいう。
- 3 「施行規則」
水道法施行規則をいう。
- 4 「条例」
秋田市水道事業給水条例をいう。
- 5 「施行規程」
秋田市水道事業給水条例施行規程をいう。
- 6 「要綱集」
秋田市上下水道局（以下「局」という。）要綱集をいう。
- 7 「基準省令」
給水装置の構造および材質の基準に関する省令をいう。

第2節 給水装置の定義

給水装置の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
(法第3条第9項) (条例第4条)
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
(法第3条第11項)
- (3) 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、給水栓等をもって構成する。
(施行規程第6条)

（解説）

- 1 「給水管」とは、水道事業者が管理する配水管から各需要者に水を供給するために設けられた管、又は他の給水管から設けられた管をいい、「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造で接続している弁類等、および有圧のまま給水できる給水管の末端に設けられる給水栓、湯沸器などの給水用具をいう。

ただし、配水管から分岐した給水管に直結していないゴムホース等容易に取外し可能な用具は直結する給水用具ではない。また、吐水口空間によって配水管

を流れる水との水理的な一体性が失われる、受水槽以下の給水管や給水用具は給水装置ではない。つまり、「給水装置」は、給水システムとして設備された後の給水管や給水用具の総体をいうのであって、工場生産段階の管や用具そのものではない。

- 2 「給水装置の設置又は変更」とは、給水装置を新設、改造および修繕、廃止するための工事全体をいい、1で述べたように工場生産段階の管や用具そのものは給水装置ではなく、製造された給水管や給水用具を用いて現場で行う工事が給水装置工事である。

第3節 適用範囲

この施行指針は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定工事事業者」という。）に適用する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その指定工事事業者にも適用する。（法第3条第5項および16条の2第1項）（条例第9条第1項および第2項）（条例第9条の2第1項）

（解説）

法第16条の2第1項給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。条例第9条の2第1項配水管への取付口から水道メーターまでの給水装置に用いようとする給水管および給水用具についてその構造および材質を指定することができる。

第4節 給水装置の種類

給水装置は、次の2種類とする。 （条例第5条）

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの。
- （2）私設消火栓 消防用に使用するもの。

（解説）

- 1 専用給水装置は、一般家庭の世帯数に応じて使用する給水装置又はマンション（アパート含む）、事務所等で使用する給水装置をいう。
- 2 私設消火栓は、消防法により規制されるもので、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、秋田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別に認めた場合は、この限りでない。又は消防以外に使用する場合は、管理者が指定する市職員の立会いがなければならない。
（条例第22条第1項、2項）
- 3 私設消火栓の新設は、管理者が特に認めた場合に限り設置することができる。

第5節 工事の種類

工事の種類は新設、改造、修繕、又は撤去の工事である。 (条例第9条)
工事の種類 (詳細) は解説による。

(解説)

工事の種類 (詳細) は、次のとおりとする。

- 1 新設工事とは、水道加入権利のない土地又は家屋等に新たに給水装置を設置するものである。
- 2 改造工事とは、給水装置の原形を変える給水管および給水用具の変更、増設、改良、布設替を行うものである。
- 3 水洗化工事とは、公共下水道等や浄化槽へ接続するため、便所を水洗にする工事をいう (トイレの手洗い設置含む)。
- 4 臨時工事とは、売店、興業、工事用水、仮設事務所等で臨時的に使用する工事をいう。
- 5 撤去工事とは、給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取外す工事をいう。
- 6 取出し工事とは、給水管を取出しする工事をいう。
- 7 修繕工事とは、給水用具の取替えおよび既設給水装置の破損箇所を修理する工事をいう。ただし、次の場合、給水装置工事の申込みを省略できるものとし、事前に局と協議のうえ、工事完成後に材料基準適合確認書 (様式第62号) で報告すること。
 - (1) 1 m程度の給水管の取替え工事
 - (2) 止水栓以降で配管工事が伴わない給水用具の取替え工事
 - ア 止水栓や逆止弁の交換
 - イ 便器、洗浄便座の交換
 - ウ 流し台、洗面台、洗面ユニット、システムキッチンの交換
 - エ 湯沸かし器、給湯器の交換
 - オ 上記以外の軽微なもの
 - (3) 3 m以内のメーター移動工事 (管種・管径・経路を変えないこと。) なお、メーターの設置位置が道路境界より1.5 m以上となる場合は誓約書を提出すること。

工事完成後にメーター移動届 (様式第1号) および平面図 (A3) を提出すること。
- 8 その他、消火栓設置工事等である。

第6節 工事費の負担

工事費は、工事申込者の負担とする。

(解説)

工事申込者は、条例第8条 (新設等の費用負担) の工事費を負担しなければならない。

注) 条例第8条 (新設等の費用負担) は、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することできるとしている。

第7節 指定給水装置工事事業者制度

工事を行う者は、「第3節 適用範囲」に記載する指定工事事業者でなければならない。

(法第3条第5項および16条の2第1項)(条例第9条第1項および第2項)(条例第9条の2第1項)

(解説)

- 1 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が、法第25条の3で規定する指定の基準に適合していると認めるときは、指定しなければならない。
(様式第2号、第3号、第4号)
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは給水停止ができる。
(法第16条の2第3項、条例第7条第1項、条例第18条第1項、条例第38条第1項第2号)
- ※ 条例第7条第1項および18条第1項に基づき、給水装置の新設等(給水契約含む)の申込みは管理者の承認を受けていない場合、条例第38条に基づき給水停止の対象となる。
- 3 指定工事事業者以外でも施行できる工事は、法第16条の2第3項および施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更で、単独水栓の取替えおよび補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

第8節 指定工事事業者の事業運営の基準等

1 事業の基準

指定工事事業者は、次に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(法第25条の8)

- (1) 工事ごとに、選任した給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)のうちから、当該工事の職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
- (4) 主任技術者およびその他の工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次の行為を行わないこと。
 - ア 施行指針に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施工した工事ごとに、当該工事に指名した主任技術者に次の記録を作成させ、作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施工の場所
 - ウ 施工完了年月日

- エ 主任技術者の氏名
- オ 竣工図
- カ 工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
- キ 給水装置の構造・材質が施行令で定める基準適合の確認方法およびその結果

(7) 秋田市指定給水装置工事事業者研修に関する実施要綱に従い、定期的な研修を受講しなければならない。

注：(1)～(6)は施行規則第36条（事業の運営の基準）

2 違反行為等への処分

指定工事事業者に違反行為等があった場合、「秋田市指定工事事業者の処分に関する要綱」に基づき、厳正な処分を行うことになるため、十分留意しなければならない。

3 変更の届出等

指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止もしくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。

(様式第5号、第6号)(法第25条の7)

4 主任技術者の選任

指定工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。(様式第7号)(施行規則第21条第1項)

5 個人情報の保護

工事の施工に伴う個人情報は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(解説)

- 1 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。
- 2 配水管への取付口からメーターまでの工事を適切に行う技能を有する者とは、次の(1)～(4)のことをいう。なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している者。また、せん孔業務については、第13章第4節の「サドル付分水栓せん孔資格」(P132)に記載する資格を有する者とする。
 - (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工。(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
 - (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士。
 - (3) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者。
 - (4) 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者。
- 3 指定工事事業者が3年間保存しなければならない工事に係る記録については、特に様式の定めはなく、申込書の写しを活用するなど、事務の遂行に最も都合がよい方法で保存すること。
- 4 指定工事事業者は、法第25条の7に規定する事項に変更があったときは、関係書類を添えて、次の区分により管理者に届け出なければならない。

(施行規則第35条)

 - (1) 変更の届出は、変更のあった日から30日以内。

(様式第5号)

- (2) 事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から 30 日以内。(様式第 6 号)
- (3) 事業の再開の届出は、再開の日から 10 日以内。(様式第 6 号)
- 5 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出しなければならない。(様式第 7 号)(施行規則第 21 条第 2 項)
- 6 一事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、職務に支障がないときはこの限りでない。(施行規則第 21 条第 3 項)

第 9 節 主任技術者の職務と役割

1 主任技術者の職務

主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

(法第 25 条の 4 第 3 項)

- (1) 工事に関する技術上の管理
- (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置の構造・材質が施行令第 6 条に適合していることの確認
(法第 16 条)
- (4) その他国土交通省令で定める職務。

2 工事従事者の職務

工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
(法第 25 条の 4 第 4 項)

(解説)

- 1 本文 1 の (3) の給水装置の構造・材質は、施行令第 6 条に適合するものとし、次の各号に掲げるとおりである。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講じられていること。
- 2 本文 1 の (4) のその他国土交通省令で定める職務とは、管理者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うことである。(施行規則第 23 条)
 - (1) 配水管から分岐する工事をする場合は、配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - (2) (1) の工事および配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

- (3) 工事を完了した旨の連絡（施行規則第 13 条の軽微な変更を除く）
- 3 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、申込者が望む工事を完成させるため工事現場の状況、工事内容に応じて必要となる工種およびその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続き等を熟知していなければならない。
- 4 主任技術者は、配管工等工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

第 10 節 管理

給水装置の管理は、所有者および使用者（以下「所有者等」という。）が行わなければならない。（条例第 23 条、条例第 24 条）

（解説）

給水装置は、所有者等が自らの費用により設置したもので、その管理責任は所有者等にあり、条例第 23 条（水道使用者等の管理責任）および第 24 条（メーターの保管）を遵守しなければならない。

指 定 編

第2章 指定工事事業者の手続きについて

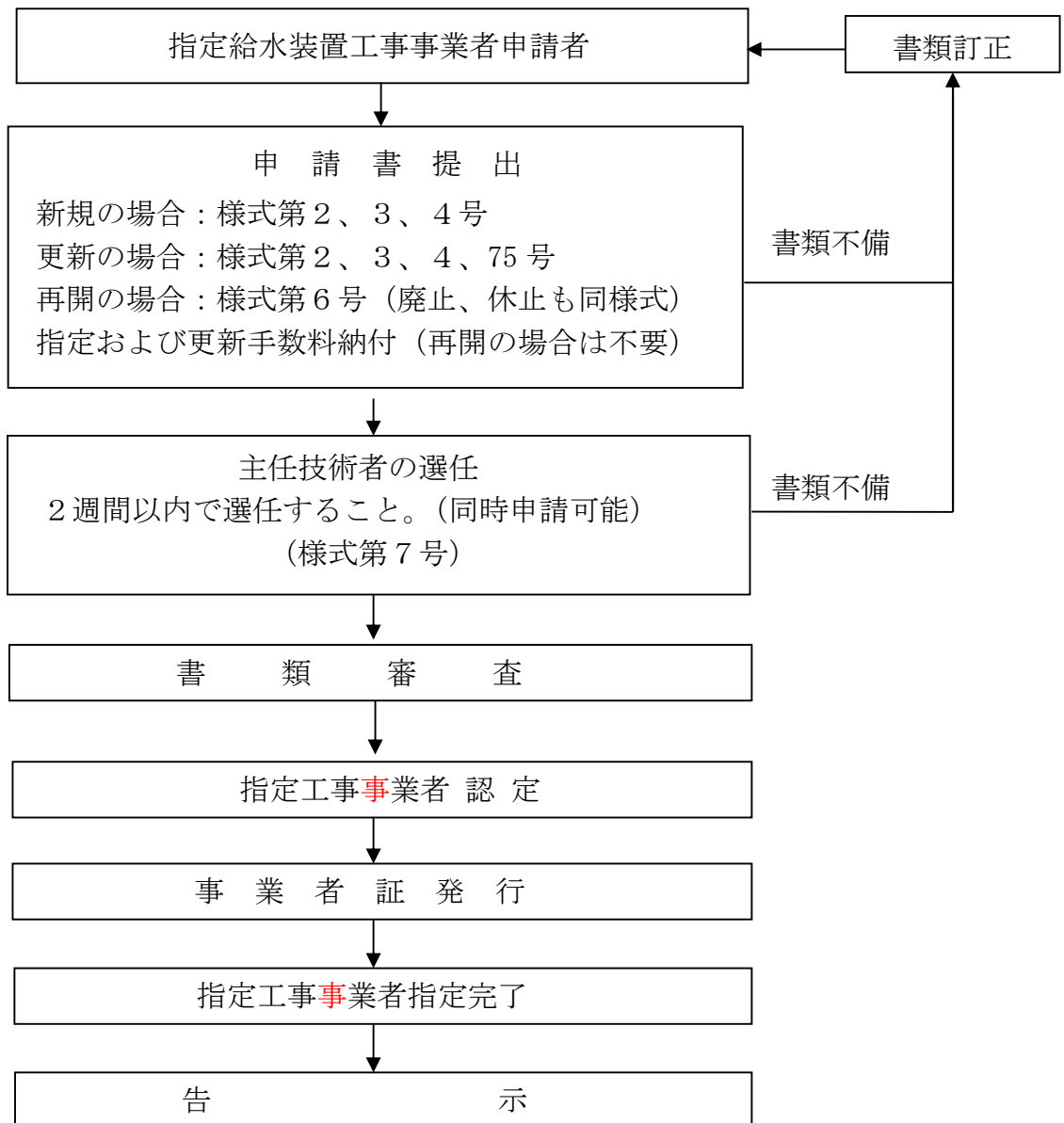
第1節 指定工事事業者の指定等の手続きについて

指定工事事業者は、**法第25条の2**第1項により指定の申請を行い、指定に当たっては**法第25条の3**で規定する指定の基準を満たす者でなければならない。

なお、令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、有効期間を5年とする指定の更新制度が導入されたことから、更新手続きが必要となっている。

第2節 指定等の手続きの概要

指定工事事業者の指定、更新および再開の手続きは以下のとおりとする。



第3節 申請手順

指定工事事業者の指定を受けるためには、下記の手順により申請書等に記入し、さらに主任技術者を選任しなければならない。

- 1 指定および更新申請書類
 - (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (記載例1) 様式第2号 P11
 - (2) 機械器具調書 (記載例2) 様式第3号 P13
 - (3) 誓約書 (記載例3) 様式第4号 P13
 - (4) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (記載例4) 様式第7号 P14
 - (5) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書 (指定更新のみ。以下「更新時確認書」という。) (記載例8) 様式第75号 P18
- 2 主な添付書類
 - (1) 法人等の場合
 - ア 定款(社団法人等)又は寄附行為(財団法人等) 1部
 - イ 登記簿謄本 1部
 - (2) 個人の場合
住民票の写し 1部
 - (3) 給水装置工事主任技術者証又はその免状の写し 1部
 - (4) 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、源泉徴収簿その他の主任技術者の選任の証明となる書類 1部
 - (5) 外部研修の受講実施履歴等および配管技能の資格を証明する資格者等の写し(指定更新のみ) 1部
- 3 指定手数料
お客様センター又は指定金融機関で納付した指定手数料(10,000円。更新も同額)の領収書を提示すること。
なお、指定手数料については秋田市水道事業給水条例第34条第1項第3号、更新手数料については同条例第34条第1項第4号の規定に基づくものである。
- 4 廃止・休止・再開時の申請書類
 - (1) 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (記載例5) 様式第6号 P15
 - (2) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (記載例4) 様式第7号 P14

第4節 指定工事事業者の指定事項の変更および廃止等の手続について

指定工事事業者は、下記の事由が発生した場合、法第25条の7に基づき施行規則第34条および同規則第35条の定めるところにより、速やかに上下水道局に届出なければならない。また、主任技術者に異動事由が発生した場合は、法第25条の4第1項および第2項により、選任又は解任を届出なければならない。

- (1) 事業所の名称および所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき
- (2) 給水装置工事の事業を廃止したとき、又は休止するとき
- (3) 給水装置工事の事業を再開するとき

第5節 指定工事事業者の更新手続について

法第16条の2第1項の指定は、法第25条の3の2に基づき、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことから、更新申請が必要となる。

なお、指定の更新に当たっては、新規登録申請時の必要書類等に加えて、更新時確認書（様式第75号）を提出すること。

更新の申請が行われないうまま5年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

(解説)

- 1 指定事項の変更の場合は、給水装置工事事業者指定事項変更届出書を提出すること。 (記載例6) 様式第5号 P16
- 2 指定工事事業者の廃止・休止・再開は、指定工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出すること。 (記載例5) 様式第6号 P15
- 3 指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届を提出すること。 (記載例4) 様式第7号 P14
- 4 休止とは、指定有効期間内において、給水装置工事事業を休止することであり、休止中に指定有効期間5年を経過した場合、更新申請が行われなければ、失効となる。
- 5 更新時確認書について、指定工事事業者又は主任技術者が講習会や研修会へ参加していないほか、技能を有する者が不在の場合でも、その更新を妨げるものではない。
- 6 各様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第6節 指定工事事業者の事業者証の再交付について

指定工事事業者は、施行規程第8条の1第5項により、事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(解説)

- 1 再交付の場合は、申請書を提出すること。(記載例7) 様式第59号 P17
- 2 様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指定工事事業者指定申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 〇〇水道(株)

住 所 〒(〇〇〇—〇〇〇〇)

秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇

フリガナ スイドウ タロウ

代表者氏名 水道 太郎

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
スイドウ イチロウ 水道 一郎	}
スイドウ ジロウ 水道 二郎	
	①
事業の範囲	秋田市 給水装置工事 ② 管工事 } ③ 水道施設工事
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- ①法人の場合、役員の名のみを記入すること（役職名は不要）。なお、個人の場合、記入不要。
- ②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。
- ③法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(表面)

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	〇〇水道(株)
上記事業所の所在地	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付 番号
水道 三郎	第 〇〇〇〇〇〇〇〇 号
水道 四郎	第 〇〇〇〇〇〇〇〇 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

※ 免状の交付番号が確認できるものを添付すること。

※ 誤字・押印の間違い、それに伴う訂正印等なるべくないように注意すること。

(裏面)

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		3	
	パイプカッター	切断深度 60mm	2	
	エンジンカッター	排気量 35.5cc	1	
管の加工用の機械器具	やすり		2	
	パイプねじ切り器	15A~100A	1	
	面取り器		1	
接合用の機械器具	トーチランプ		1	
	ガストーチ		2	
	パイプレンチ		4	
	モンキーレンチ		5	
	プライヤー		3	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(記載例3) 様式第4号

誓 約 書

指定工事事業者申請者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓います。

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者

氏名又は名称 ○○水道(株)

住 所 秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号

代表者氏名 水道太郎

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 業者コード 〇〇〇
指定工事事業者 〇〇水道(株)
代表者 水道太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任を届出します。

給水区域で給水装置工事の事業 事業を行う事業所の名称	〇〇水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免 状の交付番号	選任・解任の 年 月 日
水道三郎	第 〇〇〇〇〇〇 号	〇〇年〇〇月〇〇日
水道四郎	第 〇〇〇〇〇〇 号	〇〇年〇〇月〇〇日

廃止

指定工事事業者

休止届出書
再開

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 業者コード 〇 〇 〇
指定工事事業者 〇 〇 水道 (株)
代表者 水道 太郎
電話番号 000-000-0000

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の休止を届出します。
再開

フリガナ 氏名又は名称	〇 〇 スイドウ カブシキガイシャ 〇 〇 水道株式会社
住所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	廃業のため

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 業者コード 〇〇〇
指定工事事業者 〇〇水道(株)
代表者 水道太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇スイドウ カブシキカイシャ 〇〇水道株式会社		
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水道太郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
会社の名称	△△水道施設	〇〇水道株式会社	〇〇年〇〇月〇〇日

給水装置工事事業者証再交付申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 業者コード 〇〇〇
指定工事事業者 〇〇水道(株)
代 表 者 水道太郎
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

秋田市指定工事事業者証の再交付を、次のとおり申請します。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 スイドウ カブシキカイシャ 〇〇 水道 株式会社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎
申 請 理 由	紛失した為

指定工事事業者指定更新時確認書

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇△番△号
指定工事事業者 〇〇水道(株)
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 指定工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

(過去5年以内に受講した講習会名(受講年月日)を <u>全て記入</u>) 指定工事事業者研修(〇〇年〇月〇〇日)
(未受講の場合、その理由を記載(非公表)) ※未受講の場合は必ずご記入ください。
受講実績の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)

※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去5年以内の受講実績を記入。

2 指定工事事業者の業務内容

休業日 日曜日、祝日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク 営業時間 月～土曜日 9時～17時 修繕対応時間 要相談 上記項目の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)
漏水等修繕対応について ※該当するものに全てに○を記入。 <input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 ・ <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 ・ <input checked="" type="radio"/> その他(凍結解凍) 上記項目の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)
対応工事種別について ※該当する部分全てに○を記入。 配水管からの分岐～水道メーターの(<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ <input checked="" type="radio"/> 改造) 水道メーター～宅内給水装置の(<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ <input checked="" type="radio"/> 改造) 上記項目の公表について(<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)
その他 休日、緊急時の連絡先 0×0-0000-0000 上記項目の公表について(可 ・ <input checked="" type="radio"/> 否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (過去 5 年以内)

外部研修については、受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

受講者名 (非公表)	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 〇〇	e-ラーニング 給水工事技術振興財団	〇〇年〇月〇日
△△△ △△	△△△に関する業務研修自 社内研修	〇〇年△月△日
上記内容の公表について (可 ・ 否) ※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。		

氏名は非公表です。

e-ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

※水道法施行規則第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする (以下抜粋)。

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(注) 受講証明書がある場合は、給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の研修受講証明書などの写しを添付してください。

4 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去 1 年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
○○ ○○	○	○	一級技能検定合格者	
△△△ △	○	○	給水装置工事配管技能検定合格者	
□ □□□	×			
上記内容の公表について (<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否)				

氏名は非公表です。

資格を有していなくても、経験を有していれば記入

※水道法施行規則第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

(注) 法第 25 条の 8 および法施行規則第 36 条の 2 号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が保有している資格証などの写し(国家資格合格証書や修了証書、その他技能者証など)を添付してください。

申請編

第3章 給水装置工事の申請について

第1節 工事申込み

1 工事申込み

工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書に関係書類を添えて申込み、管理者の承認を受けなければならない。(条例第7条)

2 市納付金の納入

工事の申込みをしようとする者は、**条例**で定める市納付金を納めなければならない。(条例第33条の2、第33条の2第2項、**第34条**、第34条第2項)

(解説)

1 工事の申込みに関しては、「第2節 給水装置工事申込み概要」および「第3節 関係書類」を参照すること。また、申込み書類等に必要事項を記入し、1部提出すること。(記載例9)様式第8号 P26

2 関係書類とは、工事設計図、位置図および給排水工事情報カード等をいう。なお、**工事**設計図は2部、位置図は1部添付すること。

3 使用材料について次のものを使用する場合は、基準に適合していることを確認のうえ、材料基準適合確認書を作成し添付すること。

(記載例12)様式第62号 P30

(1) 自己又は第三者認証品。

(2) その他基準省令に適合確認済のもの。

(3) (1)・(2)は、平成15年4月1日から省令で定める、鉛に関する浸出性能基準に適合した鉛レス合金および表面処理等がされた基準適合品の材料とする。

4 共同住宅等の申込みは、1棟につき1部の申込書とする。

5 次の場合は、水理計算書を1部添付すること。

(1) メーター口径がφ25以上となる場合。

(2) 受水槽式給水となる場合。

(3) 3～5階直結式および直結増圧式給水となる場合。

(4) 併用式給水となる場合。

(5) その他局が必要とする場合。

6 他人の土地(私道含む。)および建築物に給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書を添付すること。(様式第9号)なお、局が必要と認める場合は、公図および土地登記簿(3ヶ月以内のもの)等の写しを添付しなければならない。

(条例第7条第2項、施行規程第3条)

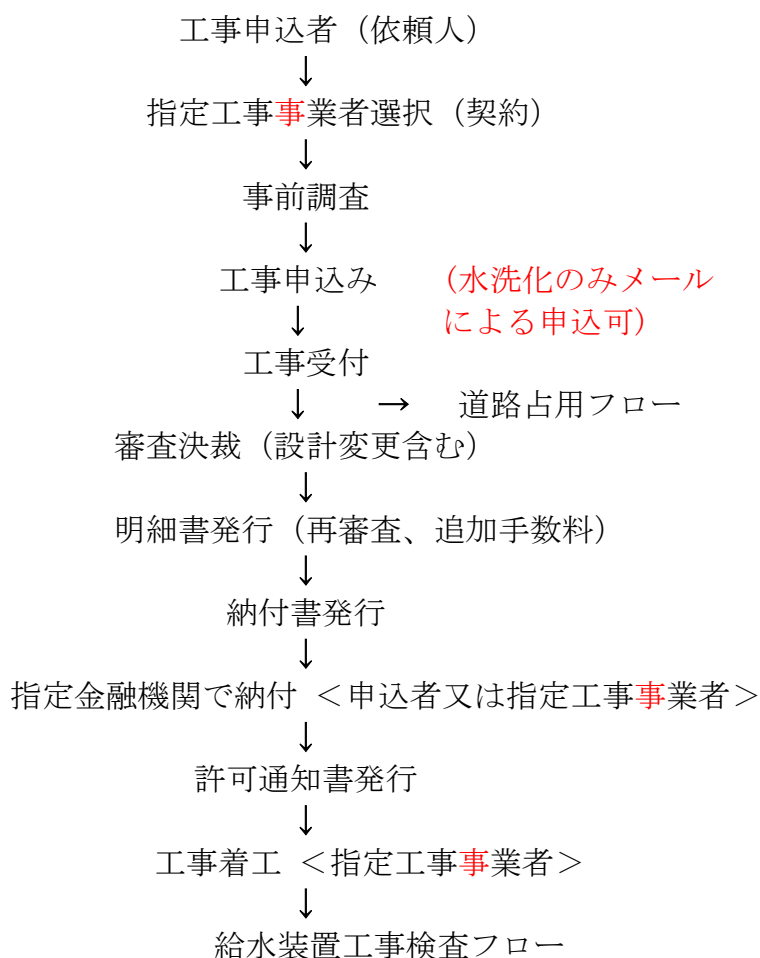
7 他人の給水装置から分岐するときは、給水装置所有者の同意書を添付すること。

(条例第7条第2項、施行規程第3条)

8 局は、承認後工事許可通知書を発行し、必要に応じて条件を付加する場合がある。

第2節 給水装置工事申込み概要

給水装置工事申込み手続きについては下記のとおりとする。



第3節 関係書類

給水装置工事申込みに必要な書類は下記のとおりとする。

1 提出書類

- (1) 給水装置工事申込書 1部 (記載例 9) 様式第 8 号 P26
- (2) 給水装置工事設計図 2部 (記載例 10-1) P27
- (3) 位置図 1部 (記載例 10-2) P28
- (4) 給排水工事情報カード (記載例 11) 様式第 54 号 P29
- (5) 材料基準適合確認書 (記載例 12) 様式第 62 号 P30

注) 位置図は事前調査時に自由閲覧システムで印刷したマッピングデータ等を使用すること。

2 主な添付書類

- (1) 分岐同意書 (私所有管からの分岐) 1部 (記載例 13) 様式第 9 号 P31
- (2) 土地 (家屋) 同意書 (他人の土地や家屋を借用又は掘削) 1部 (記載例 13) 様式第 9 号 P31
- (3) 誓約書
- (4) 給水装置 (施設) 所有者変更届
- (5) 代理人選定届

(6) 土地所有者であることが確認できる書類

3 注意事項

原則として審査、検査手数料の納付は納入通知書を発行した日の翌日（土曜日・日曜日・祝日を除く）から七日以内とする。

第4節 工事申込みの変更および取消し

工事申込み後、申込者を変更するときは、給水装置工事申込者変更届に必要な事項を記入し、また、工事の申込みを取消しするときは、給水装置（施設）工事申込取消に必要な事項を記入し、速やかに管理者に届け出なければならない。

（様式第10号、第11号）（施行規程第4条）

第5節 変更の申込み

1 設計の変更

工事が設計変更の対象となるときは、給水装置（施設）工事設計変更申込書に変更設計図を添付し、申込みしなければならない。

（様式第12号）（施行規程第5条第2項）

2 工事施工者の変更

指定工事事業者を変更するときは、給水装置（施設）工事施工者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。

（様式第13号）

3 主任技術者の変更

当初指名していた主任技術者を変更するときは、給水装置工事主任技術者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。

（様式第14号）

（解説）

1 工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一時中止し、**条例**第9条第2項（給水装置工事を施工するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。）の設計審査を受けなければならない。

2 次の場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 市納付金に変更がある場合
- (2) 給水方式を変更する場合
- (3) その他管理者が必要と認めた場合

ただし、**市納付金の変更を伴わない**軽微な変更については、協議により行うことができる。

3 設計変更の申込みは、施工前に行わなければならない。

4 変更設計図には、赤色のボールペン等により変更内容を明記すること。

5 当初申込書に記載していた主任技術者が退社等の理由により、主任技術者を変更する場合は、速やかに給水装置工事主任技術者変更届を提出しなければならない。

6 変更に伴う市納付金の還付は、申込者の口座情報等について記載する。（金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義、ふりがな）**ただし、諸事情により市納付金を申込者以外の者が立替えて納付している場合は、立替えた者の口座情報等を記載する。**

（様式第68号）

第6節 メーター取付等の手続き

メーターの取付等を行う際は、以下の点に留意すること。

- (1) メーターを取付けするときは、水道メーター取付および使用開始届に必要な事項を記入し、届け出なければならない。
- (2) 工事用水として一栓を使用するときは、給水装置一栓工事申込書に必要な事項を記入し、メーターを交付された日に取付け、直ちに一栓工事報告書を提出しなければならない。(様式第15号、第16号)
- (3) メーターの取付けは、逆取付け等に留意して確実にを行い、パイロット等の動作を確認する。

(解説)

- 1 工事用水としてメーターを取付けするときも水道メーター取付及び使用開始届を提出すること。(様式第60号)
- 2 一栓工事とは、工事申込み後、工事用水として給水装置(給水栓一栓)を設置する工事をいう。(工事用一栓申込み手順(P37)を参照すること)
- 3 改造工事等に伴い既設メーターが不要となったときは、メーターを即日に返納しなければならない。

第7節 市納付金

1 水道加入金

給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーター口径に応じた水道加入金(以下「加入金」という)と手数料を納入すること。なお、納付は納入通知書を発行した日の翌日(土曜日・日曜日・祝日を除く)から七日以内とする。

(条例第33条の2第2項、第34条第2項)

2 費用の減免

管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない加入金、手数料又はその他の費用を減免することができる。

(条例第35条)

(解説)

- 1 メーター口径を大きくする場合は、加入金の新口径に応ずる額と旧口径に応ずる額との差額を納入しなければならない。(条例第33条の2)
- 2 手数料は、図面等の審査に関わる設計審査手数料、および検査等に関わる工事検査手数料である。なお、条例に規定している手数料において給水管の口径とは、審査および検査対象となる給水管の最大口径をいう。
- 3 市納付金には、条例で定める加入金および手数料の他に要綱で定める分岐立会費がある。なお、分岐立会費は、被分岐管口径を算定基準とする。
- 4 工事が鉛製給水管の解消を目的とした場合、審査手数料および検査手数料を免除することができる。(条例第35条)
- 5 臨時に水道を使用する売店、興業、工事現場、その他これらに類するものの給水装置の新設の申込みで、その期間が3カ月以内のときは、施行規程第23条の規定により加入金を2分の1に減額することができる。
- 6 水道加入金は給水管を撤去し使用しなくなった場合、または減径による差額が生じる場合等でも還付しない。

給水装置工事市納付金一覧表

(1) 水道加入金 (条例第 33 条の 2)

メーターの口径	金 額 ※ 税抜
13 ミリメートル	70,000 円
20 ミリメートル	160,000 円
25 ミリメートル	230,000 円
40 ミリメートル	670,000 円
50 ミリメートル	1,120,000 円
75 ミリメートル	2,880,000 円
100 ミリメートル	5,700,000 円
150 ミリメートル以上	管理者が別に定める額

(2) 設計審査手数料 (条例第 34 条)

① 新設又は改造（便所の水洗化のみのものを除く）に係る審査（1 回につき）

給水管の口径	25 ミリメートル 以下	25 ミリメートルを超え 50 ミリメートルまで	50 ミリメートルを 超えるもの
金 額	2,500 円	3,700 円	4,500 円

② 改造（便所の水洗化のみのものに限る）又は撤去に係る審査（簡易審査手数料）

1 回につき 1,700 円

(3) 工事検査手数料

① 現地検査（1 回につき）

給水管の口径	25 ミリメートル 以下	25 ミリメートルを超え 50 ミリメートルまで	50 ミリメートルを 超えるもの
金 額	3,500 円	4,300 円	5,500 円

② 書類検査 1 回につき 1,200 円

(4) 分岐立会費 (給水装置工事に係る費用を定める要綱第 3 条)

口径 mm	金 額 ※ 税抜	
	昼	夜
40	3,700 円	4,500 円
50	3,900 円	4,800 円
75	5,200 円	6,300 円
100	7,500 円	9,200 円
150	8,900 円	10,900 円
200	10,700 円	13,200 円

(注) 夜とは 20:00~5:00 の時間帯とし、それ以外の時間帯を昼とする。
既設管の元止めの場合は切り取り管の口径を適用する。

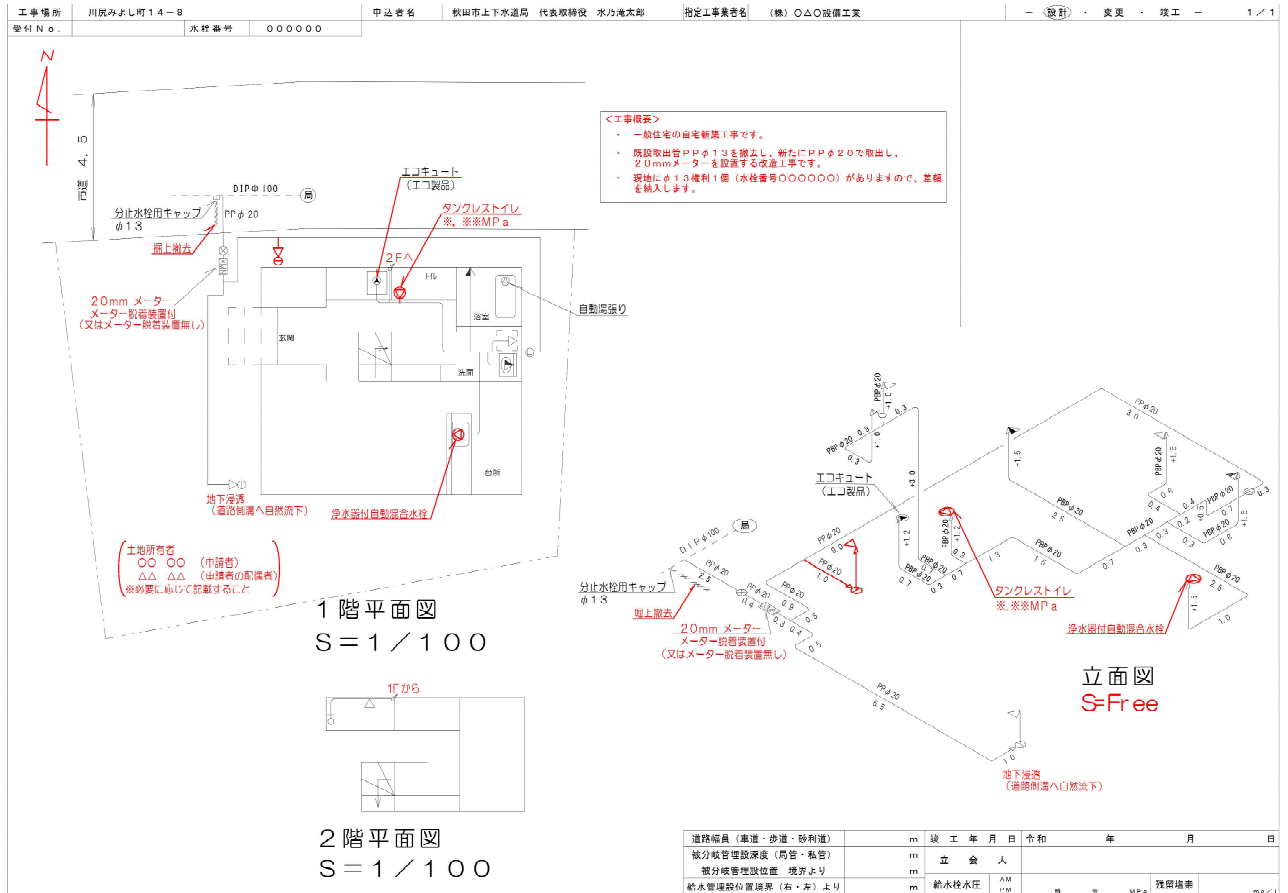
※ 給水装置工事申込書の記載例と注意点について

給水装置工事申込書

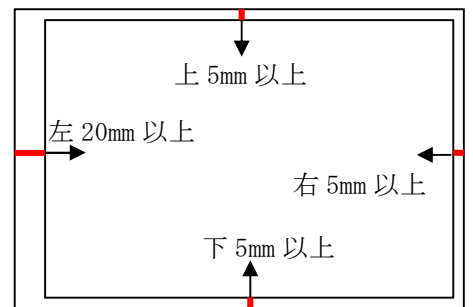
何 課長 課長補佐 係長 係		何 課長 課長補佐 係長 係(校)		シリアル																																																																																																																																																																					
審査		竣工		水栓番号																																																																																																																																																																					
※申込者の住所、氏名欄は申込者本人が署名する。(ゴム印等を可とする。)		水装置工 者へ給水 係人等が	受付年月日 年 月	※地区・上水地区 ※受付年月日は記入しないこと。																																																																																																																																																																					
申込者(個人) 住 所 秋田市川尻みよし町14-8 フリガナ アキタ タロウ 氏 名 秋田 太郎 TEL000-000-0000		受付番号 2 0 工事場所 秋田県八橋本町一丁目 1番 1号 方 番 住所コード 工事業者コード 9 9 業種コード 工事種別 1 1:新設 2:改修 3:増設 4:増設 5:増設 6:増設 7:その他()	※申込者 給水装置工事内容について 工事申込者と十分な協議を行うこと。	※工事種別 7:その他の場合は、カッコの中に工事内容を記入すること。																																																																																																																																																																					
上記の委任者より受任しましたので、承認願います。 指定給水装置工事事業者(受任者) 住 所 秋田市山王一丁目1-1 ○○水道施設(株) 代表者名 水道 太郎 TEL000-000-0000		給水方式 1 0:建物なし 1:1.2直 2:3直 3:4直 4:5直 5:受水槽式 6:併用式() 7:地上式 建物規模 2 階(給水階 1・2 階) 1 世帯 メーター 20 mm 1 個 mm 個 mm 主任技術者 水道 太郎 No 000000 道路区分 3 1:国道 2:県道 3:市道 4:私道 5:その他() 道路占用 申請番号第 号・許可番号第 号 道路使用 申請年月 / 許可番号第	※工事事業者 工事を受任した事が明記されます。電話番号なども忘れずに記入すること。	※給水方式 複数の給水方式を併用する場合、どの方式と併用になるのかを記入すること。																																																																																																																																																																					
※市納付金内訳 審査・検査手数料は施工する給水管の最大口径を記入。加入金はメーターの口径及び個数を記入すること。		主任技術者 この給水装置工事に選任された主任技術者の氏名と免状番号を忘れずに記入すること。	※メーター 出庫に必要なメーター口径・個数を記入すること。	※添付書類 ある場合は“1”を、ない場合は“2”を記入すること。																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="10">市納付金内訳</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">添付書類</th> </tr> <tr> <th>13</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>75</th> <th>100</th> <th>150</th> <th>200</th> <th>金額</th> <th>分岐同意書</th> <th>土地所有者の証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,500</td> <td>土地(家屋)同意書</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>簡易審査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>醫 約 書</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現地検査手数料</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,500</td> <td>所有者変更届</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>書類検査手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>代理人選定届</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>分岐立会費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>参考台帳番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設加入金</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>176,000</td> <td>検査月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口径変更前</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>分岐</td> <td>一 栓 撤 去 現 地</td> </tr> <tr> <td>口径変更後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時加入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>竣工予定月日</td> <td>〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>182,000</td> <td>竣工年月日</td> <td>〇 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	市納付金内訳										金額	添付書類		13	20	25	40	50	75	100	150	200	金額	分岐同意書	土地所有者の証明書等	設計審査手数料	1										2,500	土地(家屋)同意書	2	簡易審査手数料												醫 約 書	2	現地検査手数料	1										3,500	所有者変更届	2	書類検査手数料												代理人選定届	2	分岐立会費												参考台帳番号		新設加入金	1										176,000	検査月日		口径変更前												分岐	一 栓 撤 去 現 地	口径変更後														臨時加入金												竣工予定月日	〇〇年〇〇月〇〇日	合計金額											182,000	竣工年月日	〇 年 月 日	確認印 許可書発行印 納入照合印 通知書発行日 / () 排水受付番号 申請協議番号 許可条件	※道路区分 道路掘削がある場合、その道路区分を記入すること。	※竣工予定年月日 竣工予定日が延期になる場合は必ず延期届出書を提出すること。
種別		市納付金内訳											金額	添付書類																																																																																																																																																											
	13	20	25	40	50	75	100	150	200	金額	分岐同意書	土地所有者の証明書等																																																																																																																																																													
設計審査手数料	1										2,500	土地(家屋)同意書	2																																																																																																																																																												
簡易審査手数料												醫 約 書	2																																																																																																																																																												
現地検査手数料	1										3,500	所有者変更届	2																																																																																																																																																												
書類検査手数料												代理人選定届	2																																																																																																																																																												
分岐立会費												参考台帳番号																																																																																																																																																													
新設加入金	1										176,000	検査月日																																																																																																																																																													
口径変更前												分岐	一 栓 撤 去 現 地																																																																																																																																																												
口径変更後																																																																																																																																																																									
臨時加入金												竣工予定月日	〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																																																																												
合計金額											182,000	竣工年月日	〇 年 月 日																																																																																																																																																												

給水装置工事設計図

※ 工事申込時に添付する設計図です。下記の注意事項を基本として作成すること。



⑩以下のとおり余白を取ること



※ 注意事項

- ① 用紙サイズはA3判を基本とする。
- ② 長さはm表示、管口径はmm表示とする。
- ③ 方位は原則北を上とする。
- ④ 被分岐管の管種・口径は正確に調査し表示する。
- ⑤ 既設取出管を使用する場合は、水の出を確認し明記する。
- ⑥ 平面図は1/100とし、位置図は1/1,500を基本とする。
- ⑦ 申込時、立面図を省略する場合は、宅内配管の管種・口径を明記する。
- ⑧ 特殊器具を設置する場合は、器具の名称を記載し、トイレが特殊器具の場合は設計水圧を記載する。
- ⑨ 申請者と土地所有者が異なる場合、土地に共有者がいる場合は、1階平面図の対象敷地内に土地所有者を申請者との続柄を併記して記載する。(余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。)
- ⑩ 設計図の2枚目以降は、水栓番号の記載枠および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管埋設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残留塩素)の記載を削除する。



給排水工事申請時に添付する給排水工事情報カードについて

※ 太枠内を記入し、工事申込書に添付すること。

<給排水工事情報カード>

給水装置工事 (○ 月 ○ 日 **申請済み** ・ 月 日 申請予定)
 排水設備工事 (月 日 申請済み ・ ○ 月 ○ 日 **申請予定**) (申請確認 / 済)
 給水工事種別 (新設 ・ **改造** ・ 水洗化 ・ その他()) 検索水栓番号 (○○○○○)
 排水工事種別 (新設 ・ **改造** ・ 浄化槽切替 ・ その他()) 現地地下水管種別 (合流 ・ 分流)
 給水装置工事 ・ 排水設備工事 (申請しない理由:)
 加入金の有無 【 **有** (**現地** ・ 他からの移設) ・ 無 】
 申請時の状況 【 設置メーター数 **0** 個】 【 共用メーター 有 ・ **無**】 【 井戸水等 有 ・ **無**】
 完成後の予定 【 設置メーター数 **1** 個】 【 共用メーター 有 ・ **無**】 【 井戸水等 有 ・ **無**】

<局使用欄>		<input type="checkbox"/> 下水道使用届・使用水変更届 <input type="checkbox"/> 休止届の提出	(必要 ・ 不要)	提出月日 受取	/
<審査担当>		現地権利記載欄 (メーター返却すること/メーターそのまま使用) メーター番号:		メーター出庫 mm 個	
申請時下水状況 (未賦課 ・ 賦課済 ・ 新規)		使用区分 (水道水 ・ 井戸水等 ・ 併用 (・))		確認日 月 日	
同時検査状況 (単独申請 ・ 同時検査 ・ 別検査 (理由:))		台帳確認			
<検査担当>		上水 (有 ・ 無 : 設置メーター数 計 個) → 接続有 個			
		共用メーター (有 ・ 無 : 使用箇所 個) → 接続状況 (有 ・ 無)			
		井戸水等 (有 ・ 無 : 使用箇所) → 接続状況 (有 ・ 無)			
		接続確認プレート設置 (済 ・ 未)			
竣 工 時 下水コード	水栓 No. (未賦課 ・ 賦課済)		確認月日		
	水栓 No. (未賦課 ・ 賦課済)		/ / /		
	水栓 No. (未賦課 ・ 賦課済)		/ / /		

※ 申請時の状況の記入欄は、実際の現地の設置状況 (メーター個数・井戸の有無) を記入すること。

※ 排水設備工事の施工がない場合は、理由を記入してください。(排水がある場合は、その放流先を必ず記入すること。)

記入例 1 : 取出工事のため排水設備工事なし

記入例 2 : 既設浄化槽使用のため

記入例 3 : 既設排水設備使用のため

記入例 4 : 個人設置型浄化槽使用のため

※ 給水装置工事のみ施工で下水道使用に変更がある場合は、必要な書類を提出すること。

例 1 : メーターを増設する場合

(2 世帯の系統を分ける ・ 店舗と住宅を分ける等) → 下水道使用届 (様式第 69 号)

例 2 : 井戸水から上水に切替える場合 → 使用水変更届 (様式第 73 号)

例 3 : 既設受水槽を廃止し直結式給水に変更する場合 → 下水道使用届 (様式第 69 号)

例 4 : 建物があり下水道を使用していた場所を畑にする場合 → 下水道休止届 (様式第 70 号)

※ 他にも様々なケースが考えられるため、その都度給排水課窓口と協議すること。

材料基準適合確認書 (設計・変更・竣工)

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

工事場所 : 山王〇丁目〇〇-〇〇

申込者名 : 水道太郎

〇配水管分岐からメーターまで(指定材料) 1/1 枚目

材料名	メーカー名	口径	型式	認証機関・番号	確認方法	備考
ダクタイル鋳鉄管	〇〇〇〇	φ100	GX形	JWWA G 113	刻印	
同上継手類	〇〇〇〇	φ100	GX形	JWWA G 114	刻印	
ポリホレン管	〇〇〇〇	φ13~25	1種2層管	JIS K 6762	シール	
ソフトシール仕切弁	〇〇〇〇	φ50・75		JWWA B 120	刻印	
開閉防止形弁箱式止水栓	〇〇〇〇	φ13	I型	日本水道協会	ゴム印	

〇メーター下流(上に記載したものを除く)

材料名	メーカー名	口径	型式	認証機関・番号	確認方法	備考
架橋ポリホレン管	〇〇〇〇	φ13~25	〇〇〇〇		シール	
下流給水栓柱	〇〇〇〇		〇〇〇〇		シール	
水抜き栓	〇〇〇〇	φ13~25	〇〇〇〇		シール	
給湯器	〇〇〇〇		〇〇〇〇		シール	エニ製品
給水栓	〇〇〇〇		〇〇〇〇		シール	
給水用ヘリダニ	〇〇〇〇		〇〇〇〇		シール	
自己認証品	〇〇〇〇		〇〇〇〇	自己認証	証明書	ISO9001

※メーター下流の使用材料については性能基準適合品を使用(一行目に記載)

※メーター下流については設計、変更時、使用材料の記載不要。
 ただし、メーター下流の表一行目に
「メーター下流の使用材料については、性能基準適合品を使用」
 と記入すること。
 ※竣工時は全ての使用材料を記入すること。

※自己認証品については、基準省令に定める性能基準を満たすことを示す試験証明書と、製品品質の安定性を示す証明書(ISO9000シリーズの規格への適合証明書等)を添付すること。

※竣工時はメーター下流側の材料も記載すること。

受付番号

〇〇年〇〇月〇〇日

指定工事業者名 (株)水道工事設備

上記のとおり報告します。

主任技術者 水尾 作郎

分岐および土地（建築物）使用 に関する利害関係同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所 秋田市川尻〇〇町〇〇-〇〇
申込者
氏名 水道太郎

工事場所 秋田市 山王〇〇丁目 (地番 〇〇-〇〇)

私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の

土地・建築物 を使用することを承諾します。
年 月 日

承諾者 住所
氏名

(土地地番 秋田市)

土地・建築物 を使用することを承諾します。
年 月 日

承諾者 住所
氏名

(土地地番 秋田市)

給水管から分岐することを承諾します。
〇〇年 〇〇月 〇〇日

承諾者 住所 山王〇〇丁目 〇〇-〇〇
氏名 水道二郎

赤枠内は原則として承諾者が署名

※ 原則として承諾者が署名する

第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付

第1節 給水装置・排水設備工事台帳および管路情報画面の閲覧ならびに複写交付

1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請

(1) 給水装置・排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧および複写の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

閲覧および複写の交付を受けるときは、本人又は委任状持参者の身分を確認できるものを提示しなければならない。

ア 給水装置・排水設備所有者本人 ⇒ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等。

イ 給水装置・排水設備所有者の委任者 ⇒ 委任状および運転免許証またはマイナンバーカード等。

(2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書（様式第17号）に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請すること。なお、給水装置・排水設備所有者から委任を受けたときは、委任状（様式第18号）を提出すること。

(3) 台帳の複写費は、300円（税抜）とし、申込者の負担とする。申込者は、給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入すること。

(4) 閲覧および複写交付できるものは、局で保存している台帳とする。

2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請

(1) 複写図には、氏名等の個人情報を表示しない。また、参考資料として利用していただく図面であるため、複写図の余白に注意事項を印刷している。

(2) 閲覧および複写交付できるものは、局で保存している情報とする。

(3) 手続方法

ア 自由閲覧システムの場合

稼働時間は平日（土日、祝日、年末年始を除く）8時30分～17時00分とし、給排水課に設置している自由閲覧システムにより閲覧および交付を行う。

イ 窓口の場合

17時00分～17時15分の開庁時間内または自由閲覧システムが不具合等で停止している場合は、上下水道管路情報複写図交付申請書（記載例14様式第74号）に必要事項を記入し、窓口へ申請すること。

(4) 図面の複写費はカラー1枚50円（税込）、白黒1枚10円（税込）とし、申込者の負担とする。(3)手続方法のアの場合は、自由閲覧システム付属の課金機により納入し、イの場合は給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入すること。

上下水道管路情報複写図交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

上水道		下水道	
申請者	住所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号	
	ふりがな 会社名	〇〇ふどうさん 〇〇不動産株式会社 (業者コード)	
	ふりがな 氏名	すいどう たろう 水道太郎	
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
確認欄	交付部数		納付書番号
	白黒	10円× 枚	
	カラー	50円× 枚	
備考	(マンホール・バルブ・消火栓・水栓)		対応者

第5章 せん孔・分岐

第1節分岐等の申込み手順

指定工事事業者は、分岐等の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。

(解説)

1 手続き

前日の11時までに日程の入力（工事業者専用PC端末）を行うこと。

（記載例15 「せん孔立合予約申込手順」 P35 参照）

2 添付書類等

(1) 給水装置工事設計図（せん孔者氏名、登録番号、せん孔月日を記入） 1部
（記載例16 P36）

(2) せん孔資格があることを証明するものの写し1部

(3) 地下埋設物確認書の写し1部

※様式は下のURLまたは二次元バーコードからダウンロードすること。

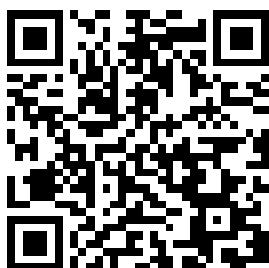
(4) 当該道路管理者の道路占用許可書の写し1部

(5) 当該警察署の道路使用許可証の写し1部

(6) 着手届と路面復旧断面図

3 注意事項

断水を伴う場合は、工事許可書通知書発行後に検査員と事前に協議しなければならない。（第13章施工も参照のこと）



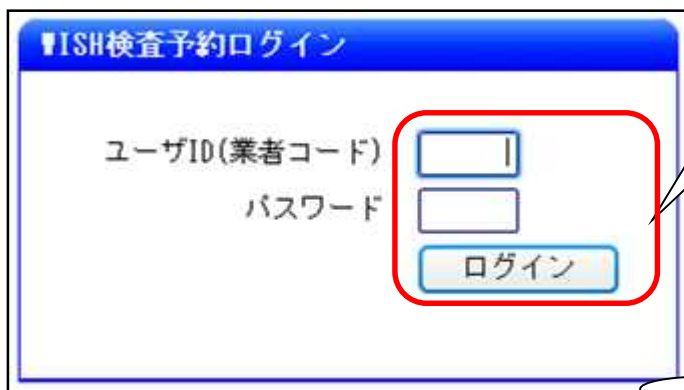
秋田市上下水道局HP「地下埋設物確認」

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008343.html>)

せん孔立合予約申込手順

(記載例 15)

①受付画面



WISH 検査予約ログイン

ユーザID(業者コード)

パスワード

ログイン

業者コード・パスワードを入力後、ログインボタンをクリックすると、検査予約申込画面が開く。

②予約申込画面



WISH 検査予約システム

業者コード: 0347 業者名: 保教設備

2017年11月			2017年11月			2017年11月					
日	種	件	日	種	件	日	種	件			
1日	水	4	14	11日	土	0	0	21日	火	0	0
2日	木	14	9	12日	日	0	0	22日	水	0	0
3日	金	0	0	13日	月	14	16	23日	木	0	0
4日	土	0	0	14日	火	13	19	24日	金	0	7
5日	日	0	0	15日	水	18	2	25日	土	0	0
6日	月	18	10	16日	木	0	0	26日	日	0	0
7日	火	16	13	17日	金	0	0	27日	月	16	16
8日	水	15	0	18日	土	0	0	28日	火	18	10
9日	木	4	0	19日	日	0	0	29日	水	20	15
10日	金	5	3	20日	月	0	10	30日	木	18	17

新規追加

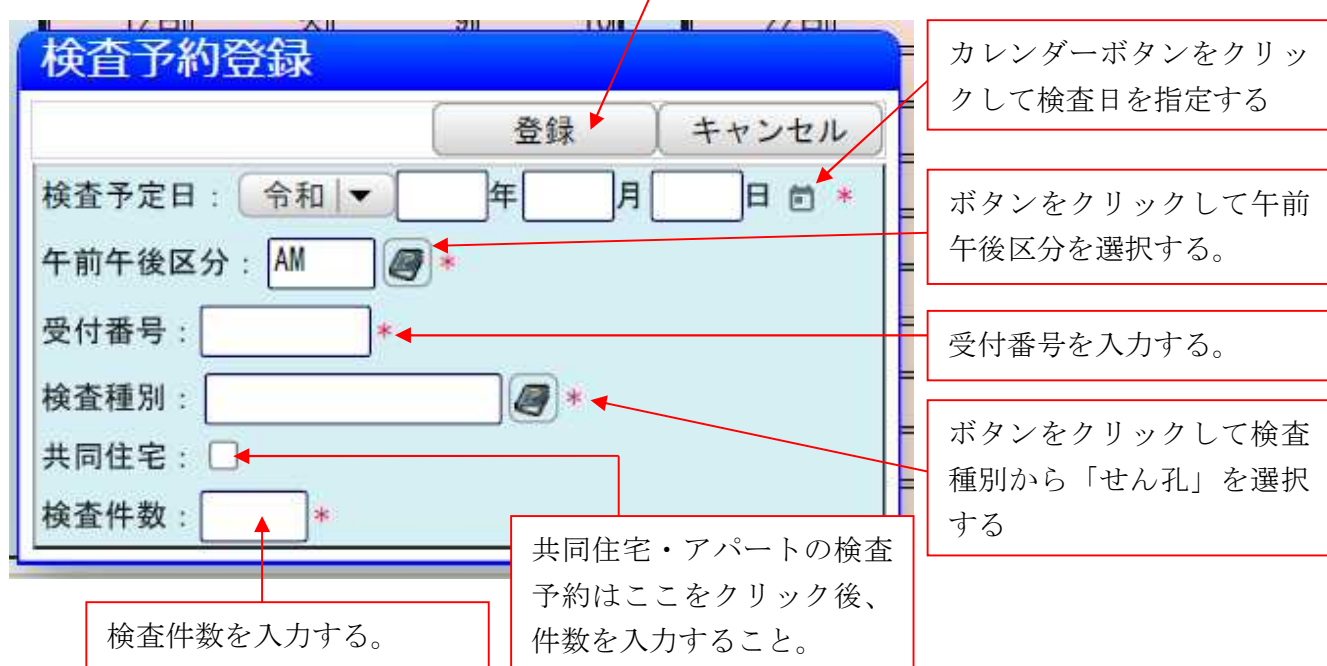
予約履歴画面

予約状況を確認する。

新規追加

新規追加ボタンをクリックする。

③予約登録画面



検査予約登録

登録 キャンセル

検査予定日: 令和 年 月 日 *

午前午後区分: AM *

受付番号: *

検査種別: *

共同住宅:

検査件数: *

登録ボタンをクリックする。

カレンダーボタンをクリックして検査日を指定する

ボタンをクリックして午前午後区分を選択する。

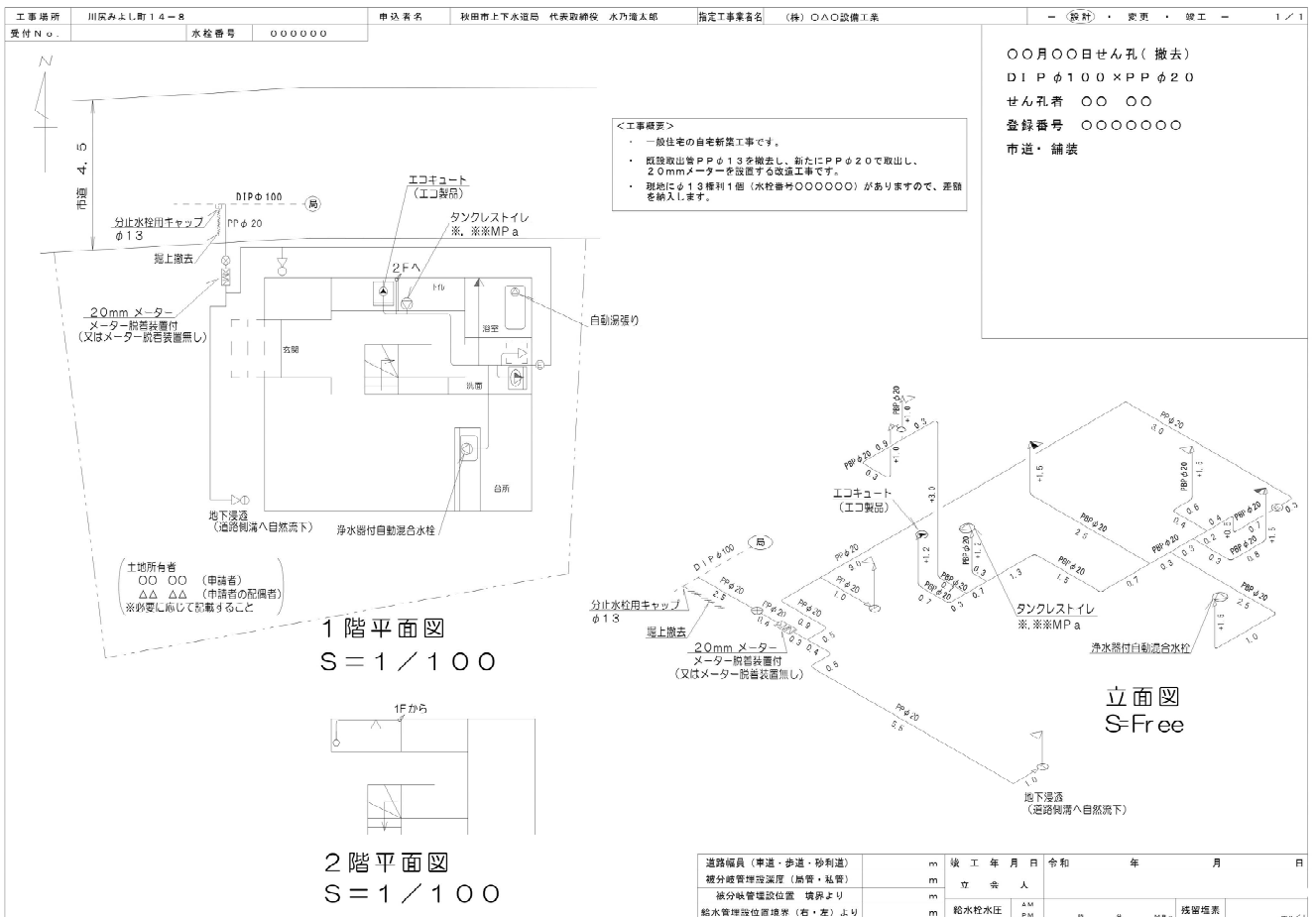
受付番号を入力する。

ボタンをクリックして検査種別から「せん孔」を選択する

共同住宅・アパートの検査予約はここをクリック後、件数を入力すること。

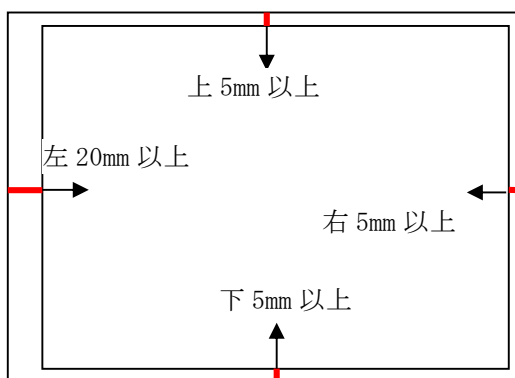
検査件数を入力する。

せん孔・撤去等施工時に提出する図面について



※ 注意事項

- ① せん孔・撤去施工箇所を赤く表示すること。
- ② せん孔年月日、被分岐管および分岐管の管種口径、せん孔者氏名、せん孔者の資格番号、道路区分を記入すること。
- ③ せん孔・撤去が終了したら、速やかに状況報告をすること。
- ④ 設計図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠 (道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管理設位置境界、竣工年月日、立会人、給水栓水圧、残塩濃度) を削除する。
- ⑤ 以下のとおり余白を取ること。



第6章 工事中一栓の申請

第1節 工事中一栓の申込み手順

指定工事事業者は、工事中一栓の工事中着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。

(解説)

1 手続き

前日の11時までに日程の入力（工事業者専用PC端末）を行う。

（記載例19 「工事中一栓申込み手順」 P40 参照）

2 添付書類等

(1) 給水装置一栓工事申込書 1部 （記載例18-1）様式第15号 P38

(2) 位置図 1部 (A4) （記載例10-2）P28

(3) 給水装置一栓工事申込書に添付する工事中メーター設置図面
(一栓箇所の明記、一栓月日を記入/A4、A3各1部)
(記載例20) P41

(4) 水道メーター取付及び使用開始届 （記載例21）様式第60号 P42

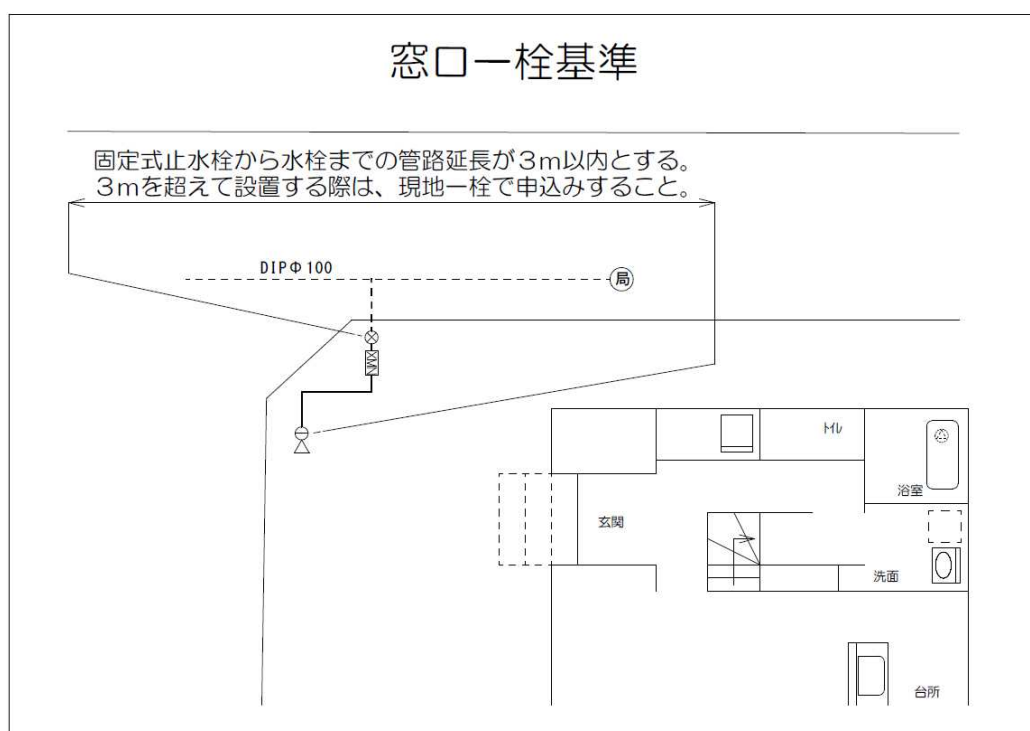
3 報告

窓一栓工事を行った場合は当日中に速やかに一栓工事報告書を提出しなければならない。提出方法は持参又は電子メールとする。電子メールで提出する場合は指定のEメールアドレス宛とし、報告書のPDFファイルを添付するものとする。Eメールアドレスについては給排水課へ確認すること。

（記載例18-2）様式第16号 P39

4 注意事項

- ・ 即日にメーターを取り付けすること。また、既設メーターは速やかに返却すること。
- ・ 一栓工事報告書の提出が15時以降となる場合は連絡をすること。



受付印

給水装置一栓工事申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者 **株式会社 〇〇水道**

代 表 者 **水 道 太 郎**

受付番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
工事場所	秋田市 川尻みよし町14-8
申込者	水乃 環太郎

- 給水管取出し後、工事用水として一栓を使用したいので、検査を申込みます。
- 工事用水として一栓を使用したいので、メーターの交付を申込みます。
なお、メーターは交付された日に取付け、速やかに工事報告書を提出します。

受取者								
受取月日				月 日				
メーター	口 径		番 号		名 称	金 門 東 洋 日 国	愛 知 東 光 阪 神	リコー 明 治

現地検査の結果、次のとおり報告します。

検査年月日	検査結果	
年 月 日	合 格	不 合 格
特記事項		

年 月 日

検査員

一 栓 工 事 報 告 書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

令和〇〇年〇〇月〇〇日に一栓工事を行い、現地のメーターの設置状況は次のとおりですので報告します。

指定工事業者

主任技術者

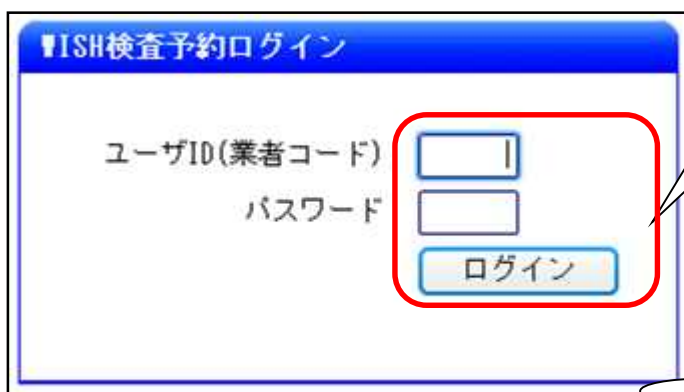
受付番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇		申込者	〇〇 〇〇			
工事場所	秋田市 川尻みよし町14-8						
交付日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
取付日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日						
設置メーター	口径	20mm	番号	〇-〇〇〇	名称	金門 リコー 東光 日国	愛知 東洋 明治 神
検査項目及び検査内容							検査結果
メーター	逆付けがなく水平に設置されているか						○
	メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか						○
	メーターに異物が混入していないか						○
	全ての給水用具が、メーターを経由しているか						○
吐水量	給水栓の吐水量は適切か					○	
給水栓圧	AM・PM	1 時 15分		○ MPa	○		
水質確認	残留塩素濃度 0.0 mg/L					○	
承認表示	給水装置工事承認表示はされているか					○	

- ※ メーターは、交付日に取り付けをし、工事終了後速やかに提出すること。
- ※ メーターは、上流側を洗管後、向きを間違わないように設置すること。
- ※ メーターは、工事用水のために交付したものであり、竣工後は速やかに検査を受けること。

工事用一栓申込手順

(記載例 19)

①受付画面



WISH検査予約ログイン

ユーザID(業者コード)

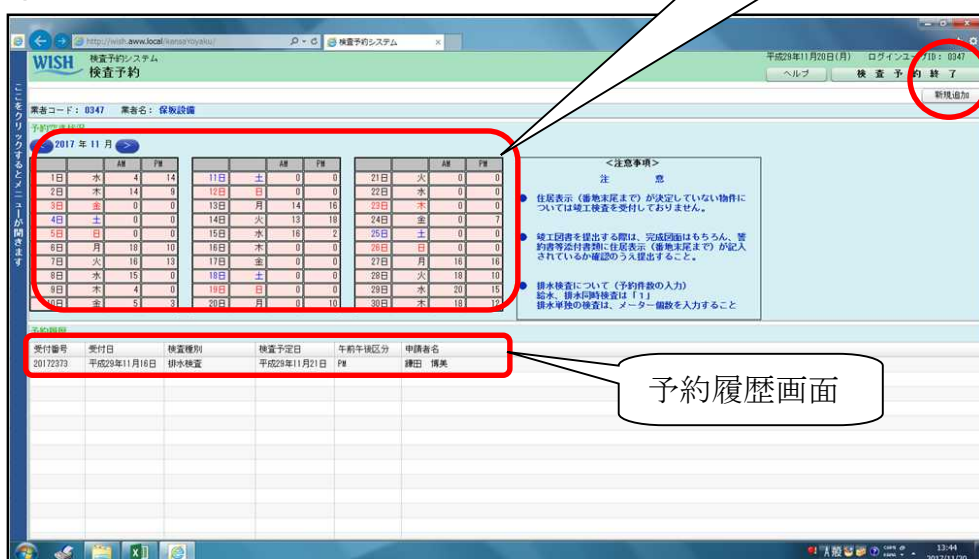
パスワード

ログイン

業者コード・パスワードを入力後、ログインボタンをクリックすると、検査予約申込画面が開く。

予約状況を確認する。

②予約申込画面



WISH 検査予約システム

業者コード: 0347 業者名: 保数設備

2017年11月			2017年11月			2017年11月					
日	水	検	日	水	検	日	水	検			
1日	水	4	14	11日	土	0	0	21日	火	0	0
2日	木	14	9	12日	日	0	0	22日	水	0	0
3日	金	0	0	13日	月	14	16	23日	木	0	0
4日	土	0	0	14日	火	13	19	24日	金	0	7
5日	日	0	0	15日	水	18	2	25日	土	0	0
6日	月	18	10	16日	木	0	0	26日	日	0	0
7日	火	16	13	17日	金	0	0	27日	月	16	16
8日	水	15	0	18日	土	0	0	28日	火	18	10
9日	木	4	0	19日	日	0	0	29日	水	20	15
10日	金	5	3	20日	月	0	10	30日	木	18	17

新規追加

予約履歴画面

受付番号	受付日	検査種別	検査予定日	午前午後区分	申請者名
20172379	平成28年11月16日	排水検査	平成28年11月21日	PM	鎌田 博美

新規追加

新規追加ボタンをクリックする。

③予約登録画面



検査予約登録

登録 キャンセル

検査予定日: 令和 年 月 日 *

午前午後区分: AM *

受付番号: *

検査種別: *

共同住宅:

検査件数: *

すべての入力が終わったら、登録ボタンをクリックする。

カレンダーボタンをクリックして検査日を指定する

ボタンをクリックして午前午後区分を選択する。

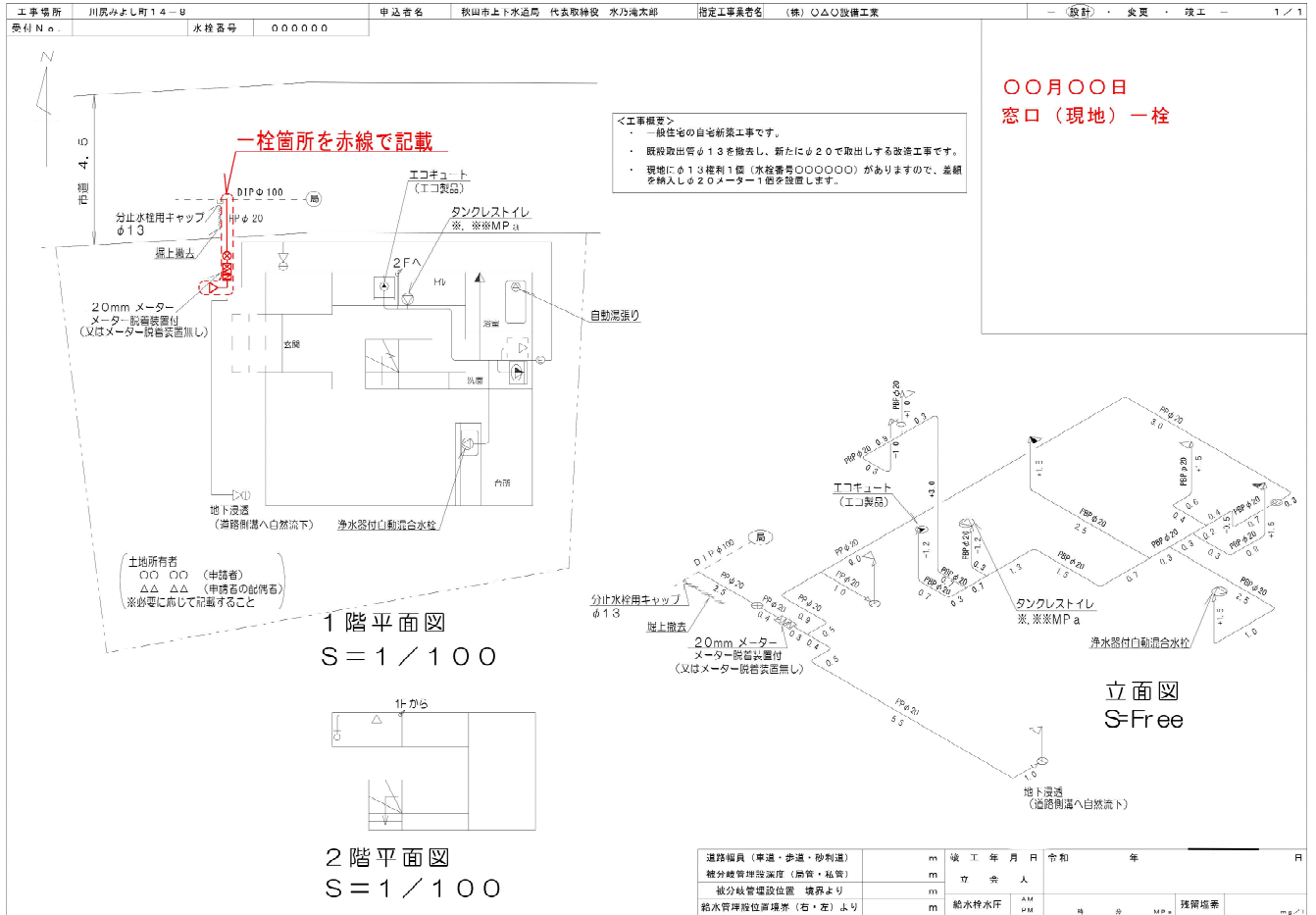
受付番号を入力する。

ボタンをクリックして検査種別から「現地一栓」を選択する

検査件数を入力する。

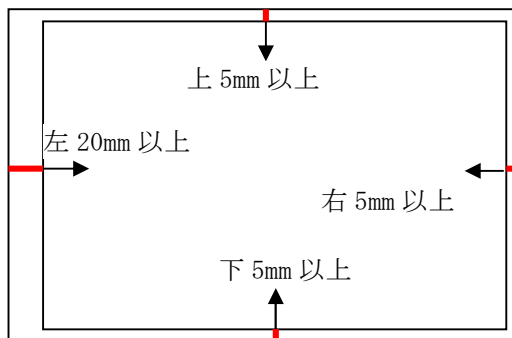
共同住宅・アパートの検査予約はここをクリック後、件数を入力すること。

給水装置一栓工事申込書に添付する工事用メーター設置図面（記載例 20）



※ 注意事項

- ① 工事用一栓設置位置および施工箇所を赤く表示すること。
- ② 設置年月日を記入すること。
- ③ 工事用一栓は施行指針を遵守し設置すること。
- ④ 工事用一栓は、固定止水栓より3m以内に給水栓を設置すること。
また、3mを超えるものは現地一栓とする。
- ⑤ 以下のとおり余白を取ること。



アパート等完成時、入居者がいない場合は“完成休止”を選択すること。

(記載例 21) 様式第 60 号

受付番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	出庫要件	検査	工事一栓・せん孔+一栓
水栓番号	新規附番		新規出庫・増径出庫・減径出庫・同径出庫	

水道メーター取付及び使用開始届

① 秋田 5. 雄和 7. 河辺	工事種別	使用状況	口径変更	開栓方法
	新設 (改造) (増径・減径・同径) 改造(新規) 臨時	工事使用 (完成使用) 完成休止	13 mm → 20 mm	新規開栓 開栓 再開栓

届出年月日	〇年 〇月 〇日	使用開始年月日 (取付年月日)	〇年 〇月 〇日
-------	----------	--------------------	----------

給水装置場所	住所	秋田市 川尻みよし町 14番 8号	
	(フリガナ) 方書		
	(フリガナ) 使用者氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎	

アパート等の場合、アパート名や部屋番号をメーター出庫前に確認し、検査時や検査後に変更のないようにすること。

所有者	住所	秋田市川尻みよし町 番号	
	(フリガナ) 方書		
	(フリガナ) 氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎	自宅電話 〇〇〇-〇〇〇 勤務先電話 その他電話

送付支払先	住所	秋田市川尻みよし町 1番 8号 4号	
	(フリガナ) 方書		
	(フリガナ) 氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎	自宅電話 〇〇〇-〇〇〇 勤務先電話 その他電話

指定工事業者	会社名	〇〇水道	電話番号	〇〇〇-〇〇〇
	担当者名	〇〇 〇〇	携帯電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

給水装置場所			枝	メーター口径	メーター番号	検年	取付指針	m3
水栓番号								
地区	台帳	一連						
				メーター名称				

備考	/	/

第7章 占用

第1節 道路占用許可申請等の手続き

指定工事事業者は、給水装置工事の申請が受理された後、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きについて、以下のとおり行わなければならない。

- (1) 指定工事事業者は、関係機関へ道路占用又は使用許可申請書に關係書類を添付して申請しなければならない。
- (2) 申請に係る主な関係官公署および申請書類等は、「第4節 道路占用に必要な書類」による。
- (3) 占用の申込み手順<道路掘削および埋設に伴う占用（道路使用含む）>
 - ア 手続き
「第2節 道路占用許可申請等の流れ」を参照すること。
 - イ 提出書類
当該道路管理者の道路占用許可申請書
※ 別冊「道路占用様式集（書き方およびひな型）P4～46」を参照すること。
 - ウ 主な添付書類
 - (ア) 位置図 (記載例 10-2) P28
 - (イ) 平面図、断面図 (記載例 22) P50
 - (ウ) 路面復旧標準断面図 (記載例 23-1～3) P51～53
 - (エ) 現況写真 (記載例 24) P54
 - (オ) 給排水課に提出した給水装置工事申込書のコピーを1部添付
 - (カ) 道路占用許可申請チェック表 (別冊「道路占用様式集」) P3※その他道路管理者が指定する書類
 - エ 上記イ、ウの書類を給排水課窓口へ提出すること。
- (4) 書類受付と交付時間
 - ア 受付時間 午前8時30分から午前11時00分までとする。
 - イ 交付時間 午後3時00分から午後5時00分までとする。※ 提出日当日に、局の許可済みの書類の交付を必要とする場合は、午前11時までに申請書等を提出すること。
- (5) 主な道路占用許可申請書等の提出先
 - ア 国道・国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所
 - イ 県道・秋田地域振興局建設部用地課管理班
 - ウ 市道・秋田市建設総務課占用担当
 - エ 秋田市法定外公共財産・秋田市建設総務課管理担当／秋田市農地森林整備課農業基盤担当
 - オ 秋田市駅東地区土地区画整理事業区域・駅東事務所
- (6) 道路管理者と協議
国道、県道、および市道の主要道路等については、道路管理者と十分協議のうえ、道路占用許可申請書を作成すること。
- (7) 道路占用工事着手届の提出
道路占用工事着手届に示す関係書類を添付すること。
- (8) 占用工事における協議
道路掘削にあたって、給水管取出しの位置・他占用物件との離れ・官

民境界の掘削・工事の時間帯・路盤材・舗装材など当初の申請内容と異なる場合は、必ず道路管理者と協議をすること。

(9) 道路占用工事完了届の提出

ア 道路占用工事完了届書に示す関係書類を添付すること。

イ 工事完成写真は成果品であることから、第三者が見ても一連の工事工程が判るよう編集すること。

ウ 完成写真については、配水管工事標準仕様要領集 (URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「6 工事記録写真撮影要領」を参考に撮影すること。

エ 工期変更があった場合は、「給水装置工事申請の竣工予定日延期届出書」のコピーを添付すること。

(10) 道路占用許可証等の原本および完成図面の提出

道路占用工事完了届提出時に、次の道路占用許可証等も併せて給排水課へ提出すること。

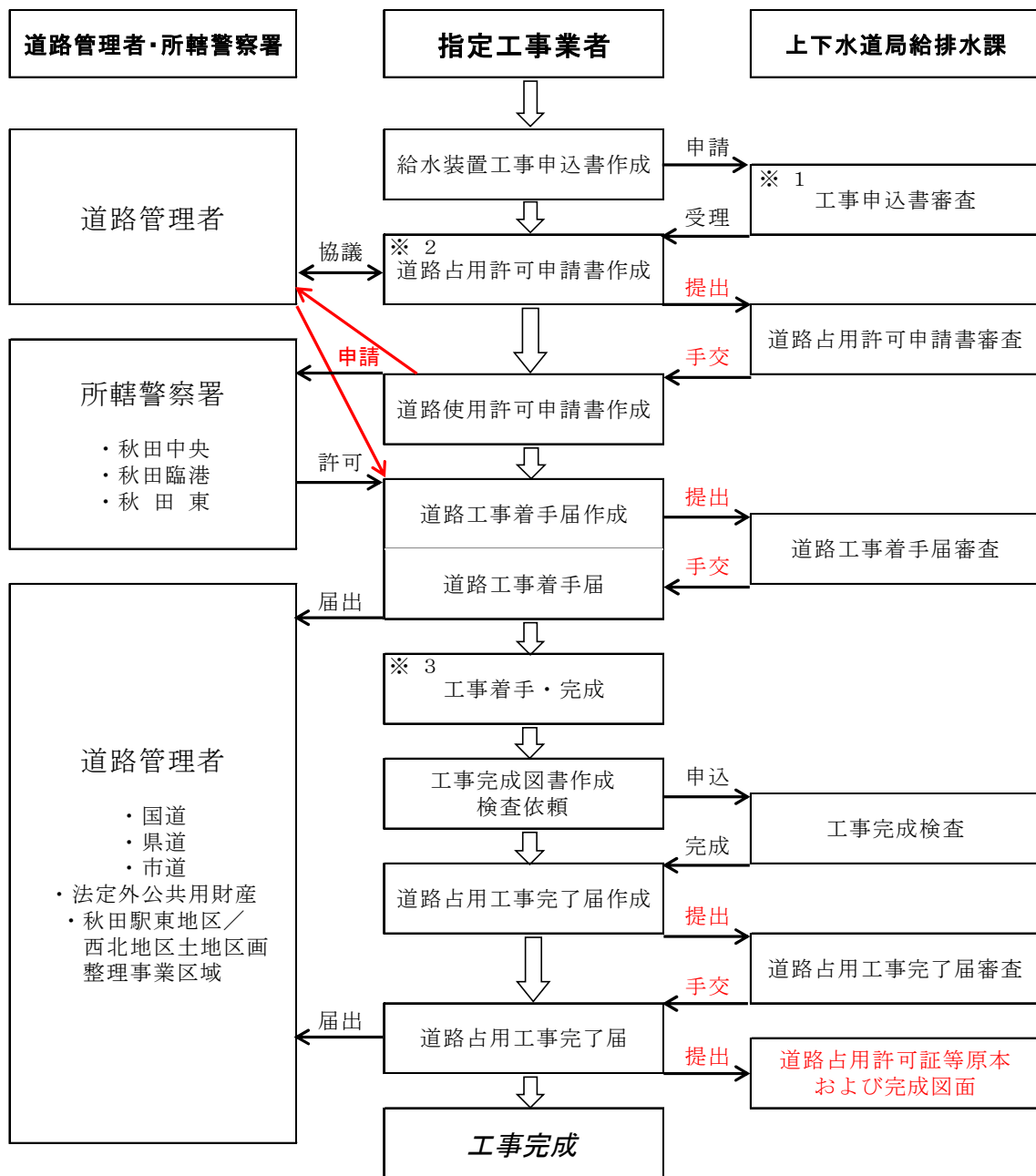
ア 道路占用許可証の原本。

イ 秋田市法定外公共財産については、法定外公共物使用届書（受領印が押印済のもの）の写し。

ウ 上記の許可書等の提出の際は、完成図面の写しも添付すること。

第2節 道路占用許可申請等の手続き

道路管理者、所管警察署、上下水道局給排水課への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。



※ 1 給水装置工事申込書が受理されてから、道路占用許可申請書を提出すること。

※ 2 国道および県道・市道の主要道路等は、道路管理者と協議のうえ、道路占用許可申請書を作成すること。

※ 3 道路掘削中に既設管理設置位置等申請内容と異なる場合は、関係する道路管理者と協議すること。

第3節 道路占用工事についての指示事項

道路占用工事を施工する際は、以下の指示事項を遵守すること。

1 道路管理者に提出する書類

工事着工3日前までに「着手届」と道交法77条1項による警察署長の許可の写しを、工事検査終了後は、速やかに「完了届」と現場写真「着工前、工事中（埋戻し土、締め固め中）、完了後」および道路占用許可証（条件書含）の写し、平面図の写しを添付し提出すること。

2 施工業者の義務

(1) 許可済みの許可標（様式）を現場内に掲げて施工すること。なお、許可標の仕様については以下の通りとする。

ア 文字はペンキ又はペン等を用いて明確に記載すること。

イ 標板は厚さ15mmの木板程度以上の強度を有するものを用いること。

※ 標板によりがたい場合は標柱を使用してもよい。

(2) 占用工事にあたっては、既占用物件の管理者と十分協議し、他の占用工作物に損害を与えないように注意すること。

(3) 占用工事現場内には、工事名標示板、通行制限標示板、迂回路標示板等を設置すること。

(4) 占用工事中、工事資材を道路上に仮置する場合等は走行者の安全を確保し、また、車両の通行に伴う事故を防止するため防護柵、保安灯等の安全対策を十分にし、夜間でも保安灯等の保安施設を設置するなど万全を期すること。また、工事現場周辺の住民とのトラブル防止にも十分配慮すること。

(5) 占用工事完了後、占用箇所には占用物件の記号を明示し道路管理者の検査を受けること。

(6) 占用工事完了後2年間は、随時占用現場を見まわり占用物および路面に破損が認められた時は、直ちに上下水道局に報告し、道路管理者の指示を上下水道局から受けた後、施工業者の責任で原形復旧し、完了後、道路管理者の検査を受けること。

(7) 工事完了後、当該工事に起因する舗装の不備等が生じた場合は当課および道路管理者に報告し、道路管理者の命に従うこと。

3 道路占用工事中の注意事項

(1) 掘削土および工事資材、工事用機械等については、人家の出入口や排水、歩行者および車両の通行に支障とならないよう十分配慮すること。

(2) 掘削作業中に他の地下埋設物を発見した場合には、直ちにその管理者に立会を求めると。また、在来路体を乱すような掘削をすることのないよう特に注意すること。

(3) 掘削土は現場に堆積せず、直ちに搬出し掘削土は埋戻し土に再利用してはならない。

(4) 所要の工事作業終了後は、当日中に埋戻しすること。埋戻し土は規格土（山砂）等を使用し、埋戻しの構造は路面復旧標準断面図のとおりとする。また、各使用資材ごとに各層20cm以内で転圧機で（車道は10回以上、歩道は5回以上）締め固めること。仮復旧における所定の厚さは道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに3cmで即時復旧し、本復旧は早急に行うこと。

(5) アスファルト舗装、コンクリート舗装等の路面復旧の工種については、原形復旧とする。

- (6) 路面復旧は、既存路面との段差がないように施工すること。
- (7) 区画線（センターライン、外側線、停止線、横断歩道、その他の路面標示）があった時は、早急に原形復旧すること。仮復旧の場合も同様とする。
- (8) 区画線の施工は、秋田県土木工事共通仕様書共通編 3-2-3-9 の規定によるものとする。

4 施工業者の責任

- (1) 砂利道、舗装道を問わず、本復旧後道路占有掘削に起因して生じた事項は指定工事事業者の責任とする。
- (2) 道路管理者が行う道路工事で、給水装置の改造、移設、撤去等を要する場合は、給水装置所有者等が行い、その費用も負担する。なお、道路占有協議および協定等が締結されている物件については、この限りではない。

5 本指示事項に記載されておらず、別途協議を要すると考えられる事項については上下水道局に報告し、道路管理者の指示を上下水道局から受けること。

様式 許可済みの許可標

○○○○ 道 占 用 許 可 標			
占 用 の 目 的			
占 用 の 期 間	年	月	日より
	年	月	日まで
占用の面積・ 延長又は数量	長	m × 幅	m
占有許可年月日	年	月	日
占有許可番号	○○○○○	第	号
占有者の住所 氏名	電話		
施工業者名	電話		

30cm

40cm

第4節 道路占用工事についての指示事項

道路占用に係る主な関係機関および申請書類等は以下のとおりである。

○ ～提出を要する — ～提出を要さない

△ ～申請内容によっては提出を要するため、提出先と協議すること




種別	提出先	道路占用申請書										着手届			完了届			取下届	更新手続							
		提出部数	添付書類								提出部数	添付書類		添付書類												
			位置図	位置図 (1/50000)	平面図	断面図	路面復旧図	交通規制図	現況写真	工程表		緊急連絡体制	規格書	公図	提出部数	使用許可証	警察許可証			提出部数	使用許可証	平面図	工事写真	廃止(滿了)届		
国道	国土交通省東北地方整備局 秋田国道維持出張所	申請完了届 2部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	1部	10年更新	
県道	用地課(一般/河川)管理担当 秋田地域振興局	申請完了届 2部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—	10年更新	
		廃止作業届 1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	県提出不要 (完成時に局へ廃止届鏡と写真を提出)
市道	建設総務課 秋田市建設部	申請完了届 2部	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	1部	10年更新
法定外公共用財産	管理担当 建設総務課 秋田市建設部	申請完了届 1部	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	1部	5年更新
			農業基盤担当 秋田市産業振興部	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	1部
土地区画整理事業区域	計画工事担当 秋田市都市整備部	申請完了届 1部	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	1部	道路管へ引き継ぐまで
		廃止申請書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部	1部	道路管へ引き継ぐまで

第5節 平面図と断面図を記載する際の注意事項

道路占用の申請（届）における平面図と断面図の記載方法は、記載例 22 を参考に以下の点に注意して行うこと。

1 共通事項

- (1) 新設管は実線、既設管は破線、撤去管は破線を連続した斜め線で記入すること。

新設管 
既設管 
撤去管 

- (2) 管延長は被分岐管の中心から官民境界までを計測し、メートル単位で小数第1位表記すること。(例：1.5)
- (3) 道路幅員等は、メートル単位で小数第1位で記入すること。(例：2.0)
- (4) 側溝等の形状、深さを縮尺に従って記入すること。
- (5) 縮尺は1/100を基本とする。
- (6) 管種・口径等は、引出し線を引いて記入すること。
- (7) 方位は北を上とし、方位記号を記入すること。

2 平面図を記入する際の注意事項

- (1) 被分岐管は、2本の実線と中心線を破線で記入すること。
- (2) 既設管を残置する場合は、引き出し線で、キャップ止め[口径]を記入し、残置する管は、破線に連続した斜め線を記入すること。

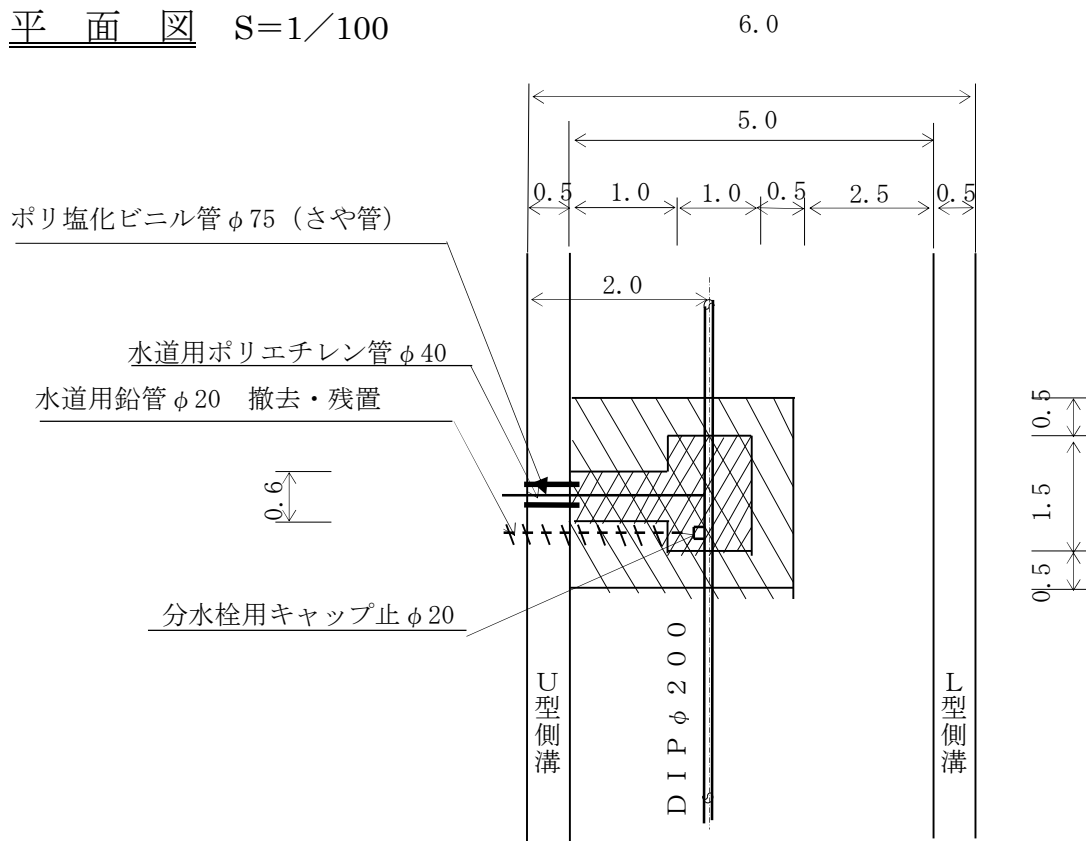
3 断面図を記入する際の注意事項

- (1) 防護管（さや管）を使用する場合は、図面に表示すること。
- (2) 深さは、小数第2位のメートル単位とする。(例：0.65)
- (3) 被分岐管の口径は縮尺どおり記載すること。
- (4) 平面図と並べて表示し、管延長や幅員等の整合を図ること。

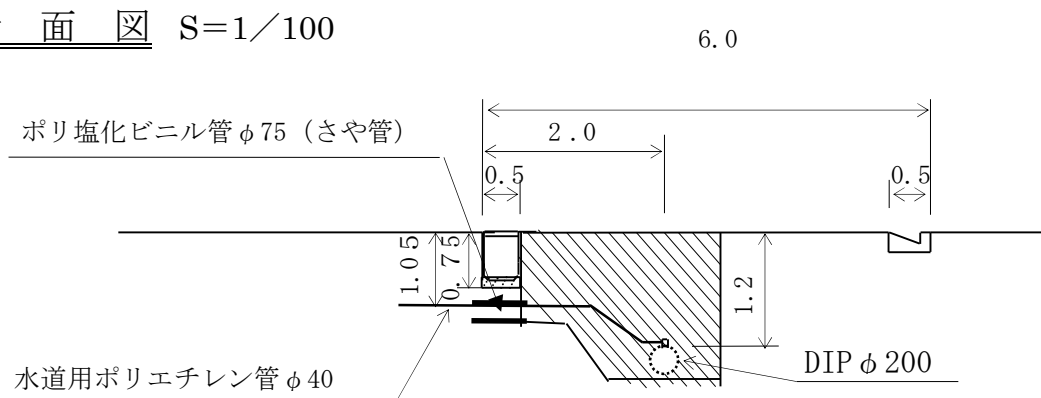
4 基本情報を記入する際の注意事項

- (1) 申請地、申請人、指定工事事業者、舗装業者、掘削面積、復旧面積、規模、占用の長さは、占用申請書、着手届、完成届の記載内容と整合させること。
- (2) 掘削面積および復旧面積は、小数第1位（小数第2位を四捨五入）のメートル単位とし、表内で計算内容が表示できない場合は表内の余白に記入すること。

平面図 S=1/100



断面図 S=1/100

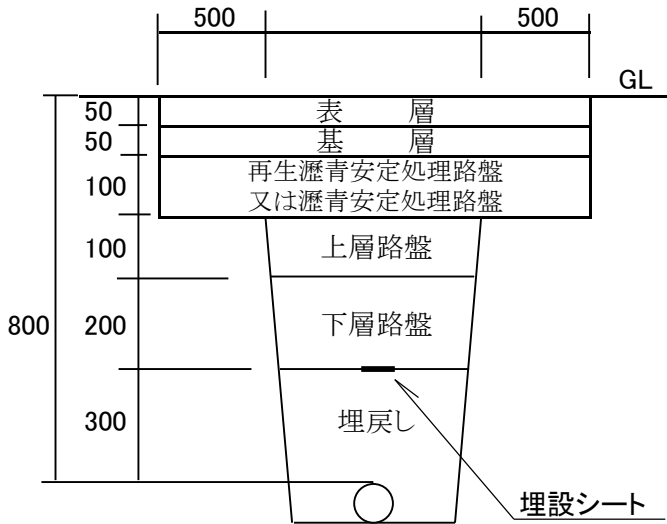


設計者 ○○○○

申請地	秋田市川尻○○町○○-○○	
申請人	水道二郎	
指定工事業者	○○水道(株)	
舗装業者	○○舗装(株)	
設計年月日	年 月 日	
掘削面積	$1.5 \times 1.0 + 1.0 \times 0.6 = 2.1 \text{ m}^2$	
復旧面積	$2.5 \times 2.5 = 6.3 \text{ m}^2$	
規模	φ40	占用の長さ L=2.0m
	φ20	占用の長さ L=-2.0m
	φ75	占用の長さ L=2.0m(サヤ管)

アスファルト舗装

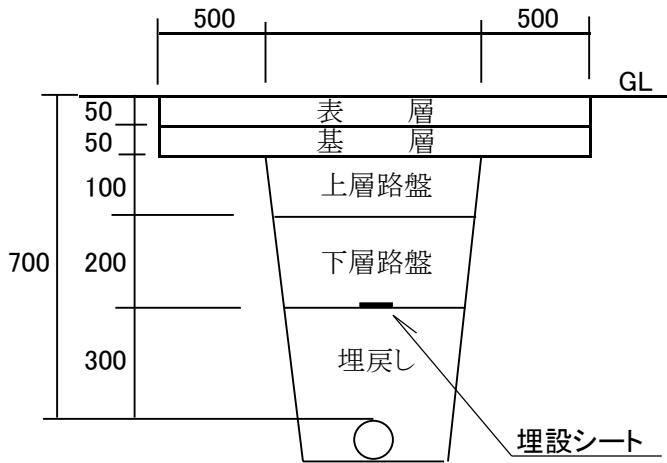
車道(主要幹線道路)



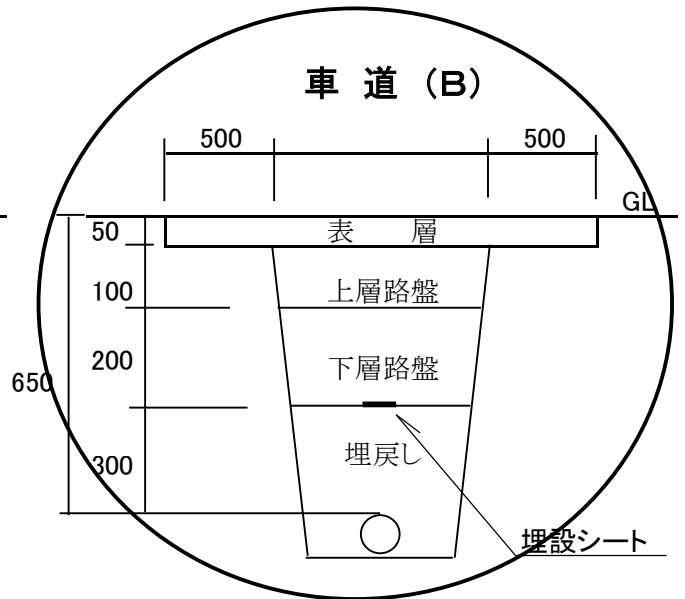
各断面の使用材料

- ・表層(車道) 再生②密粒度AS又は②密粒度AS
再生⑤密粒度AS又は⑤密粒度AS
(周辺の舗装面に合わせて使用すること。)
- ・表層(歩道) 再生⑦細粒度AS又は⑦細粒度AS
- ・基 層 再生①粗粒度AS又は再生②密粒度AS
①粗粒度AS又は②密粒度AS
- ・上層路盤(車道) M-40又はC-40
RM-40又はRC-40
- ・上層路盤(歩道) RC-40又はC-40
- ・下層路盤 RC-40又はC-40
- ・埋 戻 し 山砂又は改良土等
- ・路面砂利 RC-40又はC-40

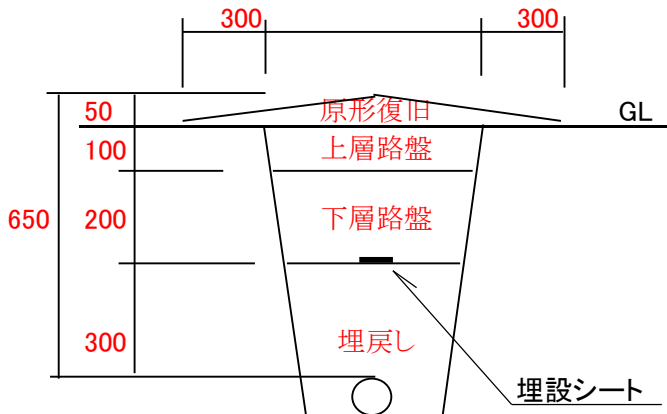
車道(A)



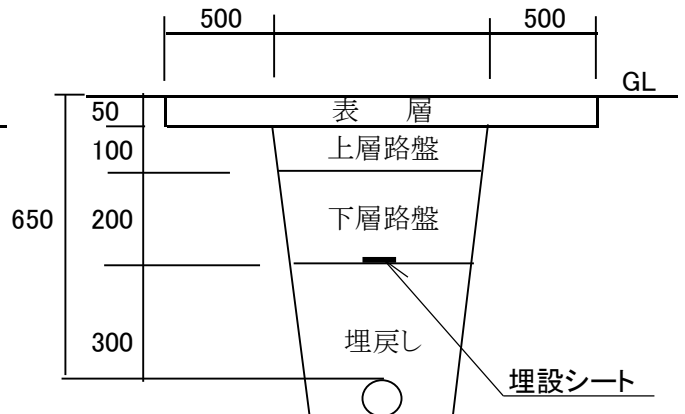
車道(B)



未舗装



歩道



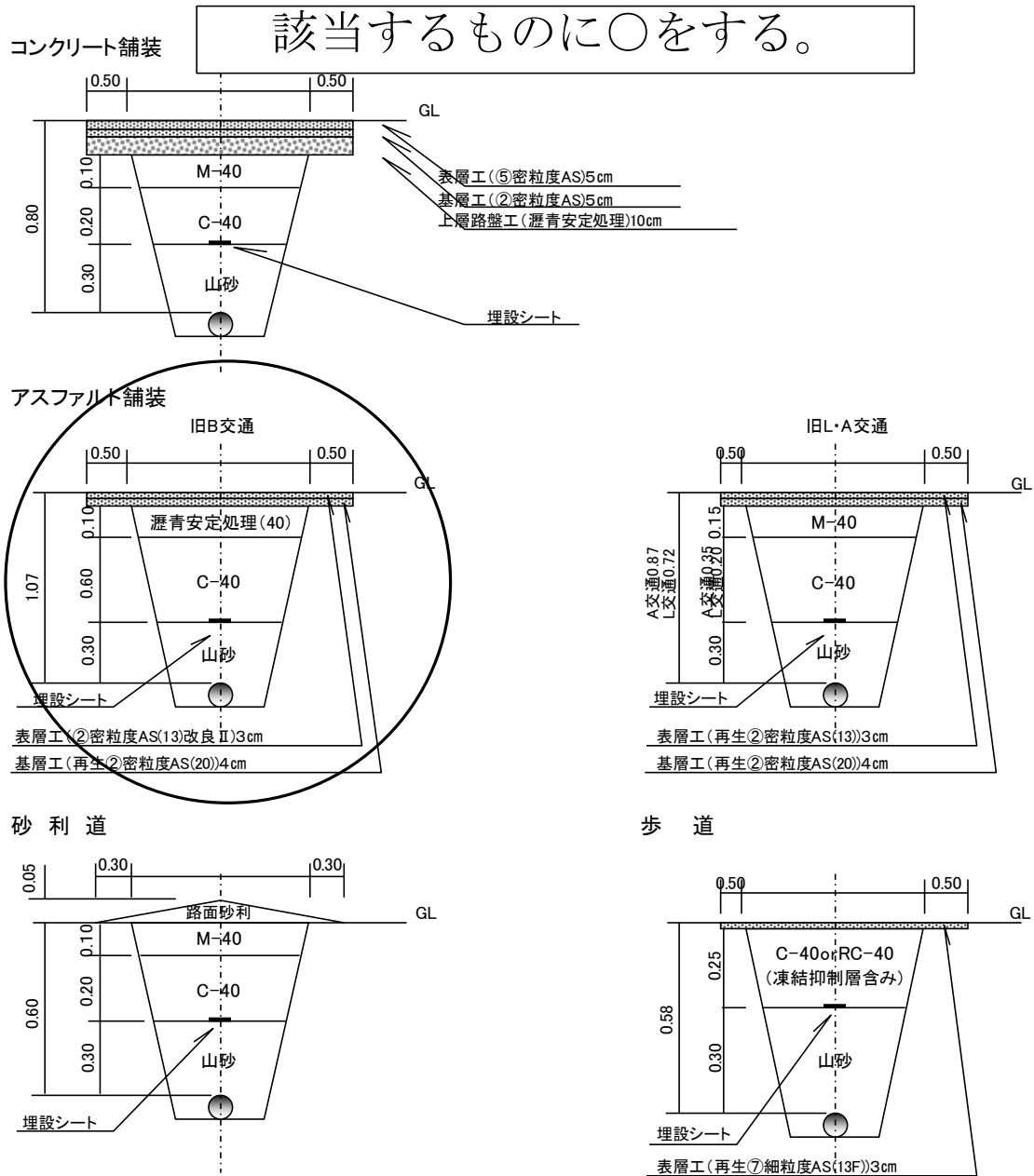
※融雪施設設置道路、電線共同溝設置道路、改良工事等に伴う舗装全幅新設道路および市道中通本線、市道川尻広面線、市道川尻新屋線、市道豊町日吉町線、市道川尻八橋線、ならびに主要幹線道路、車道(A)の大規模工事については、事前に協議すること。

※埋戻しの転圧は20cmごとに行うこと。

※掘削した際、申請の舗装圧と異なった場合は、道路管理者に届け出て指示を受けること。

(県道)

路面復旧標準断面図



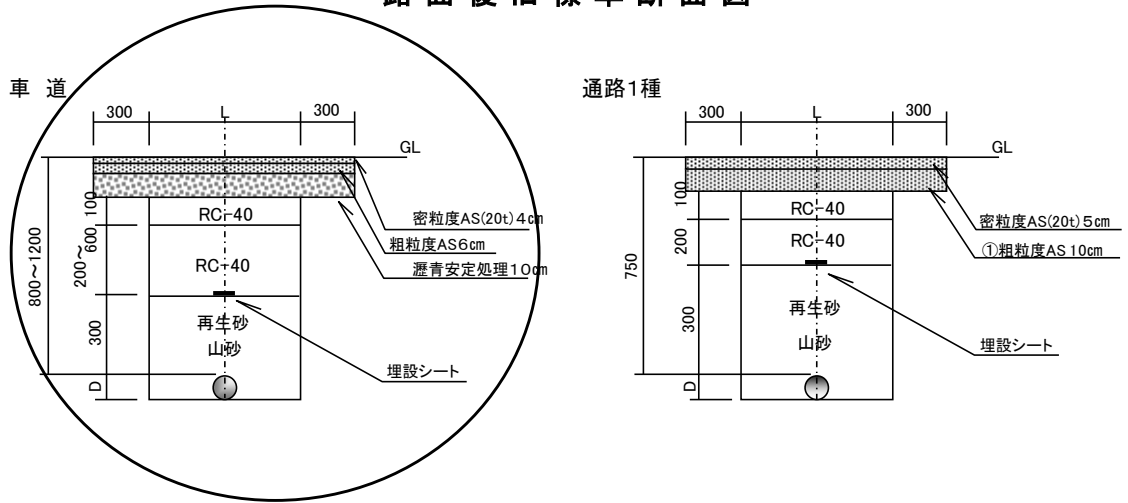
※復旧幅について

- ① 占用管が縦断方向に敷設する場合、半車線復旧を基本とする。
- ② 占用管を横断方向に複数敷設し、その間隔が狭い場合は、事前協議を実施し復旧範囲を決定する。
- ③ 歩道部については、全面復旧を基本とする。

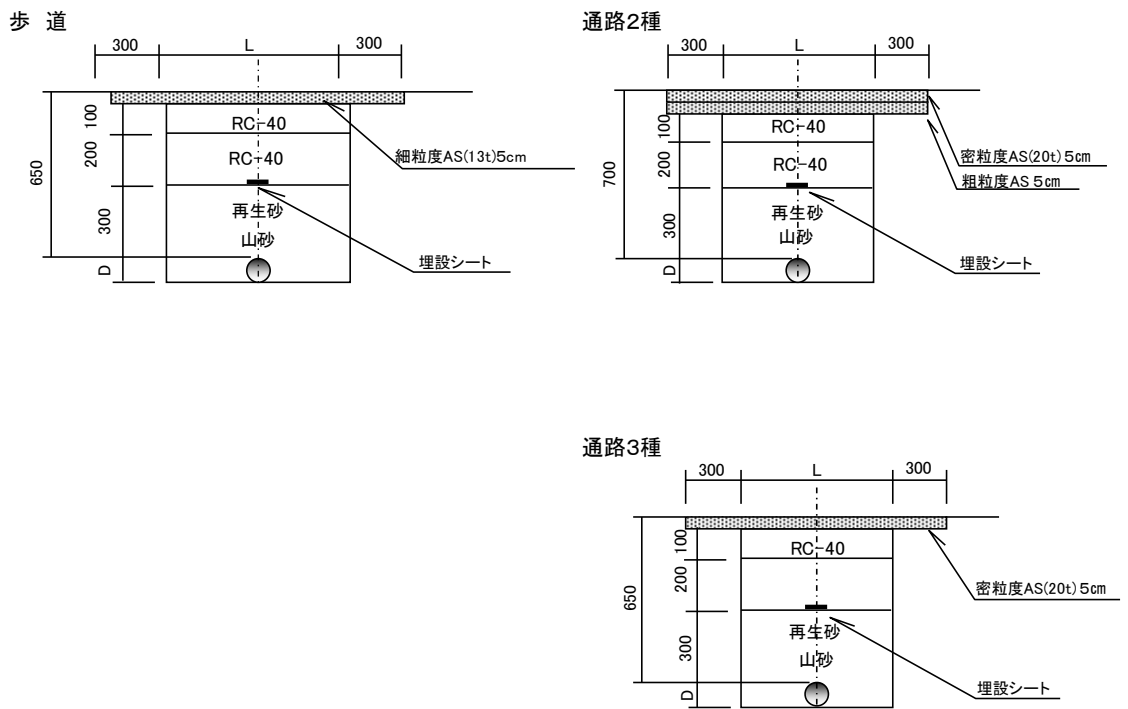
交通量の区分	大型車交通量(台/日・一方向)
L 交通	100未満
A 交通	100以上 ~ 250未満
B 交通	250以上 ~ 1,000未満
C 交通	1,000以上 ~ 3,000未満
D 交通	3,000以上

(国道)

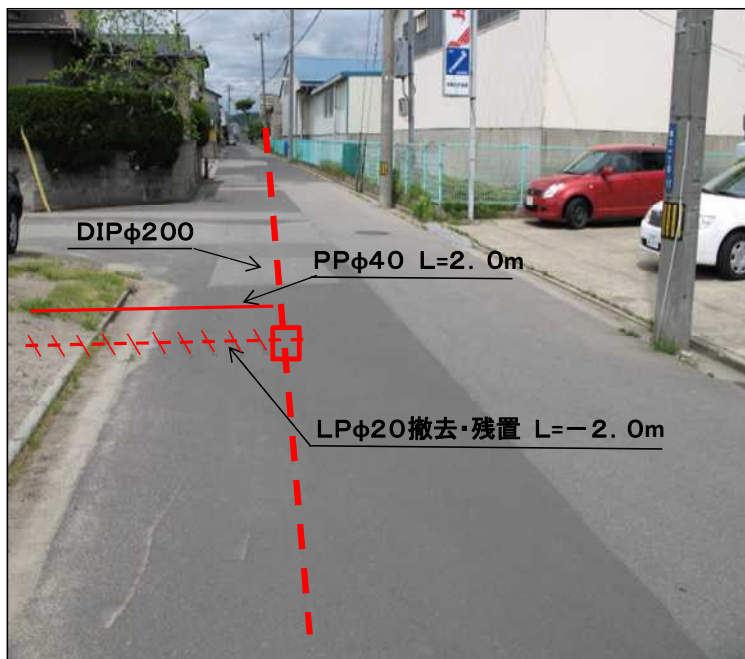
路面復旧標準断面図



該当するものに○をする。



申請時の写真撮影



着工前状況写真

占用物件 PPφ40 L=2.0m

占用物件 LPφ20 L=-2.0m

【申請時の写真撮影の注意事項】

- 1 申請する平面図および断面図と比較できるように同一方向から撮影すること。
- 2 掘削表示はしないこと。
- 3 埋設する占用物件は赤い実線で表示すること。
- 4 撤去又は残置する給水管は赤い破線と斜線で表示すること。
- 5 上下水道局所有の配水管の表示は赤の太い破線で表示すること。
- 6 引き出し線をもちいて、管種・口径・延長を表示すること。

※ 写真に記入しづらい場合は、引出し線を記入の上、記載欄に文字を記入してもよい。

編 計 設

第8章 設計

第1節 基本事項

給水装置の設計は、給水方式の選定、給水管布設位置および給水管口径の決定、設計図の作成、工事費の算出等に至る一切の事務的および技術的な措置である。

(解説)

給水装置は、使用者が必要とする水量を安定かつ安全に供給するため、適正な口径の給水管と使用目的に適合した給水器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れた**構造**となるよう留意しなければならない。

第2節 給水装置の構造および材質

1 給水管および給水用具の指定

管理者は、給水管および給水用具について指定することができる。

(1) 分岐からメーター（弁・栓きょう、メーター**着脱**装置、メーター柵、メーター直下の逆止弁含む）までの構造および材質は、この施行指針で規定するものとする。
(条例第9条2の1)

(2) 材料は、第3節 給・配水材料一覧表 (P57～60) のとおりとする。

2 給水装置の構造および材質

給水装置の構造および材質は、施行令第6条、**第7条**の規定に適合するものとする。

3 特殊器具の設置

給水用具として特殊器具を設置する場合は、申請者にその器具の維持管理説明を十分にすること。

(解説)

1 分岐からメーター（弁・栓きょう、メーター**着脱**装置、メーター柵、メーター直下の逆止弁含む）までの構造および材質は、災害復旧並びに漏水修理を円滑かつ効率的に行うため、管理者が指定するものとする。なお、指定部分の標準配管は、給水装置標準配管図 (P73) のとおりとする。

2 給水装置の**構造、材質**は、施行令第6条、**第7条**の規定に適合**しなければならない**。**給水装置の構造**としての逆流防止、凍結防止、防食などの**性能を必要とすることを十分理解し**、維持管理も容易な給水装置とすること。

3 材料が基準省令の適合品であることの判断は、次のとおりとする。

(1) 自己又は第三者認証品

* 自己認証については、基準適合性の証明が必要であり、各製品が基準省令に定める性能基準に適合していることを示す証明書、および製品品質の安定性を示す証明書 (ISO9000 シリーズの規格への適合証明書等) を、水道事業管理者に提出 (申込時添付) する必要がある。

(2) 日本産業規格品 (J I S)

(3) 日本水道協会規格品 (J W W A)

(4) 基準省令に適合確認済のもの

- 4 給水用具には、残留塩素や濁り等を除去する機能を有する浄水器、活水器、整水器等がある。特に、磁気活水器を設置する場合は、次の事項に注意しなければならない。
- (1) メーター下流側に近接して設置するとメーターそのものに影響を及ぼすおそれがあるため、メーター下流側 50cm 以上の離間をとり、かつ、メーター交換に支障のない位置へ設置すること。
- (2) 設置者である給水装置所有者等に対し、維持管理について十分説明すること。
- 5 鉛に関する基準適合品は、第3章第1節「工事の申込み」(P21)を参照のこと。
- 6 給水用具としての特殊器具とは、浄水器、活水器、食洗器、製氷器、自動湯張り風呂およびタンクレストイレ等である。

4 給水管および給水用具の性能基準の適用例

性能基準		耐	浸	水	逆	負	耐	耐
		圧	出	撃	流	圧	寒	久
給水管 及び給水用具				界	防	破		
給水管		●	●	—	—	—	△	—
給水栓	飲用	●	●	●	○	○	△	—
	ふろ用等飲用以外	●	—	●	○	○	△	—
バルブ		●	●	※	—	—	△	●
継手		●	●	—	—	—	△	—
浄水器		●	●	—	○	—	△	—
湯沸器	飲用	●	●	※	○	○	△	—
	ふろ用等飲用以外	●	—	—	○	○	△	—
逆流防止装置		●	●	—	●	○	△	—
水撃防止器		●	●	●	—	—	△	—
ユニット器具	飲用	●	●	○	○	○	△	—
	ふろ用等飲用以外	●	—	○	○	○	△	—
家電機器類	飲用	●	●	○	○	○	△	—
	ふろ用等飲用以外	●	—	○	○	○	△	—

- 凡 例 : ● 例外なく求められるもの
○ 一般的に求められるもの
△ 求められる場合があるもの
※ 限定的に求められるもの

第3節 給・配水材料一覧表

メーター上流側に使用することができる主な給・配水材料は以下の通りである。

分類	適用規格		仕様・特記事項	
	材 料 名	規 格 番 号		
A 管 種	1 ダクタイル 鋳鉄管	K形	JWWA G 113・JIS G 5526 75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		NS形	JWWA G 113・JDP A G 1042 ・JIS G 5526 75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		GX形	JWWA G 120・JDP A G 1049 75mm～350mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	2 塗覆装鋼管	JIS G 3443	80A～1,000A	
	3 ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	15A～100A (R 8年度9月末に生産終了)	
	4 ポリエチレン管	JIS K 6762	13mm～50mm (1種二層管)	
	5 ステンレス鋼管	JWWA G 115	13mm～50mm (S U S 304、316)	
6 水道配水用 ポリエチレン管	(プレーンエンド)	JWWA K 144	50mm、75mm、100mm	
	(片受管)	PTC K 03	50mm、75mm、100mm (使用に際し管理者の承諾が必要)	
7 硬質塩化ビニルライニング鋼管		JWWA K 116	15A～100A (R 8年度9月末のポリエチレン粉体ライ ニング鋼管の生産終了につき、代替品とし て追加) (電気解氷および直火での解氷は不可)	
B 異形管・ 継手類	1 ダクタイル 鋳鉄異形管	K形	JWWA G 114・JIS G 5527 75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		NS形	JWWA G 114・JDP A G 1042 ・JIS G 5527 75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		GX形	JWWA G 121・JDP A G 1049 75mm～1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	2 割T字管	認 証 品	被分岐管75mm～1,000mm、分岐管50mm～600 mm(通水部エポキシ樹脂粉体塗装) D I P・C I P・A C P・G P・V P 用	
	3 管端防食管継手	認 証 品	15A～100A	
	4 水道用ポリエチレン管 金属継手耐震性能強化型	WSA B 011 ※JWWA B 116 (メカニカル継 手B形) ※認証品 (ワンタッチ式継 手)	13mm～50mm (つば付きコア) ※経過措置として、2019年6月30日までに申 請した工事は、水道用ポリエチレン管金属 継手(メカニカル継手B形 JWWA B 116)お よびワンタッチ式継手(認証品)の使用を 認める	
	5 ステンレス鋼管継手 (伸縮可とう式継手)	JWWA G 116	20mm～50mm	
	6 ステンレス鋼管波状継手 (止水栓用・中間用)	JWWA G 116	13mm～50mm	
	7 鋳鉄製特殊 異形管	(V S ジョイント)	認 証 品	50mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(V C ジョイント)	認 証 品	75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(C A ジョイント)	認 証 品	75mm～250mm
		(V A ジョイント)	認 証 品	50mm～150mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(メカニカルフランジ短管 ロング VP又はPP)	認 証 品	50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(メカニカルフランジ短管 片落管 VP又はPP)	認 証 品	φ75×50 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(メカニカルフランジ短管 2片落管 DIP×VP又はPP)	認 証 品	φ75×50、φ100 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
(V S ジョイント片落管)		認 証 品	50mm～100mm×75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(V C ジョイント片落管)		認 証 品	50mm～100mm×75mm～200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(メカ形T字管)		認 証 品	50mm×40mm、50mm×50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(管帽栓)	認 証 品	75mm～400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)		
8 伸縮継手	(ゴム可とう管)	認 証 品	20mm～1,000mm	
	(伸縮可とう管)	認 証 品	75mm～1,000mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	(伸縮可とう管)	認 証 品	13mm～50mm	
9 EFソケット		JWWA K 145	50mm、75mm、100mm	
10 EFベンド90°		PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)	
11 EFベンド45°		PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)	

分類	適用規格		仕様・特記事項
	材	規格番号	
異形管・継手類	12 EFベンド22° 1/2	PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)
	13 EFベンド11° 1/4	PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)
	14 EFSベンド (H=300・450・600)	PTC K 13	50mm、75mm、100mm (両受)
	15 EFチーズ	PTC K 13 JWWA K 145	50mm×50mm、75mm×50mm、75mm×75mm、 100mm×50mm、100mm×100mm (両受)
	16 F付EFチーズ	PTC K 13・JWWA K 145 付属書掲載品	75mm×75mm、100mm×75mm、100mm×100mm (両受)
	17 EFフランジ短管	PTC K 13・JWWA K 145 付属書掲載品	50mm、75mm、100mm
	18 EFキャップ	PTC K 13・JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (片受)
	19 EFベンド90°	PTC K 13・JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (片受)
	20 EFベンド45°	PTC K 13・JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (片受)
	21 EFベンド22° 1/2	PTC K 13・JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (片受)
	22 EFベンド11° 1/4	PTC K 13・JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (片受)
	23 EFSベンド (H=300・450・600)	PTC K 13・JWWA K 145 付属書掲載品	50mm、75mm、100mm (片受)
	24 EFチーズ	PTC K 13	50mm×50mm (片受)
	25 EFレデューサ	JWWA K 145	75mm×50mm、100mm×50mm、100mm×75mm (片受)
	26 HPPEベンド90°	JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (両挿)
	27 HPPEベンド45°	JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (両挿)
	28 HPPEベンド22° 1/2	JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (両挿)
	29 HPPEベンド11° 1/4	JWWA K 145	50mm、75mm、100mm (両挿)
	30 HPPEベンド (H=300・450・600)	PTC K 13・JWWA K 145 付属書掲載品	50mm、75mm、100mm (両挿)
	31 HPPEレデューサ	JWWA K 145	75mm×50mm、75mm×75mm、100mm×50mm、 100mm×75mm (両挿)
	32 HPPEフランジ短管	PTC G 32・JWWA K 145 付属書掲載品	50mm、75mm、100mm
	33 HPPEチーズ	JWWA K 145	50mm×50mm (両挿)
	34 HPPEキャップ	JWWA K 145	50mm、75mm
	35 メカニカルジョイント (HPPE×HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm
	36 メカニカルジョイント (HPPE×DIP)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm
	37 メカニカルジョイント (HPPE×VP)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm
	38 メカニカルフランジ短管 (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm
	39 メカニカルキャップ (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm
	40 メカニカルチーズ (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm×50mm、75mm×50mm、100mm×75mm、 100mm×100mm
	41 F付メカニカルチーズ (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	75mm×50mm、75mm×75mm、100mm×50mm、 100mm×75mm
	42 メカニカルベンド (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	75mm×50mm、100mm×75mm
	43 メカニカルベンド90° (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm、100mm
	44 メカニカルベンド45° (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm、100mm
	45 メカニカルベンド22° 1/2 (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm、100mm
	46 メカニカルベンド11° 1/4 (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	50mm、75mm、100mm
47 メカニカルレデューサ (HPPE)	PTC G 30・JWWA準用	100mm×75mm	
48 水道用ポリエチレン管挿し口付 ダクタイル鋳鉄管用異種管継手 K形	PTC G 32・JWWA準用	75mm、100mm	
49 水道用ポリエチレン管挿し口付 ダクタイル鋳鉄管用異種管継手 NS形	水道局指定品	75mm、100mm (使用に際し管理者の承諾が必要)	
50 HPPE挿口付鋳鉄製F付T字管	PTC G 32・JWWA準用	75mm×75mm、100mm×75mm	
51 HPPE挿口付鋳鉄製フランジ短管	PTC G 32・JWWA準用	50mm、75mm、100mm	
52 水道配水用ポリエチレン管 不断水分岐割T字管	PTC G 31・JWWA準用	50mm×50mm、75mm×50mm (F式≒弁付)、 75mm×75mm (Sバルブ付)	
53 耐震型不断水割T字管HPPE挿口付	認証品	75mm～350mm×50mm～150mm	

分類	適用規格		仕様・特記事項		
	材 料 名	規 格 番 号			
C 栓・弁類	1	サドル付分水栓（ボール式）	JWWA B 117・規格準用 JWWA B 136・規格準用	被分岐管40mm～400mm、分岐管20mm～50mm (DIP・CIP・ACP・GP・VP・PP用)	
	2	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓	PTC B 20	50mm×20mm、50mm×25mm、75mm×20mm、75mm×25mm、75mm×40mm、100mm×20mm、100mm×25mm、100mm×40mm、100mm×50mm	
	3	ボール 止水栓	(固定式)	認 証 品	13mm～40mm
			(伸縮式)	認 証 品	13mm～40mm
			(開閉防止形)	認 証 品	13mm～25mm
	4	バタフライ弁	JWWA B 138	100mm～1,000mm	
	5	鋳鉄製水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120規格準拠・認証品	50mm～500mm(開閉は右回りで開) (内外面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	6	HPPE挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22・JWWA準用	50mm、75mm、100mm(開閉は右回りで開)	
	7	逆止弁	JWWA B 129・認証品	13mm～50mm(ねじ式)	
			JWWA B 129・認証品	50mm～150mm(フランジ型)	
	8	減圧弁	認 証 品	50mm～800mm	
	9	安全弁	認 証 品	75mm～400mm	
10	空気弁	JWWA B 137規格準拠	13mm～150mm(急排型)		
		認 証 品	13mm～25mm(防寒カバー付)		
11	補修弁	JWWA B 126	75mm～150mm×100mm～400mm (レバー式、キャップ式)		
12	地上単口消火栓	消防指定品	75mm(打倒安全装置付・地下排水型)		
		消防指定品	75mm(打倒安全装置付・地下排水型・弁体引抜型)		
D 栓・きょう類	1	メーター栓 (1メーターにつき、1メーター栓)	認 証 品	13mm～20mm(本体-樹脂製、蓋-耐寒用)、量水器表示、同等品以上	
				25mm～40mm(本体-樹脂製)、量水器表示、同等品以上	
				50mm～100mm(本体-樹脂製、蓋-小窓付)、量水器表示、同等品以上	
				50mm 内寸660mm×1,100mm以上とする。 (本体-コンクリート製、蓋-縞鋼板の三枚蓋で小窓付)、量水器表示、同等品以上	
				75mm 内寸690mm×1,300mm以上とする。 (本体-コンクリート製、蓋-縞鋼板の三枚蓋で小窓付)、量水器表示、同等品以上	
2	止水栓きょう4号	認 証 品	100mm 内寸720mm×1,450mm以上とする。 (本体-コンクリート製、蓋-縞鋼板の三枚蓋で小窓付)、量水器表示、同等品以上		
			150mm 内寸770mm×1,800mm以上とする。 (本体-コンクリート製、蓋-縞鋼板の三枚蓋で小窓付)、量水器表示、同等品以上		
3	弁きょう6号	認 証 品	200mm以上 別途協議		
4	弁きょう5号Ⅲ形	上下水道局指定品	13mm～25mm、内径φ75以上とする。(本体・蓋-樹脂製)、止水栓表示、同等品以上		
5	消火栓用弁きょう	上下水道局指定品	40mm以上、内径φ150以上とする。(本体-樹脂製、蓋-樹脂製、鋳鉄製)、仕切弁等表示、同等品以上		
			鉄蓋-ねじ式、青色(全開用)・黄色(全閉、制限用)・赤色(消火栓用)、調整栓-内径φ250、メーカー指定⇒川彦(株)・(株)トミス・日之出水道機器(株)		
			鉄蓋-内径φ200、本体-内径φ200VP、座台-コンクリート製、消火栓表示		

分類	適用規格		仕様・特記事項	
	材 料 名	規 格 番 号		
E その 他	1	メーター脱着装置	認証品 13mm～40mm	
	2	水道用直結加圧形ポンプユニット	認証品 20mm～50mm	
	3	修理用 材	(ステンレス製修理用クランプ)	認証品 13mm～350mm
			(漏水防止金具)	認証品 直管部用 75mm～900mm
			(継手部漏水防止金具)	認証品 直管部用 40mm～150mm
			(石綿管用漏水防止金具)	認証品 直管部用 50mm～350mm
	4	埋設シート（エコマーク入り）	上下水道局指定品 水道管用、幅150mm、青色白文字、アルミ無し 2倍折込	
5	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 50mm～1,000mm		
6	明示テープ	上下水道局指定品 塩化ビニルテープ [°] 、幅30mm、厚さ0.15±0.03mm 青色白文字、「年度 秋田市水道管」印字		

【備考】

- 記載の規格は次のとおりであり、規格番号は各規格の最新の内容とする。
JWWA : 日本水道協会規格
JDPA : 日本ダクタイル鉄管協会
PTC : 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
JIS : 日本産業規格
WSA : 給水システム協会規格
- 管・弁類に使用するボルトおよびナットは、FCD40・45酸化被膜処理又はステンレス鋼（SUS304）とする。
- 認証品とは、自己又は第三者認証品、基準省令に適合確認済みのものを言う。
- 材料は、全てにおいて表面処理済又は鉛レスの材料を使用すること（基準適合品を証明できるもの）
- 修繕および布設替えにおいて、一覧表に掲載がない材料で施工時と同等の材料を使用する際は、発注担当課に事前に確認すること

第4節 事前調査

調査は、設計の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計ならびに施工、更には給水装置自体に影響するため入念に行わなければならない。

(解説)

- 1 調査項目は、次のとおりとする。
 - (1) 被分岐管の所有者、管種および口径、既設の給水施設の設置状況
 - (2) 既設給水管の管種、口径、出水状況の確認（水量・水圧等の確認）
 - (3) 道路の所有者、管理者および種別
 - (4) 利害関係人の同意
 - (5) 工事申込者が必要とする給水栓数、使用器具および水量
 - (6) 既設給水装置があるときは、竣工図と現地との照合確認
 - (7) 地下埋設物の確認（地下埋設物確認書にて各事業者から埋設有無の確認）
 - (8) **配水管または既設給水管の埋設深度（土被り）**
 - (9) その他、井戸等の有無の確認を行うこと。なお、既設取出し管を使用する場合は、出水の有無や水量を必ず確認すること。
- 2 井戸水から上水道に切り替えるときは、簡易水道・井戸水施設調査表に必要事項を記入し報告すること。(様式 26 号)

第5節 土工定規

- 1 土工定規
掘削土工定規は、土質および道路形態等を考慮し設計すること。
- 2 埋設深度
埋設深度（土被り）は、道路管理者の指示に従い、施工すること。

(解説)

- 1 標準掘削深度および掘削幅は、次のとおりとする。

標準掘削深度（土被り）および掘削幅 単位：mm

掘削場所	掘削深度	掘削幅
道 路	650 以上+管外径	500 以上
通 路	650 以上+管外径	500 以上
宅 地	400 以上+管外径	350 以上

道路とは、国・県・市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物、私道等をいう。

※通路とは、車の通れない私道をいう。

※宅地には専用通路を含む。

※サンドクッションを必要とする場合は、別途考慮すること。

- 2 給水管の埋設深度（土被り）は、道路法施行令第12条第3項（水管、下水管又はガス管の占用の場所）、凍結深度および維持管理等を考慮し、次のとおりとする。
ただし、宅内において車輛の通行等がある場合は埋設深度（土被り）を考慮すること。

標準埋設深度（土被り）

単位：mm

埋設場所	口 径	埋設深度
道 路	20 以上	650 以上
通 路	20 以上	650 以上
宅 地	13 以上	400 以上（凍結深度）

※埋設深度（土被り）とは、路面から管頂までの深さのことをいう。

※埋設深度は、路盤下 300mm 以上を確保すること。

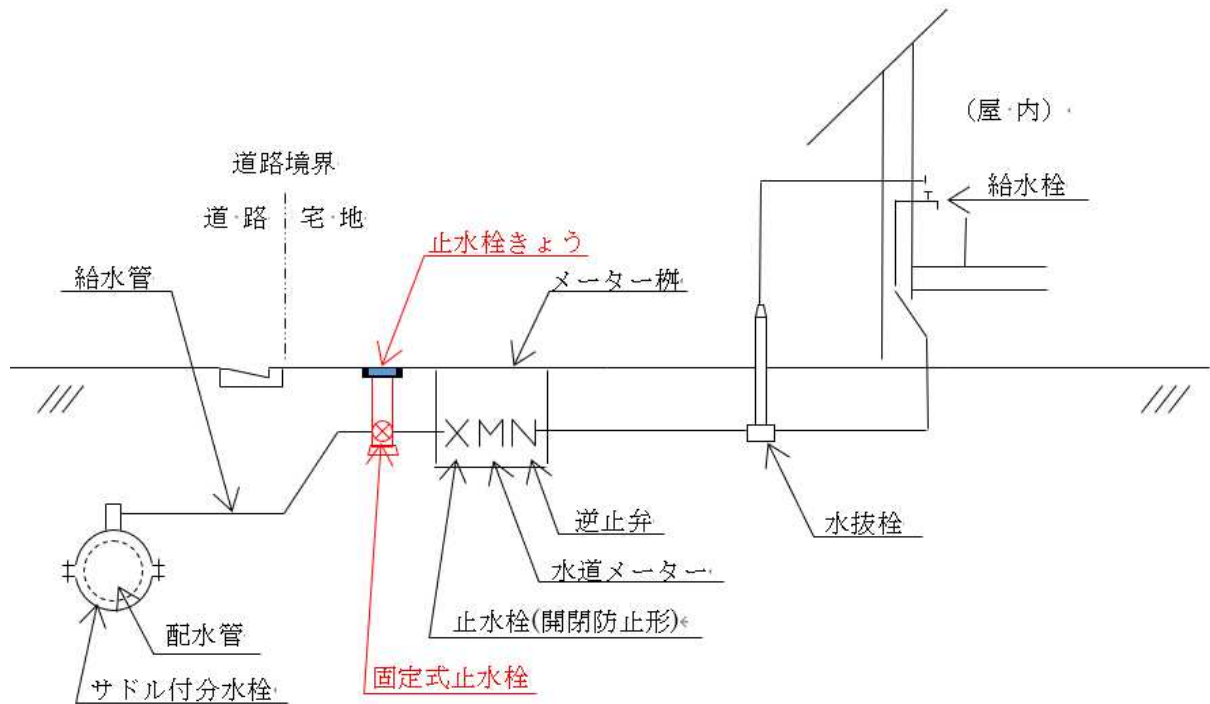
第6節 給水方式

給水方式は、直結式給水、直結増圧式給水、受水槽式給水および併用式給水とするが、給水方式の選定にあたっては、所要水量、使用目的および維持管理を考慮し決定しなければならない。

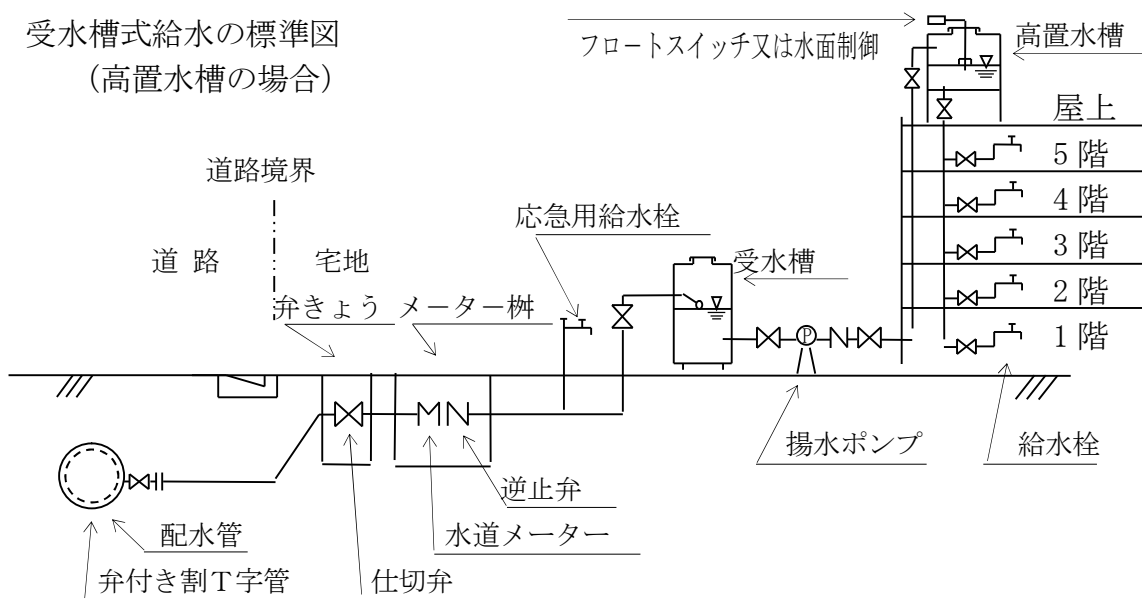
（解説）

- 1 給水方式は、次の5種類とする。給水方式の選定にあたっては、各方式の長所や短所を十分考慮しながら決定すること。
 - (1) 直結式給水は、給水装置の末端である給水栓まで配水管の水圧をそのまま利用して給水する方法で、次の場合に適用する。
 - ア 2階建て以下の建築物に給水する場合
 - イ 地上1階又は2階建てで、かつ、地下1階の建築物に給水する場合
 - ウ 建築物が3階建て以上でも、給水階が2階以下の場合
 - エ 3階建て以上の建築物で、3～5階直結式給水技術基準に適合する場合
(第18章参照)
 - (2) 直結増圧式給水は、給水管の途中で直結した増圧装置により、中高層建築物の需要に応じ、水量を制御しながら給水する方法で、次の場合に適用する。
 - ア 6階から10階程度まで給水する場合
(第19章参照)
 - (3) 直結式と直結増圧式の併用式給水は、両方の給水方式を同一建築物で併用して給水する方法で、次の場合に適用する。
 - ア 3階までは直結式で、4階以上は直結増圧式で給水する場合
 - (4) 受水槽式給水は、受水槽を設けて水をいったんこれに貯めてから給水する方法で、次の場合に適用する。
(第20章参照)
 - ア 3階建て以上の建築物に給水する場合。ただし、(1)のエの場合を除く。
 - イ 地上1階又は2階建てで、かつ、地下2階以上の建築物に給水する場合
 - ウ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量を必要とする場合
 - エ 一時的に多量の水を必要とする場合
 - オ 災害時、事故等による配水管の減・断水時にも、必要最小限の給水を確保する必要がある場合
 - カ 汚染のおそれのある施設もしくは、直結できない器具がある場合
 - キ スプレー式洗車機を5台以上設置する場合
 - (5) 直結式と受水槽式の併用式給水は、両方の給水方式を同一建築物内で併用して給水する方法で、直結できない部分を受水槽給水とする場合である。
なお、併用式給水を希望する場合は、局と事前に協議し承認を得なければならない。
- 2 上記以外や給水方式選定の判断が難しい場合は、局と事前に協議すること。（配水管未整備箇所や既存建築物の直結化等）

1 直結式給水の標準図



2 受水槽式給水の標準図 (高置水槽の場合)



第7節 設計水量

設計水量は給水方式および管口径の基本となるもので、以下の1から11などを参考に、器具の種類別吐水量とその同時使用率あるいは水量比を考慮した水量、又は業態別使用水量を決定すること。

(解説)

1 直結式給水

- (1) 設計水量は、器具の種類別吐水量とその同時使用率あるいは水量比を考慮し定めるものとする。
- (2) 共同住宅の給水主管の設計水量は、使用実態に基づいた算出方法により定めるものとする。

※ 給水主管とは、共同住宅の給水管の共用する部分をいう。

(3) 共用管の設計水量は、各々の支分栓の流量と給水戸数と同時使用率を考慮し定めるものとする。

※ 共用管とは、一般住宅で2戸以上が共用する給水管をいう。

(4) 使用実態や使用器具が特殊な場合は、これらを考慮し定めると共に、算出根拠を明確にすること。

2 受水槽式給水

業態別1日当りの計画最大使用水量は、その業態に応じた1人1日当りの平均使用水量「9用途別業態別標準使用水量表」(P66)と使用人員「10建築用途別給水対象人員算定基準表」(P69)との積又は建築物の単位面積当りの平均使用水量と営業用途に供する床面積との積から求める。

3 直結増圧式給水

直結式給水に準ずるものとする。ただし、これに該当しない場合は、建築物の実態に応じた算定方法によることができる。

1 種類別吐水量とこれに対応する給水栓の口径

用途	使用水量(L/分)	給水栓の口径 (mm)
台所流し	12	13
洗濯流し	12	13
洗面器	12	13
浴槽(和式)	20	13
浴槽(洋式)	40	20
シャワー	8	13
小便水栓	12	13
小便器(洗浄水槽)	12	13
小便器(洗浄弁)	15	13
大便器(洗浄水槽)	12	13
大便器(洗浄弁)	70	25
手洗器	12	13
散水栓	15	13
散水栓	40	20

※ 小便器(洗浄弁)1回(4~6秒)の噴射量は1~1.5L

※ 幼稚園・保育所等の小児用便器は、各便器使用水量の1/2を標準とする。

※ 給湯器は、その号数を使用水量とする。

2 給水器具と使用水量比

総給水器具数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水器具数	8	9	10	15	20	30	
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

3 同時使用率を考慮した給水栓数

給水栓数(個)	同時使用水栓数(個)
1	1
2～6	2
7～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

※ 31個以上は10個毎に1個増

4 給水戸数と同時使用率

総戸数(戸)	1～3	4～10	11～20	21～30
同時使用率(%)	100	90	80	70
総戸数(戸)	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用率(%)	65	60	55	50

5 共同住宅の時間最大流量の算定方法

優良住宅部品認定基準 (BL基準) による算定方法

10戸未満の場合 $Q = 42N^{0.33}$

10戸以上600戸未満の場合 $Q = 19N^{0.67}$

600戸以上の場合 $Q = 2.8N^{0.97}$

※ Q = 瞬時最大負荷流量 (L/min) N = 戸数 (戸)

6 共同住宅の時間最大流量算定値

戸数	2	3	4	6	8
流量 (L/sec)	0.88	1.01	1.11	1.33	1.39
戸数	10	12	14	16	20
流量 (L/sec)	1.48	1.67	1.86	2.03	2.36

7 ワンルームマンションの時間最大流量の算定方法

○東京都水道局による算定方法

1人以上30人未満の場合 $Q = 26P^{0.36}$

31人以上200人未満の場合 $Q = 13P^{0.56}$

Q = 瞬時最大負荷流量 (L/min)

P = 人数 (人) (1部屋あたり2名を目安とする。)

8 ワンルームマンションの時間最大流量算定値

人数	1	3	5	8	10
流量 (L/sec)	0.43	0.64	0.77	0.92	0.99
人数	15	20	30	40	50
流量 (L/sec)	1.15	1.27	1.47	1.71	1.94

9 用途別業態別標準使用水量表

1 / 3

類似用途別番号	建築用途	計画1日最大給水量 (L/d)		
		対象	対象当給水量	給水時間(h)
1	総合病院	病床	600	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	10	4
	病院	病床	450	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	10	4
	医院・診療所	医師、看護師	110	8
		外来患者	10	4
	血液疾患クリニック	病床	700	12
医師・看護師		110		
外来患者		250		
2	戸建住宅	常住者	250	12
	集合住宅A・独身寮	常住者	400	12
		管理人	100	8
	集合住宅B	常住者	250	10
		医師・看護師	110	
		通院者	80	
3	ホテル	宿泊客	360	10
		従業員	110	
	寮・下宿・寄宿所・合宿所	常住者	150	8
	旅館	宿泊客	240	10
		モーテル	客室数	
カプセルホテル	宿泊客	150	8	
4	官公庁・事務所	常勤職員	100	8
	新聞社	常勤職員		12

類似用途別番号	建築用途	計画1日最大給水量 (L/d)		
		対象	対象当給水量	給水時間(h)
5	保育所・幼稚園	園児定員	40	6
		職員	110	8
	小学校	生徒定員	45	6
	中学校	生徒定員	55	6
	高校・大学・高専	生徒定員	45	6
	各種専門学校・予備校	生徒定員(夜)	30	4
	各種塾・教室	生徒定員	10	8
	図書館・付属図書館	延べ利用者	10	5
6	飲食店	延べ客	50~120	10
		従業員	110	
	喫茶店・スナック	延べ客	60	12
	ビヤホール	延べ客	20	10
	キャバレー・バー	延べ客	30	6
	社員食堂	延べ利用者	25	6
	給食センター	延べ人数	20	8
	結婚式場	延べ客	40	
	料亭	延べ客	40	4
7	店舗	延べ客	3	10
		従業員	100	
	スーパーマーケット	延べ客	10	10
		従業員	110	
	美容院・理容店	従業員	110	10
	クリーニング店	従業員	110	8
市場	延べ客	10	8	
	従業員	110		
8	研究所・試験所	従業員	100	8
	工場・作業所・管理室	従業員	120	8

類似用途別番号	建築用途	計画1日最大給水量 (L/d)		
		対象	対象当給水量	給水時間(h)
9	自衛隊キャンプ 宿舎	常住者	300	8
	刑務所	常住者	400	16
	拘置所	常住者	300	
10	公会堂・集会場	延べ利用者	10	8
	劇場、演芸場	延べ客	10	10
	映画館	延べ客	10	12
	競技場・体育館・野球場	観客	10	5
		選手、従業員	100	
	スケート場・ボーリング場	延べ客	30	10
	遊園地・ゴルフ練習場			
ゴルフ場クラブハウス	プレーヤー	200	10	
	従業員	150	10	
11	プール	延べ利用者	50	10
12	パチンコ店	延べ台数	25	8
		従業員	100	
	囲碁クラブ・麻雀クラブ・エアビックス	延べ客	10	8
	ビリヤード・卓球場・カラオケ	従業員	100	
13	自動車車庫・駐車場	延べ利用者	15	12
		整備員	100	8
	ガソリンスタンド	従業員	100	10
		整備員	120	
14	公衆浴場	延べ客	50	12
15	公衆便所・バスターミナル	延べ利用者	15	12
	駅	駅務員	110	10
16	寺院	参会者	10	4

(注) 2- (ハ)、3、4- (ロ)、5- (ニ) は一食につき20L別途加算。7に浴槽、11に実験用水、12に作業用水、16にプール用水、18に洗車用水をそれぞれ別途加算する。

10 建築用途別給水対象人員算定基準表

1 / 4

建 築 用 途		給 水 対 象 人 員	
		単位当たり算定人員	算 定 床 面 積
医 療 施設関係	総合病院・病院	1床当たり1人	外来者部分は医院・診療所を適用する。
	医院・診療所	外来者は計画外来患者数（定員）	
	血液疾患クリニック	1床当たり1人	外来者は透析機械台数（定員）
住 宅 施設関係	戸建住宅	1戸当り4人	
	集合住宅A・独身寮	1戸が1居室で構成されている場合 1K・1DK 1.0人	
	集合住宅B	1LDK 2.0人	
		2K・2DK・2LDK 3.5人	
		3K・3DK・3LDK 4.0人	
		4K・4DK・4LDK 4.5人 5K・5DK・5LDK 5.0人	
老人福祉施設	同時に收容し得る人員（定員）		
自衛隊キャンプ宿舎	同時に收容し得る人員（定員）		
宿 泊 施設関係	寮・下宿・寄宿舎・合宿所	同時に收容し得る人員（定員） 食事付きの場合は1食につき20Lを別途加算	
	ユースホステル・青年の家	同時に收容し得る人員（定員）	
	ホテル・旅館・モーテル カプセルホテル	同時に收容し得る人員（定員）	
学 校 施設関係	保育所・幼稚園	同時に收容し得る人員（定員）	
	小・中学・高校・大学・高専 各種専門学校・予備校	同時に收容し得る人員（定員） 夜間の課程を併設している場合はその定員を加算	
	各種塾・教室	同時に收容し得る人員（定員）	
	図書館・付属図書館	同時に收容し得る人員（定員）の1/2	
	付属体育館	$n = \frac{(20c + 120u)}{8}$	$\times t^{(1)}$ (t=0.5~1.0)
	小・中・高校用プール	(プール給水) (有効容量 m ³ ×3.3%) + (有効容量 m ³ ×3%) 3.3%は一時用水 3%は補給水量	

注) (1) n : 処理対象人員 c : 大便器数 (個) u : 小便器数、または両用便器数 (個)
t : 単位便器当たり1日平均使用時間(h)
女子専用便所にあつては便器数 (ロータンク式) のおおむね1/2を小便器とみなす。
※ (定員) は、「定員証明書」による人員

建 築 用 途	給 水 対 象 人 員	
	単位当たり算定人員	算 定 床 面 積
営業用プール	利用者（定員）＋補給水（3.0%）＋逆洗水量	
飲 食 店 舗 関 係	算定面積は店舗面積	
	回転寿司店・焼肉店・中華料理店・レストラン 1 m ² 当り 120L	
	日本そば店 1 m ² 当り 100L	
	小料理店・居酒屋 1 m ² 当り 70L	
	とんかつ店・天ぷら屋・お好み焼店・大衆食堂 1 m ² 当り 50L	
喫茶店・スナック	1 m ² 当り 60L	店舗面積
キャバレー・バー	1 m ² 当り 30L	店舗面積
ビヤホール	1 m ² 当り 20L ビヤガーデン 1/2	店舗面積
社員食堂	1 m ² 当り 25L	食堂面積
給食センター	延べ給食数（定員）1食当り 20L	
結婚式場	延べ利用者（定員）1食当り 40L	
料亭	延べ客（定員）1食当り 40L	
店舗	1 m ² 当り 3L	店舗面積
スーパーマーケット	1 m ² 当り 10L	店舗面積＋作業室面積 事務室等は別途計上
美容院	1 m ² 当り 50L	店舗面積
理容店	1 m ² 当り 40L	店舗面積
コインランドリー	台数×全自動洗濯使用水量／台×3回転 全自動洗濯使用水量はカタログ等の資料による	
クリーニング店	1 m ² 当り 35L	店舗面積
市場	$n = \frac{(20c + 120u)}{8}$	$\times t^{(1)} \quad (t = 2.0)$
研究所 作業所 関 係	研究所・試験所	同時に収容し得る人員（定員）実験用水加算
	工場・作業場・管理室	作業人員（作業用水加算）

注) (1) n：処理対象人員 c：大便器数（個） u：小便器数、または両用便器数（個）
t：単位便器当たり1日平均使用時間（h）
女子専用便所にあつては便器数（ロータンク式）のおおむね1/2を小便器とみなす。
※（定員）は、「定員証明書」による人員

建 築 用 途	給 水 対 象 人 員			
	単位当たり算定人員	算 定 床 面 積		
公会堂・集会場	同時に収容し得る人員（定員）の1/2			
劇場・演芸場・映画館	同時に収容し得る人員（定員）の3/4			
ゴルフ練習場・遊園地 ボーリング場 スケート場・ドライブイン バッティング場	$n =$	$\frac{(20c + 120u)}{8} \times t^{(1)} \quad (t = 2.0)$		
娯 楽 集 会 場 施 設 関 係	ゴルフ場クラブハウス	18 ホールまでは 50 人 36 ホールは 100 人		
	パチンコ店	1 台当り 25L		
	囲碁クラブ・麻雀クラブ	1 m ² 当り 0.6 人	営業用途に供する部分の床面積	
	ビリヤード・卓球場 ダンスホール	1 m ² 当り 0.3 人		
	エアロビクス	同時に収容し得る人員（定員）		
	カラオケ	同時に収容し得る人員（定員）		
	自 動 車 関 係	自動車車庫・駐車場	$n =$	$\frac{20c + 120u}{8} \times t^{(1)} \quad (t = 0.4 \sim 2.0)$
		洗車施設	門 型 (小 型 車)	設置台数×18 台×L/台+雑用水 1 台当り水量はカタログによる
門 型 (大 型 車)			実数 1 台当り水量はカタログによる	
スプレー式			設置台数 (基) × 12L/分 × 5 分 × 1 8 台 + 雑用水	
		雑用水：屋外水栓数×口径流量(L)×20 分 口径 13:20L 口径 20:40L 口径 25:80L		
上 記 に 属 さ ない 施 設	公衆浴場	同時に収容し得る人員（定員）		
	特殊浴場（サウナ等）	同時に収容し得る人員（定員）		
	公衆便所・バスターミナル	$n =$	$\frac{20c + 120u}{8} \times t^{(1)} \quad (t = 1.0 \sim 10.0)$	
	駅	男子小用 乗降客×0.06×0.85× 4.5L 男子大用 乗降客×0.06×0.05×15.0L 女子用 乗降客×0.06×0.10×15.0L 手 洗 い 乗降客×0.06×1.00× 3.0L		

注) (1) n : 処理対象人員 c : 大便器数 (個) u : 小便器数、または両用便器数 (個)

t : 単位便器当たり 1 日平均使用時間(h)

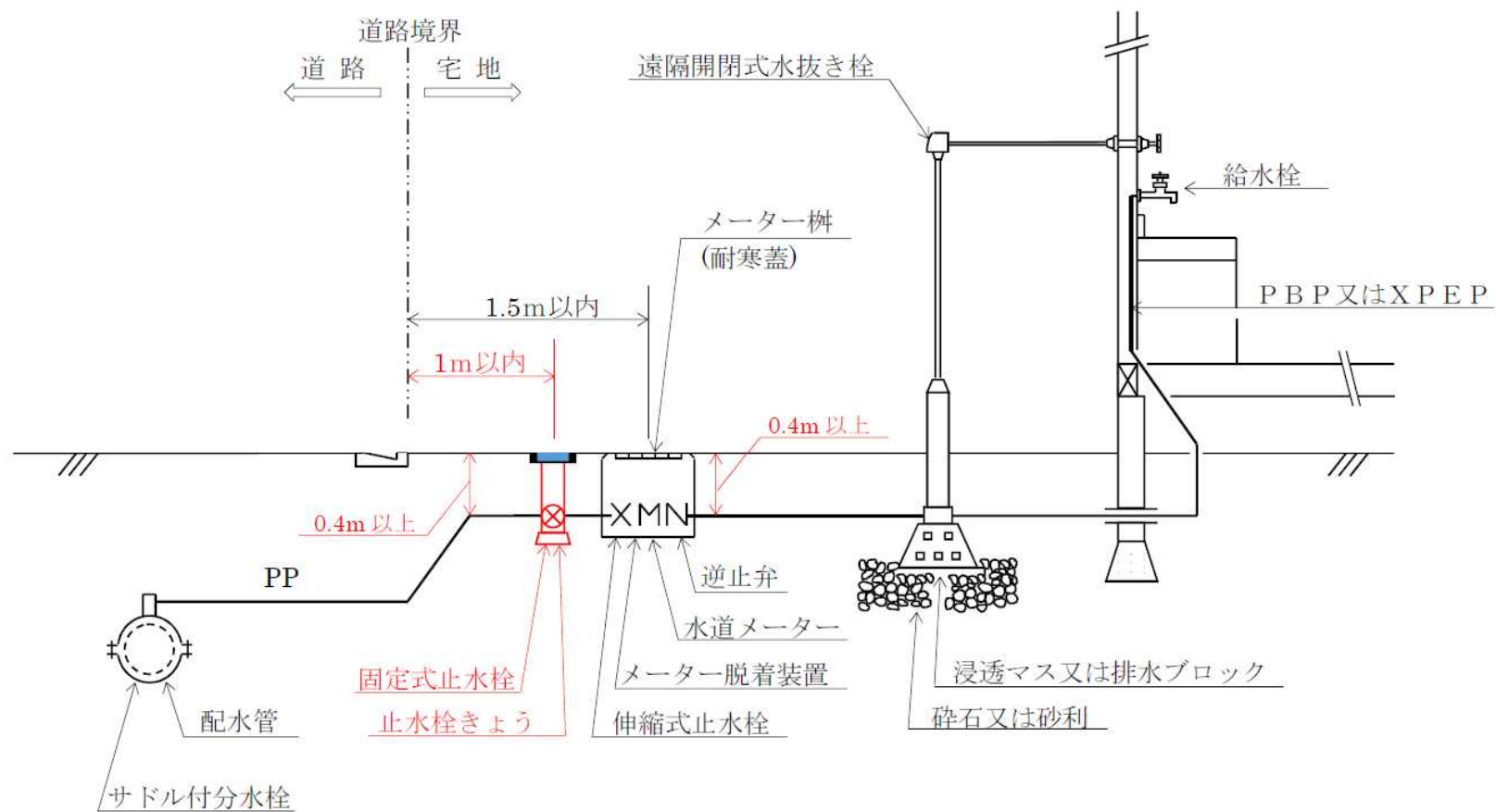
女子専用便所にあつては便器数 (ロータンク式) のおおむね 1/2 を小便器とみなす。

※ (定員) は、「定員証明書」による人員

建 築 用 途	給 水 対 象 人 員		
	単 位 当 たり 算 定 人 員	算 定 床 面 積	
上 記 に 属 さ ない 施 設	寺 院	1 m ² 当り 0.6 人	寺院床面積 庫裡は戸建て住宅に準じ る
冷却用水	冷却補給水 (クーリングタワー計算例) 冷房能力 (RT) × 13L/分 × 60分 × 時間 × 0.015 (1RT = 3.320 Kcal) " (USRT) × 17L/分 (13L/分) × 60分 × 時間 × 0.01 (0.015)		

給水装置標準配管図

(メーター柵下流側は参考図)



※メーター脱着装置は、口径 13mm～40mm以下に設置することができる。

※固定式止水栓を設置したときは、メーター柵の止水栓を開閉防止形とする必要はない。

第8節 設計水圧

設計水圧は、0.2MPa とする。

(解説)

この設計水圧によることが適当でない場所に給水する場合は、事前に協議を行うものとする。

第9節 管口径決定の基準

1 管口径の決定

管口径は、設計水圧において設計水量を供給できる大きさを水理計算により決定する。

2 道路内の管口径

道路内の管口径は、 $\phi 20$ 以上とする。

3 メーター下流側の管口径

メーター下流側の管口径は、メーター口径以下とする。

(解説)

管口径は、配水管の計画最小動水圧（設計水圧）時において、設計水量を十分に供給できる大きさとするが、必要以上に過大であると経済性を損なうと共に停滞水等の支障が生じることになるので、留意する必要がある。

また、管内の流速は、過大になるとウォーターハンマーによる騒音や器具の故障が起こることもあり $2.0\text{m}/\text{sec}$ 以下が望ましい。

なお、給水装置は、大規模のものから小規模のものまで多種多様にわたっているので、これらすべてを計算すると煩雑になるため、次の方法により管口径を決定することができる。

【一般住宅等（使用水量が多い業務用は除く）】

2階建て以下の建築物で、1戸の給水栓数16個以内のものであって、給水栓の最高取付位置が配水管布設道路面から5.5m以内かつ、2階の給水器具の設計水圧が5m以内のものに適用する。ただし、2階にタンク一体型トイレを使用する場合、設計水圧が6m以内であれば例外として認める。

※ 設計水圧が6mを超える水道直圧式トイレ（タンクレストイレ）は2階への設置を不可とする。

1 給水栓数が7個以内の場合

メーター口径は $\phi 13$ 又は $\phi 20$ とし、メーター下流側の管口径はメーター口径以下とする。

2 給水栓数が8～16個の場合

メーター口径は $\phi 20$ とし、メーター下流側の管口径はメーター口径以下とする。

(注) 1 湯沸器類又は浄水器等単独の器具は、給水栓数に含むものとする。（瞬間湯沸器は除く）

(注) 2 原則として、メーターと同径で末端給水栓近くまで配管すること。

第10節 水理計算

1 水理計算における留意点

- (1) 直結式給水の管口径は、給水栓の立上がり高さに損失水頭および各種用具の必要水頭を加えた総損失水頭が、設計水圧の水頭である 20.0m以下となるよう算定する。
- (2) 共用管の口径は、各戸の支分栓の流量とその同時使用率を考慮し求めた設計流量に基づいて算定した総損失水頭が、末端支分栓で 10.0m以下となるよう算定すること。
- (3) 受水槽式給水の管口径は、設計流量と動水勾配から算定すること。

(解説)

1 直結式給水の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50mm 以下の場合はウェストン公式、口径 75mm 以上では、ヘーゼン・ウィリアムス公式により行う。

① ウェストン公式

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087}{\sqrt{V}} \right) \times \frac{L}{D} \times \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \times V \quad \text{※ウェストン公式による流量図 (P81)}$$

② ヘーゼン・ウィリアムス公式

$$V = 0.35464 \times C \times D^{0.63} \times I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \times C \times D^{2.63} \times I^{0.54}$$

※ヘーゼン・ウィリアムス公式による流量図 (P82)

- h : 管の摩擦損失水頭 (m)
- V : 管内の平均流速 (m/sec)
- L : 管長 (m)
- D : 管径 (m)
- g : 重力の加速度 (9.8m/sec²)
- Q : 流量 (m³/sec)
- I : 動水勾配 (‰)
- C : 流速係数 (100 として計算)

(2) 管口径計算の方法

給水栓の立上がり高さに総損失水頭および各種器具の必要水頭を加えたものが、設計水圧 (水頭) 以下となるよう計算により決定する。

$$H + (h \times 1.05) + h_1 < 20$$

- H : 配水管から給水栓までの高さ (m)
- h : 総損失水頭 (m)
- h₁ : 必要水頭 (m)
 - 給水栓等 : 2.0m
 - 湯沸器・シャワー・小便フラッシュ等 : 5.0m
 - 1.05 : 管の接続等安全率

2 受水槽式給水の計算方式は、次のとおりとする。

口径 50mm 以下はウェストン公式、口径 75mm 以上はヘーゼン・ウィリアムス公式により流量と動水勾配との交点の直上の口径とする。

$$I = \frac{20 - H - h_1}{L} \times 1,000$$

I : 動水勾配 (‰)

H : 配水管から給水栓までの高さ (m)

h₁ : 所要水頭 (m)

ボールタップ : 2.0m

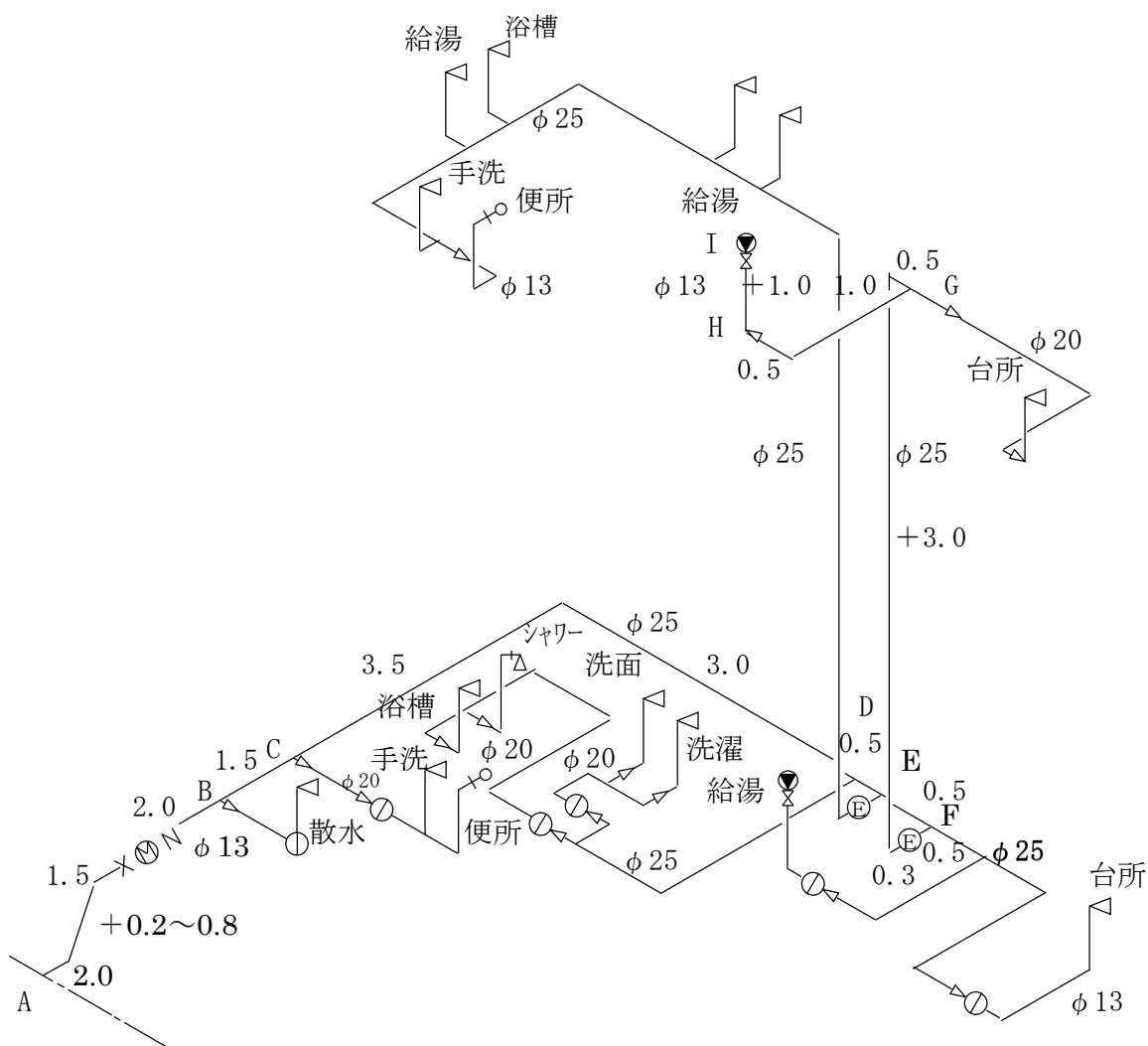
定水位弁 : 3.0m

L : 配水管から給水栓までの実延長 + 器具類の「5 器具類損失水頭の直管換算長」(P83)

3 実際の計算にあたっては、水理計算例 (1) ~ (3) を参考にすること。

2 水理計算例

(1) 計算例 1 下図の給水装置の管口径を求める。



※ 配水管埋設深度 1.2m
浅層配水管埋設深度 0.6m

給水管埋設深度 0.4m

ア 条件

(ア) 専用住宅

(イ) 道路面から最上階の給水器具の高さ 3.6m

(ウ) 用途別使用水量

階	用途	水栓数	口径 (mm)	使用水量(L/分)	備考
1	台所	1	13	12	
	洗濯	1	13	12	
	洗面	1	13	12	
階	用途	水栓数	口径 (mm)	使用水量(L/分)	備考
1	浴槽(和式)	1	13	20	
	シャワー	1	13	8	
	便所	1	13	12	ロータンク使用
	手洗器	1	13	12	
	給湯	1	13	12	
	散水	1	13	15	
2	台所	1	13	12	
	洗濯	1	13	12	
	洗面	2	13	24	
	浴槽(和式)	1	13	20	
	便所	1	13	12	ロータンク使用
	手洗器	1	13	12	
	給湯	1	13	12	
計		17		219	

イ 水理計算

A-I間の所要水頭を算出する。(流量は水量比による)

区間	管径 (mm)	流量 (L/s)	区間長 (m)			動水勾配 (%)	損失水頭 (m)	摩擦水頭累計 (m)
			区間長	管延長	換算長			
I-H	13	0.20	2.32	1.00	1.32	228	0.56	—
H-G	25	0.20	2.90	1.50	1.40	12	0.04	0.60
G-F	25	0.28	12.60	4.30	8.30	21	0.28	0.88
F-E	25	0.40	2.00	0.50	1.50	39	0.08	0.96
E-D	25	0.64	0.77	0.50	0.27	88	0.07	1.03
D-C	25	0.75	7.67	6.50	1.17	116	0.93	1.96
C-B	25	0.85	1.77	1.50	0.27	145	0.27	2.23
B-A	25	0.85	31.07	6.30	24.77	145	4.73	6.96
分岐箇所から給水器具までの高さ								4.80
給水器具の所要水頭								5.00
合計								16.76

※損失水頭には安全率を5%加算

換算長表

区 間	器 具 換 算 長	換算長計
I-H	スリースバルブ 0.12+エルボ 1.2 (0.6×2)	1.32
H-G	エルボ 0.9+異径管 0.5	1.40
G-F	チーズ分流 1.5+水抜き栓 5.0+エルボ 1.8 (0.9×2)	8.30
F-E	チーズ分流 1.5	1.50
E-D	チーズ直流 0.27	0.27
D-C	チーズ直流 0.27+エルボ 0.9	1.17
C-B	チーズ直流 0.27	0.27
B-A	分水栓 3.0+分岐箇所 0.5+ボール止水栓 3.0+メーター 12.0+逆止弁 6.0+チーズ直流 0.27	24.77

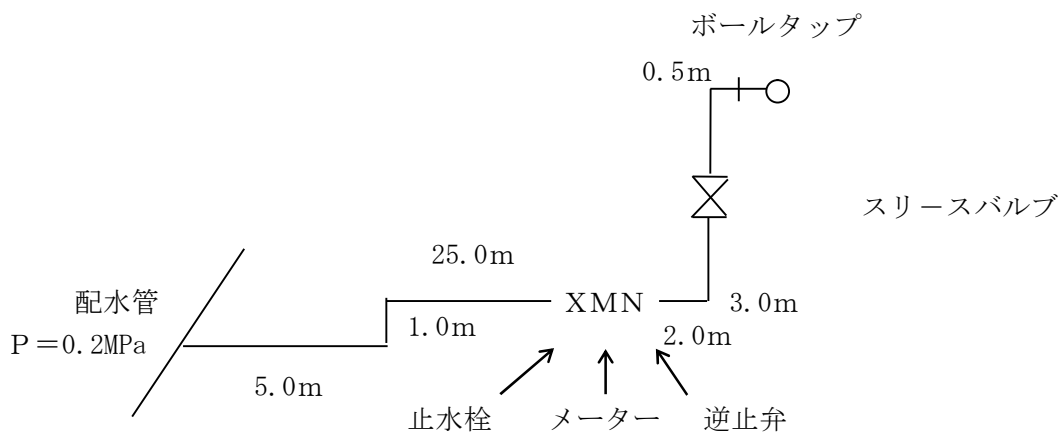
ウ 計算結果

分岐箇所から給水器具までの高さとし損失水頭および給水器具の損失水頭を加えたものが、設計水圧の水頭以下であり、仮定管口径が求める管口径である。

設計水圧の水頭 20m > 所要水頭 16.76m …… OK

※実際の設計にあたっては、他の系統についても水理計算により管口径を決定すること。

(2) 計算例2 受水槽により給水する下図の受水槽・高置水槽の容量および給水管の口径を求める。



ア 条件

- (ア) 4階建て共同住宅 26戸 (3LDK)
- (イ) 使用人員 4.0人×26戸=104人
- (ウ) 給水時間 12時間
- (エ) 設計水圧 0.2MPa

イ 所要水頭

- (ア) 1日当り計画最大使用水量
 $104人 \times 250L/人 \cdot 日 = 26,000 L/人$
- (イ) 時間平均使用水量
 $26,000L/日 / 12時間 = 2,166L/時 = 36.1L/分 = 0.60L/秒$

ウ 管口径

計算から口径φ25となる。

エ 水槽容量

(ア) 受水槽

1日計画最大使用水量の4/10を貯水する。

$$26,000\text{L}/\text{日} \times 4/10 = 10,400\text{L} \rightarrow \text{有効容量 } 10.4 \text{ m}^3$$

(イ) 高置水槽

1日計画最大使用水量の1/10を貯水する。

$$26,000\text{L}/\text{日} \times 1/10 = 2,600\text{L} \rightarrow \text{有効容量 } 2.6 \text{ m}^3$$

オ メーター口径の決定

時間平均使用水量とメーターの適正使用流量範囲により決定。

$$2,166\text{L}/\text{時} = 2.2 \text{ m}^3/\text{時} < 2.5 \text{ m}^3/\text{時} \text{ (}\phi 25 \text{ の適正使用流量範囲)}$$

従ってメーター口径は $\phi 25$ となる。

カ 給水管口径の計算

吐水量 : 給水管口径 $\phi 25$ と $\phi 20$ の管延長および動水勾配から吐水量を求める。

吐水量算定表

項	目	25mm	20mm
管延長	器具の換算長		
	分岐	0.5m	0.5m
	分水栓	3.0m	2.0m
	止水栓	3.0m	2.0m
	メーター	12.0m	8.0m
	逆止弁	6.0m	4.0m
	エルボ 90°	0.9m×4	0.75m×4
	スリースバルブ	0.2m	0.2m
	ボールタップ		6.0m
	定水位弁	9.2m	
	小計	37.5m	25.7m
	給水管延長	36.5m	36.5m
	計	74.0m	62.2m
動水勾配	$I = H/L$ $H = 20 - (1.0 + 3.0) - 3.0 = 13.0\text{m}$	$I = 13.0/74.0$ $= 0.176$ 176‰	$I = 13.0/62.2$ $= 0.209$ 209‰
吐水量	ウェストン図表	0.9L/秒 (3,240L/時)	0.55L/秒 (1,980L/時)

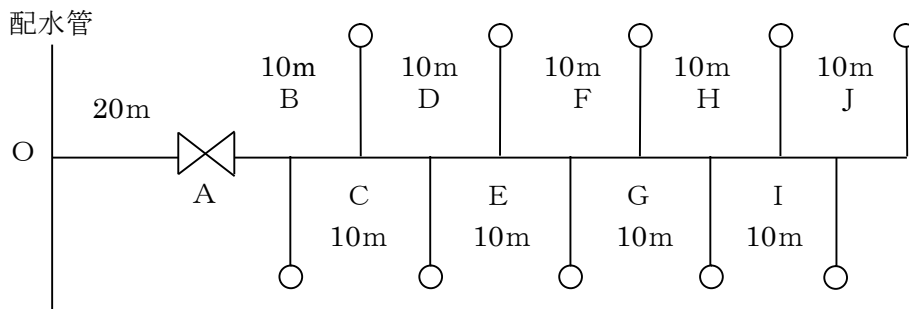
$$1,980\text{L}/\text{時} < 2,166\text{L}/\text{時} < 3,240\text{L}/\text{時}$$

($\phi 20$ の吐水量) (時間平均使用水量) ($\phi 25$ の吐水量)

キ 計算結果

上記から $\phi 25$ に決定となる。

(3) 計算例3 下図の共用管の口径を求める。



ア 条件 支分栓数 10 戸 支分栓口径 $\phi 20$
 1 戸当り使用水量 $0.4\text{L}/\text{sec}$ ($24\text{L}/\text{min}$)

イ 水理計算

配水管の分岐点から末端支分栓までの損失水頭が、10m以下となるよう同時使用率を考慮し、共用管の各区間の流量を求め管口径を決定する。

損失水頭計算表

区 間	支分栓数	全流量(L/s)	同時使用率	同時使用流量(L/s)	口径(mm)	区間長(m)	動水勾配(‰)	損失頭(m)	摩擦水頭累計(m)
I-J	2	0.8	1.0	0.80	50	10	5	0.05	—
H-I	3	1.2	1.0	1.20	50	10	11	0.11	0.16
G-H	4	1.6	0.9	1.44	50	10	15	0.15	0.31
F-G	5	2.0	0.9	1.80	50	10	22	0.22	0.53
E-F	6	2.4	0.9	2.16	50	10	30	0.30	0.83
D-E	7	2.8	0.9	2.52	50	10	39	0.39	1.22
C-D	8	3.2	0.9	2.88	50	10	49	0.49	1.71
B-C	9	3.6	0.9	3.24	50	10	61	0.61	2.32
A-B	10	4.0	0.9	3.60	50	10	74	0.74	3.06
O-A	10	4.0	0.9	3.60	50	20	74	1.48	4.54
計								4.54	

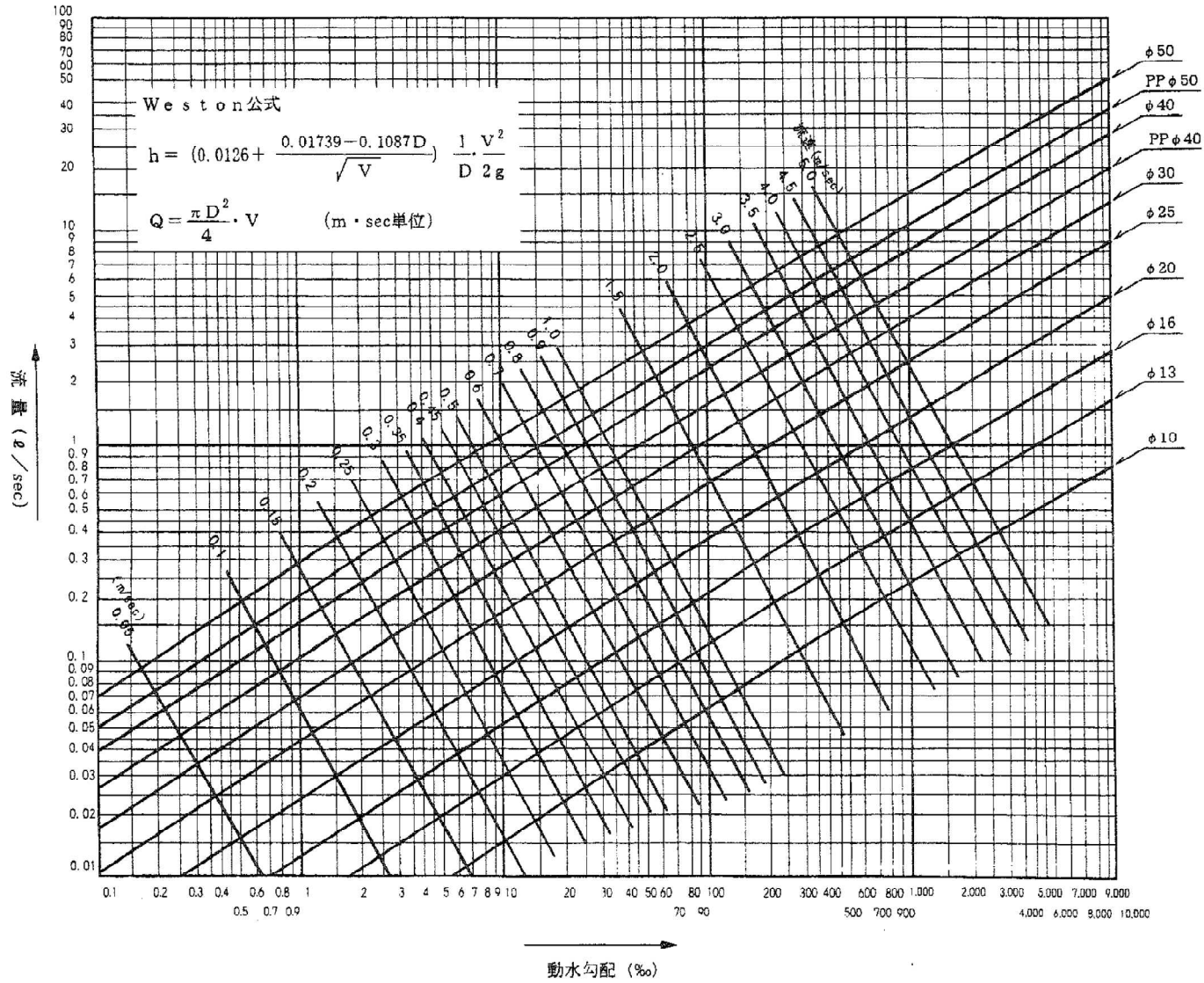
総損失水頭 $4.54\text{m} < \text{許容損失水頭 } 10\text{m}$

ウ 計算結果

総損失水頭 4.54m は許容損失水頭 10m 以下であり、仮定管口径の $\phi 50$ が求める管口径である。

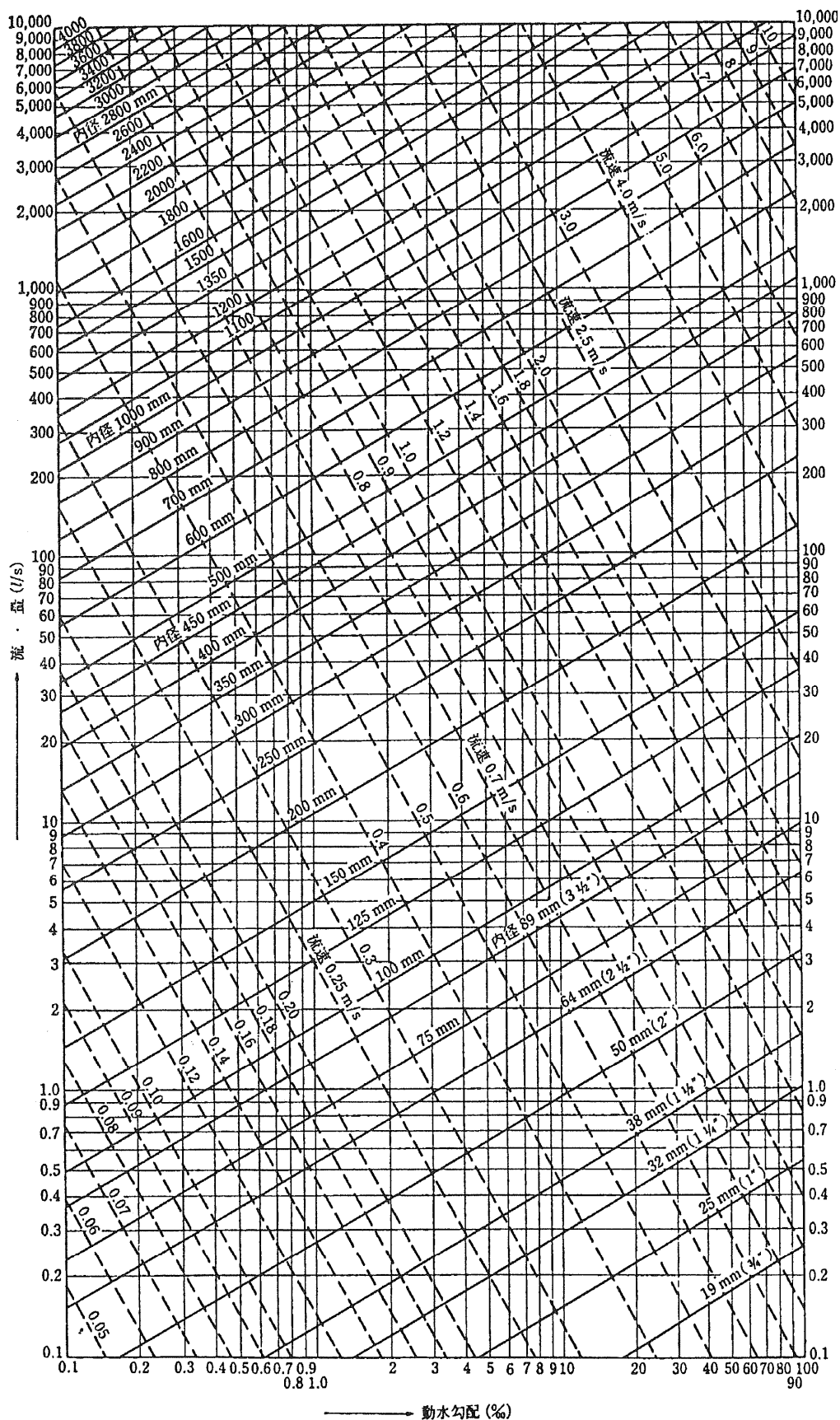
3 ウェストン公式図表

ウェストン公式図表



4 ヘーゼン・ウィリアムス公式図表

ヘーゼン・ウィリアムス公式図表



5 器具類損失水頭の直管換算長

種別 口径	分岐箇所	サドル付 分水栓	仕切弁 スリース バルブ	ボール 止水栓	メーター	逆止弁	水抜き栓	玉形弁 ボール タップ	定水位弁	チー ズ		エル ボ		異 径	給 水 栓
										直 流	分 流	90°	45°		
φ 13	0.5	1.5	0.12	1.5	3.0	3.0	3.0	4.5	—	0.18	0.90	0.60	0.36	0.5	3.0
φ 20	0.5	2.0	0.15	2.0	8.0	4.0	4.0	6.0	—	0.24	1.20	0.75	0.45	0.5	8.0
φ 25	0.5	3.0	0.18	3.0	12.0	6.0	5.0	7.5	9.2	0.27	1.50	0.90	0.54	0.5	8.0
φ 40	1.0	—	0.30	5.0	20.0	9.5	11.0	11.0	13.9	0.45	2.10	1.50	0.90	1.0	—
φ 50	1.0	—	0.39	—	20.0	11.7	15.0	15.0	17.6	0.60	3.00	2.10	1.20	1.0	—
φ 75	1.0	—	0.63	—	25.0	1.7	—	24.0	26.9	0.90	4.50	3.00	1.80	1.0	—
φ 100	1.0	—	0.81	—	30.0	2.5	—	37.5	35.1	1.20	6.30	4.20	2.40	1.0	—
φ 150	1.0	—	1.20	—	90.0	4.3	—	49.5	51.7	1.80	9.00	6.00	3.60	1.0	—

(単位：m)

※参考の数値なので給水器具に応じて調査し、計算すること。

第11節 メーター口径の決定

メーター口径は、設計水量又は実際使用水量に基づきメーターの性能表から選定すること。

(解説)

メーター口径は、設計水量又は実際使用水量がメーターの種類および性能表に示された適性使用流量範囲となるよう決定すること。

ただし、一般住宅等(使用水量が多い業務用は除く)は、給水栓数とメーター口径により決定することができる。

メーターの種類および性能表

口径 (mm)	種 類	長さ (mm) ※1	適正使用 流量範囲 (m^3/h)※2	一時的使用の 許容流量(m^3/h)※3		1日当たりの 使用量($\text{m}^3/\text{日}$)※4			月間 使用量 ($\text{m}^3/\text{月}$) ※5
				10分/日 以内の 場合	1時間/日 以内の 場合	1日使用時 間の合計 が5時間 のとき	1日使用時 間の合計 が10時間 のとき	1日24時間 使用のとき	
13	接線流羽根車単乾式水道メーター	(100) 165	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	接線流羽根車複乾式水道メーター	(190) 190	0.2~1.6	4.0	2.5	7	12	20	170
25	接線流羽根車複乾式水道メーター	(225) 210	0.23~2.5	6.3	4.0	11	18	30	260
40	接線流羽根車複乾式水道メーター	(245) 245	0.5~4.0	10.0	6.0	18	30	50	420
50	たて型軸流羽根車式水道メーター	(245) 560	(0.4~6.5) 1.25~17.0	(16.0) 50.0	(9.0) 30.0	(28) 87	(44) 140	(80) 250	(700) 2,600
75	たて型軸流羽根車式水道メーター	630	2.5~27.5	78.0	47.0	138	218	390	4,100
100	たて型軸流羽根車式水道メーター	750	4.0~44.0	125.0	74.5	218	345	620	6,600
150	電磁式		0.63~312.5	312.5	250.0	1,250	2,000	2,500	75,000
200	電磁式		3.94~787.5	787.5	630.0	3,150	6,300	13,680	410,000

- ()内は、河辺、雄和地区、および金足地区の一部(岩瀬、堀内、浦山、高岡)を表す。ネジ山形状は、現行と同じ。
- 適正使用流量範囲とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量範囲をいう。
- 一時的使用の許容流量とは、受水槽方式や、直結給水で同時に複数の水栓が使用される場合、特に短時間で大流量の水を使用する場合の許容流量をいう。
- 1日当たりの使用量は、一般的な使用状況から適正使用流量範囲内での流量変動を考慮して定めたものである。ここで1日5時間の使用とは一般家庭における標準的使用時間、10時間とは会社・工場等での使用時間、24時間は病院等昼夜稼働の事業所での使用時間を想定している。
- 計算法(JIS規格引用)に基づく耐久試験(加速試験)とメーターの耐久性が使用流量の二乗にほぼ反比例することから定めた、1ヶ月当たりの使用量をいう。
- メーター口径における給水栓数は以下のとおりとする。

給水栓数	メーター口径
7個以内	ϕ 13 又は ϕ 20
8~16個	ϕ 20

第9章 分岐および撤去

第1節 分岐

1 給水管の分岐

- (1) 配水本管、配水支管および給水管から行うものとする。
- (2) 配水本管、配水支管からの同口径分岐は原則できないものとする。ただし、上下水道局に寄付する場合などにおいては当課および水道維持課と協議し、同口径分岐の可否を決定する。(解説1、解説管種別分岐方法および材料表参照)
- (3) 道路内における給水管の分岐口径は、φ20以上とする。(第8章第5節参照)
- (4) 同一敷地内への給水管の取出しは、原則として1箇所とする。ただし、将来土地を分筆する場合、または明確に建築敷地を分割できる場合はこの限りではない。
- (5) 既設取出し管が無ライニング鋼管または鉛管等の場合は、取替えることを原則とする。

2 分岐方法 (管種別分岐方法および材料表に基づくこと。)

(解説)

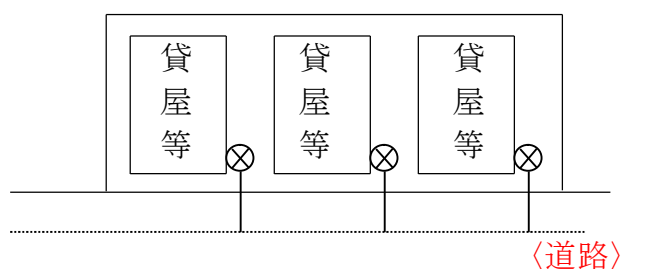
1 管路の機能分類

管路の種類	管路機能	分岐可能な管
配水幹線	配水場から各小ブロックまで浄水を配水する管路	配水本管
配水本管	配水幹線から小ブロック内全体に浄水を供給する役割を果たす重要な管路	配水支管、給水管
配水支管	配水本管から浄水を受け、各給水管に分配する管路	配水支管、給水管

管路の機能分類において、管口径が管路の属性を決定する要件に必ずしもなっていないことから上記とする。この場合、配水管および給水管への影響を考慮し、同口径分岐はできないものとする。ただし、開発配水管の同時寄附又は分岐材料の規格等やむを得ない場合を除く。

- 2 同一敷地内とは、特定の一使用者が占有する区画で、他占有者の敷地に接する敷地のものをいう。ただし、当該敷地内に不特定多数の人が常時自由に通り抜けられるような通路等がある場合は、同一敷地内とみなさない。
- 3 同一敷地内に貸家または共同住宅等を建築する場合、次のとおりそれぞれに取出しできるものとする。

(例) 貸家、共同住宅等の場合



- 4 既設取出し管が無ライニング鋼管および鉛管等の場合は、漏水および出水不良等の原因となるため、取替えることを原則とする。なお、鉛管については、水の滞留による鉛の溶出等水質基準に適合しないこともあるため、特に留意しなければならない。
- 5 被分岐管の管種、口径により使用するサドル付分水栓および**不断水割T字管**等の種類が異なるため、調査を十分行わなければならない。**なお、共用管の場合は不断水割T字管を原則とする。**
- 6 被分岐管口径φ75以上で分岐管口径φ40以上の場合は、割T字管又はサドル付分水栓を使用し不断水工事を原則とする。ただし、サドル付分水栓の場合、被分岐管口径φ75については、口径φ50の取出しはできない。
- 7 配水管の取付口からメーター一次側には、水道用ポリエチレン管金属継手耐震性能強化型を使用すること。

管種別分岐方法および材料表

単位：mm

被分岐管種	被分岐管口径	分岐管口径	工事工種別	分岐材料
D I P C I P	75 以上	50～200	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～40	〃	サドル付分水栓
	〃	同口径	切取り工事	二受T字管
	100 以上	20～50	不断水工事	サドル付分水栓
H P P E	75	50	不断水工事	不断水割T字管
	〃		切取り工事	刃形T字管
	〃	20～40	不断水工事	サドル付分水栓
	〃	同口径	切取り工事	刃形T字管
	50	20～25	不断水工事	サドル付分水栓
		40	切取り工事	刃形T字管
V P H I V P	75～150	50～100	不断水工事	不断水割T字管
	50～150	20・25	〃	サドル付分水栓
	〃	50	〃	不断水割T字管
	〃	同口径	切取り工事	刃形T字管
	R R V P	50	20・25	不断水工事
40		20	〃	〃
50		40	切取り工事	刃形T字管
40		25	〃	VP用チーズ
P P	50	20・25	不断水工事	サドル付分水栓
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	PP用チーズ
	40	25	〃	〃
S G P	75 以上	50～200	不断水工事	不断水割T字管
	〃	20～50	〃	サドル付分水栓
	50	20・25	〃	〃
	40	20	〃	〃
	50	40	切取り工事	SGP用チーズ
	40	25	〃	〃
S S P	50	20～40	切取り工事	SGP用チーズ
	40	20・25	〃	〃

※ 被分岐管種ACPについては、別途協議すること。

第2節 撤去および分岐止め

給水装置が不要となったときは、速やかに分岐部から切離すこと。

(解説)

既設給水装置が**不要となった**場合は、分岐部から切離さなければならない。

ただし、老朽管の布設替えおよび道路拡幅工事等で管の移設計画がある場合は、関係部所と協議のうえ道路境界で止水することができる。

第10章 給水装置

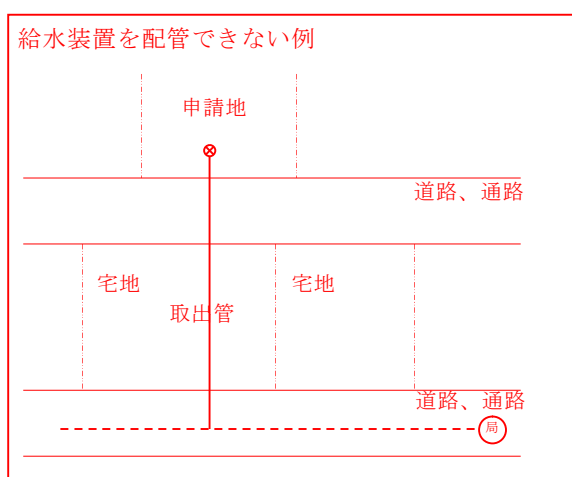
第1節 配管

配管工事をする際は、以下の点に留意すること。

- (1) 給水装置は、行止まり式とする。
- (2) 道路および通路に布設する共用管には、局が必要と認める場合、ドレーンを設置すること。
- (3) 配管は、原則として直線配管および埋設配管とする。

(解説)

- 1 給水装置の配管にあたっては、給水装置の安全性および維持管理等を十分考慮すること。
- 2 給水装置は、道路および通路を越えて配管できない。ただし、配水管の位置、土地の状況によっては協議により認める場合がある。



- 3 交差配管は、できる限り避けること。
- 4 継手の少ない配管にすること。
- 5 漏水修理等の維持管理を考慮し、直線配管とすること。

第2節 配管材料

1 上流側の配管材料

給水装置のメーター上流側に使用する配管材料は、次のとおりとする。

- (1) 水道用ポリエチレン管 (以下「PP」という。)
- (2) 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (以下「SGP-PB」、「SGP-PD」という。)
- (3) 水道用ステンレス鋼管 (以下「SSP」という。)
- (4) 水道用ダクタイル鋳鉄管 (以下「DIP」という。)
- (5) 水道配水用ポリエチレン管 (以下「HPPE」という。)

(解説)

- 1 管種は、管種別利害得失表 (P89~90) を考慮し選定すること。

- 2 PPは、第1種二層管を使用すること。
- 3 SGP-PBは、外面亜鉛めっき管、SGP-PDは、外面ポリエチレン被覆管であること。
- 4 DIPは、内面エポキシ樹脂粉体塗装耐震管を使用すること。
- 5 HPPEは、水道配水用ポリエチレン管施工要領に準ずること。
- 6 管種別使用区分は、管種別使用区分表(P90)のとおりとする。
- 7 管種別標準接合材料は、管種別標準接合材料表(P91~92)のとおりとする。
- 8 平成27年度以降に埋設された配水管より取り出しがある場合は、メーター上流側へつば付きコアを使用すること

2 管種別利害得失表

現在一般的に使用されている給水管は次のとおりであるが、これらの管の利害得失は、おおむね次のとおりである。

管種	利 点	欠 点
ステンレス鋼管	<ul style="list-style-type: none"> ・軽量で運搬に便利である。 ・耐食性に優れ、管内にスケールの発生がない。 ・屋内配管を中心にして、給水、給湯に適する。また、海岸地方や地中埋設配管で特に耐食性を要求される場合は、ステンレス鋼管B（SSP-SUS316）が適する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉厚が薄いため、つぶれやすいので、運搬、施工、布設は丁寧に行う必要がある。 ・保管時にもらいさびを受けることがあるので、他の鋼管類と接触させない方法で保管する必要がある。 ・管内が凍結した場合電気抵抗値が大きいため、電気解氷機の使用は避けて、蒸気又は熱湯などの使用が望ましい。 ・比較的価格が高い。
ポリエチレン管	<ul style="list-style-type: none"> ・たわみ性に富む。 ・耐食性が良好で酸食、アルカリ食、電食のおそれがない。（土質を嫌わない。） ・軽量で耐寒性、耐衝撃強さが大である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性で高温に弱い。 ・柔軟性であるため外傷を受けやすいので運搬、施工、布設を丁寧に行う必要がある。 ・引張り強度が小さい。 ・土質を嫌わないが、ガソリン、シンナー等に触れるおそれのある箇所への使用は、水に臭気移るので避けなければならない。
水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的衝撃に強い。 ・耐食性が良好で酸食、アルカリ食、電食のおそれがない。 ・管肌が滑らかでスケールの発生がない。 ・施工が容易である。 ・軽量で運搬取扱いが便利である。 ・伸縮可とう性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的衝撃に強いが、外傷を受けると強度が低下するので運搬、施工、布設を丁寧に行う必要がある。 ・凍結の際、破損しやすい。 ・直射日光にあてると衝撃強さが低下する。 ・曲管、分岐箇所は抜けやすいので、離脱防止金具を使用する。

管種	利 点	欠 点
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	<ul style="list-style-type: none"> 管内にスケールの発生がない。 引張り強さが大で外傷等の懸念がない。 厳しい腐食環境に対しては、土壤の種類に影響を受けない電気絶縁性に優れたライニング管D (SGP-PD) が適する。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の管に比較し、工作手間が多い。 ライニング管B (SGP-PB) の外面は、酸食、電食を受けやすい。 ライニング管Dの運搬時には、外面に傷がつかないように注意する。 保管は、直射日光および雨等を受けないよう屋内を原則とする。 高温により、内面のポリエチレンが変質、剥離するおそれがある。
ダクタイル鋳鉄管	<ul style="list-style-type: none"> 強度が大であり、耐食性がある。 強靱性に富み、衝撃に強い。 メカニカル継手は可とう性、伸縮性があり施工がしやすい。 大きな離脱防止力を持つのでコンクリート防護が不要又は軽減できる。(KF、UF、S、SⅡ、NS、GX形) 	<ul style="list-style-type: none"> 重量が比較的重い。 継手の脱出に対し、異形管防護を必要とする。 土壤が特に腐食性の場合には、外面防食、継手防食を必要とする。 価格が比較的高い。
ポリエチレン水道配水管	<ul style="list-style-type: none"> 軽量で柔軟性、耐食性、衛生性に優れるという特長に加え、平常時における長期性能と地震や地盤沈下など非常時における耐久性を兼ね備えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 管や継手材料は、傷つきやすく、また、直射日光による変形、変色することから、運搬や保管には慎重かつ丁寧におこなう必要がある。

3 管種別使用区分表

使用区分における口径および管種は以下のとおりとする。

使用区分	口径 (mm)	管 種
道路横断埋設配管	φ 75 以上	DIP、HPPE、SGP-PB、SGP-PD
	φ 50 以下	PP、SSP、HPPE、SGP-PB、SGP-PD
道路縦断埋設配管	φ 75 以上	DIP、HPPE、SGP-PB、SGP-PD
	φ 50 以下	PP、SSP、HPPE、SGP-PB、SGP-PD
水路等伏越し配管	φ 75 以上	DIP、HPPE、SGP-PB、SGP-PD
	φ 50 以下	PP、SGP-PD、SSP、HPPE、SGP-PB、SGP-PD
石積等裏側配管	φ 75 以上	DIP、HPPE
	φ 50 以下	PP、SGP-PB、SGP-PD、SSP、HPPE
水路橋等添架配管	φ 20 以上	SGP-PB、SGP-PD、SSP、HPPE

使用区分	口径 (mm)	管種
宅地内埋設配管 (メーター上流側)	φ75 以上	DIP、HPPE
	φ50 以下	PP、SGP-PB、SGP-PD、SSP、HPPE
仕切弁前後の配管	φ75 以上	DIP、HPPE
	φ50 以下	PP、SGP-PB、SGP-PD、SSP、HPPE
止水栓前後の配管	φ40 以下	PP、SGP-PB、SGP-PD、SSP

※ ガソリンスタンド等（土質が油脂性の場所）の配管は、SSP 等金属管を使用すること。

※ HPPE の口径はφ50、φ75 とする。（それ以外の口径は協議すること）

4 管種別標準接合材料表（口径φ50 以下）

口径φ13～φ50 の同種又は異種管の場合の管種別標準接合材料は以下のとおりとする。

管種	P P	H I V P (φ50 のみ)	SGP-PB SGP-PD	S S P	H P P E (φ50 のみ)
P P	PP 用ソケット	VS ジョイント	PP×SGP (オネジ) ・SGP 用ソケット	PP×SGP(メネジ) ・SGP 用シモク ・SSP 用分止水 栓継手	メカニカルジョイント
H I V P (φ50 のみ)	VS ジョイント	ゴム輪形ソケット 又は VS ジョイント	VS ジョイント	VS ジョイント・ PP×SGP(オネジ)・ SGP × SSP(メネジ)	メカニカルジョイント
SGP-PB SGP-PD	VS ジョイント	VS ジョイント	SGP 用ソケット	SGP 用ソケット ・SGP 用シモク ・SSP 用分止水 栓継手	メカニカルジョイント
S S P	—	—	—	SSP 用ソケット	—
H P P E (φ50 のみ)	VS ジョイント	VS ジョイント	VS ジョイント	—	EF ソケット・ メカニカルジョイント

5 管種別標準接合材料表（口径φ75 以上）

口径φ75 以上の同種又は異種管の場合の管種別標準接合材料は以下のとおりとする。

管種	H I V P	SGP-PB SGP-PD	D I P	H P P E
H I V P	ゴム輪形ソケット	VS ジョイント	VC ジョイント	メカニカルジョイント

管種	H I V P	SGP-PB SGP-PD	D I P	H P P E
SGP-PB SGP-PD	VS ジョイント	SGP 用ソケット	VC ジョイント	メカニカルジョイント
D I P	VC ジョイント	—	継輪	メカニカルジョイント
H P P E	VS ジョイント	VS ジョイント	メカニカルジョイント	EF ソケット・ メカニカルジョイント

- (1) 管種別標準接合材料表は、直線上において同種又は異種管と接合する場合に使用する継手を記載したものである。
- (2) PP 管用継手は、B 形およびさし込み形である。
- (3) HIVP 用継手は、I 形である。
- (4) SGP-PB および SGP-PD 用継手は、管端防食継手である。
- (5) SSP 用継手は、伸縮可とう式継手である。
- (6) DIP 用継手は、K 形又は耐震継手である。
- (7) HIVP はφ50、φ75、φ100、HPPE はφ50、φ75 とする。

第3節 仕切弁および止水栓

給水装置には、仕切弁又は、止水栓を設置すること。

(解説)

給水装置には、給水の開始、休止および装置の修理その他維持管理を容易にする目的で、仕切弁又は、止水栓を設置しなければならない。

第4節 仕切弁および止水栓の選定

仕切弁および止水栓の選定にあたっては、設置場所、管口径等を考慮し決定すること。

(解説)

- 1 種類および使用区分は、下のとおりとする。

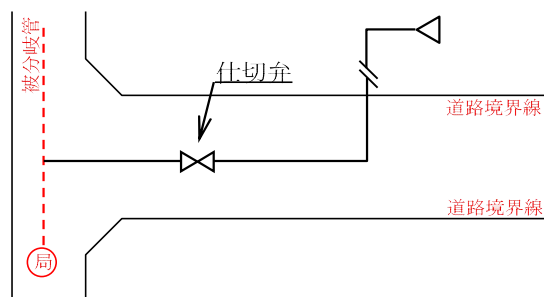
種 類	口径(mm)	メーター	
		一次側	二次側
水道用鋳鉄製ソフトシール仕切弁	50 以上	○	○
水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁	40 以上	×	○
HPPE 用挿口付ソフトシール仕切弁	50 以上	○	○
固定式ボール止水栓	13~40	○	○
伸縮式ボール止水栓	13~40	○	○
開閉防止形伸縮式ボール止水栓	13~25	○	○

- 2 合成樹脂製ソフトシール仕切弁は、HIVP 等樹脂製の管路に使用すること。
- 3 メーター一次側に設置するソフトシール仕切弁は、原則として一体型仕切弁を使用すること。

第5節 仕切弁および止水栓の位置

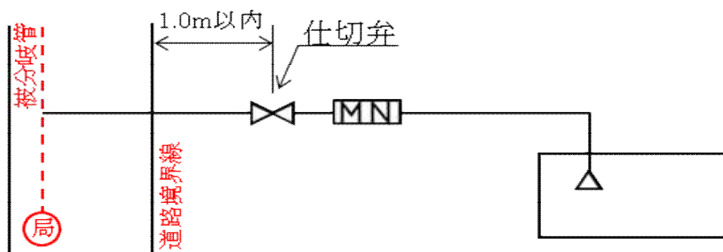
1 道路を横断する際の仕切弁の設置

道路を縦断して管を埋設する際は、維持管理に支障とならない位置に仕切弁を設置すること。



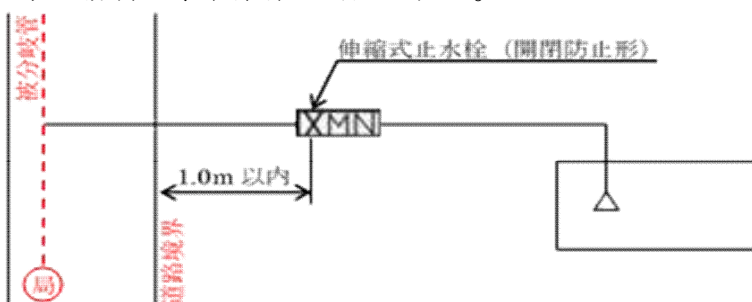
2 宅地内の仕切弁の設置

仕切弁は、宅地内 1.0m 以内に設置すること。



3 伸縮式止水栓の設置

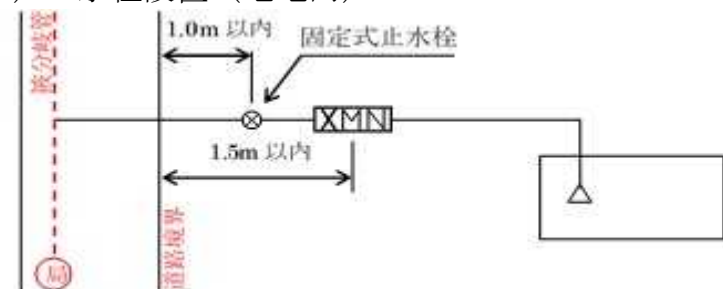
伸縮式止水栓は、メーター桝内に設置すること。なお、共同住宅・貸店舗および貸家等の場合は、開閉防止形とする。



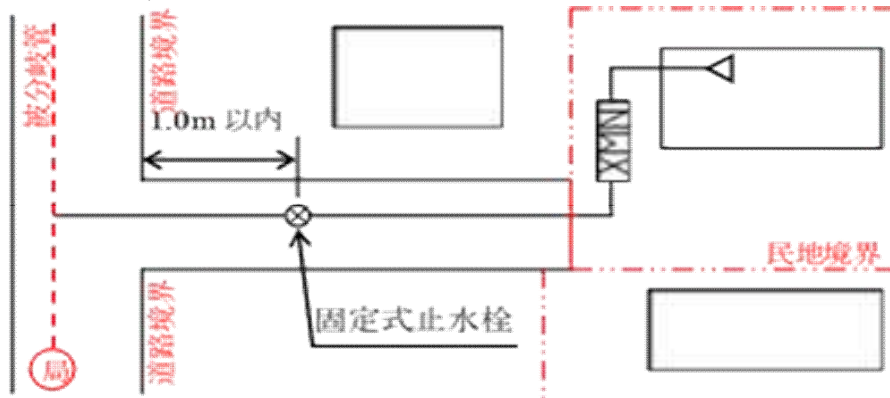
4 固定式止水栓の設置

固定式止水栓を必要とするときは、宅地内 1.0m 以内に設置すること。

(1) 止水栓設置 (宅地内)

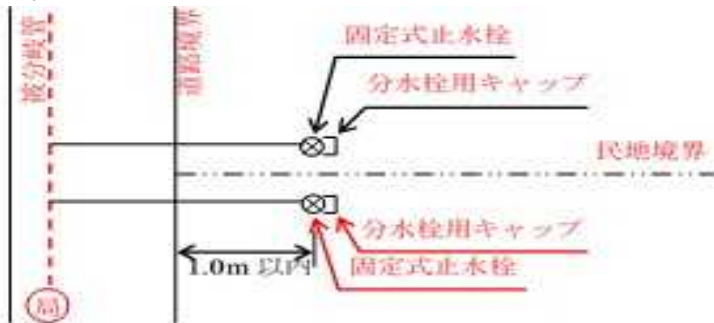


(2) 止水栓設置（専用道路）



5 開発行為等で取出しの場合

固定式止水栓を宅地内 1.0m以内に設置し、かつ、分止水栓用キャップを取付けること。



(解説)

- 1 仕切弁および止水栓の設置については、「仕切弁きょう 5号Ⅲ形設置標準図」のとおりとする。
- 2 仕切弁は、道路の交差点内を避けて設置するものとする。
- 3 仕切弁および止水栓の位置は、車両等の外圧を受けやすい場所や障害物を置かれたり、埋没しやすい場所を避けなければならない。
- 4 仕切弁および止水栓を宅地内 1.0m以内に設置できない場合は、できる限り道路境界に近い場所とする。
- 5 宅地内で分岐を行う場合、必要に応じて止水栓を設置すること。
- 6 **取出し工事のみの場合は、分止水栓用キャップを取付けなければならない。**

第6節 仕切弁きょうおよび止水栓きょう

1 施工時の注意事項

仕切弁および止水栓は、専用きょうで保護しなければならない。

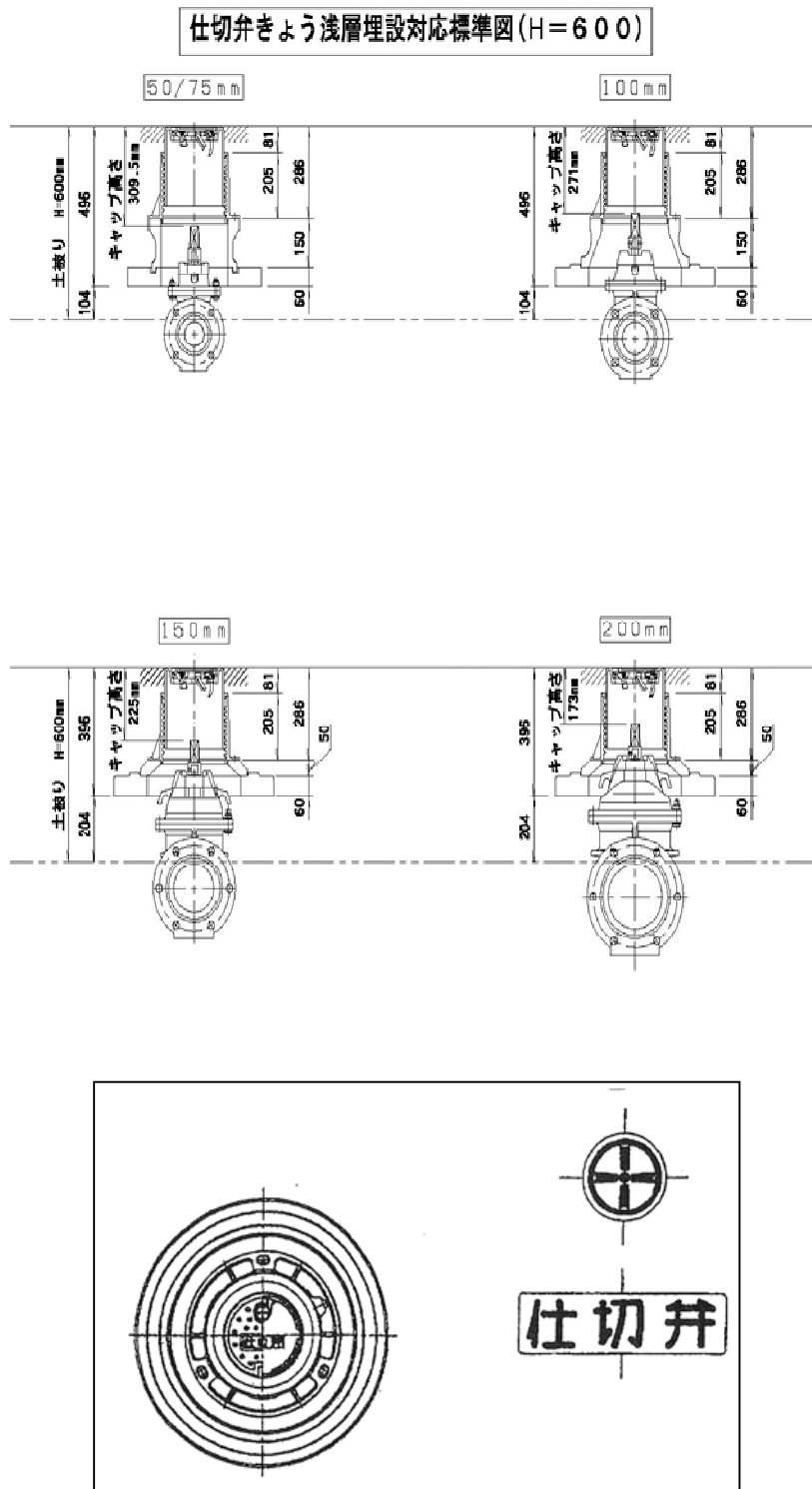
- (1) 道路に設置する仕切弁には、仕切弁きょう 5号Ⅲ形を使用すること。
- (2) 通路および宅地内に設置する仕切弁および口径φ40の止水栓には、弁きょう 6号を使用すること。
- (3) 宅地内に設置する口径φ13～口径φ25の止水栓には、止水栓きょう 4号を使用すること。

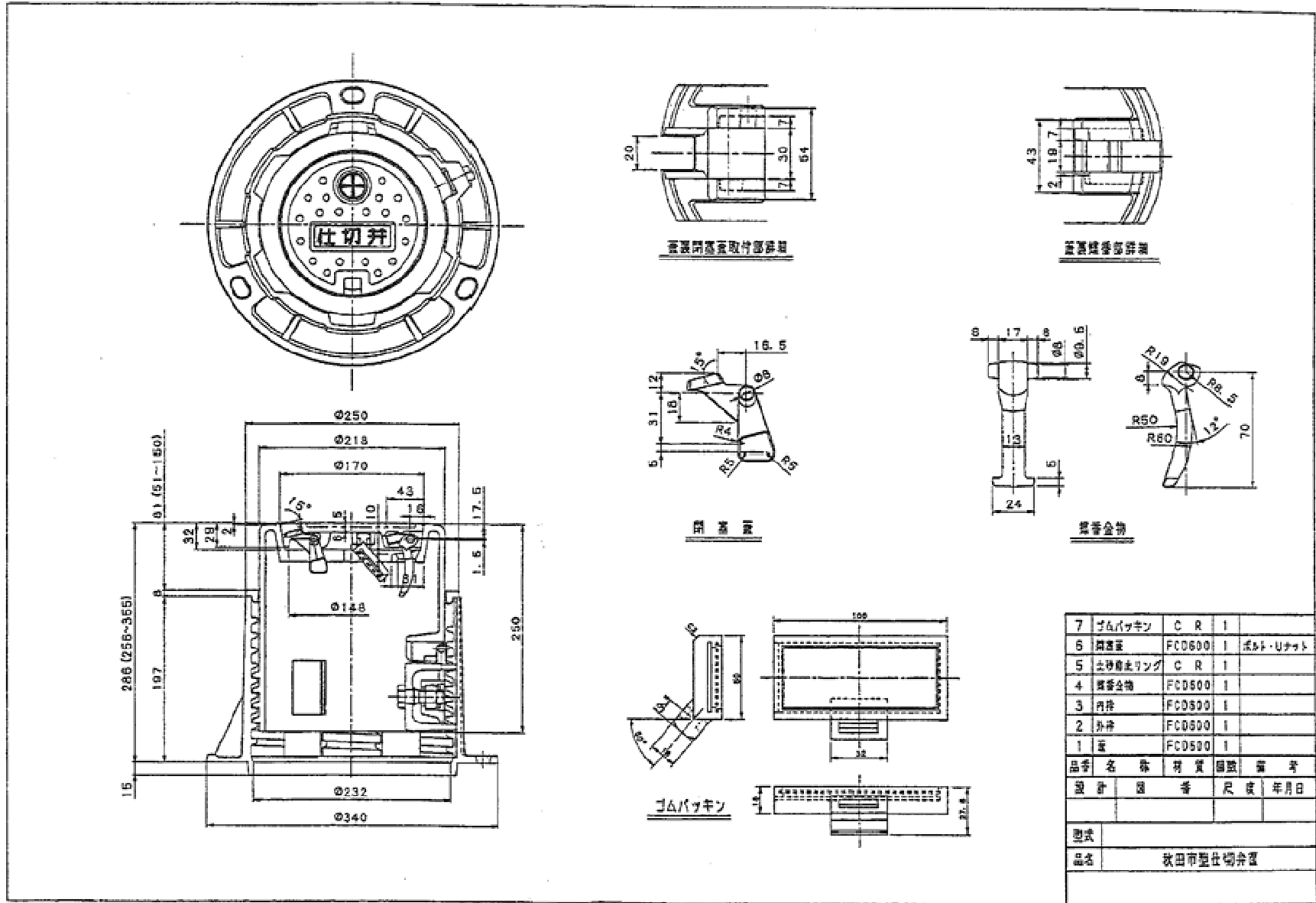
(解説)

- 1 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの種類は、給・配水材料一覧表(P57)のとおりとする。
- 2 通路には、弁きょう6号(鉄蓋-FCD製)を使用すること。
- 3 宅地内であっても、車両等の荷重を受ける場所に設置する仕切弁および口径φ40の止水栓には、仕切弁きょう5号Ⅲ形又は弁きょう6号(鉄蓋-FCD製)を使用すること。

2 仕切弁きょう5号Ⅲ形設置標準図

1 / 2





第7節 メーター

メーターを設置する際は以下の点に留意すること。

- (1) 給水装置には、使用水量を計量するため、メーターを設置すること。
- (2) メーターは、局が貸与し、所有者がこれを保管、管理する。
- (3) 使用廃止および口径変更等により取外したメーターは、速やかに返納すること。

(解説)

- 1 メーターの設置については、条例第20条第1項(メーターの設置)の規定による。
- 2 メーターの保管および管理責任については、条例第24条(メーターの保管)の規定による。
- 3 メーターは局の貸与品であるため、取外したメーターは必ず返納しなければならない。メーター二次側に給水栓がない場合も取外して返納すること。
- 4 メーターは、検定有効期間内(8年)に局が交換する。
- 5 メーターのねじ山は、舶来ねじとする。ただし、河辺、雄和地区は上水ねじとする。
- 6 大口径のメーターについては、必要に応じて遠隔指示式水道メーターとすることがある。

第8節 メーターの種類

メーターの種類は、次のとおりとする。

(解説)

メーターの種類		単位：mm	
口径	種類	長さ	ねじ山形状
13	接線流羽根車単乾式水道メーター	(100) 165	(上水ねじ) 舶来ねじ
20	接線流羽根車複乾式水道メーター	(190) 190	(上水ねじ) 舶来ねじ
25	接線流羽根車複乾式水道メーター	(225) 210	(上水ねじ) 舶来ねじ
40	接線流羽根車複乾式水道メーター	(245) 245	(上水ねじ) 舶来ねじ
50	たて型軸流羽根車式水道メーター	(245) 560	(上水ねじ) フレンジ型
75	たて型軸流羽根車式水道メーター	630	フレンジ型
100	たて型軸流羽根車式水道メーター	750	フレンジ型
150	電磁式	1,000	フレンジ型
200	電磁式	1,160	フレンジ型

※ () 内は、河辺、雄和、および金足の一部(岩瀬、堀内、浦山、高岡)の地区用を表す。

第9節 メーターの位置

メーターは、配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い敷地内で、道路境界等から 1.5 m以内に設置するものとし、次の事項に留意すること。

- (1) メーターの検針および維持管理に支障のない場所
- (2) 雨水や汚水等が入らず、常に乾燥する場所
- (3) 車両等荷重の影響を受けない場所

(解説)

- 1 メーターの位置は、施行規程第 17 条およびこの指針に基づくこと。
- 2 使用水量を正確に計量するため検針が容易な場所で、汚水が流入したり、障害物の置かれやすい場所を避けなければならない。
- 3 車両等の荷重によりメーターが破損したり、また、車両が支障となり検針できないこともあるため、このような場所は避けなければならない。
- 4 共同住宅等は、給水主管に近い場所に設置することができる。
- 5 メーターの位置は、外構工事等を考慮し決定しなければならない。
- 6 メーター位置が 1.5m を超えて設置しなければならない場合は、誓約書(様式第 61 号)を提出すること。

第10節 メーターの設置基準

メーターの設置基準は以下のとおりとする。

- (1) 給水装置には、原則として1世帯又は1箇所ごとにメーターを1個設置すること。
- (2) 同一敷地内に同一所有者の離れ家が独立した構造(専用の入口・台所・浴室等を備えているものをいう。)の場合は、メーターを各々設置すること。
- (3) 建物内入口が共用され、2世帯以上が恒久的に独立した構造(台所・浴室等を備えているものをいう。)の場合、原則として各世帯にメーターを設置すること。
- (4) 共同住宅等で散水栓等を共用する場合は、各世帯にメーターを設置するほか、共用部分にもメーターを設置すること。
- (5) 同一敷地内で同一目的に使用される場合(学校・病院・工場等)は、建築物の棟数に関係なく原則として1個のメーターを設置すること。
- (6) 併用式給水で共同住宅の場合、直結式給水部分は各世帯にメーターを設置し、受水槽式給水部分は、メーターを1個設置すること。また、同一使用者の場合、1個又は2個のメーターを設置すること。
- (7) 3階建て以上の雑居ビルにおける直結式給水の場合、原則としてビル所有者に対し1個のメーターを設置すること。
- (8) 建物の使用形態の変更に伴い当初計画していた水量を使用しない等の場合、局との事前協議によりメーター口径を変更することができる。この場合、誓約書(様式第 27 号)を添付し、給水装置の改造の申込みを行わなければならない。

(解説)

- 1 受水槽式給水における共同住宅等の子メーターの設置については、「共同住宅等の水道メーター等に関する設置基準」に基づくこととし、止水栓は開閉防止形とする。
- 2 3～5階直結直圧式給水、直結増圧式給水における共同住宅等のメーター設置については、

それぞれの基準に基づくこと。

3 メーターの設置基準は、次表のとおりとする

メーター設置基準

建築物名	使用状況区分	メーターの設置	備考
一般住宅 (一戸建て住宅)	1世帯	1個	
	2世帯以上 (独立した構造)	各々	・メーター1個でも可。
	店舗兼住宅	各々	・同一所有者等が使用する場合は、メーター1個とすることができる。
共同住宅等	世帯別	各々	・散水栓等を共用する場合は、メーターを設置すること。
	受水槽式給水	1個	
	併用式給水	直結部分各々 受水槽部分1個	
学校、工場等	—	1個	・学校とプール等給水方式が異なる場合は、各々にメーターを設置すること。 ・工場と社宅等使用目的が明確に区分されている場合は、各々にメーターを設置すること。
	併用式給水	1個又は2個	
雑居ビル	2階まで	各々	・3階以上であっても使用形態等により各々にメーターを設置することができる場合は、事前に協議すること。
	3階以上	1個	

※上記の設置基準で判断が難しい場合は、事前に協議すること。

第11節 私設メーターの取扱い

給水契約は、局メーターで行う。ただし、**局メーター以降において**給水装置の所有者が使用水量を計量する等維持管理上私設メーターの設置を希望する場合は、事前に局と協議し、次の条件により私設メーターを設置することができるものとする。なお、私設メーターの設置に当たり長所や短所を十分考慮し、選択することが望ましい。

- (1) 私設メーターは、給水用具として取扱う。
- (2) 私設メーターは、認証品で局メーターと同等のメーターとする。

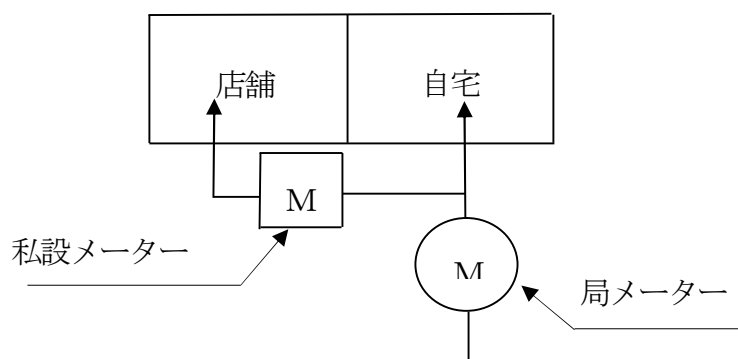
- (3) 給水装置工事申込の際、私設メーター設置条件承諾書を提出しなければならない。
(様式第 28 号)
- (4) 私設メーターの設置および維持管理に関する一切の費用は、所有者が負担する。
- (5) 局は、私設メーターの検針やこれに伴う料金徴収を行わない。ただし、共同住宅もしくは併用共同住宅の私設メーターの指針および料金徴収を希望する場合は、その取扱いについて条例および施行規程に別途規定されており、協議が必要となるため十分留意しなければならない。
- (条例第 30 条第 1 項第 2 号、施行規程第 21 条第 2 項)
- (6) 私設メーターの設置に伴う諸問題は、所有者の責任において解決するものとする。
- (7) 排除汚水量の減量認定の取扱いについては、下水道条例および農業集落排水施設条例に規定されているため、十分留意しなければならない。
(下水道条例第 13 条第 2 項、農業集落排水施設条例第 16 条第 2 項)
- (8) 私設メーターの寄附等について、管理者が特に必要と認めた場合は、寄附することができる。
(様式第 30 号)

(解説)

- 1 私設メーターを設置する場合、給水装置所有者に設置条件を認識していただくため、私設メーター設置条件承諾書の提出を求めるものである。
- 2 私設メーターの設置や維持管理に要する費用は、所有者が負担しなければならない。
- 3 私設メーターの設置に伴う諸問題は、局は一切関与しないため、所有者の責任で解決しなければならない。
- 4 私設メーターの故障や取替え等を考慮し、伸縮式止水栓を設置することが望ましい。
- 5 私設メーターを保護するため、メーター柵等を設置することが望ましい。
- 6 給水装置工事設計図および竣工図には、局メーターと区別するため、私設メーターと明記しなければならない。
- 7 排除汚水量の減量認定は、下水道条例では「氷雪製造業その他の営業を営む使用者の申告」、また、農業集落排水施設条例では「営業を営む使用者の申告」に基づくと限定されている。
- 8 私設メーターの寄附等は、設備等により設置者の負担でメーターを寄附する場合に限る。
- 9 私設メーター設置の長所と短所
お客様が私設メーターの設置を希望する場合、次の長所と短所があり、これらを十分考慮のうえ設置する必要がある。ただし、一般家庭において、排除汚水量の減量認定を受ける目的で私設メーターを設置する場合は、対象外となるので注意すること。
 - (1) 長所
お客様が使用水量を把握したい箇所の計量ができる。
 - (2) 短所
 - ア 局メーターの検針や水道料金および下水道使用料の請求は局で行うが、各私設メーターの検針や水道料金および下水道使用料の徴収を使用者から行う必要がある。
 - イ お客様の費用負担増となる。(私設メーターやメーター柵の購入等)
 - ウ 局メーターと私設メーターの合計水量がメーター器差等により一致しないことがある。
 - エ 私設メーター故障時に取替えが必要になる等、維持管理費がかかる。

10 私設メーター設置例

(例) 店舗兼住宅において、自宅で営んでいる美容院の使用水量を計量する場合



第12節 遠隔指示式水道メーター設置基準

1 目的

この基準は、中高層建築物（3階～10階程度）における直結式給水又は直結増圧式給水において、局が必要と認める場合に設置する遠隔指示式水道メーター（以下「遠隔メーター」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、中高層建築物の共同住宅等において、各戸に遠隔メーターを設置する場合に適用する。

3 設置基準

(1) 遠隔メーター（コード含む）

ア 遠隔メーター交換および修理等が容易に行える場所に設置する。

イ 遠隔メーターは、流入方向を確認し、かつ、水平に取付けする。

ウ ヒーターおよび保温カバーを使用し、凍結防止を行う。ただし、電気料金等維持管理費は、工事申込者の負担とする。

(2) 伝送線

ア 遠隔メーターと集中検針盤間は、伝送線を使用し、配線方法は、電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準ずるものとする。

イ 伝送線は、原則として電線管内に配線する。

ウ 遠隔メーターコードと集中検針盤からの伝送線の接続は、端子ボックス等を使用する。ただし、端子接続箇所は、埋設箇所および水没の恐れのある箇所を避ける。

エ 遠隔メーター以降の配線等の工事は、工事申込者が行うものとする。

(3) 集中検針盤

ア 集中検針盤は、管理者が承認した製品で、1棟1箇所以上とする。

イ 集中検針盤は、4桁の検針値が表示される方式で、防滴・防塵型の鋼板製で錠付ドアとする。

ウ 取付け位置は、原則として1階の屋内とし、雨・直射日光のあたる場所、盤内に結露する場所等は避けること。ただし、やむを得ず屋外に取付けする場合は、屋外設置用を使用し、積雪等の影響がなく検針が容易な場所とする。

エ 取付け位置は、原則として検針盤上端が床面から1.7mとし、傾斜のないよう堅固に取付ける。また、扉の開閉がスムーズで検針業務および保守点検が容易な場所とする。

オ 集中検針盤のドア裏面に操作方法および部屋番号図を取付ける。

カ 集中検針盤内結露防止のため、電線管および電線挿入箇所等の隙間にはコーキング仕上げを行う。

キ 集中検針盤取付け工事は、工事申込者が行うものとする。

ク 集中検針盤取付け後における維持管理費は、工事申込者の負担とする。

4 事前協議

工事計画および設計等について、給水装置工事申込前に局と協議しなければならない。

(解説)

- 1 3階以上の直結式給水等において、局が必要と認める場合に遠隔メーターを設置するものとする。
- 2 遠隔メーターは、局が貸与し、計量法に基づき8年以内に局が交換する。なお、遠隔メーターの貸与品とは、メーター本体・コード(1.0m~1.5m程度)である。
- 3 配線および集中検針盤取付け工事は、電気設備工事共通仕様書等に基づき工事申込者が行うものとする。
- 4 維持管理費については、工事申込者の負担とする。

第13節 メーター柵

メーターは、専用の柵で保護しなければならない。

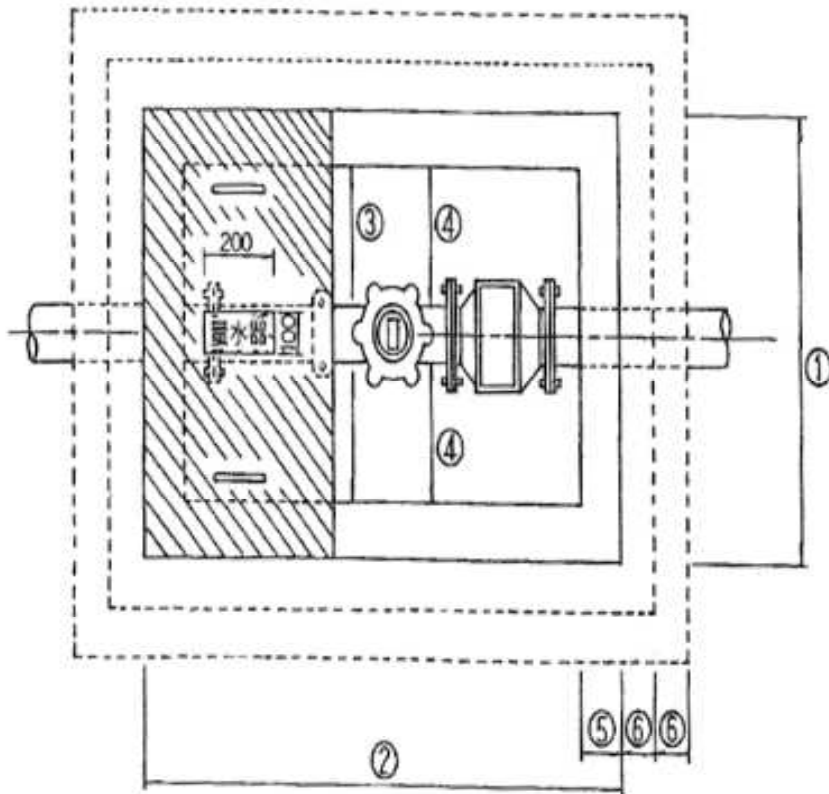
- 1 口径φ13・φ20用のメーター柵は、樹脂製とし、蓋は、耐寒用を使用すること。
- 2 口径φ25・φ40用のメーター柵は、樹脂製を使用すること。
- 3 口径φ50以上用のメーター柵は、コンクリート製又は樹脂製とし、蓋は、小窓付きとする。
- 4 メーター1個につき、メーター柵は一つとする。

(解説)

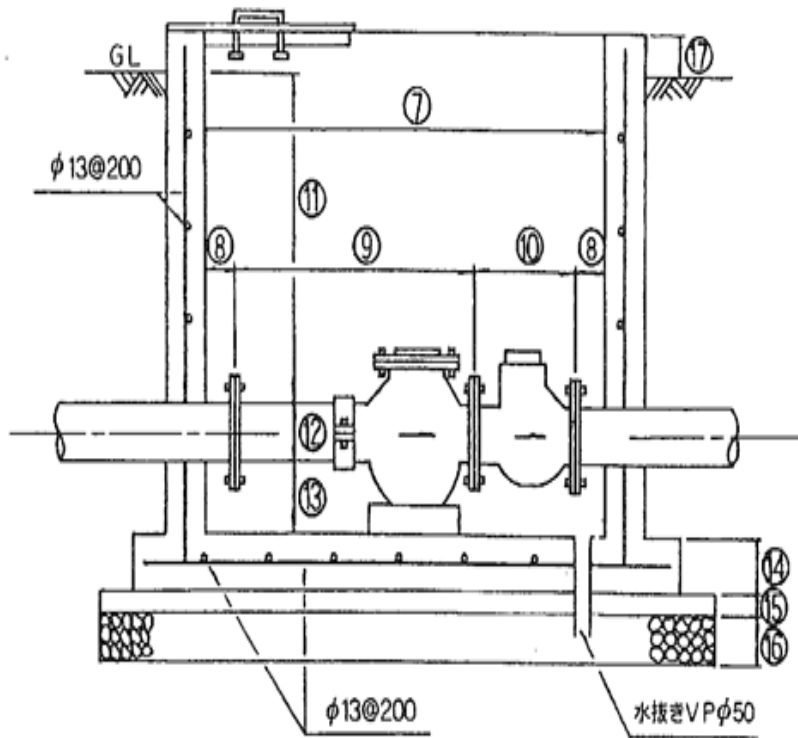
- 1 メーター柵は、止水栓、メーター、逆止弁の取替えができる維持管理を考慮した大きさとする。
- 2 口径φ13~φ40のメーター柵は、樹脂製とし、また、メーターの凍結防止のため、口径φ13およびφ20は、耐寒用の蓋を使用すること。
- 3 口径φ50以上については以下を参照
 - (1) φ50以上用メーター柵標準図
 - (2) φ50以上用メーター柵標準寸法表(コンクリート製)
 - (3) メーター用柵蓋標準図(口径φ50の場合)

(1) φ50 以上用メータ柵標準図

平面図



断面図



(2) φ50 以上用メーター柵標準寸法表 (コンクリート製)

単位: mm

口径	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
50	900	1,340	660	300	120	100	1,100	203	566
75	933	1,540	693	300	120	100	1,300	205	636
100	958	1,690	718	300	120	100	1,450	210	756
150	1,009	2,040	769	300	120	100	1,800	210	1,006

口径	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
50	128	600	60	150	120	50	100	100
75	253	600	93	150	120	50	100	100
100	273	600	118	150	120	50	100	100
150	373	600	169	150	120	50	100	100

※ メーター口径φ200 以上の場合は、別途協議すること。

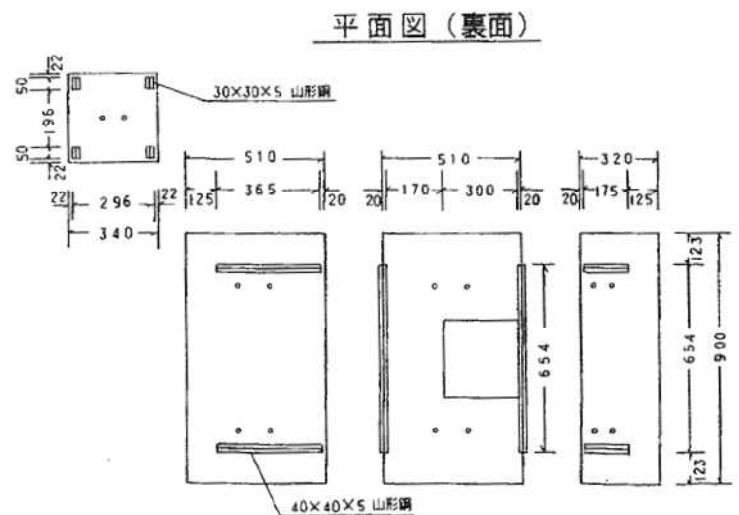
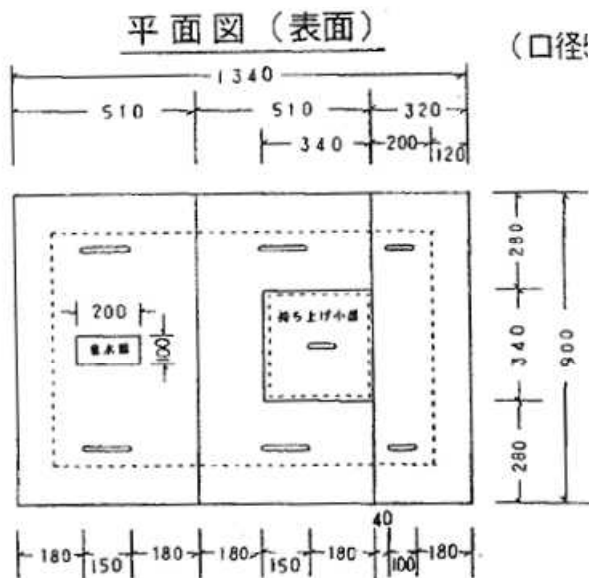
※ メーターの寸法には、ガスケットの厚さ6mm (両側) 含む。

※ 逆止弁の寸法には、ガスケットの厚さ3mm 含む。

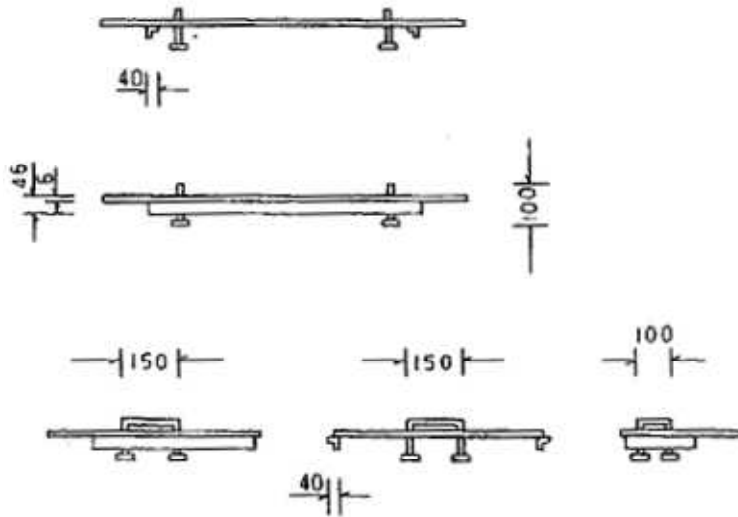
(3) メーター用柵蓋標準図 (口径 φ50 の場合)

平面図 (表面)

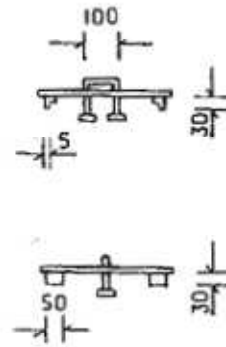
平面図 (裏面)



断面図 (大蓋)



断面図 (小蓋)



- (注) 1 この蓋は、口径φ50以上用のコンクリート製メーター枠（現場打ち）に適用する。
- 2 蓋は、厚さ6mmの縞鋼板とし、裏部を山形鋼で補強すること。
- 3 大蓋に「量水器」と油性塗料（白色）で書き込むこと。

第14節 メーターの設置

メーターの設置の際は以下の点に留意すること。

- (1) メーター前後の配管は、標準使用材料表および標準配管図に基づき施工すること。
- (2) メーターは、流入方向を確認し、かつ、水平に取付けること。

(解説)

- 1 メーター前後の配管は、メーター前後の標準仕様材料表およびメーター前後の標準配管図に基づき施工しなければならない。
- 2 メーターが傾斜していると、感度の低下や耐久力を減ずる原因となるので、水平に取付けなければならない。
- 3 共同住宅等にメーターを設置する場合、各部屋番号とメーター番号が一致するように十分注意しなければならない。また、各部屋番号を明確にするため、メーター枠蓋裏側に表示すること。
- 4 メーター前後の標準使用材料は、次表による。
- 5 メーター前後には、メーター一次側に10d、二次側に5d以上の直管部を設けること。[dはメーター口径]

メーター前後の標準使用材料表 (HPPE の口径はφ50・φ75 とする。)

項目	口径φ13～φ25	口径φ40	口径φ50 (河辺、雄和地区)	口径φ50	口径φ75以上 (DIP・HPPE)
①	PP用回転継手	同左	同左	—	—
②	PP用分止水栓 継手	同左	同左	—	—
③	伸縮式止水栓	同左	同左	—	—
④	水道メーター	同左	同左	同左	同左
⑤	メーター着脱 装置	同左	—	—	—
⑥	逆止弁	同左	同左	同左	同左
⑦	メーター枠 (樹脂製)	同左	同左	同左	同左
⑧	—	—	—	PP×GP用 オネジ	—
⑨	—	—	—	上水フランジ (管端防食継手)	—
⑩	—	—	—	—	継輪
⑪	—	—	—	—	短管2号
⑫	—	—	—	PD短管1号 L型	—
⑬	—	—	—	メカニカル ジョイント	メカニカル ジョイント
⑭	—	—	—	EFフランジ 短管	EFフランジ 短管

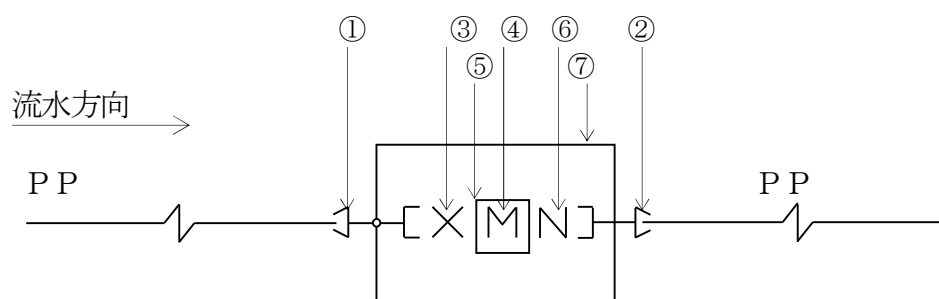
※⑧⑨の材料に替え、PD短管1号L型(メーター用)を使用することができる。要事前協議

6 メーター前後の標準配管図

(1) 口径φ13～φ50 (PPの場合)

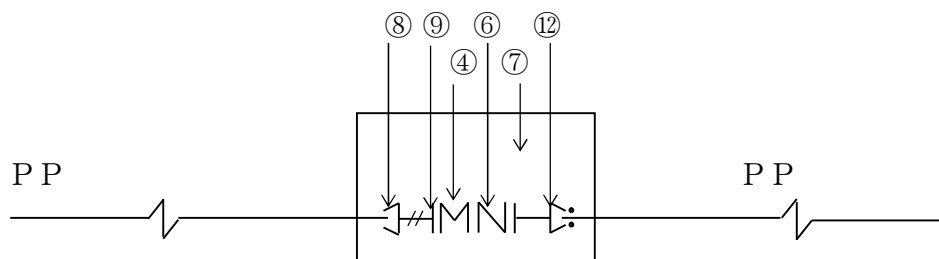
※ 口径φ13～φ40の場合、メーター着脱装置を使用できる。

※ 口径φ50は、河辺および雄和地区用を表す。

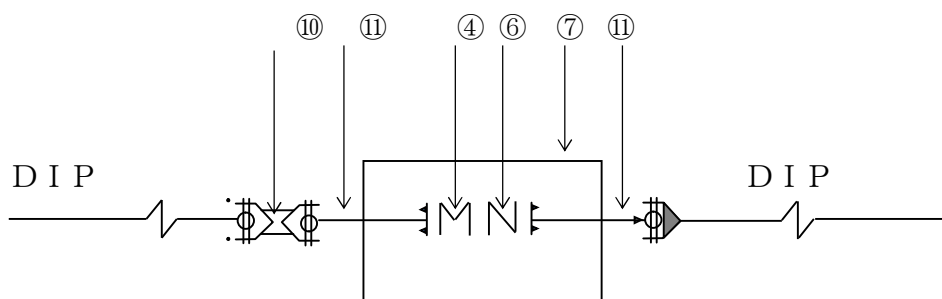


(2) 口径φ50 (PPの場合)

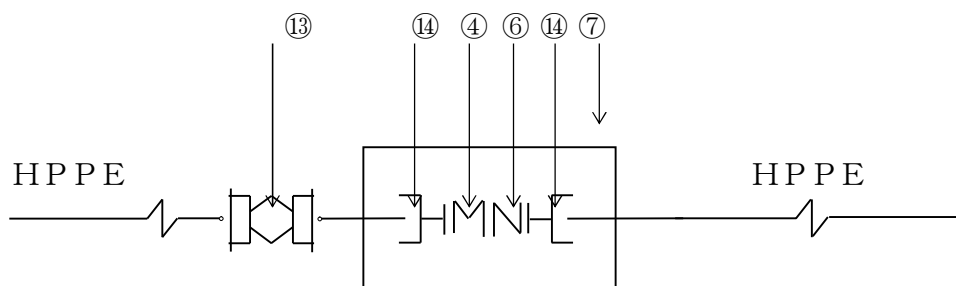
※ メーター着脱装置なし



(3) 口径φ75以上 (DIPの場合)



(4) 口径φ50、φ75 (HPPEの場合)



第15節 メーター枠の設置

メーター枠の設置の際は、以下の点に留意すること。

- (1) メーター枠は、メーターが中央になるように設置すること。
- (2) メーター枠は、沈下、傾斜および変形等が生じないように設置すること。
- (3) メーター枠の蓋は、検針し易い方向へ開くように設置すること。
- (4) メーター枠の据付け高さは、仕上がり面と同一の高さとする。

(解説)

- 1 メーター枠の基礎は、沈下防止のため、充分転圧すること。

- 2 アスファルト舗装を行う場合、熱による変形によりメーター枠の蓋が開かなくなる場合もあるため、十分注意しなければならない。

第16節 逆止弁

給水装置には、逆流による水の汚染を防止するため、逆止弁を設置すること。

第17節 逆止弁の種類

認証品とする。

(解説)

- 1 口径φ13～φ40は、ねじ式である。
- 2 口径φ50以上は、フランジ型である。ただし、河辺、雄和地区の既存口径50mmは、ねじ式が使用されている場合もある。

第18節 逆止弁の位置

逆止弁は、原則としてメーター枠内に設置すること。

(解説)

口径φ50～φ100に樹脂製のメーター枠を使用するときは、メーター枠内に設置できないためメーター枠外とし、維持管理を考慮した大きさの枠等で保護しなければならない。

第19節 逆止弁の設置

逆止弁は、流入方向を確認し、かつ、水平に取付けること。

(解説)

逆止弁前後の配管は、第10章第14節「メーターの設置」に基づき施工しなければならない。

第20節 1、2階既存建築物の直結式給水への改造

1、2階建て既存建築物の直結式給水を推進するため、受水槽式給水から直結式給水への改造を行う場合、次の条件により認めるものとし、事前に局と協議を行うものとする。

- (1) 子メーターが設置されている場合、寄附により局メーターとすることができる。ただし、子メーターの寄附を受ける場合は、計量法に基づく検定期間内のメーターであり、かつ、条例に定めるメーター口径であること。
- (2) 全ての給水栓にメーターが設置されていること。ただし、メーター未設置箇所には、維持管理ができる位置にメーターを設置すること。なお、メーター未設置箇所に設置するメーターは、局が貸与する。
- (3) メーター検針が容易に行うことができる直読メーター、又は遠隔メーターで集中検針

盤が設置されており、かつ、メーター交換が容易にできる位置に設置されていること。
なお、集中検針盤の更新等維持管理費は、給水装置所有者の負担とする。

- (4) 各戸に開閉防止形伸縮式止水栓が設置されていること。
- (5) 配水管への逆流を防止するため、逆止弁が設置されていること。
- (6) 局が必要と認める場合は、維持管理用メーターを設置するものとする。
- (7) 加入金の取扱いは、新たに給水契約するメーター加入金の総額と従来の加入金の差額を徴収するものとする。
- (8) 配水管からの取出し口径不足の場合、メーター適正流量範囲内であること等条件付きで認める。ただし、給水装置所有者は、水量不足等が生じた場合、速やかに改善する誓約書（様式第 29 号）を提出すること。

(解説)

- 1 直結式給水への改造を希望する場合、事前に局と協議を行わなければならない。
- 2 子メーターを寄附する場合は、子メーター寄附申込書に必要事項を記入し、申込みしなければならない。
(様式第 30 号)
- 3 直結式給水への改造に伴う工事費および集中検針盤により検針する場合の維持管理費等は、給水装置所有者の負担とする。

第 2 1 節 給水管の防護

給水管の防護にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所には、当該油類が浸透するおそれのない材質を使用するか、さや管により防護する等、適切な措置を講ずること。
- (2) 軟弱地盤等には、不等沈下防止のため、適切な措置を講ずること。
- (3) 水路の伏越し等を行うときは、損傷防止のため、適切な措置を講ずること。
- (4) 酸又はアルカリ等により侵食されるおそれのある場所には、侵食防止のため、適切な措置を講ずること。
- (5) 電食のおそれがある場所には、電食防止のため、適切な措置を講ずること。
- (6) 離脱のおそれがある箇所には、離脱防止のため、適切な措置を講ずること。
- (7) 凍結のおそれがある場所には、凍結防止のため、適切な措置を講ずること。

(解説)

給水管の防護は、次のとおりとする。

- 1 PP、HIVP、HPPE 等の合成樹脂管は、塗料等有機溶剤に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所には使用せず、鋼管又はステンレス鋼管等金属管を使用すること。また、合成樹脂管を使用するときは、さや管を使用する等適切な防護措置を講じなければならない。
- 2 軟弱地盤等に布設する場合は、伸縮可とう管継手を使用しなければならない。
- 3 水路等を横断して布設するときは、**施設管理者との協議にもよるが**、原則として水路の下とし、防護管等を使用しなければならない。
- 4 酸又はアルカリ等により侵食のおそれがある場所に布設するときは、防食テープ付け又は防食用ポリエチレンスリーブ等により防食措置を講じなければならない。
また、サドル付分水栓等を取付けるときは、防食フィルムを使用しなければならない。
- 5 軌道又は変電所等に接近して布設するときは、漏えい電流による侵食を受けやすいため、電食を受けにくい非金属管を使用すること。ただし、やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁材で被覆する等適切な電食、および自然腐食に**対して**防止措置を講じなければならない。

特に、土中埋設として SGP-PB を使用する場合は、必ず防食テープの巻付け等を行わなければならない。

- 6 管の末端、曲管および接合部には、離脱防止継手を使用する等適切な措置を講じなければならない。
- 7 水路の上越し等でやむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁等を設置しなければならない。
- 8 水路等に添架するときは、保温材（厚さ 20mm 以上の発砲スチロール）を使用し、外面を亜鉛メッキ鉄板又はステンレス鋼板等で保護する等適切な防寒措置を講じなければならない。
- 9 屋内外立上がり配管等の上流側には、凍結防止のため、水抜き栓を設置する等の措置を講じなければならない。また、屋外露出配管等、特に凍結の恐れがある場所には、保温材やヒーター等により防護すること。

第11章 消 火 栓

第1節 消火栓

消火栓を設置する際は、以下の点に留意すること。

- (1) 消火栓を設置するときは、消防法に基づくほか、市消防本部と協議すること。
- (2) 消火栓は、地上式単口消火栓とし、口径は、 $\phi 65$ とする。

(解説)

- 1 開発行為における開発区域には、消防水利基準に適合する消防水利（消火栓等）を半径 100 m以内（近隣商業、商業、工業、工業専用地域については、半径 80m以内）で開発区域を包含できるように設置が義務付けられている。
- 2 消火栓は、凍結を考慮し不凍型の地上式単口消火栓を使用すること。また、消火栓が、傾斜又は倒れた場合でも水が流出しない構造である打倒安全装置付とする。

第2節 弁きょう

弁きょうを設置する際は、以下の点に留意すること。

- (1) 歩道および宅地内等に設置する消火栓の仕切弁には、消火栓用弁きょうを使用すること。
- (2) 車道に設置する消火栓の仕切弁には、仕切弁きょう 5号Ⅲ形を使用し、赤色ふたを設置すること。

(解説)

- 1 消火栓の仕切弁には、専用のきょうを使用し保護しなければならない。
- 2 車道であっても車両荷重を受けない場合は、消火栓用弁きょうを使用することができる。
- 3 消火栓用弁きょうの設置は、以下を参照すること
 - (1) 消火栓用弁きょう標準図（鉄蓋）
 - (2) 消火栓弁きょう設置標準図

第3節 消火栓の設置

消火栓を設置する際は以下の点に留意すること。

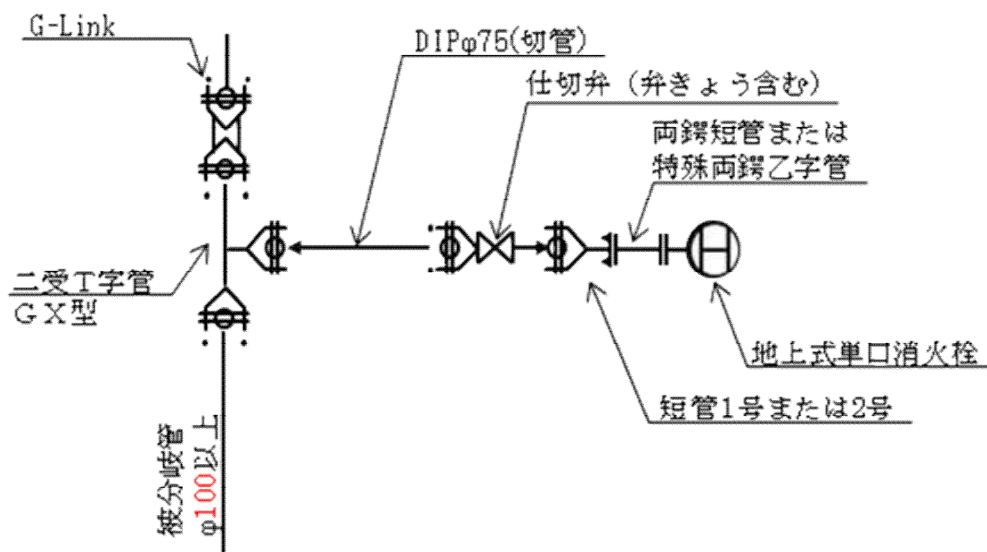
- (1) 原則として、口径 $\phi 100$ 以上の配水管に単口消火栓を設置すること。**ただし、取水可能水量が $1 \text{ m}^3/\text{分}$ 以上であれば口径 $\phi 75$ 以上でも可とする。（消防本部警防課、水道維持課など関係課所室との協議必要）**
- (2) 消火栓は、鉛直に設置すること。
- (3) 消火栓を設置する場合は、維持管理を考慮し塗装の色が異なる箇所（赤と黒）とグラウンドラインとの間に間隔を確保すること。
- (4) 消火栓の底部には、沈下防止の措置を講ずること。
- (5) 消火栓の弁きょうは輪荷重がかからない所に設置すること。
- (6) 消火栓は内面エポキシ樹脂粉体塗装を使用すること。
- (7) 消火栓の設置完了後、放水および排水を確認すること。

(解説)

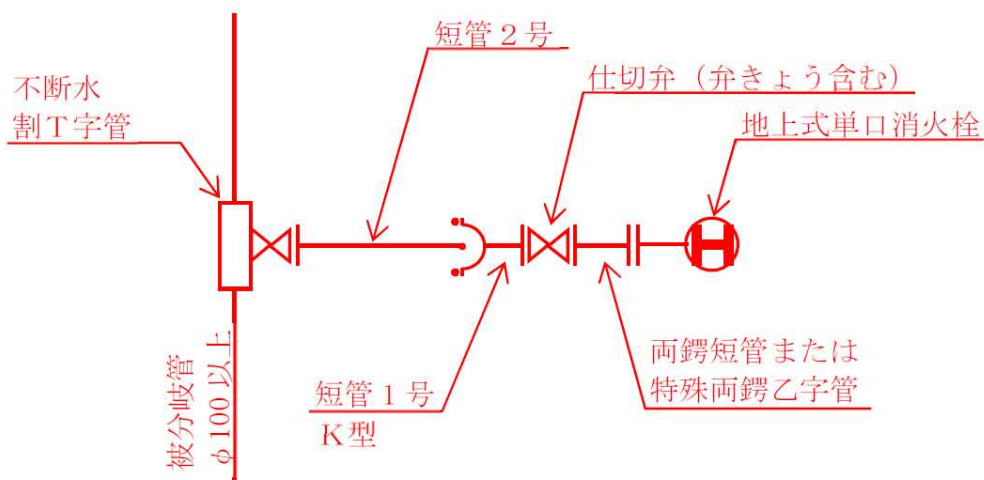
- 1 消火栓の配管は、消火栓標準配管図に基づき施工しなければならない。
- 2 消火栓の修理時におけるボルト交換を容易にするための間隔を確保しなければならない。
- 3 地盤が軟弱な場合、消火栓の自重により沈下するおそれがあるため、基礎コンクリート等により沈下防止の措置を講じなければならない。
- 4 消火栓用の弁きょうは構造上、輪荷重に耐える構造となっていないため、車両等の通行による荷重が掛かる場所に消火栓用弁きょうを設置する場合は5号Ⅲ型を使用すること。(設置については、13章8節の仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置に基づくこと)
- 5 消火栓の設置完了後は、放水口から水が出るか、排水弁から排水できるか等機能の確認を行わなければならない。

消火栓標準配管図 【被分岐管が耐震管の場合】

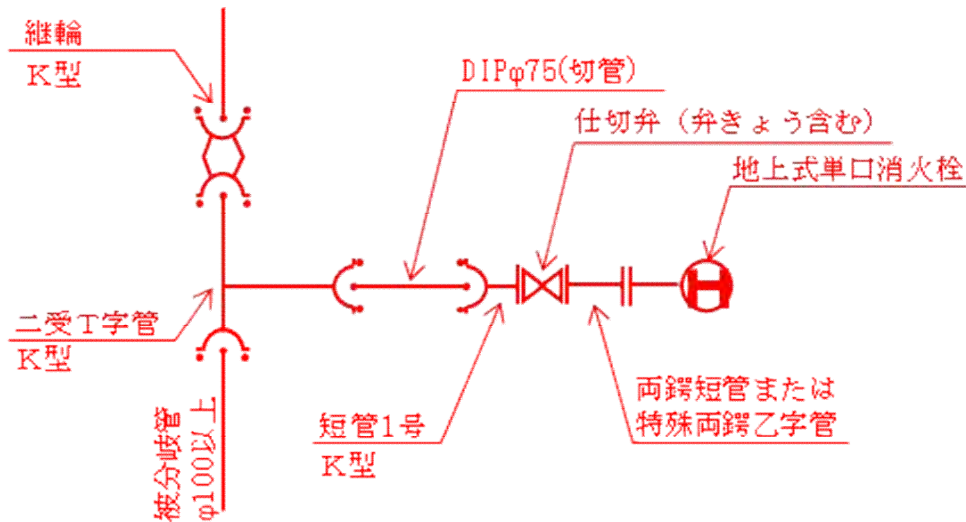
(例1 GX型の場合)



(例2 不断水割T字管使用の場合)



(例3 K型の場合)



※施工内容は水道維持課との協議によることとし、申請図面工事概要に水道維持課との協議内容を記載すること。

※輪荷重がかかる場所に設置する場合は、弁きょう5号Ⅲ型を使用すること。

第4節 弁きょうの設置

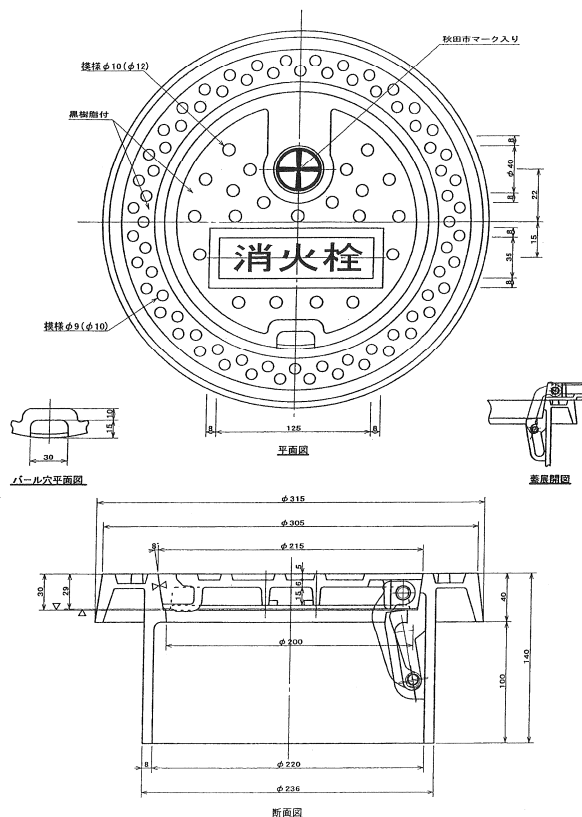
弁きょうの設置は、「第13章第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置」に基づくこと。

(解説)

消火栓用弁きょう設置標準図のとおりとする。

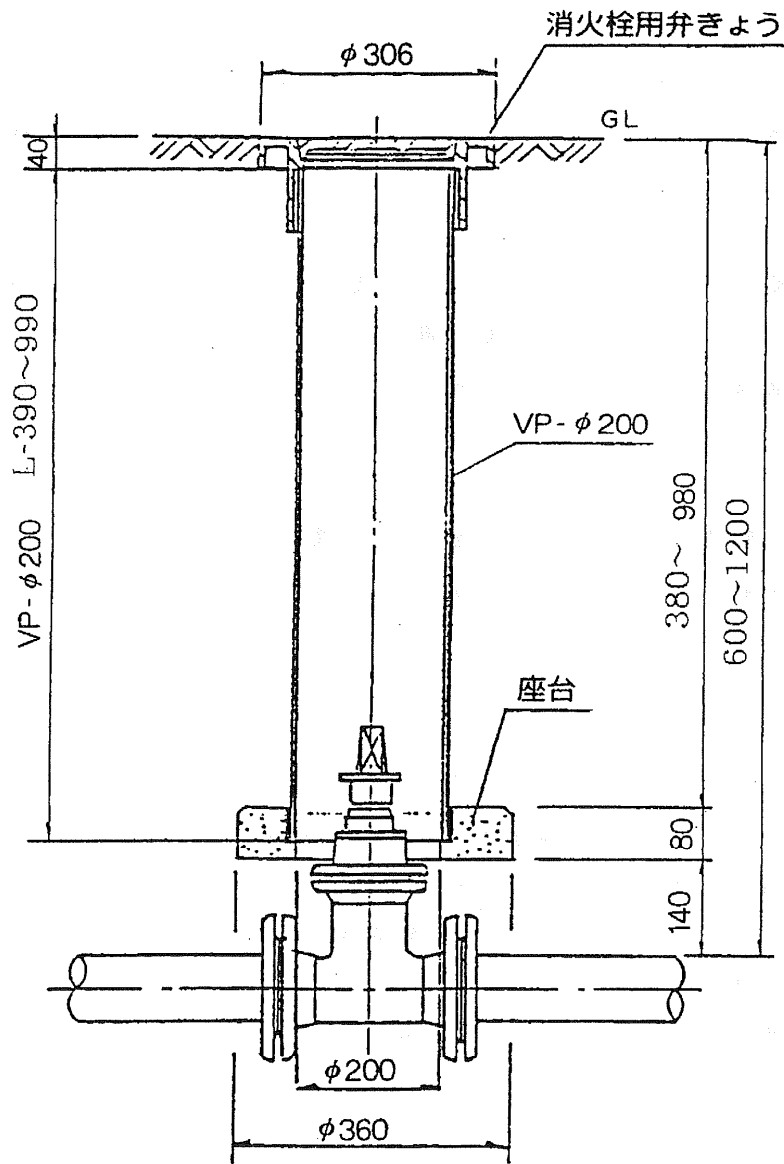
(1) 消火栓用弁きょう標準図 (鉄蓋)

消火栓用弁きょう標準図(鉄蓋)



(2) 消火栓弁きょう設置標準図

消火栓用弁きょう設置標準図



第12章 図面の作成

第1節 作図の基本事項

1 作図の留意点

図面等を作成する際は以下の点に留意すること。

- (1) 図面の種類は、位置図・平面図・立面図および詳細図（拡大図等）とする。
- (2) 用紙サイズは、原則としてA3判とする。
- (3) 平面図・立面図には必ず縮尺を記載し、縮尺は、次のとおりとする。
 - ア 位置図：原則として1/1,500を基本とする。
 - イ 平面図：原則として1/100を基本とする。
 - ウ 立面図：特に定めない
 - エ 詳細図：特に定めない
- (4) 方位は、原則として北を上にする。
- (5) 線の種類は、実線、破線、一点鎖線および二点鎖線とする。
- (6) 文字は、次のとおりとする。
 - ア 文章は、横書きを原則とする。
 - イ 漢字は楷書、仮名は平仮名を原則とする。
 - ウ 数字は、アラビア数字を原則とする。
- (7) 寸法の記入は、寸法線を中断せず、寸法線に沿って寸法線の上側に記入することを原則とする。ただし、寸法線が縦の場合には、寸法線の左側に記入する。
- (8) 長さの単位は、m表示とし、小数点以下第1位とする。また、管口径については、mm表示とし、被分岐管の埋設深度は小数第2位までとする。ただし、銅管・鋼管の場合、A表示とする。（例：PB20A）
- (9) 表示は、標準配管記号および給水装置の表示標準によること。
- (10) 申請者と土地所有者が異なる場合又は土地に共有者がいる場合は、1階平面図の対象敷地内に土地所有者について申請者との続柄を併記して記載する。（余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。）
- (11) 私道内で施工する場合は、土地所有者を記載すること。
- (12) 外部水栓の設置において、排水設備に接続しない場合、平面図および立面図の外部水洗付近に地下浸透または放流先を記載すること。
- (13) 共同住宅等において給湯器を複数設置する場合は平面図、立面図共に部屋番号を記載すること。

(解説)

- 1 位置図は、工事場所を中心として、その付近の地名や主な建築物名等を明記し、一見して当該場所がわかるように表す図面であり、原則として図面の右上とする。
- 2 平面図は、分岐箇所から給水装置を設置する全体を中心として、その道路状況（幅員および国・県道等の区別）、宅地内における建築物の配置および境界線を明記して、配管の状態や給水器具の取付位置等を具体的に表す図面である。
- 3 立面図は、給水装置のみを立体的に描くもので、平面図で表すことのできない部分についても描く図面である。立面図の作成にあたっては、平面図上で水平な線は水平に、縦の線は、45°の傾斜線（右傾斜、左傾斜どちらでもよい）で、同一方向とし、立上り管等は、垂直に記入する。また、分岐点より給水栓に向かって管が45°を超えて立上る場合には、数字の前に＋（プラス）を、下がる場合には－（マイナス）の符号を付ける。なお、パソコンによる作図の場合、水平方向は30°回転、垂直方向は60°回転とする。

- 4 平面図等で表すことのできない部分（口径φ40以上の分岐箇所等）は、局部的に拡大し、詳細に明示すること。
- 5 平面図の縮尺は1/100を基本とするが、建築物の規模等により1/100から1/600以内とすることができる。
- 6 輪郭線を記入すること。
- 7 特殊器具の場合は図示記号、一般的なものには符号、浄水器、活水器、食器洗浄機、タンクレストイレ、給湯器等は引出線を用いて名称等を記入すること。

2 給水装置の表示標準

(1) 管路

管種および管路の表示は、文字記号による。

名 称	ダクタイル鋳鉄管	鋳 鉄 管	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	亜鉛めっき鋼管
文字記号	D I P φ 00	C I P φ 00	S G P - P B 又は S G P - P D 00 A	G P 00 A
名 称	塗覆装鋼管	硬質ポリ塩化ビニル管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管
文字記号	S G P 00 A	V P φ 00	H I V P φ 00	R R V P φ 00
名 称	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	ポリエチレン管	ステンレス鋼管	石綿セメント管
文字記号	R R H I V P φ 00	P P φ 00	S S P 00 A	A C P φ 00
名 称	鋼板巻込み石綿セメント管	鉛 管	銅 管	被覆銅管
文字記号	S A C P φ 00	L P φ 00	C P 00 A	C C P 00 A
名 称	架橋ポリエチレン管	ポリブテン管	水道配水用ポリエチレン管	
文字記号	X P E P φ 00	P B P φ 00	H P P E φ 00	

(2) 弁栓類、その他

弁栓類、その他の表示は、図示記号による。

名 称	バルブ		固定式止水栓	止水栓
	仕切弁	バタフライ弁		
図示記号				

名 称	消火栓		逆止弁	定水位弁
	地上式単口	地上式双口		
図示記号				
名 称	空気弁		不断水割T字管	サドル付分水栓
	単口	双口		
図示記号				
名 称	水道メーター		水抜き栓	
	現地指示	遠隔指示	直接形	遠隔形
図示記号				

※私設メーターを設置する場合、“私設メーター”と明記すること。

名 称	水抜き栓	メーター柵 又は逆止弁柵	管の交差	
	電動形		平面	立体
図示記号				
名 称	防護管	片落管	減圧弁	ドレーン
図示記号				

(3) 給水栓類

給水栓類の表示は、**図示記号**による。

区分	平面図			
名 称	一般器具			
	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
図示記号				
区分	平面図			
名 称	一般器具		給湯器	特殊器具
	不凍給水栓	温水混合給水栓		
図示記号				

区分	立面図			
名称	一般器具			
	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
図示記号				
区分	立面図			
名称	一般器具		給湯器	特殊器具
	不凍給水栓	温水混合給水栓		
図示記号				

- (4) 水槽、タンク、その他
 水槽、タンク、その他の表示は、符号による。

名称	低置水槽	高置水槽	圧力タンク	ポンプ
記号および符号				

- (5) 工事別の表示（新設、既設、撤去、撤去・残置）
 管路、弁栓類、給水栓類、水槽、タンク類、その他を線形等で図示する場合は、次のとおりとする。

区分	新設	既設	撤去	撤去・残置
線形	実線	破線	破線を斜線で消す	
符号				
区分	上水以外(井戸等)			
線形	一点鎖線			
符号				

- (6) その他
 この給水装置の表示標準のほか、配水管工事標準仕様要領集 (<https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) 「2完成図作成要領」の「配管記号図」に基づくこと。

第2節 設計図

設計図は、設計における技術的表現であり、明瞭、正確かつ容易に理解できること。

(解説)

- 1 この施行指針でいう設計図とは、申込みに必要な図面をいう。
- 2 図面には、工事場所、申込者名および指定工事事業者名を必ず記入すること。
- 3 位置図は、別に添付することができる。
- 4 平面図は、各区間距離の記入を省略できる。
- 5 平面図で配管状態が判断できる場合は、立面図を省略することができる。

第3節 竣工図

竣工図は、将来の維持管理等の基本資料となるため、正確に記載すること。

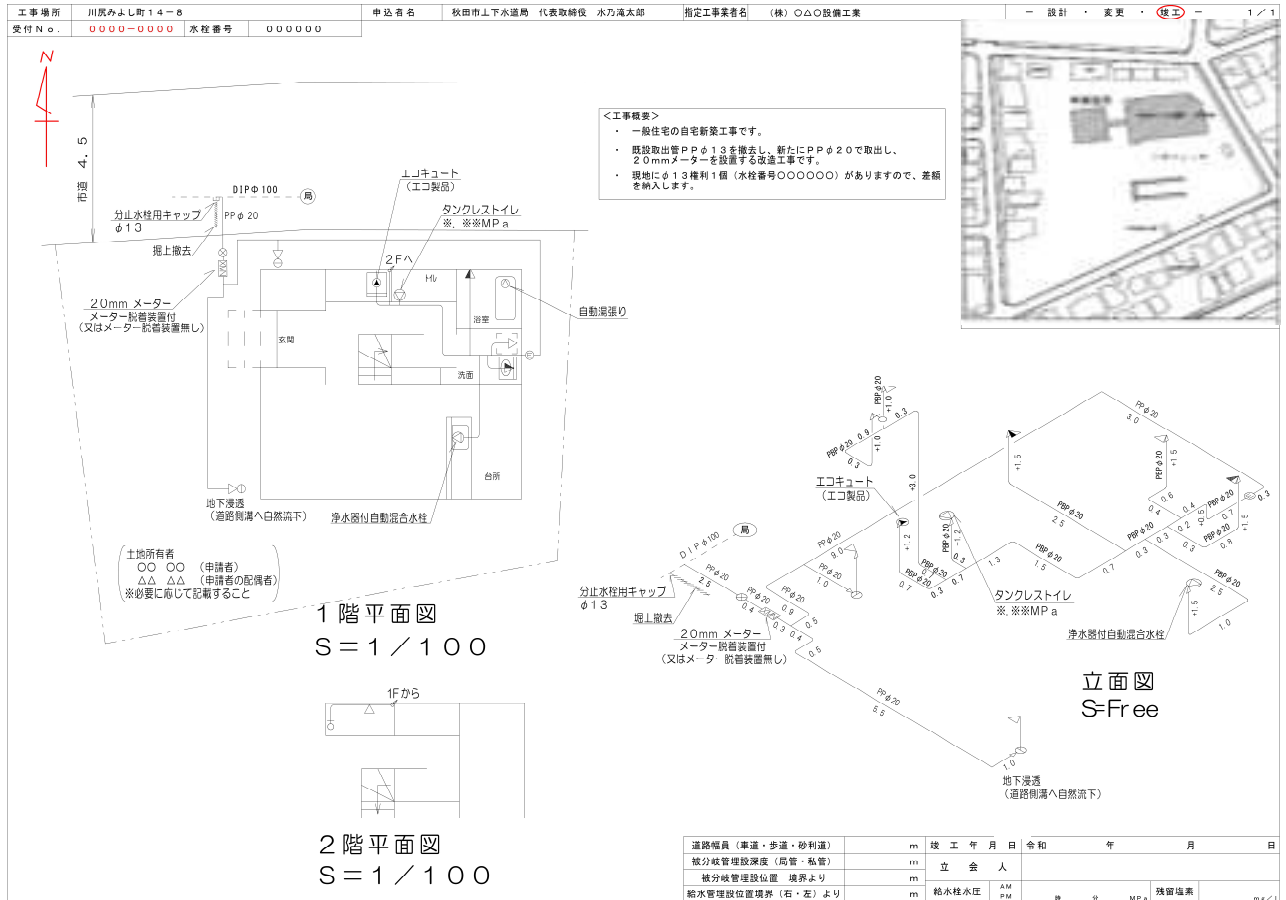
(解説)

- 1 竣工図は、竣工図作成要領（記載例 25 P120）のとおりとし、次の事項を記載すること。
 - (1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号
 - (2) 道路幅員および種別（国・県道、市道、私道等）
 - (3) 被分岐管の管種、口径
 - (4) 分岐（撤去箇所）、止水栓、仕切弁、メーター等の民境界および道路境界からの距離
 - (5) 共同住宅等メーターを数個設置する場合は、メーター間の距離
 - (6) 既設管の状況等によりやむを得ず斜めに分岐した場合は、民境界等より2点以上の分岐箇所の支距図
 - (7) 埋設深度（局管・私管）、被分岐管理設位置境界からの距離、給水管理設位置境界（右・左）からの距離
 - (8) 竣工年月日
 - (9) 立会人（検査後、主任技術者名を記入する。）
 - (10) 給水栓水圧（水圧、時間を記入する。）
 - (11) 残留塩素濃度
 - (12) メーカー名および型式（割T字管を使用した場合）
 - (13) 使用材料の基準適合確認方法
- 2 共用管および口径φ50以上の専用管等の竣工図を作成するときは、配水管工事標準仕様要領集（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）「2完成図作成要領」に基づくこと。
- 3 共用管および口径φ50以上の専用管等で道路に仕切弁を設置するときは、第24章配水管工事標準仕様要領集（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）「4仕切弁支距図作成要領」に基づき仕切弁支距図を作成すること。

竣工図作成要領

(記載例 25)

※ 竣工図は将来の維持管理等の基本資料になるため、正確に記載すること。



1 上図のとおりとし、次の事項を記載すること。

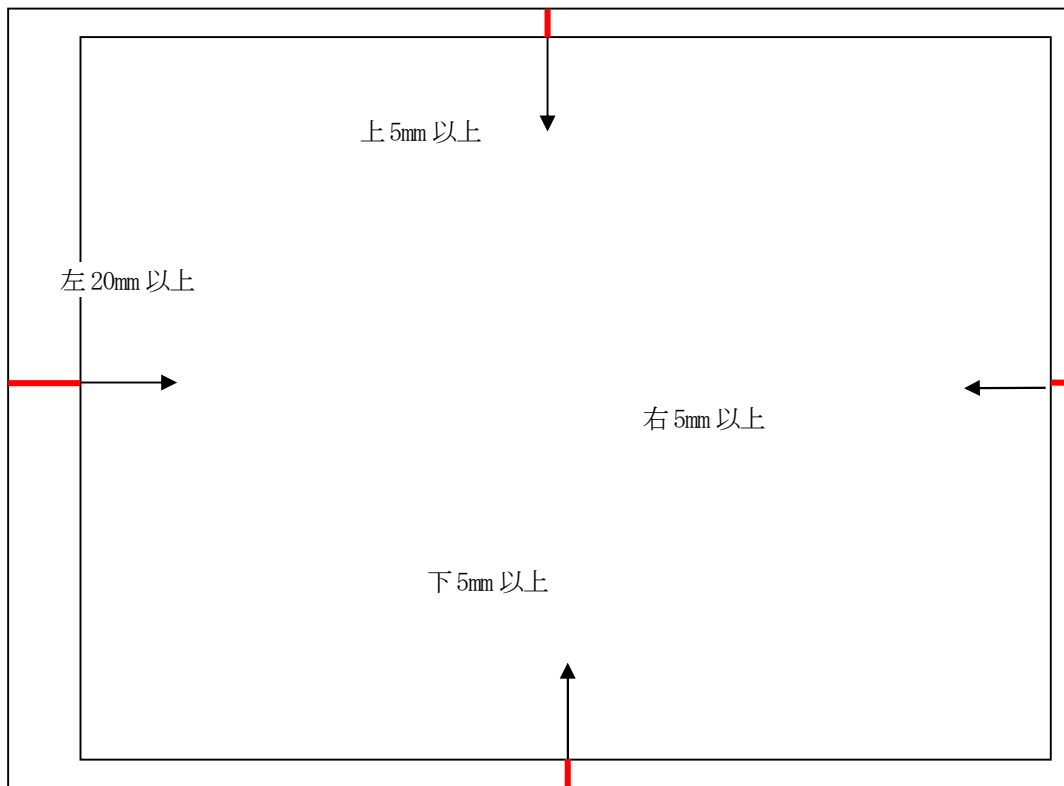
- (1) 工事場所、申込者名、指定工事業者名、図面枚数、受付番号
- (2) 平面図・位置図に方位を記入
- (3) 道路幅員および種別(国道、県道、市道、私道等)
- (4) 被分岐管の管種および口径
- (5) 分岐(撤去箇所含)、止水栓、仕切弁、メーター等の道路境界および民境界からの距離(メーターを複数設置する場合はメーター間の距離)
- (6) 竣工年月日
- (7) 検査立会した主任技術者(検査後、記入する。)
- (8) 検査時の給水栓水圧および残留塩素濃度
- (9) 使用材料の基準適合書を添付する。
- (10) 立面図に記載する数値は切管長を表記

2 道路に仕切弁を設置する口径φ50以上の専用管および共用管は、配水管工事標準仕様書に基づき作成すること。

3 竣工図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管理設位置境界、竣工年月日、立会人、給水栓水圧、残留塩素)を削除する。

2枚目以降の図面についてはこの図枠を使用のこと

4 竣工図は、右図のとおり余白を取ること。



施 工 編

第13章 施工

第1節 基本事項

工事の施工の際は、以下の点に留意すること。

- (1) 工事現場には、許可番号、道路占用許可番号、申込者名、指定工事事業者名、および主任技術者名等を記載した看板を必ず掲示すること。
- (2) 施工にあたっては、関係法規を遵守し、危険防止のため必要な対策および処置を講ずること。
- (3) 主任技術者は、常に現場の工程、施工状況等を把握し、適切な施工管理に努めること。
- (4) 現場内および周辺は、常に整理整頓し、交通および保安上の障害とならないよう配慮すること。
- (5) 施工は、設計に基づき確実にを行うこと。

(解説)

- 1 設計がいかに綿密で精巧なものであっても、現場における施工が粗雑、不良であれば通水の阻害や漏水その他不測の事故発生の原因となり、衛生上にも種々の弊害を起こすことになるので、施工は、設計に基づき慎重に行わなければならない。
- 2 道路法および同施行令等関係法規を遵守し、工事現場の管理、交通安全対策、公害の防止、安全衛生管理および施工管理を行わなければならない。
- 3 管理者の承認を受けた工事であることを明示するため、現場内の見えやすい場所に看板を必ず掲示しなければならない。

給水装置工事承認表示	
許可番号	年月日第号
道路占用許可番号	国道の場合 … 占国東整秋道管一第〇〇号 県道の場合 … 指令秋建一4一第〇〇号 市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号 駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号
申込者氏名	
指定工事事業者名	
主任技術者氏名	
連絡先	

第2節 分岐工事

分岐工事における注意事項

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離すこと。
- (2) 異形管又は継手から分岐を行わないこと。また、配水本管、配水支管からの同径分岐は原則できないものとする。(第9章第1節1の(2)ただし書を参照のこと)
- (3) 分岐にあたっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の取付けは、ボルトの締付けが片締めにならないように所定のトルクで平均して締付けること。
- (4) 不断水割T字管およびサドル付分水栓取付け後は水圧試験を行うこと。
- (5) せん孔機は、確実に取付け、その仕様に応じたドリル又はカッターを使用すること。
- (6) せん孔する際は、配水管内に切り粉が残留しないようドレーン装置を設置し、排水しながら行うこと。(未通水管によるせん孔は不可とする。)
- (7) 既設C I P又はD I Pからサドル付分水栓又は不断水割T字管を使用して分岐する場合のせん孔口には、防食等のため密着銅コア又は密着ステンレスコアを設置すること。
- (8) 切取り工事において断水等を伴う場合は、断水予定日の14日前までに検査員と協議すること。
- (9) ポリエチレンスリーブで被覆された配水管から分岐する場合は、ポリエチレンスリーブを切断してからの施工となるため、その処理を適切に行うこと。

(解説)

- 1 分岐工事は、イ 分岐標準配管図に基づき施工しなければならない。(第13章第2節イ)
- 2 不断水割T字管およびサドル付分水栓の取付けは、管体強度の減少を防止するため、他の給水装置の分岐位置および異形管又は管末等から 30cm 以上離さなければならない。
- 3 異形管又は継手からは、その構造的に確かなサドル付分水栓の取付けが困難であるため、分岐できないものとする。
- 4 分岐にあたっては、配水管等の外面に付着している土砂等を除去し、清掃しなければならない。サドル付分水栓等は、傾斜のないよう水平に取付け、また、ボルトの片締めによりパッキン等の変形を招くおそれがあるので、必ず所定のトルクで平均して締付けなければならない。

標準締め付けトルク

標準締め付けトルク		単位: N・m
被分岐管の種類	ボルトの呼び径	
	M16	M20
D I P	60	75
V P	40	—
S P	60	75
H P P E	40	—

- 5 不断水割T字管のせん孔は、横せん孔とし、二受T字管およびチーズの分岐は、水平方向とする。また、サドル付分水栓のせん孔は、上せん孔とする。
- 6 不断水割T字管およびサドル付分水栓取付け後の水圧試験は、管路等の水圧試験要領に基づき実施しなければならない。
- 7 不断水割T字管の取付けおよびせん孔は、その作業が特殊であるため、メーカーによる作業を原則とする。
- 8 被分岐管が内面モルタル管、内面エポキシ樹脂粉体塗装管や水道配水用ポリエチレン管の場合、それぞれに適合するせん孔用ドリルおよびカッターを使用すること。なお、摩耗した

ドリルおよびカッターは、管のライニング材のめくれ、剥離等を生じやすいので使用してはならない。

9 密着銅コア又は密着ステンレスコアの取扱いは、次表のとおりとする。

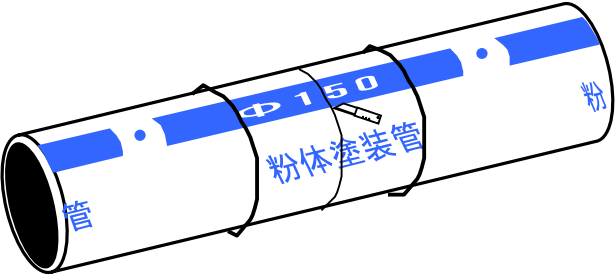
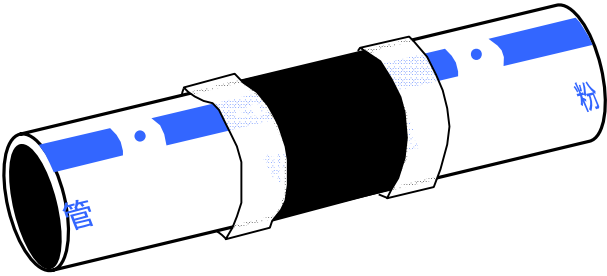
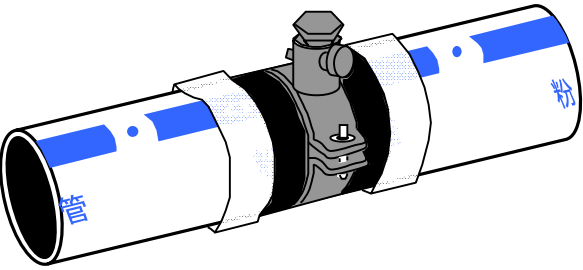
分岐材料	コア設置口径 (mm)
サドル付分水栓	20～50
不断水割T字管	50～150

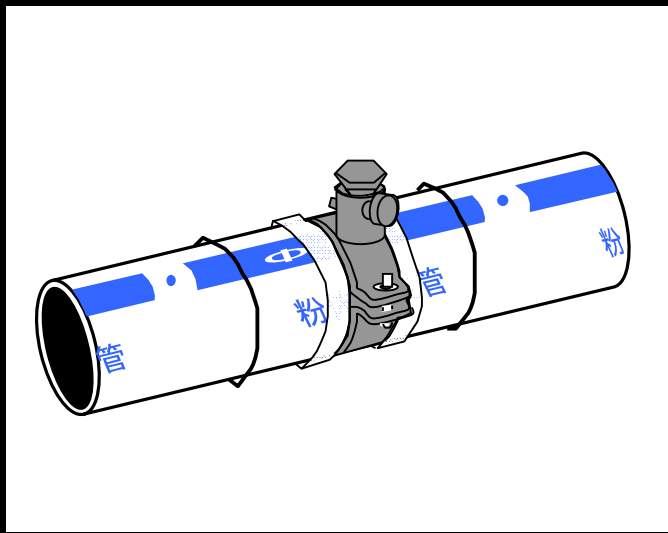
※不断水割T字管の場合、規格の関係からφ150までとする。

- 10 ポリエチレンスリーブで被覆した配水管から分岐する場合は、ア 分岐時におけるポリエチレンスリーブ施工要領に基づき施工しなければならない。
- 11 断水等を伴う工事を行うときは、断水区域へのPRや操作する仕切弁の調査等が必要になるため、事前に協議しなければならない。(様式第58号)
- 12 断水工事の仕切弁や消火栓等の操作は局職員が行うことを原則とし、指示があるとき以外は行ってはならない。
- 13 ポリエチレン管は適度なたるみを持たせて布設すること。
- 14 サドル付き分水栓をキャップ止めする場合は、防食フィルムを設置すること。

ア 分岐時におけるポリエチレンスリーブ施工要領

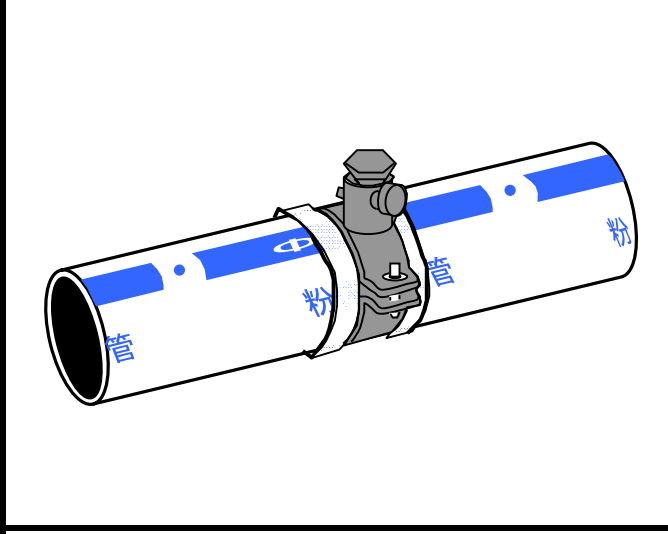
	(ア)
	サドル付分水栓取り付け位置の中心線から両側に15cmくらい離れた位置をポリエチレンスリーブ固定バンド(新設)で固定する。
	※ 既存の固定バンドは流用しない。(せん孔作業に影響する場合は取り外し可)

	<p>(イ)</p> <p>中心線に沿って切り開く。</p> <p>※ 管の塗装に傷がつかないように切り開くこと。</p>
	<p>(ウ)</p> <p>スリーブを固定バンド方向に折り返し配水管を現す。</p> <p>※ 分水栓の幅より余裕を持って</p>
	<p>(エ)</p> <p>サドル付分水栓を取り付け、せん孔をする。</p>



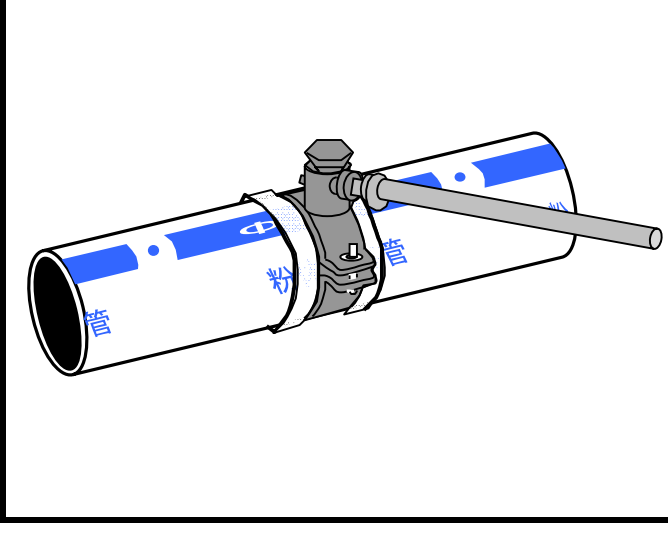
(o)

折り返してあったスリーブを元の方向に戻す。



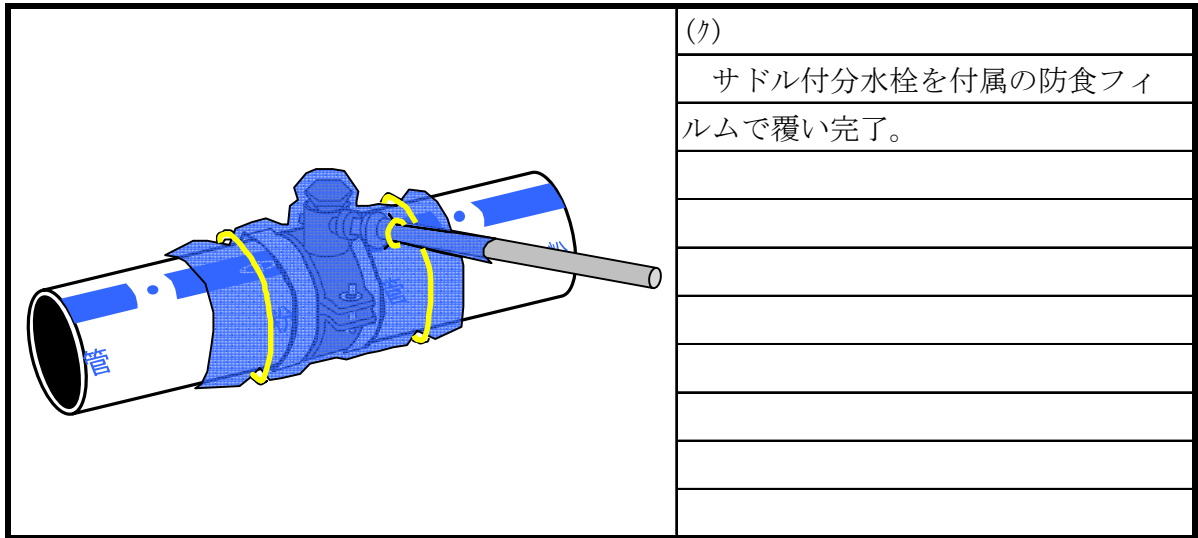
(ka)

サドル付分水栓の近くに固定バンドを移動する。



(ki)

給水管を接続する。



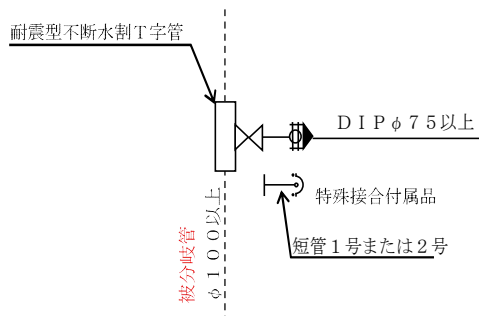
イ 分岐標準配管図 ※ 配管図は、被分岐管×分岐管とする。

(ア) 不断水工事（不断水割T字管）

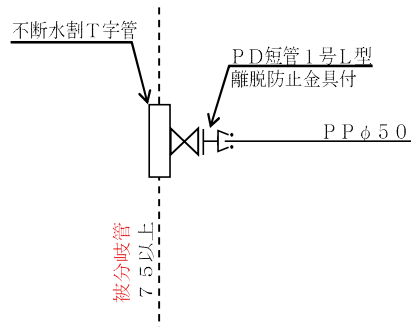
切管の最小長さは、原則として次のとおりとし、配水本管、配水支管からの同径の分岐はできないものとする。（第9章第1節1の（2）ただし書を参照のこと）

管 種	最小長さ
CIP・DIP	1.0m以上
PP・HPPE	0.5m以上

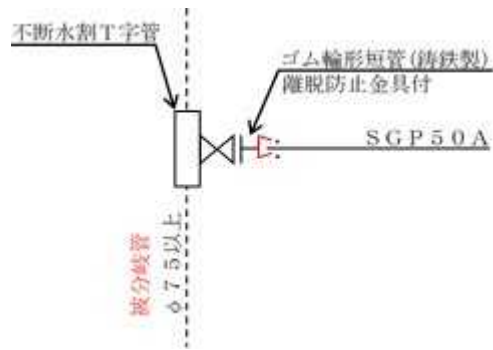
a $\phi 100$ 以上×DIP $\phi 75$ 以上の場合



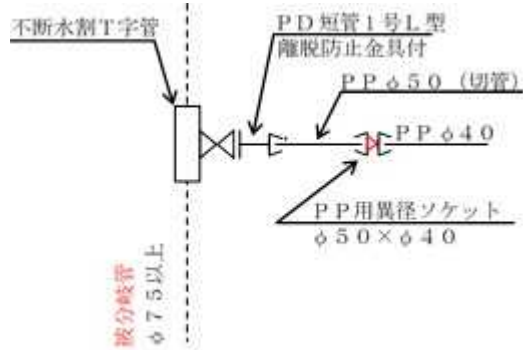
b $\phi 75$ 以上×PP $\phi 50$ 以上の場合



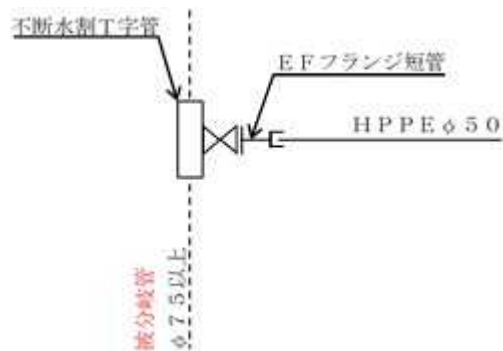
c $\phi 75$ 以上 \times SGP50A 以上の場合



d $\phi 75$ 以上 \times PP $\phi 40$ の場合

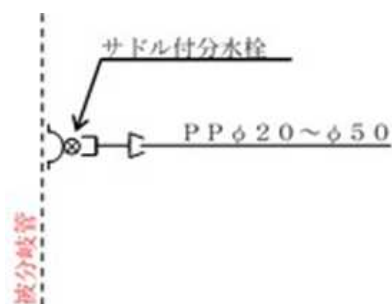


e $\phi 75$ 以上 \times HPPE $\phi 50$ 以上の場合



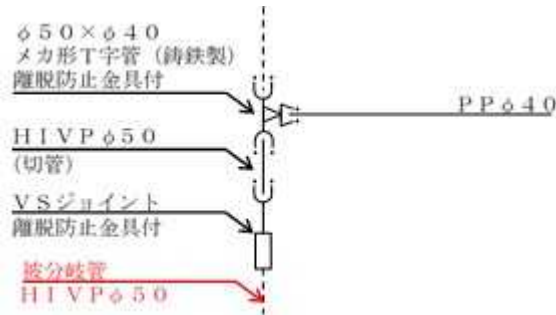
(イ) 不断水工事 (サドル付分水栓)

被分岐管 \times PP $\phi 20 \sim \phi 50$ の場合

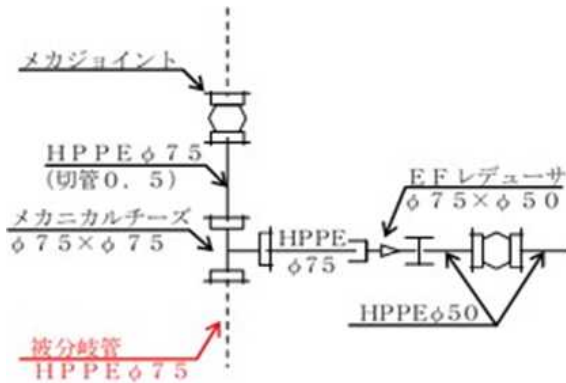


(ウ) 切落し工事

a HIVP $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合

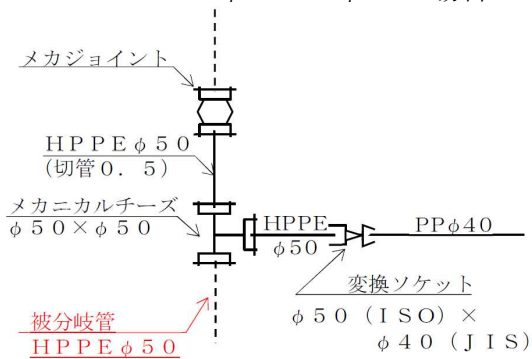


b HPPE $\phi 75 \times$ HPPE $\phi 50$ の場合



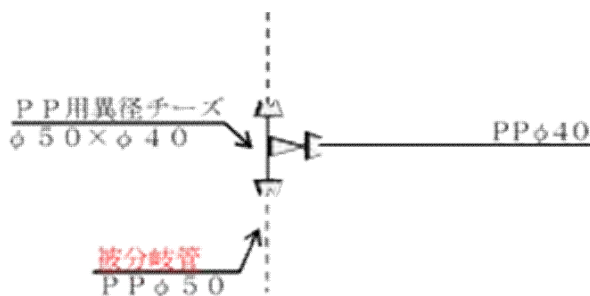
- ※ 融着接合は事前に済ませる
- ※ 既設管に残留した水が影響し、融着接合不良による漏水多発。原則として既設管を切り落とした場合は、融着接合ではなくメカニカル継手を使用すること。

c HPPE $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合

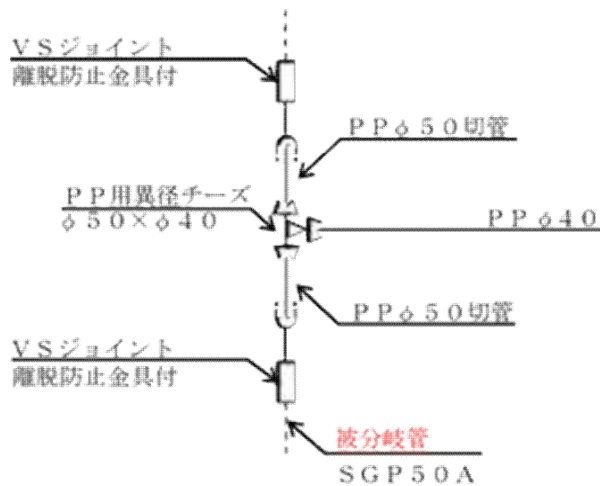


- ※ 既設管に残留した水が影響し、融着接合不良による漏水多発。原則として既設管を切り落とした場合は、融着接合ではなくメカニカル継手を使用すること。

d PP $\phi 50 \times$ PP $\phi 40$ の場合



e SGP50A×PPφ40の場合



(解説)

- 1 (イ) 不断水工事において分岐管がφ50以上の共用管となる場合は不断水割T字管とする。
- 2 (イ) 不断水工事において被分岐管がφ75で分岐管がφ50の場合は不断水割T字管とする。(第9章第1節参照)

第3節 撤去および分岐止め工事

撤去および分岐止め工事において断水等を伴う場合は、事前に協議すること。

(解説)

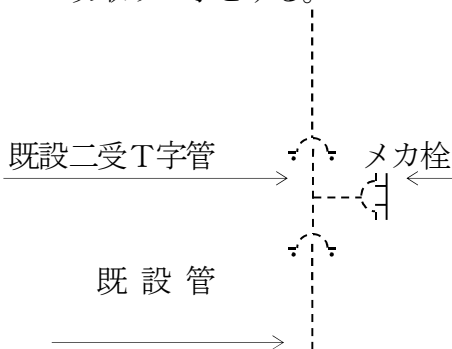
- 1 撤去および分岐止め工事は、撤去および分岐止め標準配管図に基づき施工しなければならない。なお、前面道路の配水管から分岐されていない等撤去箇所判断ができない場合、局との協議により探知を依頼することができる。(様式第32号)
- 2 断水等を伴う場合は、断水予定日の14日前までに検査員と協議しなければならない。

撤去および分岐止め標準配管図(切管の最小長さは、分岐標準配管図に準ずる。)

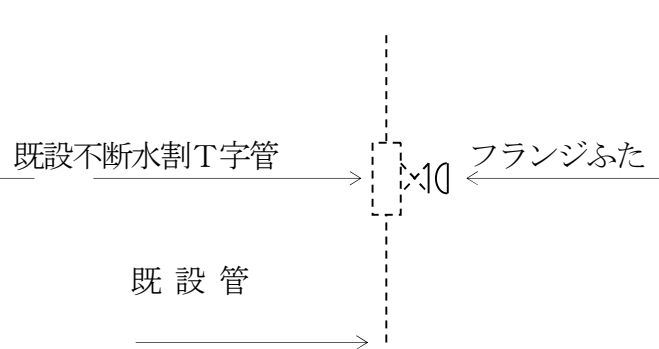
※以下に示す全ての場合において既設管の切取りでも可とする。

a 二受T字管の場合

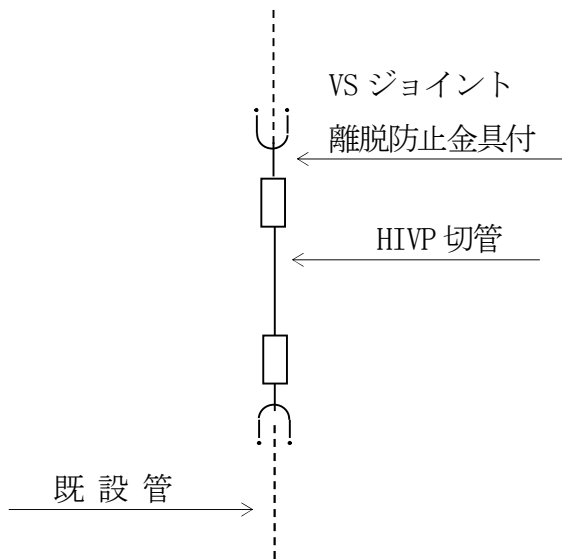
※二受T字管が印ろう継手の場合は、切取り工事とする。



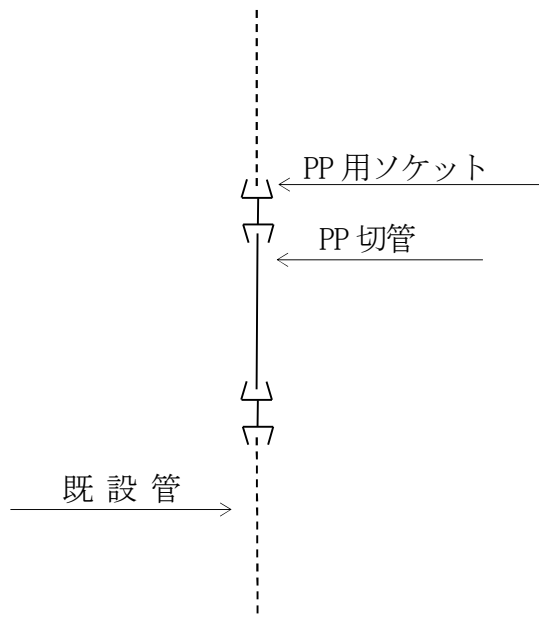
b 不断水割T字管の場合



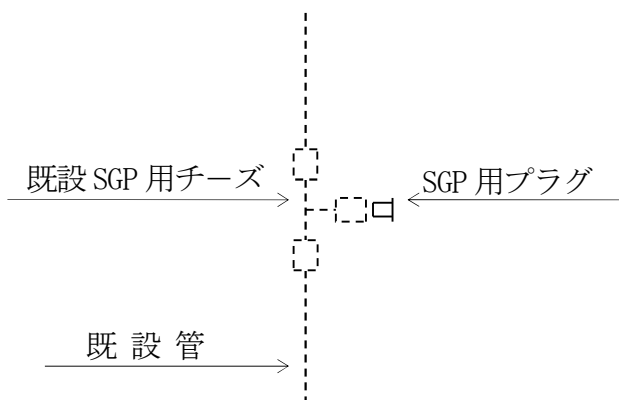
c ゴム輪形T字管の場合



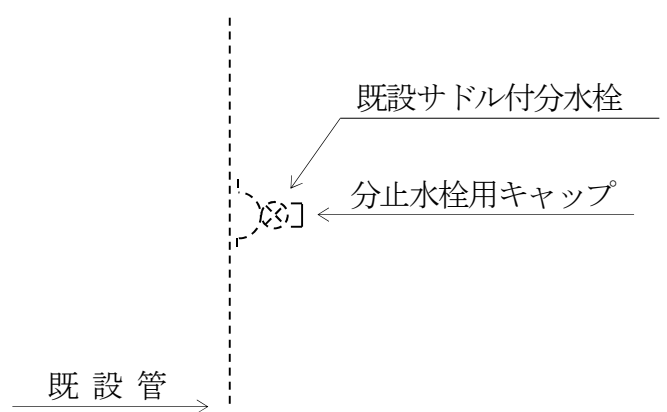
d PP用チーズの場合



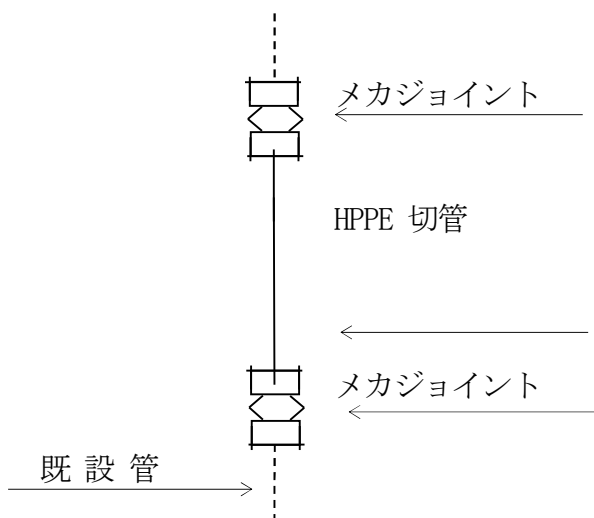
e SGP用チーズの場合



f サドル付分水栓の場合



g EFチーズの場合



第4節 サドル付分水栓せん孔資格

- 1 φ20・φ25のせん孔を行うことができる者
 - (1) 日水協(1級配管技士)
 - (2) 配管技士(平成9年度のみ実施)
 - (3) 局技術認定者(1級配管工)
 - (4) 給水装置工事配管技能者
 - ※(財)給水装置技術振興財団で認定
 - ※水道配水用ポリエチレン管については配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を修了した者。
 - (5) 配水管技能者(一般)[(1)から移行した者に限る]
- 2 φ40・φ50のせん孔を行うことができる者
 - (1) 日水協(1級配管技士)[1の(5)を含む]
 - (2) 局技術認定者(1級配管工)
 - (3) 給水装置工事配管技能者であり様式第31号により申込み、局から認定された者
- 3 その他
 - (1) サドル付分水栓を使用したせん孔を行う場合、口径に係わらず原則として局職員の立会いは行わないものとする。ただし、局が特に必要と認めるときや指定工事事業者から依頼があったときは局職員が立会いする。
 - (2) 1級配管技士の資格を有し、(社)日本水道協会の「配水管技能者(一般)」又は、(財)給水装置技術振興財団の「給水装置工事配管技能者」への移行が済んでいない者は、速やかに登録申請の手続きをすること。

第5節 屋外配管

屋外配管の施工の際は、以下の点に留意すること。

- (1) 道路および宅地内等に給水管を布設する場合は、埋設深度を遵守すること。
- (2) 給水管を道路に布設する場合は、横断については直角配管とし、また、縦断については道路境界と並行して配管するものとし、かつ、占用位置を遵守すること。
- (3) 側溝等構造物を下越しする場合はさや管を圧入するか、側溝等を一端撤去して再設置する等、えぐり堀りはしないように施工すること。
- (4) 給水管と側溝等構造物の離隔は、その構造物の基礎から原則として30cm以上離して配管すること。やむを得ず近接する場合は、さや管等で防護すること。
- (5) 給水管を他の埋設管と平行して布設する場合は、30cm以上、また、立体交差する場合は、10cm以上の離隔を外面で保つこと。十分な離隔がとれない場合は、埋設物の占有者と協議すること。やむをえず近接する場合は、ゴム板などで管と管を接触させない措置をとること。

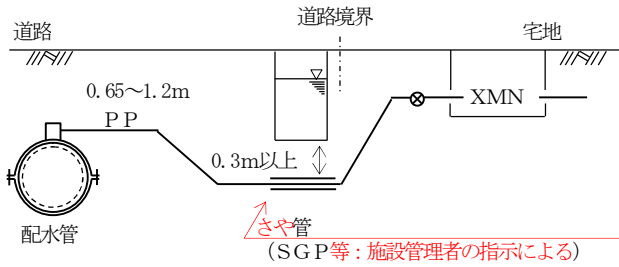
(解説)

- 1 給水管の埋設深度は、土工定規(P61)のとおりとする。
- 2 汚水設備に接近した配管は、給水管に漏水等がある場合、断水時に漏水箇所から吸い込みが起これ給水管に汚水が混入し、水道水が汚染されるおそれがあるため避けなければならない。
- 3 水路の下越し等の場合は、水路・石積等横断の標準配管図のとおりとする。
- 4 防護管は、管端処理の上、良質土の充填やキャップ等の装着を行い、給水管に直接触れないようにすること。

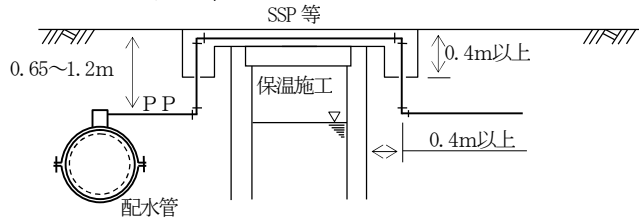
水路・石積等横断の標準配管図

(1) 水路等を横断する配管

ア 下越し



イ 添架

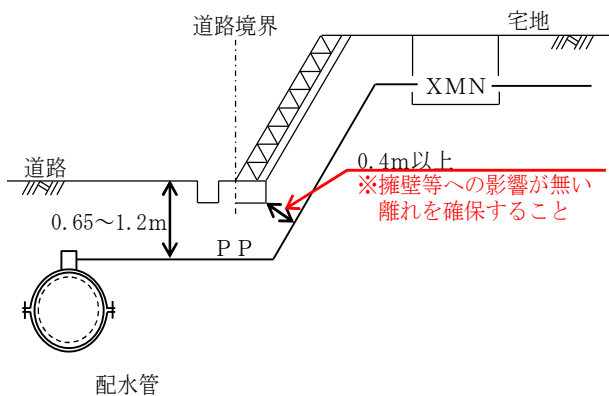


(2) 石積および擁壁等への配管

ア 舗装面より石積高さ2m未満の場合

イ 舗装面より石積高さ2m以上であっても配管が可能な場合

ウ 開発行為等で石積擁壁を築造する場合



第6節 仕切弁および止水栓の設置

仕切弁および止水栓の設置の際は、以下の点に留意すること。

- (1) 仕切弁および止水栓は、機能点検を行った後に設置すること。
- (2) 仕切弁および止水栓の開閉部は、鉛直に設置すること。
- (3) 仕切弁および止水栓の基礎は、沈下、傾斜等が生じないように十分に転圧を行うこと

第7節 仕切弁および止水栓前後の配管

仕切弁および止水栓を設置するときは、標準配管図に基づき施工すること。

(解説)

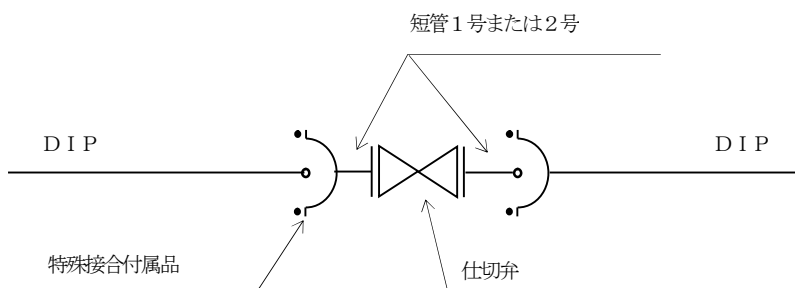
仕切弁・止水栓前後の標準配管図に基づき施工しなければならない。

仕切弁・止水栓前後の標準配管図

(1) 仕切弁 (DIP ϕ 75 以上の場合)

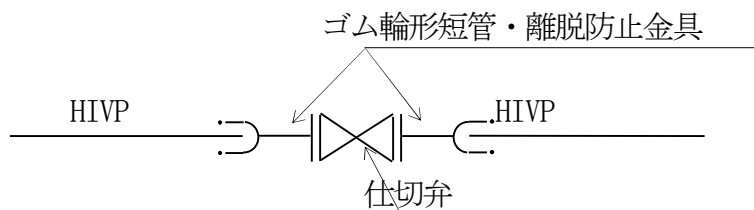
※一体型仕切弁を設置することができる。

※漏水防止と耐震の観点からできる限り一体型仕切弁を設置すること。



(2) 仕切弁 (HIVP ϕ 50 以上の場合)

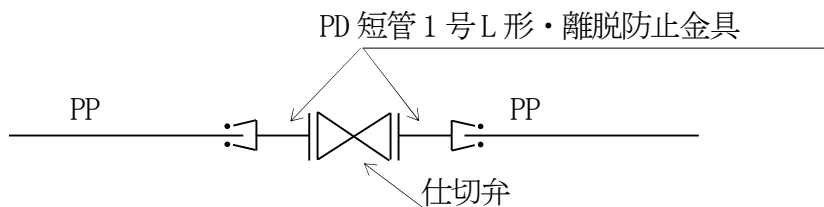
※HIVPはメーター一次側で使用不可。



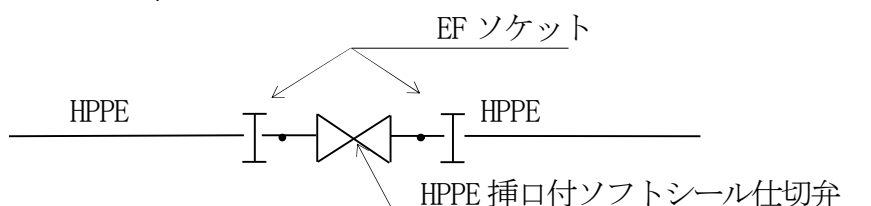
(3) 仕切弁 (PP ϕ 50 の場合)

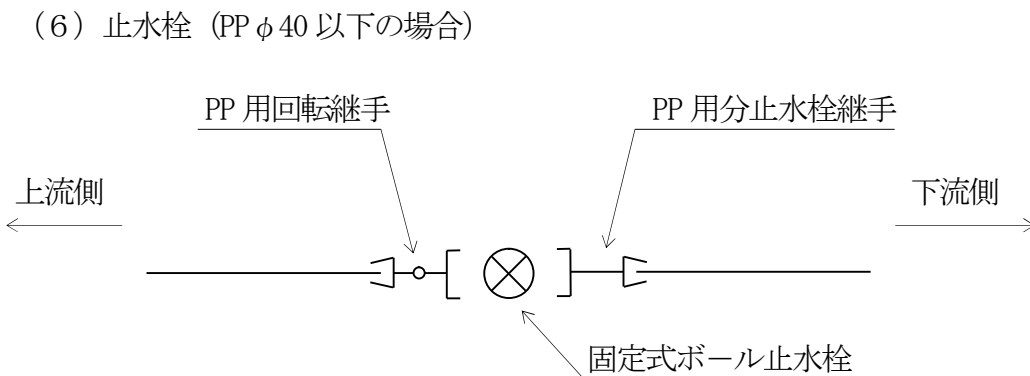
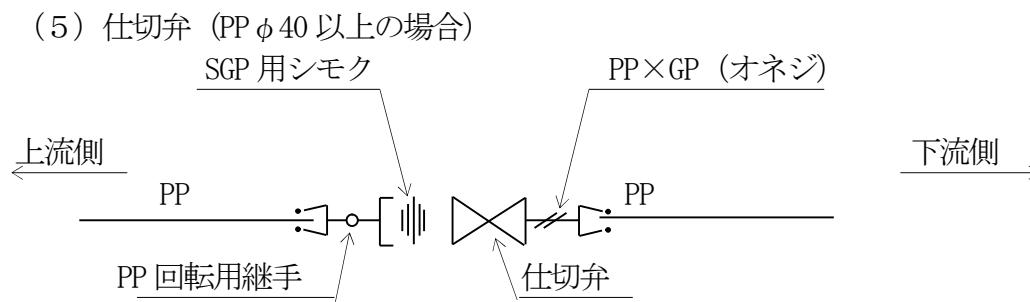
※一体型仕切弁を設置することができる。

※漏水防止と耐震の観点からできる限り一体型仕切弁を設置すること。



(4) 仕切弁 (HPPE ϕ 50・75 の場合)





第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置

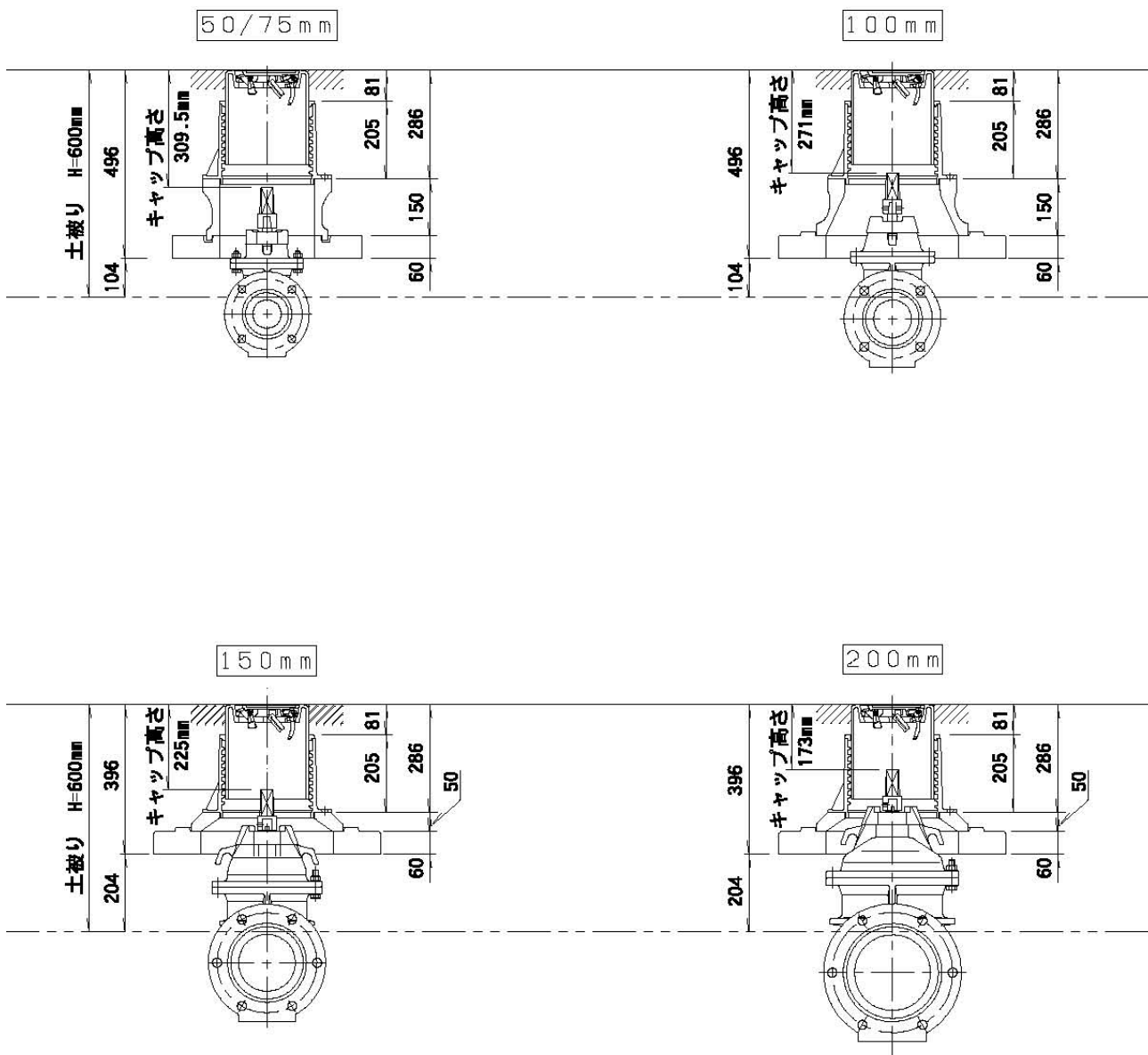
仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置の際は、以下の点に留意すること。

- (1) きょうは、仕切弁および止水栓開閉部が中心になるよう設置すること。
- (2) きょうの基礎は、沈下、傾斜等が生じないよう十分に転圧を行うこと。
- (3) きょうの据付高さは、仕上がり面と同一の高さとする。また、道路上に仕切弁きょう5号Ⅲ形を設置するときは舗装面とのすり付けを考慮し除雪等に影響をおよぼさないように設置すること。

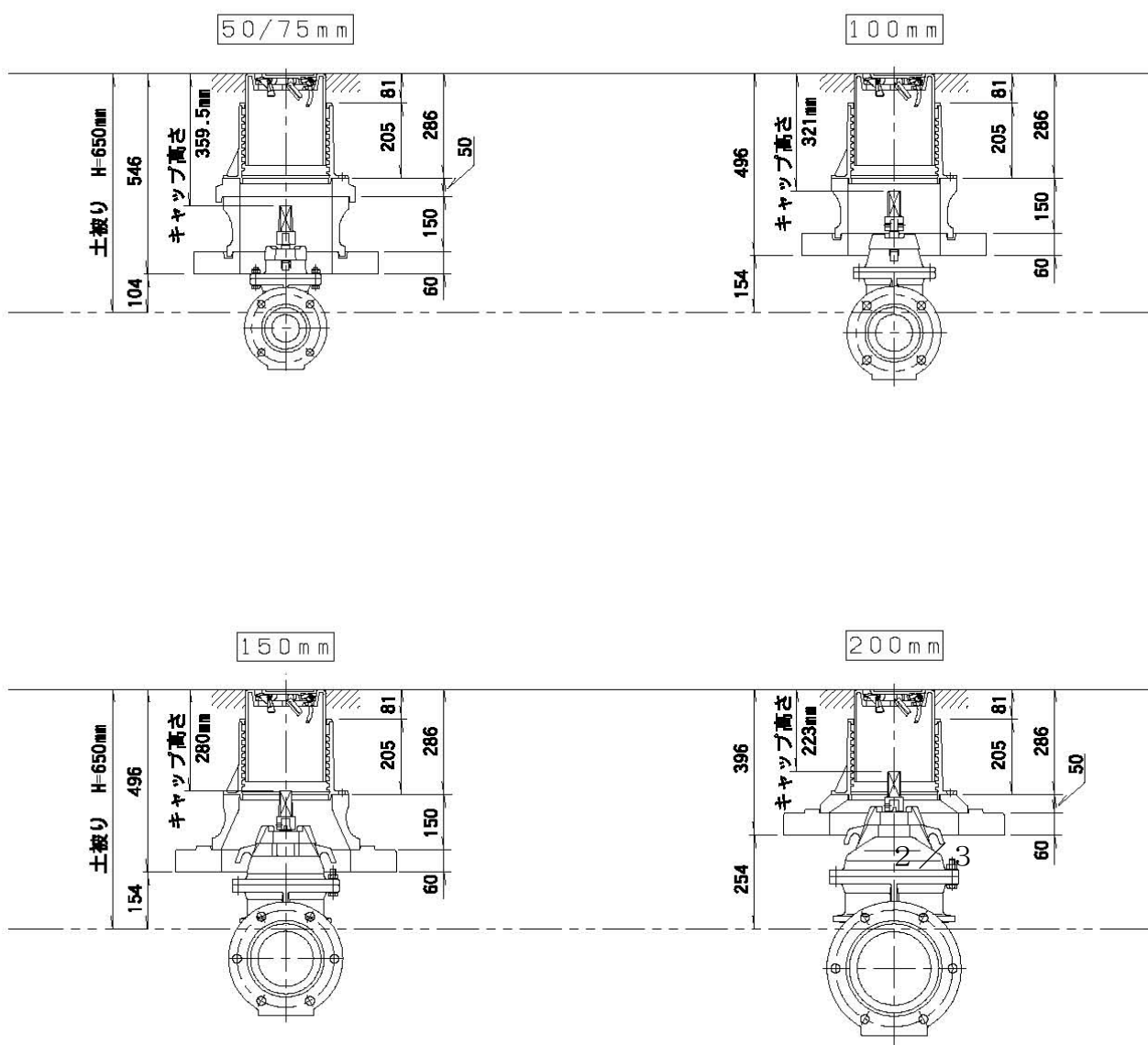
(解説)

- 1 仕切弁きょうを設置するときは、仕切弁きょう5号Ⅲ形設置標準図に基づき施工すること。
- 2 仕切弁きょうを設置した場合、仕様書の弁きょうの鉄蓋裏側には、配水管工事標準仕様要領集 (URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「7仕切弁表示要領」に基づき仕切弁表示プレートを設置すること。
- 3 道路および専用通路にきょうを設置するときは、車両等の外圧を受けるため、十分に転圧を行うこと。
- 4 きょう内部には、砕石等が入らないよう注意すること。

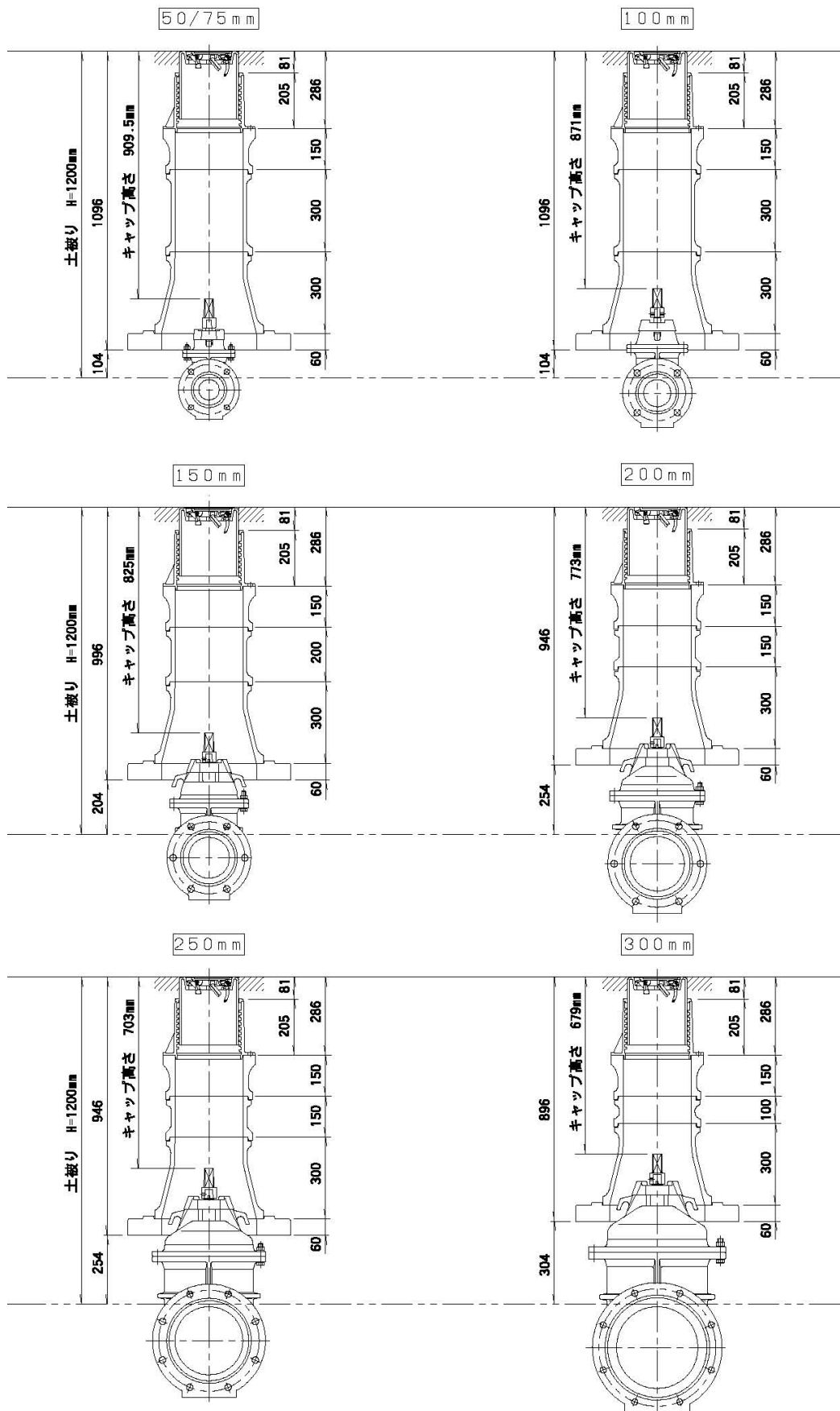
仕切弁きょう浅層埋設対応標準図 (H=600)



仕切弁きょう浅層埋設対応標準図 (H=650)



仕切弁きょう浅層埋設対応標準図 (H=1200)



第14章 土木工事

第1節 一般事項

道路工事を行う際は、以下の点に留意すること。

- (1) 道路掘削にあたっては、関係官公署の許可および利害関係者の同意等の確認を行うこと。
- (2) 地下埋設物（ガス、電力、NTT、下水道管等）には十分注意し、必要に応じて関係者の立会いを求め、工法等について協議を行うこと。
- (3) 振動、騒音等を伴う工事の場合は、常に現場付近の居住者との関係に留意し、施工方法および時期等について配慮すること。
- (4) 工事現場には、必ず**主任技術者**が常駐すること。
- (5) **主任技術者は道路占用および使用等の許可書を携帯すること。**
- (6) 公衆災害防止のため、関係法令および許可条件に基づき保安設備を設置すること。

(解説)

- 1 道路を掘削する場合には、必要な保安措置を講じ、常に安全管理と事故防止に努めなければならない。
- 2 工事着手前に地下埋設物の有無を必ず確認すること。また、現場付近居住者に対し、工事内容について説明を行い、工事の施工について十分な協力が得られるよう配慮しなければならない。
- 3 工事施工中に不測の事故が発生した時は、直ちに工事を中断し、応急措置を講じた後、速やかに局に報告すること。
- 4 道路占用許可証および道路使用許可書は、必ず現場内の確認しやすい場所に掲示すること。

第2節 掘削

道路掘削を行う際は、以下の点に留意すること。

- (1) 道路および宅地内等の掘削は、1日の作業量以内とし、掘り置きはしないこと。
- (2) 掘削は、標準掘削深度および掘削幅に基づき施工すること。
- (3) 舗装道路の掘削は、カッター等を使用し、隣接する既設舗装部分へ影響がないよう丁寧に切断した後、掘削すること。
- (4) 掘削は、布掘りとし、えぐり掘りをしないこと。
- (5) 掘削底面は、凹凸の無いよう丁寧に仕上げること。
- (6) 掘削底面が礫混じり等で管布設に適さないときは、10 cm以上取り除き、山砂に置き換えること。
- (7) 掘削深さが1.5mを超える場合又は軟弱地盤等崩壊の危険性がある場合は、土留工を行い掘削すること。
- (8) 道路を横断するときは、交通に支障がないよう片側ずつ掘削すること。
- (9) 施行に伴い産業廃棄物が発生した場合、その収集、運搬、処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処分し、不法投棄や第三者に損害を与えるような行為のないように行うこと。

(解説)

- 1 標準掘削深度および掘削幅は、8章第5節「土工定規」(P61)のとおりとする。
- 2 掘削深さが、1.5mを超える場合等は、「建設工事公衆災害防止対策要綱土留工(土留工を必要とする掘削)」に基づき土留工を施さなければならない。
- 3 地下埋設物付近は、破損等の危険があるため、人力掘削としなければならない。
- 4 残土および産業廃棄物は、所定の場所に運搬し、処分しなければならない

第3節 埋戻し

埋戻しを行う際は、以下の点に留意すること。

- (1) 道路内の埋戻しは、各路面復旧標準横断図を遵守すること。
- (2) 埋戻しは、厚さ 20cm 毎にランマー、タンパ等を使用し、転圧すること。ただし、1層目転圧時、給水装置や他埋設物を損傷する危険性がある場合は、たこ等を使用し、人力で転圧すること。
- (3) 埋戻しは、管布設後速やかに行うこと。
- (4) 埋戻し材は、良質なものをを使用すること。

(解説)

- 1 国道、県道、市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物は、関係官公署の許可および指示に従い、路面復旧標準横断図に基づき埋戻しを行うこと。
- 2 道路内における埋戻しは、路面の沈下防止のため、十分な転圧を行わなければならない。
- 3 湧水等がある場合の埋戻しは、有効な転圧ができないため、ポンプ等により排水を行いながら、十分な転圧を行わなければならない。
- 4 冬期間における埋戻しは、雪や氷の混入に注意すること。
- 5 HPPEを埋設する場合や掘削底面が礫混じり等で管布設に適さないときは、管下に10 cm以上の良質な砂基礎を施すこと。

第4節 路面復旧

路面復旧を行う際は、以下の点に留意すること。

- (1) 路面復旧は、各路面復旧標準横断図を遵守すること。
- (2) 仮復旧は、常温合材等で所定の厚さとし、既設路面と段差の生じないよう十分転圧すること。
- (3) 本復旧は、路盤面および既設舗装との密着を良くし、仕上げ面に凹凸がないよう転圧ローラ等により十分転圧すること。
- (4) 砂利道においては、路面砂利を敷均し、十分転圧すること。
- (5) 路面復旧完了後、(水)マークの表示を行うこと。(直径約 30 cmの白ペイント)

(解説)

- 1 国道、県道、市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物は、路面復旧標準横断図(P51~53)に基づき路面復旧を行うこと。
- 2 仮復旧における所定の厚さは、道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに3 cmとする。
- 3 指定工事事業者は、本復旧が完成するまでの間、責任を持って路面等の管理補修

を行わなければならない。

- 4 掘削箇所に区画線等がある場合は、本復旧後、設置しなければならない。
- 5 本復旧は、舗装工事業者が施工するものとする。

第15章 管の接合

第1節 接合の基本事項

接合は、適切な工具を使用し、継手の性能を十分に発揮させるよう行うこと。

(解説)

給水管の接合は、管の材質によってそれぞれ異なるものであり、施工の不良は直接漏水を引き起こす原因となるので、材料に応じた工具を使用し、接合を行わなければならない。

第2節 ポリエチレン管の接合

ポリエチレン管を接合する際は、以下の点に留意すること。

- (1) ポリエチレン管の切断は、パイプカッター又は金切鋸で行うこと。
- (2) 管の接合は、金属製ねじ接合又はさし込み接合とする。
- (3) 鉄製カップリング継手は、防食テープで保護すること。

(解説)

- 1 面取りは、完全に行わなければならないため、注意しなければならない。
- 2 PP管用金属継手(B形)の接合要領は、次のとおりとする。
 - (1) 管端が直角かどうか確認し、内外の面取りおよび清掃すること。
 - (2) 継手を分解し、ナット、リングの順に移すこと。
 - (3) インコアを管に木槌等でたたきこむこと。このときに、リングがインコアの方向に片寄らないよう注意しなければならない。
 - (4) セットされた管端を胴に挿入し、リングを押し込みながら袋ナットを胴のネジに合わせ、十分に手締めすること。
 - (5) パイプレンチ等2個を使用し、十分に締め付けること。

第3節 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管の接合

水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管を接合する際は、以下の点に留意すること。

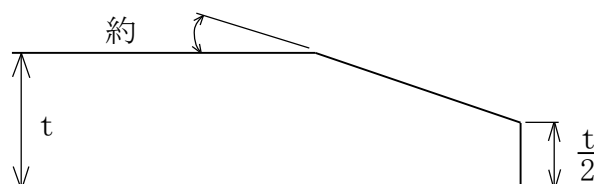
- (1) HIVPの切断は、パイプカッター又は金切鋸で行うこと。
- (2) 管の接合は、さし込み接合とする。

注) HIVPはメーター上流側に使用できない。

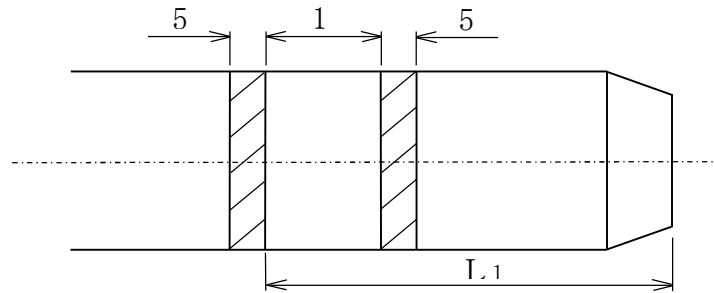
(解説)

- 1 切断は、管軸に対し直角に行うこと。
- 2 切断面は、平ヤスリを使用し、[さし口管端の面取り]のように約 15° の角度で管厚の $1/2$ まで面取りを行い、また、さし込み長さを表す標線をマジック等で全周に記入すること。

[さし口管端の面取り]



[標線の入れ方]



[標線の位置]

単位：mm

項目	50	75	100	150
L 1	107	120	132	152

- 3 ゴム輪、ゴム輪溝および管さし口の清掃を行いゴム輪を正確に装着する。また、滑剤をさし込み標線まで塗布し、挿入機又はてこ棒等を使用して軸心を合わせ標線まで挿入すること。
- 4 管挿入後、ゴム輪のねじれや脱落がないかチェックゲージを使用して、全円周を確認すること。
- 5 曲管部逸脱のおそれのある箇所には、離脱防止金具を使用すること。

第4節 鋼管の接合

鋼管を接合する際は、以下の点に留意すること。

- (1) 鋼管の切断は、パイプカッター又は金切鋸で行うこと。
- (2) 鋼管の接合は、原則としてねじ接合とする。

(解説)

- 1 ねじ接合は、管の切断・ねじ切り等接合前の加工が重要であり、確実に行うこと。
- 2 ねじ切りは、ねじ切機を使用し、J I S B 203 (管用テーパねじ) に適合するよう慎重に行うこと。
- 3 ねじ切りを行うときは、水道用の水溶性切削油を使用し、管内に流入しないように注意しなければならない。
- 4 ねじ山は、6～7.5山とする。
- 5 管ねじ部およびねじ露出部等には、錆の発生を防止するため、防食シール剤を塗布すること。シール剤の規格は、J W W A K 137 および J W W A K 142、また、シールテープ規格としては、J I S K 6885 が定められている。
- 6 継手は、管端防食継手を使用すること。

第5節 ステンレス鋼鋼管の接合

ステンレス管を接合する際は、以下の点に留意すること。

- (1) ステンレス鋼鋼管の切断は、原則としてロータリーチューブカッターで行うこと。
- (2) 管の接合は、伸縮可とう式継手接合とする。

(解説)

- 1 カッター以外で切断するときは、管軸に対し直角に切断し切断後は、パッキン損傷防止のため、面取りを行うこと
- 2 伸縮可とう式継手の接合要領は、次のとおりとする。
 - (1) 接合箇所には、継手の部品等の設定位置を示したけがき線および接合後、管のみ込み状態が容易に判断できるよう確認線をそれぞれ表示する。
 - (2) 管には、くい込み管設定線の位置に専用ローラーで深さ 0.7mm 程度の溝を付ける。
 - (3) 継手を分解せず袋ナット被覆線の間にあることを確認後、スパナ等で袋ナットを本締めする。
 - (4) 袋ナットの端部が管のみ込み確認線と袋ナット被覆線の間にあることを確認後、スパナ等で袋ナットを本締めする。

第6節 鋳鉄管の接合

鋳鉄管を接合する際は、以下の点に留意すること。

- (1) 鋳鉄管の切断は、原則として切断機で行うこと。
- (2) 管の接合は、メカニカル継手接合とする。

(解説)

- 1 管の切断は、管軸に対し直角に切断すること。
- 2 さし口の端部から約 40cm の外面、受け口内面および押輪又は特殊押輪を清掃すること。
- 3 押輪又は特殊押輪の端面に鋳出してある口径および年号の表示を管と同様、上側に向くようにすること。
- 4 ボルトは、片締めとならないよう対角線上に交互に締め付けること。
- 5 ボルトは、トルクレンチにより標準締め付けトルクまで締め付けること。

標準締め付けトルク

管口径 (mm)	ボルトの呼び径	トルク (N・m)	トルクレンチの柄の長さ (cm)
75	M16	60	25
100~600	M20	100	25

第7節 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE) の接合

水道用配水ポリエチレン管の接合は、融着 (EF) 接合を原則とする。

ただし、現場状況により融着接合が困難な場合は、協議したうえでメカニカル接合とすることができる。

(解説)

- 1 配管に従事するものは、一般又は耐震継手の配管技能者でかつ配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (ポリテック) 主催の「水道配水用ポリエチレン管講習会」の受講証を有するもの、又は公益財団法人給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能検定会の、水道配水用ポリエチレン管検定合格者でなければならな

い。

2 水道配水用ポリエチレン管の施工は、水道配水用ポリエチレン管施工要領に準じて施工すること。

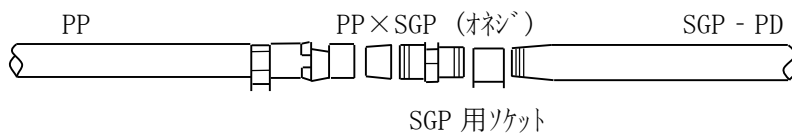
第8節 異種管との接合

異種管との接合は、第10章第2節「配管材料」(P91～92)に基づき施工すること。

主な接合方法は、次のとおりとする。

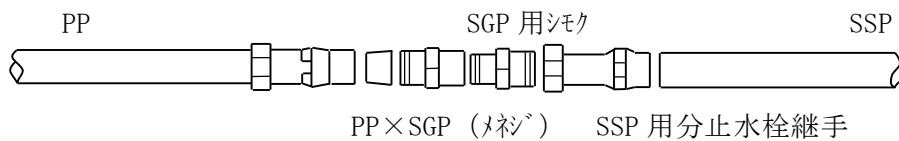
(1) PP×SGP-PD 場合

「PP×SGP (オネジ)」・「SGP 用ソケット」を使用し施工すること。



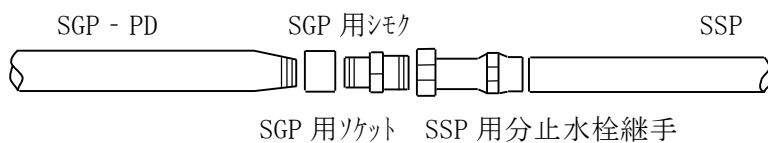
(2) PP×SSP の場合

「PP×SGP (メネジ)」・「SGP 用シモク」・「SSP 用分止水栓用継手」を使用し施工すること。



(3) 3 SGP-PD×SSP の場合

「SGP 用ソケット」・「SGP 用シモク」・「SSP 用分止水栓用継手」を使用し施工すること。



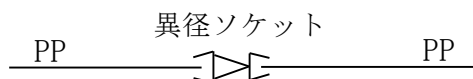
第9節 異径管の接合

管口径の変更は、一つのソケット継手で口径を変える場合には3段落ちまでとし、「異径ソケット」を使用し施工すること。(異径T字管継手を使用する場合を除く)

(解説)

主な径違いの接合は、次のとおりとする。

(1) PP×PP の場合 (φ50×φ40～φ20)



檢 查 編

第 16 章 工事検査

第 1 節 工事検査の手続き

工事検査の手続きは、以下の点に留意すること。

- (1) 工事が竣工したときは、給水装置工事（現地・書類）検査申込書に関係書類を添えて、検査の申込みをすること。申込みは、2 日前の午前 11 時までに行い、前日の午前までに書類を提出すること。なお、アパート等給排水同時検査の場合、給水はメーター数で予約し、排水は 1 件で予約すること。また、浄化槽切り替えで排水単独検査の場合はメーター数で予約すること。（様式第 19 号）
- (2) 一部検査を必要とするときは、給水装置工事一部検査申込書に必要事項を記入し、申込みすること。（様式第 20 号）
- (3) 再検査を必要とするときは、給水装置（施設）工事再検査申込書に必要事項を記入し、規定の手数料を添えて申込みすること。（様式第 21 号）
- (4) 住宅着工の遅延等により当初の竣工予定日を延期する場合は、給水装置工事の竣工予定日延期届出書に必要事項を記入し、竣工予定年月日が切れる前に届け出なければならない。（様式第 22 号）
- (5) 申請時において申請者又は住宅会社等に、住所番地取得手続き忘れのないよう伝えること。なお、竣工検査時に住居表示未決定の場合は原則、検査を受け付けないものとする。

(解説)

- 1 検査の申込みは、給排水課に配置している検査予約用のパソコン端末で予約すること。（記載例 26）P152
- 2 工事竣工後、給水装置の所有者が市内に居住しないとき等は、条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。このことにより、検査申込み時までに、代理人選定届を提出すること。（条例第 19 条）（様式第 23 号）
また、給水装置の所有者が変更になる場合は、給水装置（施設）所有者変更届を提出すること。（様式第 24 号）
- 3 工事検査申込みに伴う提出書類は、次表のとおりとする。

提出書類	竣工検査		一部検査	再検査
	現地	書類		
検査申込書（必須）	1 部	1 部	1 部	1 部
給水装置工事社内検査報告書（必須）	1 部	1 部	1 部	1 部
竣工図面等（必須）	2 部	2 部	2 部	2 部
材料基準適合確認書（必須）	2 部	2 部	2 部	2 部
工事写真（必要に応じて）	1 部	1 部	1 部	1 部
水道メーター取付および使用開始届（必要に応じて）	1 部	—	1 部	1 部

- (1) 検査申込書とは、第 3 節 1 (1)～(3)への申込書をいう。
- (2) 工事写真とは、せん孔、水洗化、撤去等の配管写真をいう。（第 3 節 5 参照）
- (3) 水道メーター取付および使用開始届とは、工事用一栓あるいは検査時のメーターを出庫する際に用いる書類であり、窓口交付またはホームページで取得す

る。

(4) その他、局が指定する添付書類

- 4 工期については各業者が確実に把握し、局からの指示（連絡）を待たずして**延期**手続きすること。

第2節 工事検査

工事検査の際は、以下の点に留意すること。

(1) 主任技術者は、工事が竣工した場合、給水装置工事社内検査報告書（以下「社内検査報告書」という）(様式第25号)に基づき、速やかに社内検査を行うこと。

(2) 局が行う検査は、竣工検査、**書類検査**、**現地一栓検査**、一部検査および再検査とし、主任技術者は、現地検査に立ち会わなければならない。

なお、書類検査は机上検査であり、立会いは不要である。

(3) 指定工事事業者は、竣工検査合格後、申込者に対して給水装置の引渡しを行う際に、社内検査報告書と竣工図書を必ず提出しなければならない。

また、給水装置の使用法および維持管理についても十分説明しなければならない。

(4) 竣工検査は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

また、検査に従事する職員は、身分証を携帯しなければならない。

(法第17条の第1項、2項)

(解説)

1 主任技術者の行う社内検査は、工事後の給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合していることを確認するとともに、工事申込者との工事契約の内容の最終チェックでもある。

2 主任技術者は、工事検査合格後、必ず申込者に社内検査報告書と竣工図書を提出し、給水装置の維持管理等について十分な説明を行う必要がある。

3 局が行う検査は、管理上必要なものについて行うほか、給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合しているかについて行うものである。したがって、局は、指定工事事業者と申込者との工事契約の内容を検査するものではない。

第3節 検査の種類

1 検査の種類および内容

(1) 竣工検査とは、工事竣工時における現地検査および書類検査をいう。

ア 現地検査は、新設、改造および取出し工事等について、竣工図や写真に基づき現地で確認する検査をいう。

イ 書類検査は、水洗化および撤去工事について、竣工図に基づき写真で確認する検査をいう。

(2) 一部検査とは、現場の施工上あるいは申請者の都合により、部分的に検査を実施するものをいう。

(3) 再検査とは、竣工検査において不合格となった場合に再度行う検査をいう。

2 竣工検査の区分

(1) 現地検査

- ア 新設工事
- イ 改造工事
- ウ 取出し工事
- エ 臨時工事
- オ その他

(2) 書類検査

- ア 撤去工事
- イ 水洗化工事

3 現地検査の主な項目

(1) 竣工図と現地出来形の照合

(2) 配水管への取付口からメーターまでの部分について現地および工事写真と照合する。

(3) 水圧試験

試験水圧および加圧時間は、次の表または、ア～オのとおりとする。

口径 (mm)	試験水圧 (MPa)	加圧時間
13～25	1.75	1分以上
40・50	1.00	10分以上
75以上	0.75	30分以上

ア 口径がφ40以上で布設延長50m未満の場合、試験水圧は上記のとおりとし、加圧時間は2分以上とする。

イ せん孔時の第1止水栓上流側の試験水圧および加圧時間は、0.75MPaで3分以上とする。

ウ 配水管布設工事に準ずるものについては、配水管工事標準仕様要領集（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）の「9管路等の水圧試験要領」に基づくこと。

エ メーター口径がφ40・φ50で、末端の配管がφ25以下になる場合は原則的に1.00MPaの水圧をかけるものとする。

なお、メーター口径がφ50（フランジ仕様）・φ75以上の場合については検査員と事前協議をするものとする。

オ スプリンクラーの水圧試験は検査員と協議するものとする。

注) 配水管布設工事に準ずるものとは、次の場合をいう。

1 共用管を布設する場合

2 道路に仕切弁を設置する口径がφ40以上の専用管を布設する場合

(4) メーター、止水栓、逆止弁の設置状況およびメーターの動作確認をする。

(5) すべての給水用具はメーターを通過しているかを確認する。

(6) 残留塩素濃度（0.1mg/L以上）および給水栓水圧（足洗い場等）を測定する。

(7) 提出書類・図面等の軽微な修正又は添付書類不備については午前中の検査の場合はその日の午後、午後の検査の場合は翌日の午前中までに提出すること。

4 書類検査時の留意点

竣工図が工事写真および材料基準適合確認書や検査申込書、社内検査報告書と整合することを確認する。なお、工事写真は、工事内容が把握できるものを添付すること。

5 工事写真の主な撮影項目

配水管工事標準仕様要領集（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/100>

8180/1008345.html) の「6 工事記録写真撮影要領」を参照

(1) せん孔等

ア 着工前・完成の対比

イ せん孔状況

(ア) 被分岐管埋設深度 (小数第3位を四捨五入し、小数第2位で表示)

(イ) スリーブ取付け

(ウ) せん孔屑排出 (排水状況)

(エ) 水圧テスト

(オ) 防食フィルム取付け

(カ) せん孔者本人とせん孔資格が確認できるもの

(キ) 切片の写真

ウ 埋設給水管深度測定状況

(ア) 掘削状況

(イ) 埋設シート (取出しから官民境界まで)

エ 埋戻し時の砂および砕石等埋戻し転圧状況 (厚さ 20cm 以下ごとに転圧)

オ 仮復旧転圧状況 (水道マークおよび白線等の標示状況を含む)

カ 復旧状況

キ 保安状況

ク 完成状況 (水道マークおよび白線等の標示状況を含む)

(2) 水洗化

ア 着工前・完成の対比

イ 新設部の配管 (分岐箇所を含む)

ウ 新設部の水圧試験状況

エ 水抜き栓等凍結防止措置

オ 給水用具設置状況

カ 完成状況

(3) 撤去

ア 撤去前 (既設配管状況)

イ 撤去後

掘削や復旧状況等については、“せん孔等”に準ずること。

6 検査に係わる主な留意点

(1) 検査等に当たって主任技術者は、ヘルメットを着用し付近住民の安全についても十分注意しなければならない。

(2) 検査立会人は、工事を担当した主任技術者 (工事申込書に記載した主任技術者) とする。ただし、やむを得ず検査に立会うことができない場合は、当該工事に精通した主任技術者を代理とすることができる。

(3) 検査当日の水圧検査は、事前に水を張り、排気および洗管を行いテストポンプを取付けた状態で準備し、やむを得ず水圧試験ができないと想定された場合は、写真等の対応について検査員と事前協議すること。

(4) 一つの申請において、複数のメーターを取り付けた場合は、その設置状況の写真を提出すること。

(5) 固定式止水栓およびメーターのオフセットは、官民(民)境界より3点を基本とし、小数第1位まで表示する。(撤去工事も同様とする。)

なお、境界が不明である場合は、堅固な構造物により起点の代用とすることができる。

(6) 竣工図および関係書類は、検査前日まで局に提出する。(現地での差し替えは認めないものとするが、図示記号等の軽微な訂正などの場合には現地差し替え

を認める。)

(7) 主任技術者は、社内検査において次の事項を確認後、検査を受けなければならない。

ア 水圧試験

イ メーター上流側の埋設深度（止水栓きょう又はメーター柵内で測定すること）

ウ 第一止水栓、仕切弁およびメーター柵設置位置のオフセット

エ 止水栓きょう、弁きょうおよびメーター柵設置状況

オ 止水栓、仕切弁、逆止弁および給水用具の設置状況

カ 給水用具の取付位置および栓数等竣工図との照合

キ 給水用具および使用材料の認証適合確認

ク 水抜き栓の作動状態

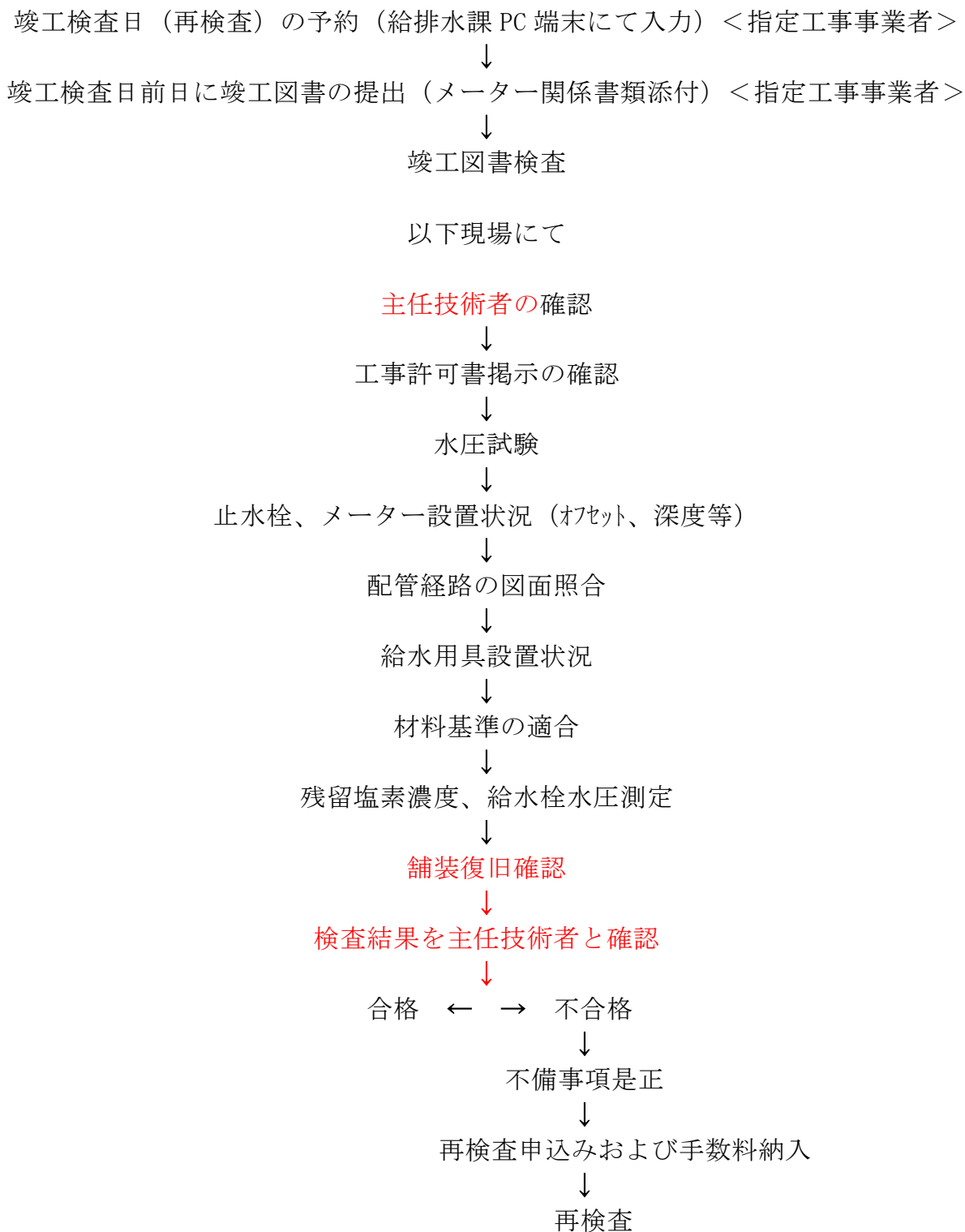
ケ 全ての給水用具がメーターを経由していることの確認

（複数のメーターが設置されている場合、それぞれのメーターの経路確認）

コ 給水用具の吐水量等の確認

サ 舗装の復旧状況の確認

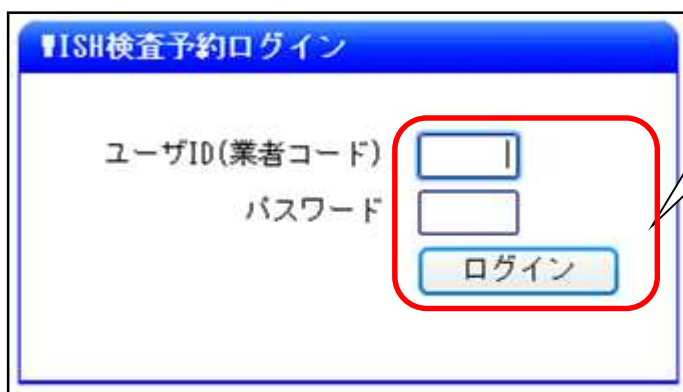
7 給水装置工事竣工検査フロー



検査予約申込手順

(記載例 26)

①受付画面



WISH検査予約ログイン

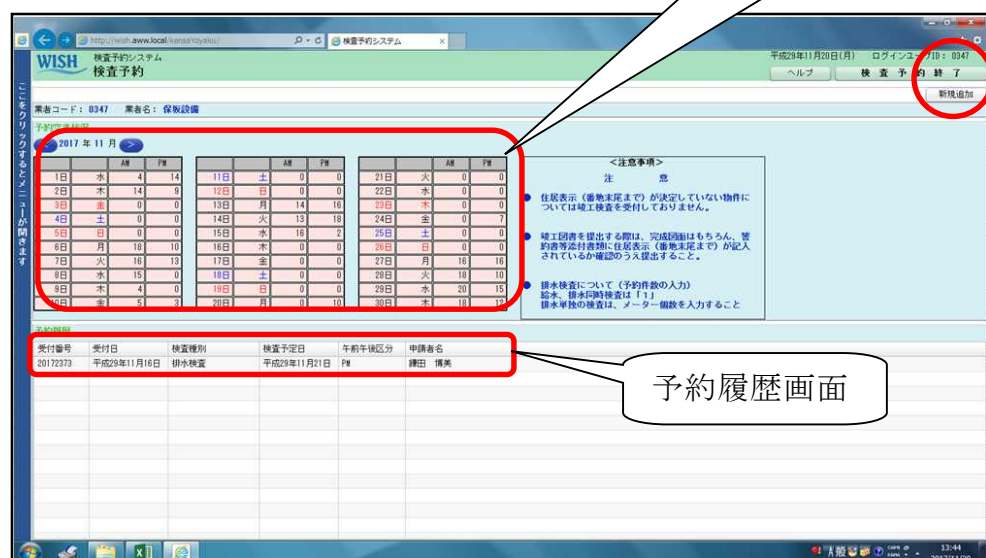
ユーザID(業者コード)

パスワード

ログイン

業者コード・パスワードを入力後、ログインボタンをクリックすると、検査予約申込画面が開く。

②予約申込画面



検査予約

2017年11月

日	種	件	日	種	件	日	種	件
1日	水	4	11日	土	0	21日	火	0
2日	木	14	12日	日	0	22日	水	0
3日	金	0	13日	月	14	23日	木	0
4日	土	0	14日	火	13	24日	金	0
5日	日	0	15日	水	16	25日	土	0
6日	月	18	16日	木	0	26日	日	0
7日	火	16	17日	金	0	27日	月	16
8日	水	15	18日	土	0	28日	火	16
9日	木	4	19日	日	0	29日	水	20
4日	金	5	20日	月	0	30日	木	10

新規追加

予約履歴画面

予約状況を確認する。

新規追加

新規追加ボタンをクリックする。

すべての入力が終わったら、登録ボタンをクリックする。

③予約登録画面



検査予約登録

登録 キャンセル

検査予定日: 令和 年 月 日 *

午前午後区分: AM *

受付番号: *

検査種別: *

共同住宅:

検査件数: *

カレンダーボタンをクリックして検査日を指定する

ボタンをクリックして午前午後区分を選択する。

受付番号を入力する。

ボタンをクリックして検査種別から「せん孔」を選択する

検査件数を入力する。

共同住宅・アパートの検査予約はここをクリック後、件数を入力すること。

そ の 他 編

第17章 安全管理

第1節 安全管理

給水装置工事における適正な施工を確保し、事故を防止するため交通安全対策・現場の整理整頓・騒音防止等に努めること。

(解説)

- 1 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意しなければならない。
- 2 工事施工中の交通安全対策については、当該道路管理者、所轄警察署長の施工条件および指示に基づき適切に交通安全を施行し、かつ、通行者等の事故防止に努める対策を講じなければならない。
- 3 工事を夜間に行うときは、必ず注意灯を設置する等安全確保に努めなければならない。
- 4 保安施設の設置方法については、関係法令編「35 東北地方整備局保安施設設置基準（抜粋）」(P388～412)を遵守しなければならない。

第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準

第 1 節 目的

この 3～5 階直結式給水技術基準（以下「技術基準」という）は、3～5 階建て建築物の給水装置の設計および施工に関して、施行指針に定めた規定のほか、特に必要な事項について定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

（解説）

3～5 階直結式給水は、使用者へ給水の安全性の確保と省エネルギーや土地の有効利用など「給水サービスの向上」を目的として実施するものである。これにより水道法の適用を受けない小規模貯水槽水道（簡易専用水道に該当しない 10 m³以下の受水槽）の維持管理上の問題等の解消を図るものである。

第 2 節 用語の定義

この基準において用いられる用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）専用住宅とは、専ら居住用に供する建築物をいう。
- （2）店舗等併用住宅とは、居住用に供する部分と店舗、事務所等の用に供する部分を併用した建築物をいう。
- （3）共同住宅とは、専用住宅を集合した建築物をいう。
- （4）給水主管とは、共同住宅の給水管のうち共用する部分をいう。

（解説）

店舗等併用住宅は、同一使用者が居住用に供する部分と店舗・事務所等をあわせて使用するものである。

第 3 節 事前協議

3～5 階直結式給水を行おうとするものは、事前に局の定める直結式給水事前協議申請書（様式第 33 号）に必要書類を添付して行うこと。

なお、3～5 階直結式給水を既に行っている場合、水栓増等による改造工事は、水理計算のみとし、事前協議は省略できる。また、水栓減による改造工事は水理計算、事前協議を省略できるものとする。

（解説）

- 1 3～5 階直結式給水を実施する場合は、この直結式給水に必要な水量・水圧を安定かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状および将来水圧の動向等を勘案して直結式給水が可能かどうか判断することが必要となる。

この事前協議制度は、協議申請に基づいて局が給水希望箇所の現状水圧、管路状況等を調査し直結式給水の可否を判断した後、申請者に回答するものである。

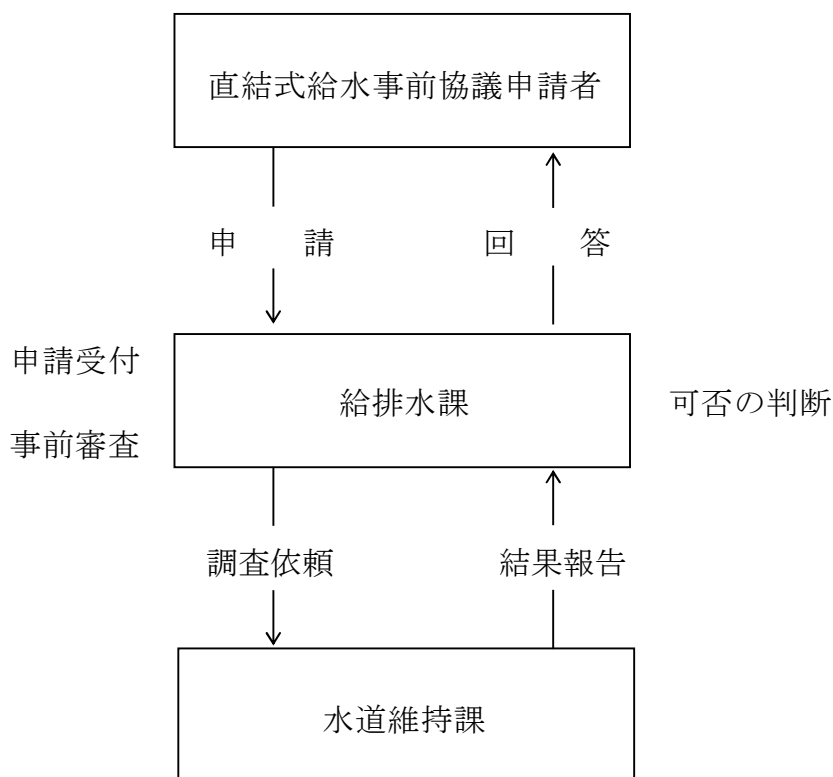
（様式第 34 号、第 35 号）

- 2 給水装置工事申込書の内容が直結式給水事前協議申請書の内容と異なる場合、ま

たは協議後2年以上経過した場合は再度協議を必要とする。

※ 「第4節直結式給水事前協議事務処理」および「第5節3～5階直結事例」参照

第4節 直結式給水事前協議事務処理



- (1) 直結式給水事前協議の受付窓口は、給排水課とし、直結式給水事前協議申請書における内容等の審査後、事前調査を水道維持課へ依頼する。(様式第37号)
- (2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ないその結果を給排水課へ報告する。(様式第38号)

事前調査事項は下記のとおりとする。

ア 水圧調査:給水希望箇所における給・配水管の最小動水圧を把握するため、管路近傍の消火栓等で24時間連続測定すること。

イ 管路調査:被分岐給配水管の口径、種類等を調査すること。

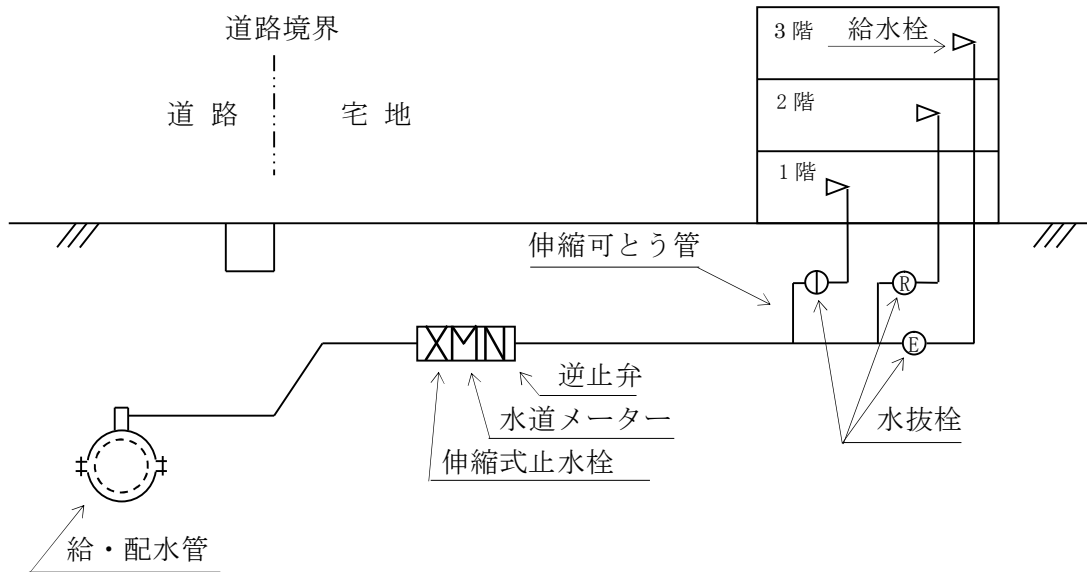
ウ その他

- (3) 事前調査の結果に基づき、給排水課において直結式給水の可否を判断し、直結式給水事前協議申請者へ回答する。

なお、事前調査を必要としないと判断できるものについては、その時点で給排水課において回答する。

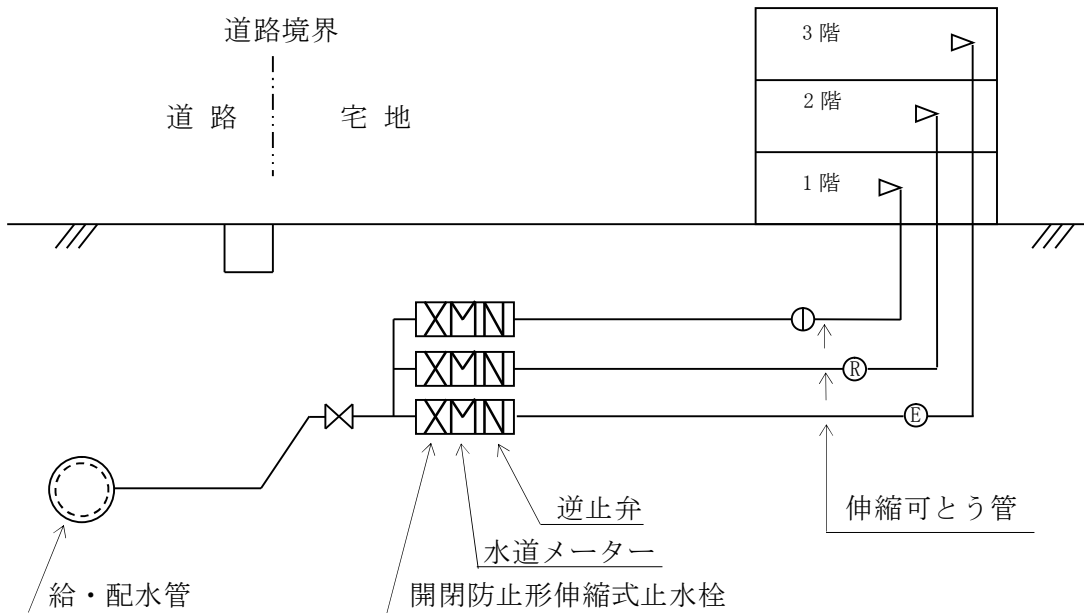
第5節 3～5階直結事例

1 専用住宅等（メーター1個の場合）

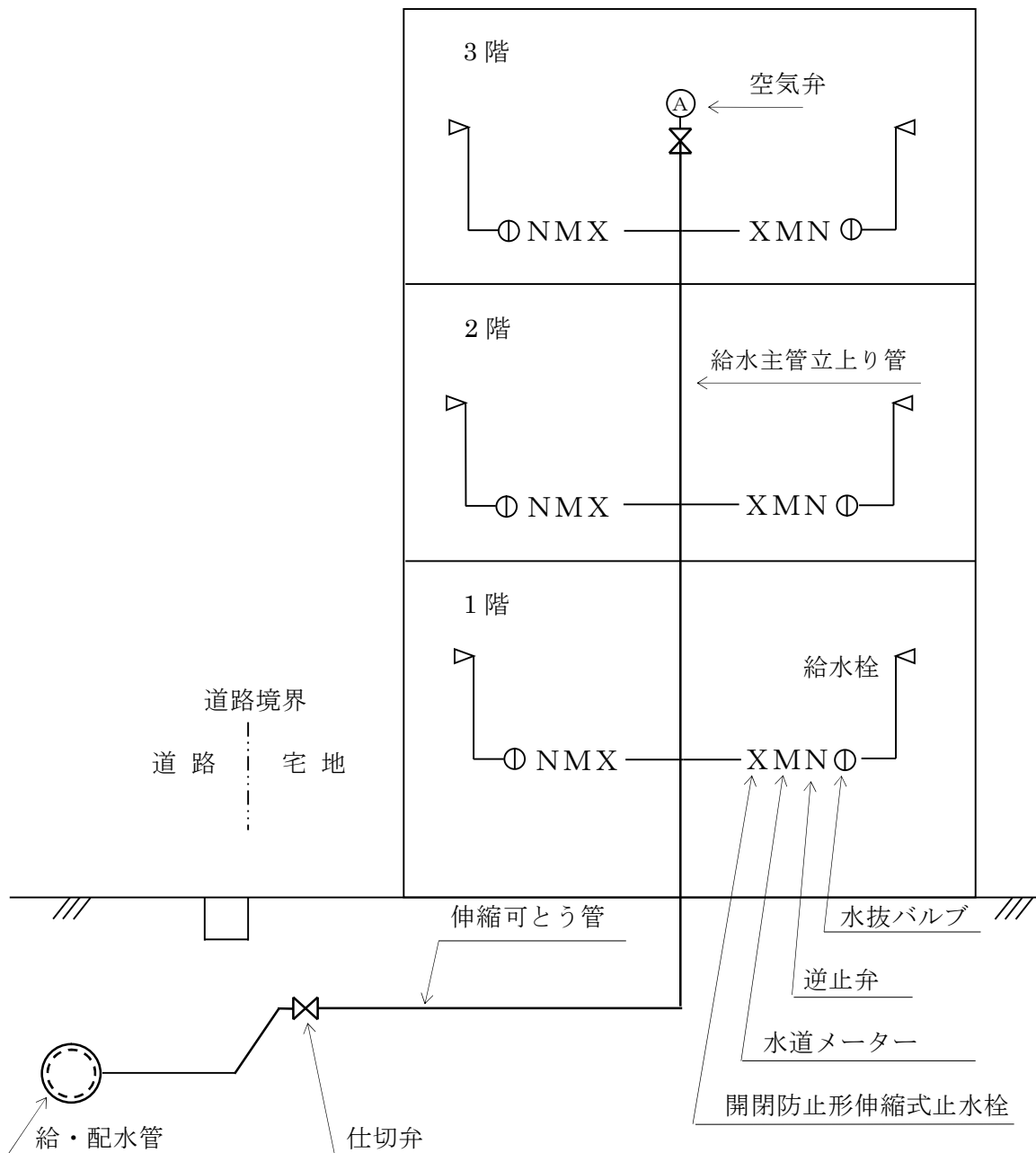


2 共同住宅等

(1) メーター設置（屋外の場合）

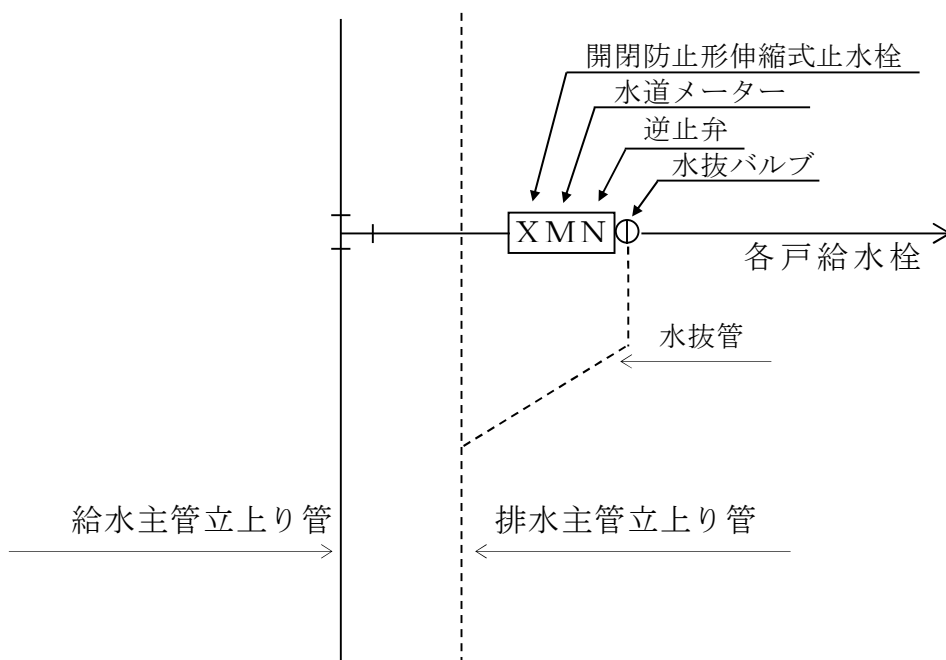


(2) メーター設置（屋内の場合）



※配管スペース等を確保できない場合には、“逆止弁付開閉防止形伸縮式止水栓（一体型）”を設置することができるものとする。

3 各戸配管



第6節 適用要件

1 対象地域

3～5階直結式給水の対象地域は、最小動水圧が年間を通し確保でき、かつ、必要とする水量を確保できる地域とする。

※最小動水圧	3階	0.20MPa
	4階	0.25MPa
	5階	0.30MPa

(解説)

高台地区および配水管未整備地区等では、必要水圧等を確保できないことにより3～5階直結式給水できない場合もあるが、原則として簡易水道も含めた給水区域全域を対象とする。

2 分岐対象給配水管

分岐可能な給配水管は、次のとおりとする。

- (1) 3階 口径φ50以上φ400以下とする。
- (2) 4、5階 口径φ75以上φ400以下とする。

(解説)

口径φ50の行止り管路の場合、水圧・水量確保の現地調査が困難なため既分岐戸数10戸程度(分岐状況により異なる)であることが条件となる。なお、可能となる建築物は、専用住宅又は専用住宅と同等の使用水量のものである。

また、腐食による影響を受ける無ライニング鋼管については、管路状況を問わず分岐できないものとする。

3 対象建築物

対象建築物は給水階高が3～5階までで、次の用途のものとする。

- (1) 専用住宅
- (2) 店舗等併用住宅
- (3) 事務所
- (4) 共同住宅

(解説)

- 1 事務所・共同住宅については、原則として1日最大使用水量が20 m³程度のものとする。ただし、配水管の能力等維持管理に支障ないと認められるときは、20 m³を超えるものであっても対象とする。
- 2 病院、学校、ホテル、飲食店等の雑居ビル、24時間営業施設等は、下記の事項を考慮し、受水槽式給水とする。ただし、管理者が認める建築物は誓約書の提出等条件付で認める。(様式第36号)
 - (1) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量および水圧を必要とする。
 - (2) 工事等による一時的な断水および減水時においても、給水を維持する必要がある。
 - (3) その他直結できない器具がある。
- 3 既存建築物の直結式給水を希望する場合は、直結式給水の推進のため、「第10節 既存建築物の直結式給水への改造」の取扱いに基づくものとする。
※給水方式の選定に当たっては、“受水槽式給水と直結式給水のメリットやデメリット”を十分考慮すること。

第7節 設計条件

1 設計水圧

設計水圧は、次のとおりとする。

- (1) 3階 0.20MPa
- (2) 4階 0.25MPa
- (3) 5階 0.30MPa

(解説)

設計水圧は、配水管と給水管の分岐点とする。

2 設計水量および給水管口径

設計水量および給水管口径を決定する場合は、次によるものとする。

- (1) 管内流速は、原則として2.0m/sec以下とする。
- (2) 共同住宅の給水主管口径の決定にあたっては、第11節 時間最大流量(瞬間最大流量)により算出する。
- (3) 3階～5階立上り給水主管は、φ40以上とする。
- (4) 給水用具の接続にあたっては、用具の機能性から必要とする作動圧又は最低必要圧について十分考慮したものとする。

(解説)

設計水量および給水管口径を決定する場合には、使用者の使用実態に応じた適正な水量を算出する方法によるものとする。

また、過度にならない範囲で安全な計算方法によることが望ましい。このことから下記に留意した設計方法が必要となる。

- 1 給水管が極端な小口径（流量に見合わない給水管口径）である場合は、ウォーターハンマーによる騒音や用具の故障が考えられるので、原則として管内流速は 2.0 m/sec 以下とする。「4 動水勾配・流量表」を参照
- 2 給水主管口径を決定する場合の重要な要素である時間最大流量（瞬間最大流量）の算出方法として、近年は使用実態を考慮した第 11 節第 1 項「実測値に基づいた方法」（P165）等が一般的に広く使用されていることから、この「実測値に基づいた方法」により共同住宅の給水主管口径を算出する。
- 3 損失水頭の緩和を図り将来とも安定供給を確保するため、給水主管の立上りは、最小口径を $\phi 40$ とするものである。

また、メーター口径 $\phi 20$ の場合、階高による損失水頭低減のため、3 階系統以上の配管に限り口径 $\phi 25$ までの使用を認める。

なお、給水主管口径を決定する場合の管口径は、内径で行うものとしその他については、計算結果に影響が少ないことから呼び径で計算しても差し支えない。

実際の水理計算にあたっては、水理計算例(P166~172)を参照すること。

- 4 使用者の生活様式の多様化により、様々な給水用具の接続が考えられるが、水圧の必要な給水用具（湯沸器・洗浄装置付便座・自動水栓等）を設置する場合は、最低作動圧も含めた総損失水頭の値が設計水圧を超えないように給水管口径を決定する。

3 水道メーターの口径

水道メーター（以下「メーター」という）の口径は、次によるものとする。

- (1) メーターの最小口径は、 $\phi 20$ とする。
- (2) メーターは、使用水量に適した口径とし、適正使用流量の範囲とする。

(解説)

- 1 メーターの最小口径は、損失水頭を低減するため $\phi 20$ とする。ただし、水理計算をクリアする場合は、メーター口径を $\phi 13$ とすることができる。
- 2 メーターの適正使用流量については、第 8 章第 10 節「メーター口径の決定」の定め等による。

4 動水勾配・流量表

カッコ内は内径:mm

流量 (L/sec)	上段 動水勾配(%)				下段 流速(m/sec)				
	φ13 (13)	φ20 (20)	φ25 (25)	PP40 (35)	SSP40 (40.3)	SGP-PB40 (40.9)	PP50 (44)	SSP50 (46.2)	SGP-PB50 (52.2)
0.2	228	32	12	2					
	1.506	0.636	0.407	0.207					
0.3	465	65	23	5	2				
	2.260	0.954	0.611	0.311	0.235				
0.4		107	39	8	4	4	2	2	1
		1.273	0.814	0.415	0.313	0.304	0.263	0.238	0.189
0.5		159	57	12	6	6	4	3	2
		1.591	1.018	0.519	0.391	0.380	0.328	0.298	0.236
0.6		219	78	16	8	8	5	4	4
		1.909	1.222	0.623	0.470	0.456	0.394	0.357	0.283
0.7		288	103	22	11	10	7	6	5
		2.228	1.426	0.727	0.548	0.532	0.460	0.417	0.330
0.8			130	27	14	13	9	7	6
			1.629	0.831	0.627	0.608	0.526	0.477	0.378
0.9			160	33	17	16	11	9	8
			1.833	0.935	0.705	0.685	0.591	0.536	0.425
1.0			193	40	21	19	14	11	10
			2.037	1.039	0.783	0.761	0.657	0.596	0.472
1.1				48	25	23	16	13	12
				1.143	0.862	0.837	0.723	0.656	0.519
1.2				56	29	27	19	15	14
				1.247	0.940	0.913	0.789	0.715	0.566
1.3				64	33	31	22	17	12
				1.351	1.019	0.989	0.854	0.775	0.613
1.4				73	38	35	25	20	19
				1.455	1.097	1.065	0.920	0.835	0.661
1.5				83	43	40	28	22	22
				1.559	1.175	1.141	0.986	0.894	0.708
1.6				93	48	45	31	25	25
				1.663	1.254	1.217	1.052	0.954	0.755
1.8				114	59	55	39	31	31
				1.870	1.411	1.370	1.183	1.073	0.849
2.0				138	71	66	47	37	38
				2.078	1.567	1.522	1.315	1.193	0.944
2.2					84	79	56	44	45
					1.724	1.674	1.446	1.312	1.038
2.4					98	92	65	51	53
					1.881	1.826	1.578	1.431	1.132
2.6					114	106	75	59	61
					2.038	1.978	1.709	1.550	1.227
2.8						121	86	68	70
						2.131	1.841	1.670	1.331
3.0							97	77	80
							1.972	1.789	1.415
3.2							109	86	90
							2.104	1.908	1.509
3.4								96	101
								2.208	1.604
3.6									112
									1.698
3.8									124
									1.792
4.0									137
									1.886
4.2									149
									1.981

第8節 構造・施工および材料・用具類

構造・施工および材料・用具類は、次のとおりとする。

1 構造・施工

埋設給水管の構造等は、施行指針の規定による。ただし、取り出し管が既設で、無ライニング鋼管および鉛管等の場合は、改善するものとする。

(第8章第2節、第5節参照)

(1) 専用住宅等の場合

ア 給水管の取り出しは、口径φ25以上とする。

イ 立上り管は、建物内部に配管し、各階ごとに単独配管とすることが望ましい。

(2) 共同住宅の場合

ア 給水管の取り出しは、口径φ40以上とし、宅地内には、仕切弁又は伸縮式水栓・メーターおよび逆止弁を設置する。

イ 建物入り込み部等には、伸縮可とう継手を使用する。

ウ 給水主管の立上り管は、口径φ40以上とする。

エ 給水主管の立上り管は、パイプシャフト内に配管し、管の保護、支持を行い修理等が容易にできるものとする。

オ パイプシャフト内には、開閉防止形伸縮式止水栓（以下「止水栓」という）・メーター・逆止弁を設置し、各戸単位で逆流防止を行うものとする。ただし、配管スペース等を確保できない場合には、逆止弁付伸縮式止水栓（以下「逆止弁付止水栓」という）を設置することができるものとする。

カ 給水主管の立上り管の最頂部に空気弁を設置する。

キ 凍結防止対策を講ずるものとする。

2 材料・用具類

損失水頭の低減を図るため、材料・用具類の選定には十分配慮するものとする。

(解説)

1 埋設給水管の構造等は、施行指針の規定による。ただし、既設取り出し管が無ライニング鋼管、鉛管、ビニル管および石綿管の場合は、取り替えるものとする。なお、維持管理等を考慮し、3～5階直結式給水建物においては、TS式接合を避けることが望ましい。

2 専用住宅等は、次のとおりとする。

(1) 取り出し口径は、損失水頭の低減のためφ25以上とする。

(2) 立上り管は、維持管理を考慮し各階ごとに単独配管することが望ましい。

(3) 建物の入り込み部等不等沈下の恐れがある場所には、伸縮可とう継手を使用することが望ましい。
(第8章第2節、第5節参照)

3 共同住宅は、次のとおりとする。ただし、メーター地付けの場合、メーター下流側については、専用住宅等に準ずる。

(1) 取り出し口径は、損失水頭の低減のためφ40以上とする。口径φ50以上の場合は、仕切弁、口径φ40の場合は、伸縮式止水栓を設置する。ただし、必要に応じて固定式止水栓を設置することができる。また、一次メーター直後には断水時等配水管への逆流による水質汚染防止のため逆止弁を設置する。

(2) 不等沈下・地震対策として伸縮可とう継手を使用すること。ただし、PP管を使用する場合は、この限りでない。

(3) 損失水頭の低減化および凍結防止の安全策として口径φ40以上とする。

(4) パイプシャフトは、保守点検・修理等維持管理に支障のないスペースとし、ま

た、管のたわみを防止するため支持金具等で固定する。

- (5) 止水栓等の設置については、参考図のとおりとする。なお、メーター交換および不正使用を防止するため、開閉防止形伸縮式止水栓を設置するものとする。ただし、水抜きバルブを設置する場合は、排水を容易にするため、各戸ごとに吸気弁等を設置することが望ましい。
 - (6) 各戸に水抜きバルブを設置した場合は、一定の勾配を設け容易に水が抜ける配管とし、排水主管へ接続する。ただし、排水主管の最下部はホッパー方式とし、管端には防虫網を取り付ける。
 - (7) 維持管理等を考慮し、給水主管立上り管の最頂部に空気弁を設置する。
 - (8) 断水時等給水主管への逆流防止のため逆止弁を設置し、各戸単位で逆流防止を行う。ただし、パイプシャフト内において、配管スペース等が確保できない場合には、逆止弁付止水栓（一体型）を設置することができるものとする。なお、開閉防止形止水栓を設置する場合において、専用のハンドルを必要とするときは、緊急時の対処等を考慮し、このハンドルの所在を明確にしておかなければならない。
 - (9) 給水管等には保温材を使用し、凍結防止を行う。
- 4 損失水頭を低減することが必要であり、損失水頭の少ない材料・用具類を選定し使用しなければならない。

第9節 メーター

メーターの設置の際は、以下の点に留意すること。

- (1) メーターの設置については、施行指針の**規定**による。
(第10章第7節～第10節参照)
- (2) 同一使用者である専用住宅等における水道メーターの設置は、地付けとする。
- (3) 共同住宅において、局が必要と認める場合は、遠隔メーターを設置するものとする。
- (4) 共同住宅において、維持管理上局が必要と認める場合は、一次メーターを設置するものとする。

(解説)

- 1 局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、「遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。
- 2 共同住宅等には、原則として一次メーターを設置する必要はないが、維持管理上局が必要と認める場合は、一次メーターを設置しなければならない。

第10節 既存建築物の直結式給水への改造

1 直結式給水への改造

既存建築物の給水方式を受水槽式給水から直結式給水に切替える場合は、**この章で定める**技術基準に適合する改造を行うことが望ましい。

ただし、既存建築物の直結式給水を推進するため、下記の項目を満たすことを条件に直結式給水への切替えを認める。

(解説)

- 1 平成17年9月5日付け(健水発第0905002号)厚生労働省の通達事項(第26章関

係法令 P384～386)に適合していること。ただし、試験水圧は既設配管を考慮し、「2 既存建築物における試験水圧の取扱い」のとおりとする。

- 2 配水管への逆流防止のため、逆止弁を設置すること。
- 3 クロスコネクションを防止するため、既設受水槽用配管と切離すこと。
- 4 既設の給水装置では基準水量を確保できないが、申込者の利用形態の変化により、現状の施設のままで申込者が必要とする水量を確保できる場合は、誓約書を提出すること。(様式第 29 号) なお、基準水量とは、**施工指針で規定する設計水量**をいう。

(第 8 章第 7 節参照)

- 5 建築物内の漏水等に伴う断水に対応するため、応急給水栓を設置すること。
- 6 既存建築物に設置する局メーター口径は、直結式給水を推進する観点から施行指針に**規定する**栓数基準に基づき、決定することができるものとする。

(第 8 章第 1 1 節参照)

この場合、誓約書(様式第 29 号)の提出等条件付で認める。なお、3 階以上のメーター口径は、水量を確保するためφ20 以上とすることが望ましい。

- 7 直結式給水切替えに伴うメーターの取扱い
共同住宅等における直結式給水の場合は、1 世帯ごとに局メーターを設置し、各戸検針することが原則であるが、既存建築物の場合、親メーター(局メーター)で給水契約できるものとする。なお、建築物所有者が維持管理等の目的で設置している子メーターについては、給水用具として取扱う。
- 8 その他の事項は、第 10 章第 20 節「1、2 階既存建築物の直結式給水への改造」に準ずるものとする。
- 9 既存建築物の直結式給水を希望する場合は、事前に局と協議しなければならない。

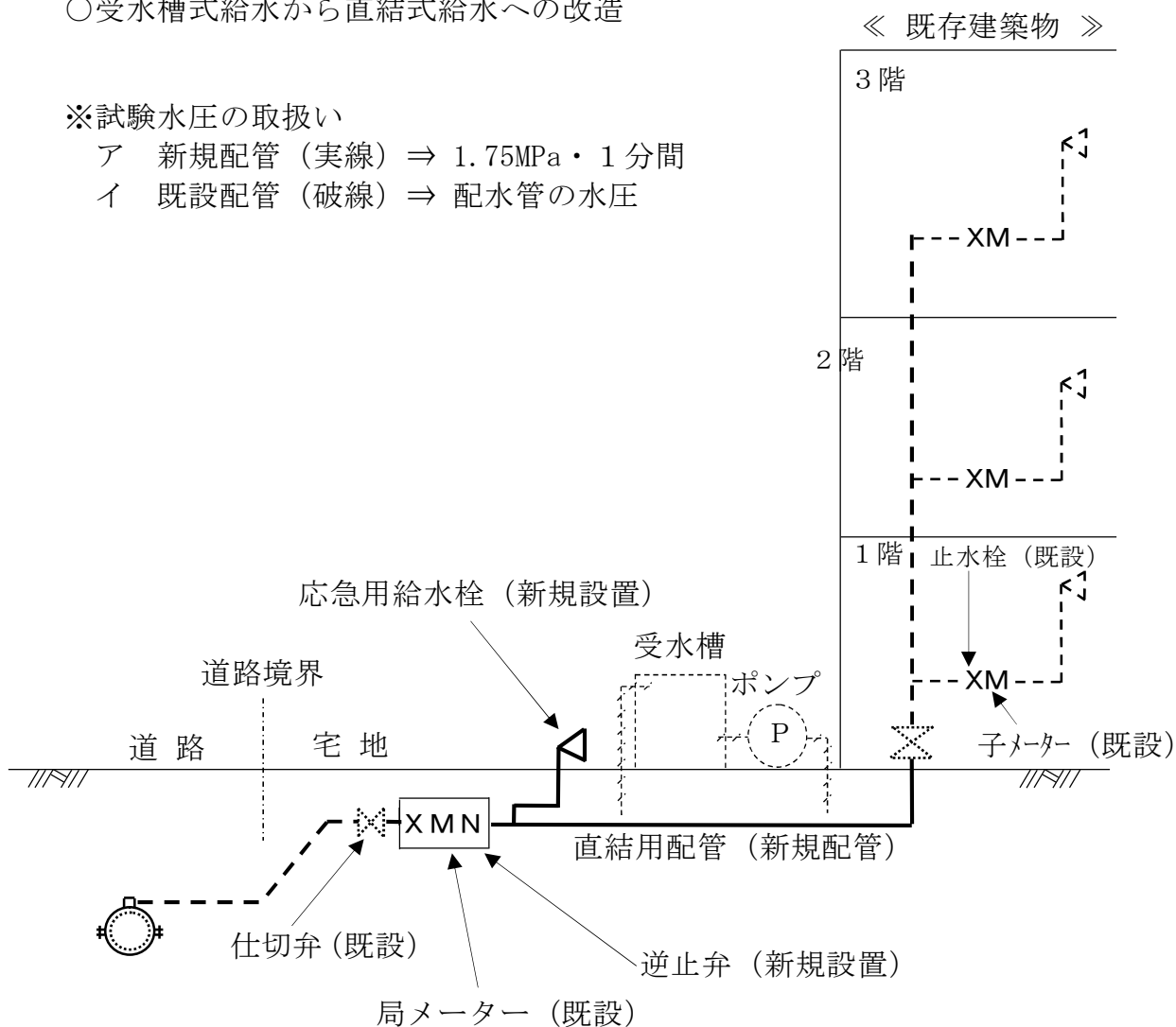
2 既存建築物における試験水圧の取扱い

○受水槽式給水から直結式給水への改造

※試験水圧の取扱い

ア 新規配管（実線）⇒ 1.75MPa・1分間

イ 既設配管（破線）⇒ 配水管の水圧



第11節 時間最大流量（瞬時最大流量）の算出方法

1 実測値に基づいた方法

一戸当たりの平均人数4人、1人1日当りの平均使用水量250Lと仮定した場合の瞬時最大負荷流量を下記に示す。

（空気調和衛生工学便覧 — 給排水設備編による）

10戸未満の場合

$$Q = 42N^{0.33}$$

10戸以上600戸未満の場合

$$Q = 19N^{0.67}$$

600戸以上の場合

$$Q = 2.8N^{0.97}$$

ここに Q = 瞬時最大負荷流量 (L/mim)
 N = 戸数 (戸)

2 時間最大流量（瞬時最大流量）による給水管口径例

(1) ポリエチレン管 (PP) の場合

戸数	2	3	4	6	12	14	15	20
流量 (L/sec)	0.9	1.0	1.1	1.3	1.7	1.9	2.0	2.4
呼び径 (mm)	25	40	40	40	40	40	50	50
内径 (mm)	24.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	44.0	44.0

(2) ステンレス鋼管 (SSP) の場合

戸数	3	4	6	8	12	15	21	22
流量 (L/sec)	1.0	1.1	1.3	1.4	1.7	2.0	2.4	2.5
呼び径 (mm)	25	40	40	40	40	40	40	50
内径 (mm)	26.6	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	46.2

(注) 表中の口径は、流量から適正管流速 (2.0m/sec 以下) になるよう単純に計算したものである。

3 ワンルームマンションの時間最大流量の算定方法

使用人数が2名程度のワンルームマンションにおける時間最大流量は、以下により算出することができる。

○東京都水道局による算定方法

1人以上30人未満の場合 $Q = 26 P^{0.36}$

31人以上200人未満の場合 $Q = 13 P^{0.56}$

Q = 瞬時最大負荷流量 (L/min)

P = 人数 (人)

※1部屋あたり2名を目安とする。ワンルームマンションの時間最大流量算定値

人数	1	3	5	8	10	15	20	30	40	50
流量 (L/sec)	0.43	0.64	0.77	0.92	0.99	1.15	1.27	1.47	1.71	1.94

4 水理計算例

(1) 水理計算例1 (専用住宅の水理計算例)

表-1 および図-1 から各区間流量により流速が 2.0m/sec を超えない範囲で口径を仮定する。

【条件】

ア 専用住宅

イ 道路面から最上階の給水用具の高さ 6.8m

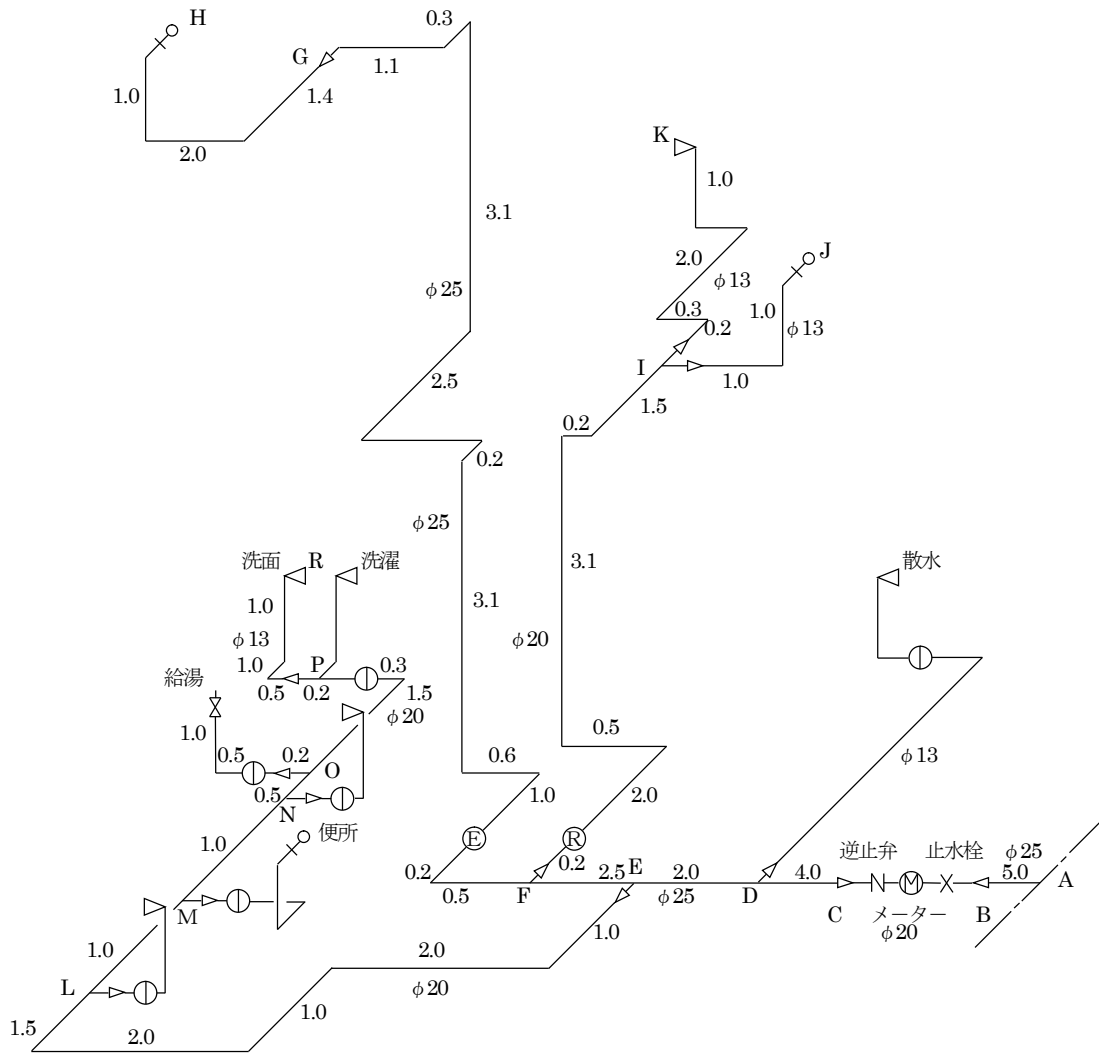
ウ 用途別使用水量

表-1

階	用途	水栓数	口径 (mm)	使用水量 (L/分)	備考
1	台所	1	13	12	
	洗濯	1	13	12	
	洗面	1	13	12	
	浴槽(和式)	1	13	20	
	便所	1	13	12	ロータンク使用
	給湯	1	13	12	作動圧力 0.05MPa

階	用途	水栓数	口径 (mm)	使用水量 (L/分)	備考
	散水	1	13	15	
2	洗面	1	13	12	
	便所	1	13	12	ロータンク使用
3	便所	1	13	12	ロータンク使用
	計	10		131	

図-1



(ア) 水理計算

水理計算ソフトを利用し、以下により損失水頭を算出する。

a 区間長計算表 (P168)

b 水理計算表 (同時使用率による) (P169)

(イ) 計算結果

立上り高さ、損失累計および用具の必要水圧を加えた総損失水頭が設計水圧以下か。

20m (0.2MPa) > 17.94m (0.179MPa) OK

a 区間長計算表

区 管	口 径	実管長 M	分水栓		分 岐 所 個	仕切弁 スリース バルブ 基	止 水 栓			メータ 個	逆止弁 個	水抜栓 個	玉形弁 ホール タップ 個	定 水 位 弁 個	チーズT字管		エ ル ポ		違径管 個	給水栓 個	区管長 計 M			
			個	個			甲 個	乙 個	丙 個						直 流 個	分 流 個	90° 個	45° 個						
H-G	13	4.40											4.50	1				0.60	3		0.50	1	11.20	
G-F	25	12.60									5.00	1						0.90	10				26.60	
K-I	13	3.50																0.60	5			3.00	1	9.50
I-F	20	7.50									4.00	1			0.24	1		0.75	5		0.50	1	15.99	
F-E	25	2.50													0.27	1							2.77	
R-P	13	2.50																0.60	3			3.00	1	7.30
P-O	20	2.00									4.00	1				1.20	1	0.75	1		0.50	1	8.45	
Q-O	13	1.70									3.00	1						0.60	1		0.50	1	5.80	
O-N	20	0.50													0.24	1							0.74	
N-M	20	1.00													0.24	1							1.24	
M-L	20	1.00													0.24	1							1.24	
L-E	20	7.50													0.24	1		0.75	4		0.50	1	11.24	
E-D	25	2.00													0.27	1							2.27	
D-C	25	4.00													0.27	1					0.50	1	4.77	
C-B	20																						12.15	
B-A	25	5.00	3.00	1	0.50	1																0.50	1	9.00

b 水理計算表（同時使用率による）

計算手順

3階(F-H)、2階(F-K)系統の損失水頭を算出し、損失水頭の大きい3階系統をF-E間に加算する。

① ② ③

1階(E-R)系統とF-E間の損失水頭を比較し、損失水頭の大きいF-E間をE-D間に加算し、A箇所における総損失水頭を求める。

④ ③ ⑤

区 間	シャワー		台所等		小便器等		浴槽						給水		流量	平均 流量	同時 栓数	同時使 用流量	D	L	V	I	h1	h2	h3	h4	h	h5	H	
	8	L/M	12	L/M	15	L/M	20	L/M		L/M		L/M	栓数	L/M																L/SEC
	栓	Q	栓	Q	栓	Q	栓	Q	栓	Q	栓	Q	栓	Q	栓	L/M	L/SEC	栓	L/SEC	MM	M	M/SEC	%	M	M	M	M	M	M	M
H-G			1	12										1	12	0.200	1.0	0.200	13	11.20	1.506	228	2.556	0.127	2.0	1.0	5.683		5.683	
G-F			1	12										1	12	0.200	1.0	0.200	25	26.60	0.407	12	0.320	0.016		6.2	6.536	5.683	12.219	①
K-I			1	12										1	12	0.200	1.0	0.200	13	9.50	1.506	228	2.168	0.108	2.0	1.0	5.276		5.276	
I-F			2	24										2	24	0.200	2.0	0.400	20	15.99	1.273	107	1.724	0.086		3.1	4.910	5.276	10.186	②
F-E			3	36										3	36	0.200	2.0	0.400	25	2.77	0.814	39	0.108	0.005			0.113	12.219	12.332	③
R-P			1	12										1	12	0.200	1.0	0.200	13	7.30	1.506	228	1.666	0.083	2.0	1.0	4.749		4.749	
P-O			2	24										2	24	0.200	2.0	0.400	20	8.45	1.273	107	0.911	0.045			0.956	4.749	5.705	
Q-O			1	12										1	12	0.200	1.0	0.200	13	5.80	1.506	228	1.323	0.066	5.0	1.0	7.389		7.389	
O-N			3	36										3	36	0.200	2.0	0.400	20	0.74	1.273	107	0.079	0.003			0.082	7.389	7.471	
N-M			3	36			1	20						4	56	0.233	2.0	0.466	20	1.24	1.483	140	0.174	0.008			0.182	7.471	7.653	
M-L			4	48			1	20						5	68	0.226	2.0	0.453	20	1.24	1.441	134	0.166	0.008			0.174	7.652	7.826	
L-E			5	60			1	20						6	80	0.222	2.0	0.444	20	11.24	1.413	129	1.454	0.072			1.526	7.826	9.352	④
E-D			8	96			1	20						9	116	0.214	3.0	0.644	25	2.27	1.311	89	0.202	0.010			0.212	12.332	12.544	⑤
D-C			8	96	1	15	1	20						10	131	0.218	3.0	0.655	25	4.77	1.334	91	0.438	0.021			0.459	12.544	13.003	
C-B			8	96	1	15	1	20						10	131	0.218	3.0	0.655	20	12.15	2.084	256	3.117	0.155			3.272	13.003	16.275	
B-A			8	96	1	15	1	20						10	131	0.218	3.0	0.655	25	9.00	1.334	91	0.827	0.041		0.8	1.668	16.275	17.943	

(2) 水理計算例2 (共同住宅の水理計算例)

【条件】

- ア 共同住宅 12 戸 (間取り・水栓数はすべて同じに)
- イ 道路面から最上階の給水用具の高さ 6.9m
- ウ 用途別使用水量 (全戸共通)

表-2

用途	水栓数	口径(mm)	使用水量(L/分)	備考
台所	1	13	12	
洗濯	1	13	12	
洗面	1	13	12	
浴槽(和式)	1	13	20	
便所	1	13	12	ロータンク使用
給湯	1	13	12	動作圧力 0.05MPa
計	6		80	

(7) 水理計算

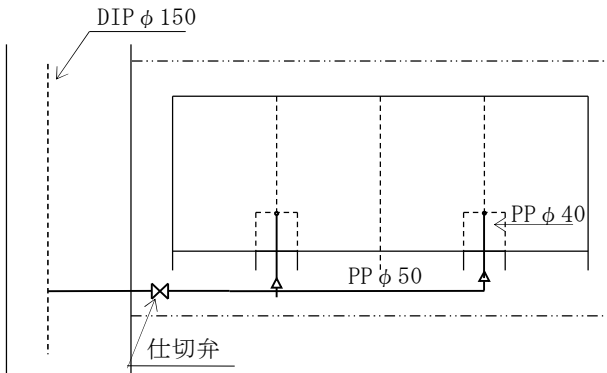
a A-F間(給水主管)の損失水頭を算出する。

※時間最大流量を P166 から求める。

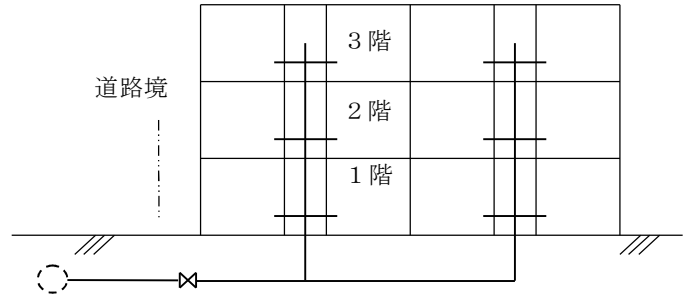
区間	管径(mm)	支分 栓数	流量 (L/s)	区間長(m)			流速 (m/秒)	動水 勾配(‰)	損失水 頭(m)	損失水頭 累計(m)
				区間長	管延長	換算長				
F-E	40	2	0.88	5.25	2.7	2.55	0.70	18	0.09	0.09
E-D	40	4	1.11	3.60	2.7	0.90	0.88	26	0.09	0.18
D-C	40	6	1.26	9.60	7.2	2.40	1.00	33	0.32	0.50
C-B	50	6	1.26	13.10	10.0	3.10	0.64	12	0.16	0.66
B-A	50	12	1.67	6.99	5.0	1.99	0.85	19	0.13	0.79
配水管から3階支分栓までの高さ 1.2+0.5+2.7+2.7									=	7.10
合 計									=	7.89

図-2

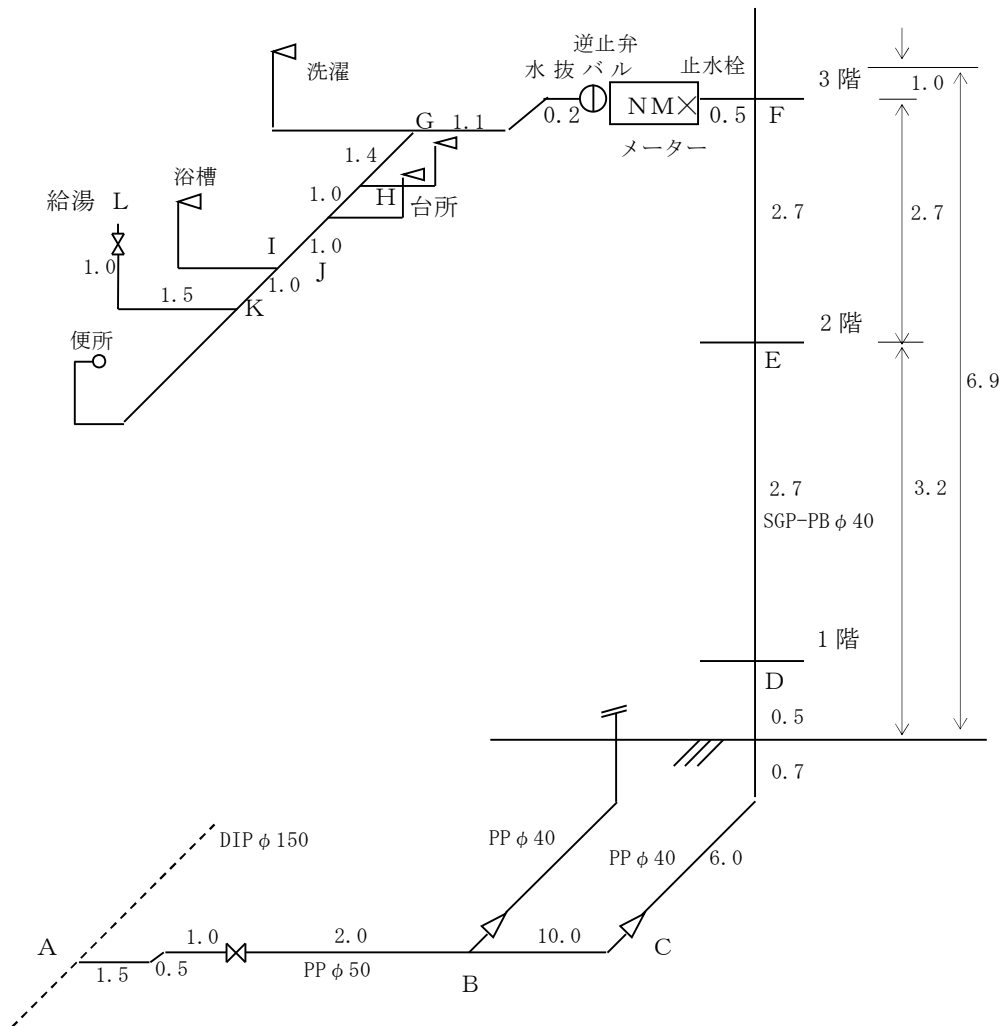
平面図



正面図



立体図
分岐 (F) 以降 20mm



換算長表

区 間	用 具 換 算 長	換算長計
F-E	チーズ分流 2.1+チーズ直流 0.45	2.55
E-D	チーズ直流 (0.45×2)	0.90
D-C	チーズ直流 (0.45×2) +エルボ 1.5	2.40
C-B	エルボ 2.1+異径管 1.0	3.10
B-A	分岐箇所 1.0+仕切弁 0.39+チーズ直流 0.6	1.99

b F-L間の（給水主管の分岐以降）の損失水頭を算出する。

区 間	管 径 (mm)	流 量 (L/s)	区 間 長 (m)			流 速 (m/秒)	動水 勾配 (‰)	損失 水頭 (m)	損失水頭 累計 (m)
			区間長	管延長	換算長				
L-K	20	0.20	4.65	2.50	2.15	0.64	32	0.15	0.15
K-J	20	0.40	2.20	1.00	1.20	1.27	107	0.24	0.39
J-I	20	0.49	1.24	1.00	0.24	1.56	153	0.19	0.58
I-H	20	0.47	1.24	1.00	0.24	1.50	142	0.18	0.76
H-G	20	0.45	1.64	1.40	0.24	1.43	132	0.22	0.98
G-F	20	0.44	23.00	1.80	21.20	1.40	127	3.06	4.04
分岐箇所から給水用具までの高さ								=	1.00
給水器具の必要水頭								=	5.00
合 計								=	10.04

※損失水頭には安全率5%加算

換算長表

区 間	器 具 換 算 長	換算長計
L-K	スリースバルブ 0.15+エルボ (0.75×2) +違径管 0.5	2.15
K-J	チーズ分流 1.20	1.20
J-I	チーズ直流 0.24	0.24
I-H	チーズ直流 0.24	0.24
H-G	チーズ直流 0.24	0.24
G-F	チーズ分流 1.2+水抜バルブ 4.0+止水栓 2.0+メータ-8.0+逆止弁 4.0 +エルボ (0.75×2) +分岐箇所 0.5	21.20

(イ) 計算結果

給水主管の分岐以降の総損失水頭が設計水圧以下か。

給水主管損失水頭 7.89m (0.0789MPa)

分岐以降損失水頭 10.04m (0.1004MPa)

設計水圧 20m (0.2MPa) > 計 17.93m (0.1793MPa) OK

第12節 直結式給水と受水槽式給水について

建築物への給水方法には、配水管の水圧をそのまま利用して給水する直結式給水と受水槽を設置して給水する受水槽式給水がある。各々の給水方法には次に示すような長・短所があることから、これらを十分考慮のうえ最適な給水方式を採用することが必要である。

	直結式給水	受水槽式給水
長所	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全でおいしい水が直接供給される。 2 受水槽・ポンプ機器等の設置スペース・設置費用が不要である。 3 配水管の水圧を有効利用できるのので、ポンプ等の電気料金が不要である。 4 停電時にも給水できる。 5 受水槽の定期的な清掃が不要である。 6 受水槽・ポンプ機器等の保守管理が不要である。 7 配水管の事故等により濁水が流入した場合は、その復旧は受水槽式に比べて容易である。 8 各戸単位で給水契約できるように各戸毎のメーター設置が可能となる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水槽に水を貯留できるので、配水管の断水時にも給水がある程度確保できる。水を常時必要とする建築物には有効である。 2 給水圧、給水量をポンプにより一定に保持できる。 3 一時的な多量の水を使用することが可能となる。 4 配水管への逆流を防止できる。
短所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水の貯留ができないので、配水管の断水時には直ちに給水停止となるため、水を常時必要とする建築物には適さない。 2 配水管の水圧変動の影響を受けることがあり、吐水量が安定しないことがある。 3 配水管の能力により、一時的な多量の水使用を制限される場合がある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 受水槽・ポンプ機器等の設置スペース・設置費用が必要である。 2 受水槽・ポンプ機器等の保守管理が必要である。 3 ポンプ等の電気料金が必要である。 4 受水槽の定期的な清掃が必要であり、受水槽の管理が悪いと水質低下を招くことがある。 5 停電やポンプ故障時には、断水となる。 6 配水管の事故等により濁水が流入した場合は、その復旧に時間を要する。 7 各戸単位の給水契約は、基本的にできない。(共同住宅の場合特例あり)

第 19 章 直結増圧式給水技術基準

第 1 節 目 的

この基準は、直結増圧式給水に伴う給水装置の設計および施工について必要事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

なお、この基準に明記されていないものは、施行指針に準ずるものとする。

(解説)

- 1 直結増圧式給水の導入により、受水槽等で発生しやすい水質劣化の問題が解消されるため、末端での残留塩素確保が容易となり、かつ、安全でおいしい水を供給できる。
- 2 受水槽式給水では水圧を一旦開放するが、直結増圧式給水では、配水本管・配水支管（以下「配水管」という。）の水圧を利用することにより、増圧ポンプの動力費を大幅に節減できる。
- 3 受水槽式給水と比較し設備費の低減が図れ、受水槽の設置スペースを有効利用できる。
- 4 停電又は直結増圧装置の故障発生時に、配水管の水圧により全戸断水が回避できる。

第 2 節 用語の定義

直結増圧式給水とは、給水管の途中で直結した増圧装置により、中高層建築物の需要に応じた水量に制御しながら給水する方式をいう。

(解説)

- 1 給水管に接続する直結増圧装置およびそれ以降の給水管と給水用具は給水装置である。
- 2 直結増圧装置は、ソフトスタート・ソフトストップの機能を備えており、配水管の水圧に悪影響を及ぼすことがないため、施行令第 6 条第 1 項第 3 号の規定に違反する装置ではない。
* 施行令第 6 条第 1 項第 3 号 … 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 3 日本水道協会では、直結増圧装置の呼び径が 50 A 以下（20 A、25 A、32 A、40 A、50 A、75 A）使用圧力が 0.75MPa 以下の製品を認証している。

第 3 節 事前協議

直結増圧式給水を希望する者（以下「直結増圧申請者」という。）は、局で定める直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 39 号）に必要図書を添付して協議を行なうものとする。

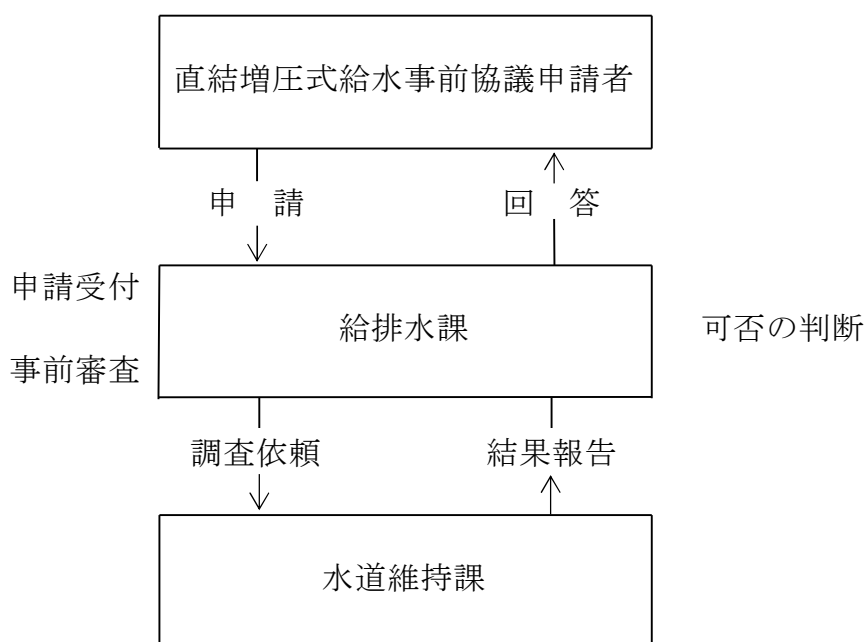
なお、直結増圧式給水を既に行っている場合、水栓増による改造工事の場合は、ポンプ性能（揚程）の確認と水理計算のみとし、事前協議は省略できるものとする。また、水栓減による改造工事はポンプ性能（揚程）の確認、水理計算、事前協議は省略できる

ものとする。

(解説)

- 1 局は、事前協議の申請に基づき、直結増圧申請者が給水を希望する場所付近の配水管の最小動水圧、管路状況等を調査したのち、本給水方式の可否について申請者に文書で回答する。(様式第40号、第41号)
- 2 給水装置工事申込書の内容が直結増圧式給水事前協議申請書の内容と異なる場合又は協議後2年以上経過した場合は再度協議を必要とする。

第4節 直結増圧式給水事前協議事務処理



(1) 直結増圧式給水事前協議の受付窓口は、給排水課とし、直結増圧式給水事前協議申請書における内容の審査後、事前調査を水道維持課へ依頼する。(様式第44号)

(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ない、その結果を給排水課へ報告する。(様式第45号)

※事前調査事項

ア 水圧調査：給水希望箇所における分岐対象配水管の最小動水圧を把握するため、管路近傍消火栓等で24時間連続測定すること。

イ 調査：分岐対象配水管の口径、種類等を調査すること。

ウ その他

(3) 事前調査の結果に基づき、給排水課において、直結増圧式給水の可否を判断し、直結増圧式給水事前協議申請者へ回答する。

なお、事前調査を必要としないと判断できるものについては、その時点で給排水課において回答する。

第5節 適用要件

- 1 対象地域
対象地域は、配水管の整備状況が良好で年間の最小動水圧が 0.25MPa 以上、かつ、必要とする水量を確保できる地域とする。
- 2 分岐対象配水管
分岐対象配水管（私有管を含む。）の口径は、口径 $\phi 75$ 以上 $\phi 400$ 以下とする。
- 3 分岐給水管
配水管から分岐する給水管の最大口径は、 $\phi 75$ とする。
- 4 対象建築物および給水階高
対象建築物は次に示す用途のもので、直結増圧式給水による給水階高は6階から10階程度までとする。
 - (1) 共同住宅
 - (2) 事務所ビル
 - (3) 店舗等併用住宅
 - (4) その他管理者が認める建築物
- 5 給水方式の併用
 - (1) 給水方式の併用は、直結増圧式給水と直結直圧式給水の組み合わせとする。
 - (2) 給水方式を併用する場合、直結直圧式で給水できる階高は、3階までとする。
 - (3) 給水方式の異なる配管の誤接続防止のため、テープ又はペンキ等により表示すること。

(解説)

- 1 無ライニング鋼管については、管路状況を問わず分岐できないものとする。
- 2 口径が 75mm 未満の場合、建築物の規模によっては配水管の負荷が過大となり、付近の給水に支障が生じるおそれがあるので認めないものとする。
- 3 JWWAB 130「水道用直結加圧形ポンプユニット」の呼び径が $\phi 40$ 以上の場合は、分岐対象配水管の口径は、 $\phi 100$ 以上とする。
- 4 JWWAB 130「水道用直結加圧形ポンプユニット」の規格等を考慮し、分岐給水管の最大口径を $\phi 75$ とする。
- 5 配水管の水圧・水量に悪影響を及ぼすので同口径の取出しはできない。
- 6 直結増圧式給水の最高階は、配水管水圧および建物規模ならびに直結増圧装置の能力により一概に規定できないため、「10階程度」とする。
- 7 直結直圧式給水と直結増圧式給水を併用する場合は、配水管の水圧によって3階以上、又は4階以上を直結増圧式給水の対象とする。
- 8 対象外の建築物は、次のとおりとする。ただし、管理者が認める建築物は、誓約書の提出等条件付で認める。(様式第36号)
 - (1) 災害、事故等による水道の減・断水時にも給水の確保が必要な建築物
(病院、ホテル、飲食店等の雑居ビル、24時間営業施設等)
 - (2) 一時に多量の水を必要とする建築物
(大型ホテル、大型テナントビル等)
 - (3) 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建築物
(消防法に定められる屋内消火栓設備等に要する水源等)
 - (4) 有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある建築物
(クリーニング店、メッキ工場、印刷工場、薬品工場、理化学研究施設、生物科

学研究検査施設、各種化学工場等)

- (5) 高所で大規模な宅地開発地区等の建築物
 - (6) 申請時に使用用途が不明な区画がある建築物
 - (7) その他、管理者が直結増圧式給水に適合しないと判断する建築物
- 9 新設の場合は、直結増圧式給水と直結直圧式給水の併用を認める。
- 10 直結増圧装置が起動する際に、直結直圧式給水箇所の水圧に影響を及ぼすおそれがあることから給水階高に制限を設けるものである。
- 11 表示色の区別
- ・ 直結直圧式給水・・・青色の実線
 - ・ 直結増圧式給水・・・黄色の実線

第6節 設計条件

1 設計水圧

設計水圧は、直結増圧式給水予定箇所付近の配水管の最小動水圧から 0.05MPa を差し引いた数値とする。

2 設計水量

設計水量の計算は、施行指針に準ずるものとする。ただし、これに該当しない場合は、建築物の実態に応じた算定方法によることができる。

3 計画一日最大給水量

対象建築物の計画一日最大給水量は、 50m^3 程度とする。

4 給水管口径の決定

- (1) 給水管の口径は、配水管の水量・水圧などの供給能力の範囲で、計画時間最大使用水量を供給できる大きさとする。
- (2) 給水管の管内流速は、原則として $2\text{m}/\text{sec}$ 以下とする。

5 水道メーターの口径

水道メーターの口径は、「第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準」に準ずるものとする。

6 所要水頭の計算

直結増圧装置の全揚程は、次の計算によること。

P0：配水管圧力

P1：配水管と直結増圧装置の高低差

P2：減圧式逆流防止器一次側の給水用具の圧力損失

P3：減圧式逆流防止器および直結増圧装置の圧力損失

P4：直結増圧装置二次側の給水用具の圧力損失

P5：末端最高位の用具を使用するための必要最小動水圧

P6：直結増圧装置と末端最高位の用具との高低差による圧力損失

P7：吐出圧力設定値（ $=P4+P5+P6$ ）

直結増圧装置の吐出圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定し、直結増圧装置の下流側の給水管および給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力および直結増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差の合計が、直結増圧装置の吐出圧の設定値である。

(解説)

- 1 給水管の口径は、計画時間最大使用水量を十分に供給できるもので、かつ、経済性を考慮した合理的な大きさであること。
- 2 給水管の水撃作用および圧力損失の低減を図るため、既設建築物の改造等やむを得ない場合を除き、管内流速を2 m/sec以下とする。

第7節 構造・施工および器材・用具

1 直結増圧装置

直結増圧装置は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B130)又は同等以上の性能を有するものとし、設置にあたっては下記の点に注意すること。

- (1) 直結増圧装置の設置は一建築物一ユニットとし、設置場所は供給する建築物内の1階以下とすること。
- (2) 凍結のおそれがある場合又は既設設備の改造等やむを得ず屋外に設置する必要がある場合は、凍結防止対策を施すこと。
- (3) 居住空間に設置する場合は、防音対策を施すこと。
- (4) ポンプ室内は、十分な換気ができる措置を講ずること。
- (5) ポンプ室内には適切な排水設備を設けること。
- (6) 設置場所は機器の点検が可能で、維持管理のための十分なスペースおよび開口部があること。
- (7) 直結増圧装置のポンプごとに、流入側および流出側に止水用具を設置すること。
- (8) 直結増圧装置の流入管および流出管の接合部には、適切な防振対策を施すこと。
- (9) ポンプ内の水が長時間滞留しないような措置を講ずること。
- (10) 直結増圧装置の異常を検知し、装置本体および管理人室等に表示できる構造とすること。
- (11) ポンプ本体の流入設計水圧は、0.05MPa以上確保すること。
- (12) 流入水圧が通常範囲より低下したときに自動停止し、水圧が回復した時に自動復帰すること。
ア 自動停止の設定水圧 → 「直結増圧装置流入設計水圧(減圧式逆流防止器の直前)」-0.05MPa
イ 自動復帰の設定水圧 → 「直結増圧装置流入設計水圧」
- (13) 配水管の水圧の変化および使用水量に対応でき、安定給水ができるような圧力制御、圧力設定を行うこと。
- (14) ポンプのメーカー名、型式、連絡先を竣工図に記載するとともに、そのリストをポンプ室内および管理人室等の目立つところに掲示すること。
- (15) 冬期間も使用可能な直圧の共同水栓を設置すること。

2 逆流防止装置

逆流防止装置は、日本水道協会規格「水道用減圧式逆流防止器(JWWA B134)又は同等以上の性能を有すること。なお、設置にあたっては、下記の点に注意すること。

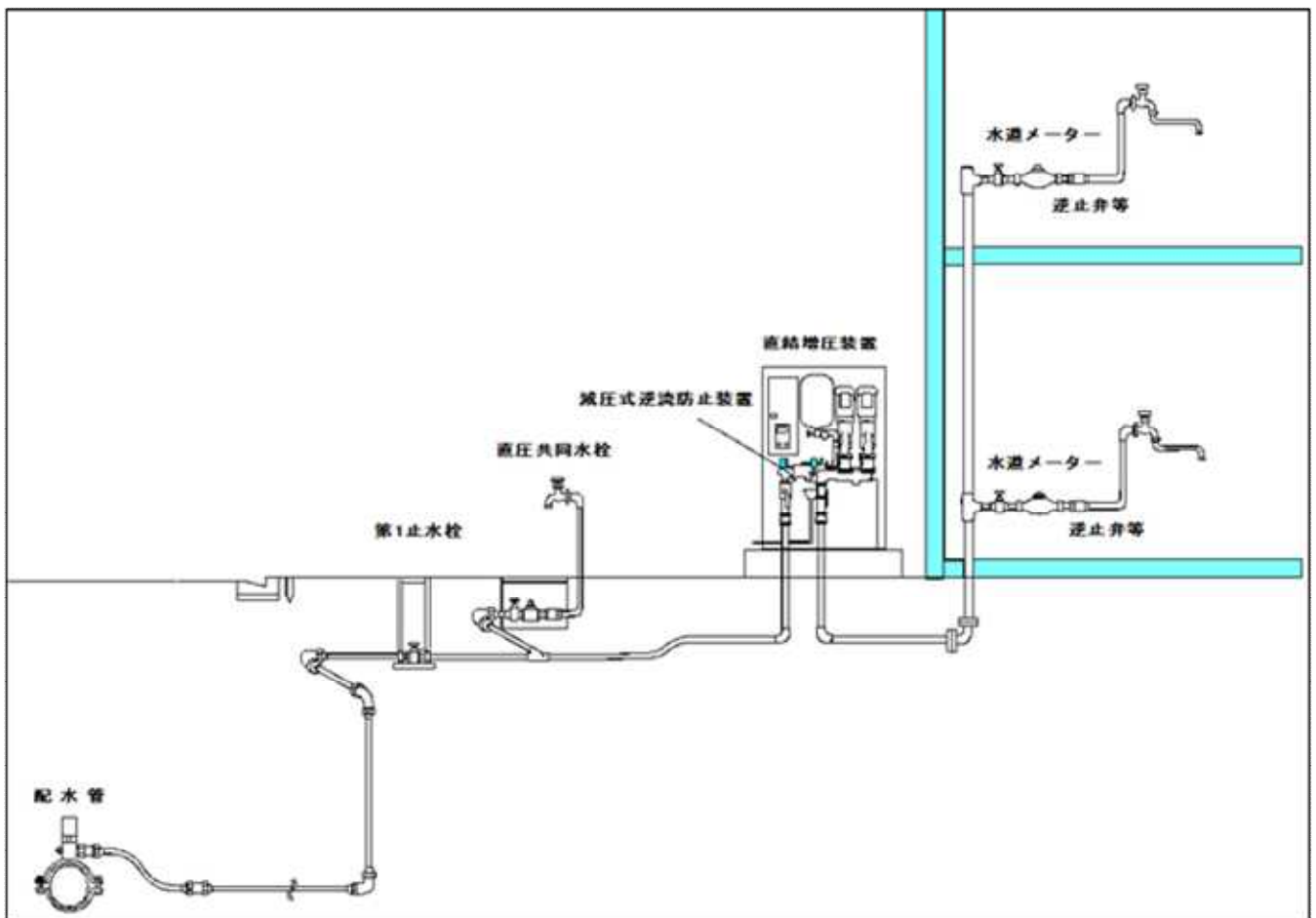
- (1) 直結増圧装置の流入側に、減圧式逆流防止器を設置すること。
- (2) 減圧式逆流防止器の流入側および流出側には、適切な止水用具を設置すること。

- (3) 減圧式逆流防止器の流入側にストレーナーを設置すること。
- (4) 減圧式逆流防止器の中間室逃がし弁の排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。
- (5) 減圧式逆流防止器には、異常な外部排水を検知して管理人室等に表示できる装置を設置すること。
- (6) 減圧式逆流防止器のメーカー名、型式、連絡先を竣工図に記載するとともに、それらのリストをポンプ室内および管理人室等の目立つところに掲示すること。

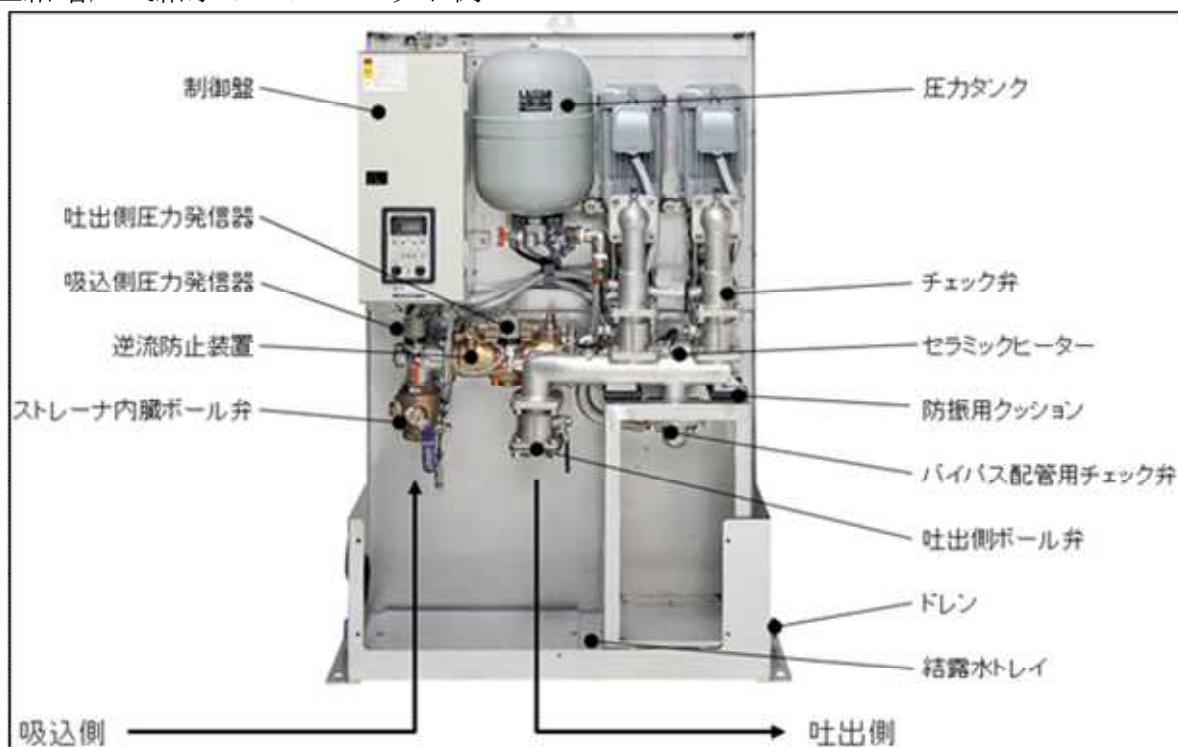
3 その他

上記以外の給水装置の構造・施工・器材については、「第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準」に準ずるものとする。

4 直結増圧式給水概念図



5 直結増圧式給水ポンプユニット例

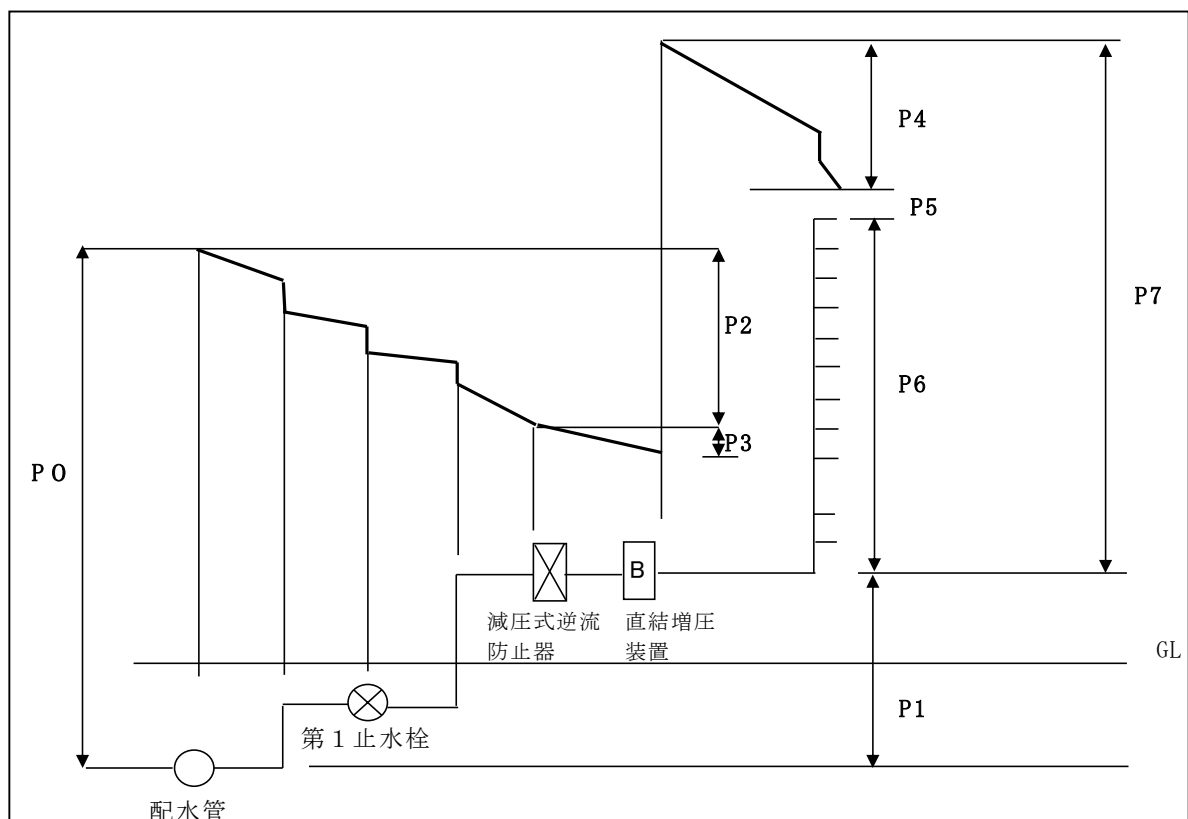


(解説)

- 1 一建築物に対し直結増圧装置を複数設置することは、引込み水量が多くなり配水管に与える影響が懸念されるため、一建築物の直結増圧装置は一ユニットとする。別棟に直結増圧装置を設置した場合、増圧された配管が屋外埋設となり漏水事故の発見が遅れることから、別棟への設置は認めない。
- 2 センサー部分は、特に凍結に弱く作動不良の原因となるため、防寒対策を施すこと。
- 3 直結増圧装置は、制御機器等から騒音が生じるため、設置場所に注意し、やむを得ず住居に隣接して設置する場合は、防音対策を施すこと。
- 4 直結増圧装置の制御盤には電子部品を多数使用しており、湿気は故障を誘発するおそれがあるため、除湿が必要である。特に、地下室等多湿となる場所には、換気設備等を備えること。
- 5 直結増圧装置は、減圧式逆流防止器の中間逃がし弁からの排水などにより、装置本体が水没するおそれがあることから排水設備を設置する必要がある。特に、地下室に直結増圧装置を設置する場合は、釜場を設けて排水すること。
- 6 設置室内の高さは2.0m以上とし、設置する直結増圧装置の周囲には十分作業ができるような点検スペース(60cm以上)を確保すること。また、設置室内には、機器の搬入等に支障のない構造の開口部を設けること。
- 7 水圧試験および維持管理のため、流入側および流出側に仕切弁を設置すること。
- 8 ポンプの振動が配管に伝播しないように適切な防振対策を施すこと。
- 9 ポンプ内の水質劣化防止およびポンプの性能を確保するため、長時間の停止は好ましくないため、タイマー等により定期的な運転ができる措置を講ずること。
- 10 装置本体の故障による異常を検知し、管理人室等に警報する装置を設置すること。さらに、直結増圧装置本体の表示盤は、異常原因の細目を確認できる仕様とすること。
- 11 ポンプ流入管の圧力は、汚染防止のため常時正圧とする必要がある。
- 12 配水管が減・断水等で圧力低下した場合、ポンプによる吸引が生じ配水管に汚を

引込むおそれがあるため、設定水圧以下の場合にポンプが停止し、水圧の回復に伴って自動復帰すること。

- 13 配水管の水圧変動に対応し、最上階で圧力不足にならず、最下階で 0.75MPa 以上に達しない設定および制御とすること。なお、低層階などで給水圧が過大となる場合は、必要に応じて減圧弁を設置すること。
- 14 直結増圧装置の故障時等の対応を迅速に行なうために掲示すること。
- 15 直結増圧装置の故障時や停電時に使用できる非常給水用として直圧共同水栓（キー付き不凍給水栓）を設置すること。なお、常時施錠されている建物においては、直圧共同水栓を冬期間でも使用可能な方法で外部に設置すること。
- 16 給水装置は有圧で給水しているため、通常外部から水が流入することはないが、断水や漏水等により負圧等が生じた場合、サイフォン作用等により水が逆流し、当該需要者はもちろん他の需要者に衛生上の危害をおよぼすおそれがある。特に、中高層建築物は断水時における負圧の大きさを考慮し、より安全な逆流防止対策を施す必要がある。
 - (1) 直結増圧装置の逆流防止装置には、より信頼性のある減圧式逆流防止器を流入側に設置すること。
 - (2) 定期点検時に使用するため、テストコック付き止水用具を設置すること。
 - (3) 鉄錆等の異物流入による減圧逆流防止器の作動不良を防止するため、その口径に適したストレーナーを設置すること。
 - (4) 吐水口空間は、減圧式逆流防止器の呼び径が 20A および 25A にあつては 50mm 以上、25A を超えるものは、 $1.7 \times \text{有効開口の内径 (mm)} + 5 \text{ (mm)}$ 以上確保すること。
 - (5) 5 分間以上継続した外部排水は、異常として検知すること。
 - (6) 減圧式逆流防止器故障時等に迅速に対応するため必要である。
- 17 直結増圧式給水における動水勾配線図（参考）



第8節 メーター

メーターの設置については、第18章「3～5階直結式給水技術基準」に準ずるものとする。

(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、[第10章第12節](#)「遠隔指示式水道メーター設置基準」の**規定**による。

第9節 既存建築物の直結増圧式給水への改造

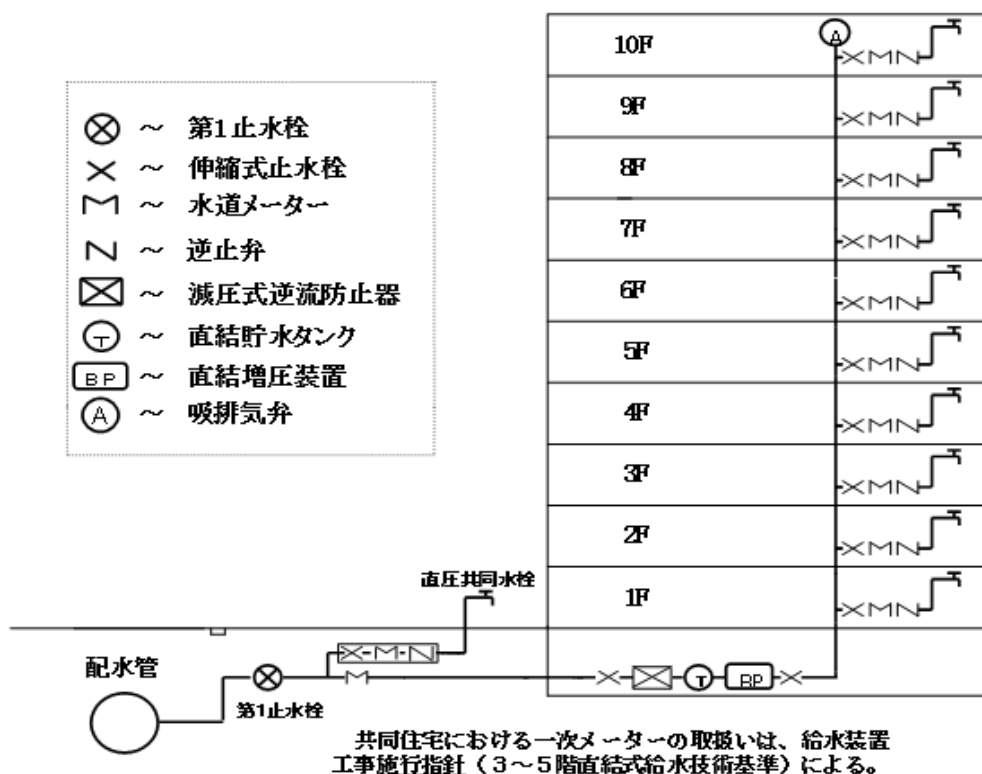
既存建築物を受水槽式給水から直結増圧式給水に切替える場合は、施行指針の第10章第20節「1、2階既存建築物の直結式給水への改造」および3～5階直結式給水技術基準「第18章第10節「既存建築物の直結式給水への改造」に準ずるものとする。

(解説)

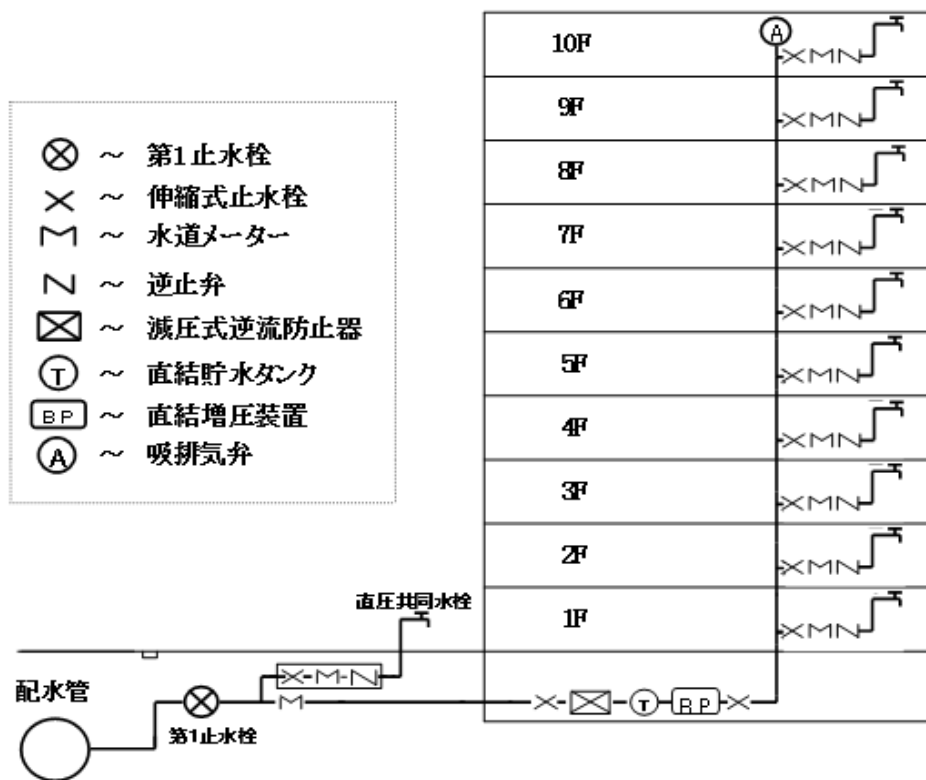
既存建築物の直結増圧式給水を希望する場合は、事前に局と協議しなければならない。なお、条件付で認めることになるため、誓約書(様式第29号)を提出しなければならない。

第10節 直結増圧事例式給水の事例

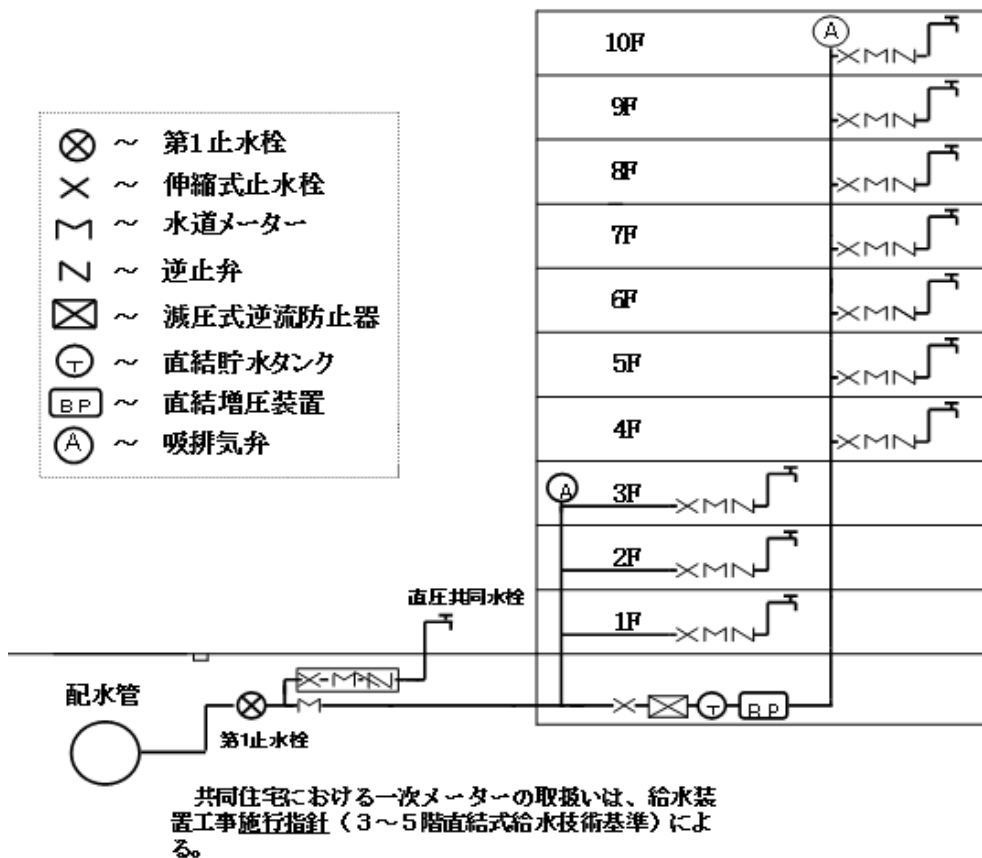
1 建物全体に直結増圧式で給水する例



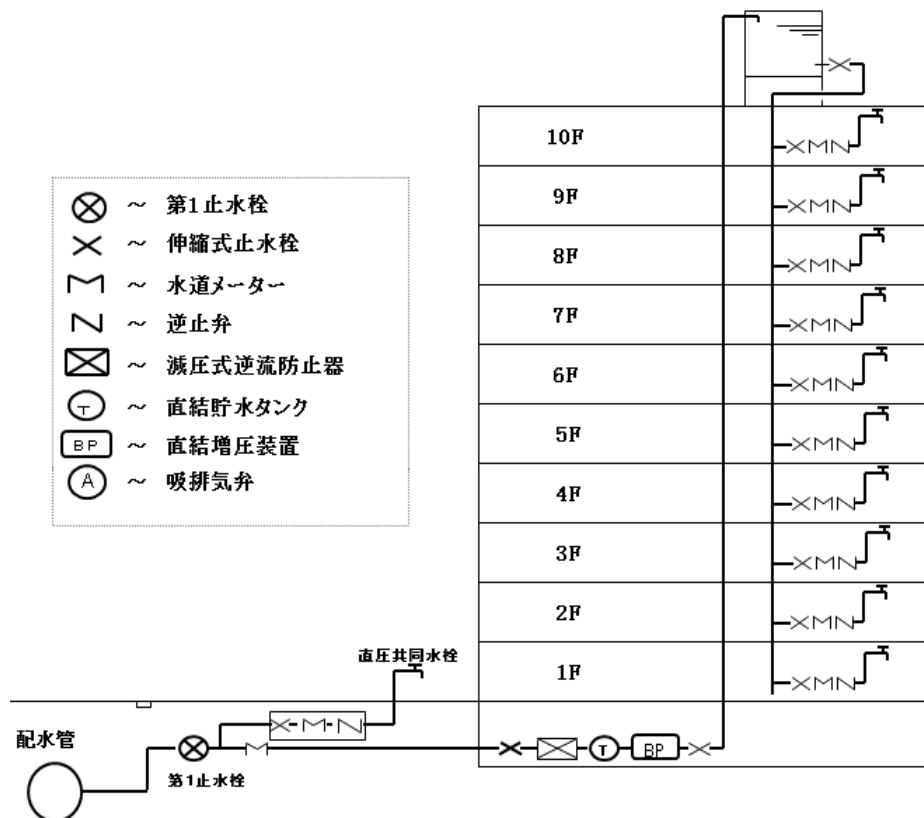
2 事務所ビルへ直結増圧式で給水する例



3 3階までは直結直圧式で給水し、4階以上には直結増圧式で併用して給水する例



4 受水槽を廃止し、直結直圧装置から既存の高置水槽へ給水する例



第1 1 節 検査

1 検査

検査については、施行指針によるほか次の項目について行なう。

- (1) 直結増圧装置および減圧式逆流防止器（以下「直結増圧装置ユニット」という。）の設置状況が本基準に適合していることを確認すること。
- (2) 直結増圧装置ユニットの警報装置の設置、事故時等の連絡先を記入した掲示板の設置および維持管理体制を確認すること。

2 直結増圧装置の試運転

設置者は、メーカー等の立会いのもとで下記の項目について試験運転を行なうこと。

- (1) 直結増圧装置ユニットに漏れがないことを確認すること。
- (2) 直結増圧装置の作動設定値は、下記によること。

3 流入圧力制御設定値

給水装置工事申込書に添付する水理計算書に明記された水圧低下による直結増圧装置の運転・停止および復帰の設定値とする。

4 吐出圧力制御設定値

末端最高位の給水用具に必要な水圧および現状の流入水圧を考慮し、直結増圧装置の運転および停止の設定値を決定すること。

5 適切な吐水量

末端最高位の給水用具でも、適切な吐水量が確保できる水圧があること。

(解説)

直結増圧装置ユニットの水圧試験は、製造工場において実施済みであり、現場では

行なわないこと。(製造工場での水圧試験の後に取付けられた計装機器は、試験水圧で破損のおそれがある)

第12節 維持管理

- 1 直結増圧装置設置条件承諾書の提出
直結増圧装置の設置工事を申請する者は、給水装置工事を申込み時に直結増圧装置設置条件承諾書（以下「増圧条件承諾書」という。）（様式第42号）を提出すること。
- 2 直結増圧装置の所有者および管理人の留意点
直結増圧装置の所有者および管理人は、増圧条件承諾書の内容を十分理解し、誠実に対応しなければならない。
- 3 給水装置（施設）所有者変更届の提出
所有者に変更が生じた場合は、速やかに給水装置（施設）所有者変更届（様式第24号）を提出すること。
- 4 管理人等の選任（変更）届の提出
管理人等を選任（変更）した場合は、速やかに管理人等の選任（変更）届（様式第43号）を提出すること。

(解説)

- 1 直結増圧装置の設置に起因するトラブル防止のため、承諾書を局に提出すること。
- 2 直結増圧装置の設置者又は所有者（以下「所有者」という。）の記名は、給水装置工事申込時に増圧条件承諾書に記載し局に提出すること。管理人の記名は入居後でも認める。
- 3 直結増圧式給水は直結直圧式給水と異なり、直結増圧装置が故障した時は減・断水が発生するため、所有者および管理人は、事故発生時の迅速な体制を整えておく必要がある。
- 4 直結増圧装置の管理責任は、所有者側にある。直結増圧装置の機能を確保するためには、定期的な維持管理が必要であり、専門的な技術を持ったメーカー等と保守管理契約を締結する必要がある。

第20章 受水槽

第1節 受水槽

1 受水槽の適用範囲

市の水道水を水源とし、受水槽式給水により給水される施設に適用するものとする。

(1) ビル管理法が適用される水道

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称ビル管理法）が適用される特定建築物の水道。

※特定建築物とは、次に掲げる建築物である。

- ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所
- イ 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む）、旅館に使用される建物であり、かつ、この部分の延べ床面積が3,000㎡以上ある建築物
- イ 学校教育法第1条に規定される建築物で、延べ床面積が8,000㎡以上ある建築物

(2) 専用水道

100人を超える居住者のもの。1日最大給水量が20㎡を超えるもので自己水源を持つもの。口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの。水槽の合計が100㎡を超えるもので水道受水によるもの。

(3) 簡易専用水道

法第3条第7項の規定に基づく受水槽有効容量の合計が10㎡を超えるもの。

(4) 小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量の合計が10㎡以下のもの。

2 事前相談

受水槽式給水となる場合は、新築、増築および改築等にかかわらず、申請者は、局と**事前に相談する**ものとする。

3 手続き方法

(1) 一般事項

給水方式が受水槽式給水となる場合は、新築・増築および改築にかかわらず申請者は、「条例」および「施行規程」並びに管理者の定める諸取扱要綱のほか以下の事項により手続きを行うものとする。

(2) 相談内容

ア 申請者は、計算書（建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等）、および関係図面（各3部）により**相談**を行うものとする。

イ 1日計画最大給水量の算定は、施行指針により算定する。

ウ 受水槽までの給水管口径の計算は、施行指針により決定する。

エ 関係図面等

(ア) 案内図

(イ) 配置図

(ウ) 各階設備平面図

給水管は、排水・ガス等と区分するため赤線で明示する。

被分岐管から受水槽までの給水管も明記する。

(エ) 立体系統図

階高および最上階の給水栓から高置水槽までの高さ、並びに最下階の給水栓から高置水槽までの高さを記入する。

(オ) 受水槽・高置水槽詳細図（三面図）

吐水口空間・マンホール口径・間接排水・保守点検スペース

(カ) 貯水槽式給水設備の設置届

飲用外（消火水槽、消火スプリンクラー用水槽、冷却水槽等）の貯水槽を設置する場合は標題欄の飲用外を丸で囲み、特記事項に用途を記載すること。
(様式第 46 号)

オ 共同住宅の各戸計量徴収の取扱いを受ける場合は、第 26 章 関係法令「24 共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱」に基づくこと。

カ 共同住宅に水道使用量を使用者ごとに計量できる水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置する場合は、第 26 章 関係法令「23 共同住宅の水道メーター等に関する設置基準」に基づくこと。

キ 申請者は秋田市保健所長に、適切な維持管理および設置状況等を記載した簡易専用水道設置届を提出しなければならない。（給排水課窓口で配布）

(3) 相談内容の変更

既に相談した内容について変更が生じた場合は、変更箇所を朱書きした図面または書類により再度相談を行うものとする。

(4) 工事の申込み・竣工検査

受水槽までの工事申込み（貯水槽式給水設備の設置届に記入）・竣工検査については、施行指針に基づくこと。

(5) 給水使用開始申込みおよび給水開始等

給水開始および工事用水の申込みについては、指針に基づくこと。

(6) 貯水槽の変更および廃止

貯水槽の有効容量等を変更する場合は、貯水槽式給水設備の変更届（様式第 47 号）、また、貯水槽を廃止する場合は、貯水槽式給水設備の廃止届（様式第 48 号）を速やかに提出すること。飲用外の貯水槽についても同様に扱うものとする。
(様式第 47 号、様式第 48 号)

4 受水槽

(1) 容 量

受水槽容量は、1 日計画最大使用量の 4/10 から 10/10 効容量で確保すること。

ただし、ポンプ直送式で給水する場合は、5/10 から 10/10 容量で確保すること。

(2) 構 造

ア 受水槽は、安全上および衛生上支障のない構造とし、保守点検が容易に行える位置に設置すること。

イ 受水槽は、構造的に直接配水管と連結していないものであり、法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当しない。しかし、この設備は、使用者側から考えれば構造および衛生いずれの面からみても給水装置と同様に重要な施設であるので、指導基準および受水槽施設に関する規制法等を遵守すること。

ウ 受水槽の材質は、強化合成樹脂製（FRP 製等）および金属性のもので耐震性能等十分な強度（耐震強度 2/3 G）を有し、耐久性に優れ、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。

エ 受水槽には、槽内の保守点検を容易かつ安全に行える位置に、マンホールおよびステップを設け、また、ボールタップおよび水面制御装置の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を完全に排出するための水抜き管、槽内換気のための通気管等を有効に設けること。

(ア) マンホール

マンホールは、直径 60cm 以上の円が内接する大きさとし、衛生上有害なほこり、汚れた水が入らないよう周囲の面より高く（槽内面から 10cm 以上立上っていることを標準とする）密閉形で、施錠ができる構造とする。

(イ) オーバーフロー管

オーバーフロー管の口径は、ラップ口を高水位に設け、越流能力は槽の面積、余裕高および流入量を考慮して決定する。

なお、管端部は、水抜き管と同一系統又は単独の場合とも、間接排水とするため排水管および排水桝等とは、有効な排水口空間（オーバーフロー管の管径の 2 倍以上を標準とする）を設けるとともに管端部開口部からほこり、その他衛生上有害なものが入らない場所とし、更に防虫、防鼠のため金網を取付ける等の措置を講じること。

(ウ) 水抜き管

水抜き管は、槽底の最低部に取付けるとともに、仕切弁は流出部側近に設け、更に口径は定水位以下の水量を考慮して決定する。

なお、オーバーフロー管と別系統にした管端部は、オーバーフロー管と同様間接排水とする。

(エ) 通気装置

通気装置は、槽内の換気機能（通気管の場合は、揚水管の 1/2 以上の管径に相当する断面積を標準とする）が有効に働き、また、ほこり、その他衛生上有害なものが入らない場所および構造とし、管端部には防虫網を取付けること。

(オ) タラップ（梯子）

受水槽には、昇降に安全なタラップを設置すること。

オ 受水槽の流入口（給水口）と流出口（揚水口）の位置は、停滞水の生じないよう対称的に設けること。

また、受水槽の容量が大きく、停滞水のおそれがある場合は、導流壁を設ける等の有効な措置を講ずること。

カ 受水槽の天井、底、周壁は、建築物およびその他の構造物と兼用しないこと。

キ 受水槽の底部には、槽全体の水が完全に抜けるよう排水勾配又は排水溝を設け、更に吸い込みピットを設ける等槽内の清掃が容易に行えるようにすること。

ク 受水槽の有効容量が 50 m³以上および金属製の場合は、断水せずに受水槽内部の塗装替え、清掃ができるよう 2 槽以上に分割すること。

ケ 受水槽を 2 槽以上にした場合は、設置間隔、受水槽との関連配管等保守点検および維持管理に支障のないようにすること。

(3) 設置場所

ア 受水槽は、地上式（建築物外の地盤面・地盤面より上）・半地下式（建築物外部の地盤面下）又は床置き式（建築物内 1 階・地階の床）とし、外部から容易かつ安全に保守点検ができるよう建築物や他の構造物等から 100cm 以上、底・周壁は 60cm 以上の隔離をとり設置するものとする。

イ 受水槽を建築物地階又は屋外の地下に設置する場合は、安全管理等から、手摺りのある専用又は共用の階段を設置するものとする。

ウ 受水槽を建築物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、排水管・空調設備等を配管しないこと。

エ 受水槽を建築物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、ボイラー・

ポンプ・空調機器等を設置しないこと。

(4) 受水槽への給水

ア 受水槽への給水は、落とし込みとする。

イ 受水槽に給水するときは、逆流防止のため基準省令第5条（逆流防止に関する基準）に規定する吐水口空間を確保しなければならない。

ウ 給水管の保護および逆流防止のため給水管口径 25mm 以上の場合、「定水位弁式給水」とすることが望ましい。

エ 応急用給水栓の設置

受水槽式給水の場合、停電やポンプ故障等緊急時に対応するため、局メーターから受水槽立上り管までの間の屋外に応急用給水栓を設置することが基本であるが、既設受水槽の交換や地下式受水槽の場合、または土地の形状等により応急給水栓の設置が困難な場合は、この限りではない。なお、各戸検針を申込み場合は、応急給水栓を必ず設置すること。

(ア) 各戸計量徴収の取扱いを受けようとする共同住宅等において、応急用水栓を設置する場合は、子メーターを経由すること。

(イ) 応急用給水栓には、水抜き栓を設置する等凍結防止対策を講じること。

(ウ) 応急用給水栓の設置は、原則として1栓とする。

(エ) 応急用給水栓の設置場所は、維持管理および給水作業等に支障のない受水槽近くの屋外地上を原則とする。ただし、管理人が常駐している場合は、管理室近くの屋外地上に設置することができる。

(オ) メーター以降、受水槽までの配管経路に応急給水栓のみ設置されている場合、給水装置工事申込書における給水方式の欄は5. 受水槽式とする。

(カ) メーター以降、受水槽までの配管経路に応急給水栓以外の直結式給水装置が設置されている場合、給水装置工事申込書における給水方式の欄は6. 併用式（受水槽式・直結式）とする。

第2節 受水槽以降の設備

1 給水方式

受水槽以降での給水方式は、次のとおりとする。

(1) 高置水槽方式

受水槽から揚水ポンプで建築物上部等に設置した水槽に揚水し、自然流下で給水する方式。

(2) 蓄圧タンク方式

受水槽から揚水ポンプで建築物上部に設置した蓄圧タンクに揚水し、加圧されたタンク内空気室の圧力を利用して給水する方式。

(3) ポンプ直送方式

高置水槽を設置せず、受水槽から気圧タンク方式（圧力タンク）又はポンプ制御方式により給水する方式。

(4) 中間水槽方式・減圧弁方式

高置水槽の高水位（HWL）から最低位給水栓までの高さが40m以上になる高層建築物で、中間水槽又は減圧弁を設置し、給水圧力を調整して給水する方式。

2 給水方式の条件

(1) 高置水槽方式・中間水槽方式

高置水槽・中間水槽の設置および構造や材質は、受水槽に準じ外部および内部の保守点検が容易かつ安全にでき、更に耐震性能等十分な強度（耐震強度1G）を有し、耐水性に優れ、かつ、水槽内の水質に影響ないものとするほか、次の

事項による。

ア 高置水槽・中間水槽は、建築物1棟ごとに設置すること。

イ 同一敷地内の場合は、一区画ごとに数棟まとめて一高置水槽により給水することができる。ただし、道路を隔てた区画外には給水することはできない。

ウ 高置水槽・中間水槽容量は、1日計画最大使用水量の1/10を有効容量で確保できるものとする。

エ 高置水槽・中間水槽の設置位置は、水槽の低水位（LWL）から給水を必要とする最上階の給水栓が5.0m以上の高低差を確保できる位置に設置すること。

オ 高置水槽・中間水槽の設置位置は、水槽の高水位（HWL）から給水を必要とする最下階の給水栓までの高さを40m以内とし、これを超える場合は、中間水又は減圧弁を使用し給水圧力を調整し給水すること。

(2) 蓄圧タンク方式

ア 蓄圧タンク容量は、高置水槽容量と同じとし、設置場所は、最高位給水栓より高い位置とする。

イ 揚水管と給水管は、別系統のものであること。

ウ 給水を必要とする最下階の給水栓での使用圧力は、0.4MPaを超えないこと。

エ 有効な安全装置を備えていること。

(3) ポンプ直送式

ア 高置水槽の設置が困難な場合、ポンプ直送方式を認める。

イ 受水槽の容量は、高置水槽容量相当分を加算した容量とする。

ウ 給水管主管の最高部には、自動空気抜き弁等の空気排除装置を、また、給水枝管には、逆止弁を設置すること。

エ 圧力タンク給水方式

(ア) 「優良住宅部品認定規定（BL）」に基づく認定品とする。

(イ) 「優良住宅部品認定規定（BL）」に基づく認定品以外の製品の場合は、次の条件を満たすものとする。

a 給水中に圧力容器内に空気が流失しない構造のものであること。

b 容器内の空気と水が隔膜等で分離されている構造のものは、隔膜の故障を防止するための排気装置等の有効な安全装置を備えていること。

c ポンプの吐出管口径は、40mm以下とし、並列運転の場合の合流管口径は、65mmを超えないこと。

d 圧力タンクは、ポンプ始動水位（最低水位）の低下を防止する有効な措置を備えていること。

e 圧力容器内の空気と水が接触する構造のものは、容器内最低水位と吐出管との間隔が吐出管口径の8倍以上あること。ただし、容器内の空気と水が隔膜等で分離されている構造のものは除く。

f 型式は、ベア型・ダイヤフラム型・プラダ型のみとする。

オ ポンプ速度制御給水方式

(ア) 「優良住宅部品認定規定（BL）」に基づく認定品とする。

(イ) 有効な安全装置を備えていること。

カ ポンプ台数制御給水方式

(ア) 「優良住宅部品認定規定（BL）」に基づく認定品とする。

(イ) 有効な安全装置を備えていること。

(4) 減圧弁方式

給水を必要とする最下階の給水栓での使用圧力は、0.4MPaを超えないこと。

3 施 工

- (1) 管・管継手および給水器具等の選定・接合工法等は、「施行指針」に基づくものとする。
- (2) 受水設備を他の設備および配管等と連絡したり、水質に影響のある他の水槽内等に配管しないこと。
- (3) 配管が凍結・結露・腐食および電食のおそれのある所には、有効な防護の措置を講ずること。
- (4) 分岐箇所および主要な部分には、止水器具（仕切弁・止水栓）を設置すること。
- (5) 構造物を貫通する部分には、管損傷による水質への影響又は管取替え等を容易にするため配管スリーブ等を設けて配管すること。
- (6) 管自体の伸縮やたわみ、温度変化、地震等による管の変形のおそれのある所には、伸縮継手を設ける等有効な管損傷防止措置を講ずること。
- (7) 管をダクト内および露出配管する場合は、吊り金具等により適切な支持間隔を設けて管を支持すること。
- (8) 水衝撃の発生するおそれがある場合は、エアーチャンバー等を設ける等有効な水衝撃防止のための措置を講ずること。
- (9) 流し・洗面・その他水を入れ、受ける設備への給水は、止水器具（給水栓・止水栓・バルブ）を取付け、かつ、逆流を防止するため落とし込みとすること。
- (10) 特殊器具への給水は、器具の構造および材質が、耐水性であり、かつ、水質に影響のないもの。また、所要水圧を確保できるもの等のほかは、タンクにいったん受水し給水する方法等の措置を講ずること。
- (11) 消火用受水槽を設置する場合は、給水用受水槽とは別に設け、ポンプ・配管等は、一般給水系統とは別系統とすること。
- (12) 消火用受水槽に給水する場合は、二次側給水管から分岐し、バルブ・逆止弁・ボールタップを設置し給水すること。なお、消火用呼水用水を使用する場合は、いったん消火用呼水水槽に受けこれより送水する方法とすること。

4 各戸計量徴収

各戸計量徴収の取扱いを受けようとする場合は、次の項目により行うこと。

(1) 適用基準

各戸計量徴収の取扱いを受ける場合は、「共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱」に基づき申請すること。

(2) 水道メーターの設置

子メーターを設置する場合は、「共同住宅の水道メーター等に関する設置基準」に基づき施工すること。なお、工事に必要な費用は、一切申請者の負担とする。

5 維持管理

(1) 貯水槽の清掃

水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行うこと。

(2) 貯水槽の点検

水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 水質検査の実施

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態による供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4) 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者へ周知させる措置を講ずること。

(5) 受検

毎年1回以上定期的に指定検査機関による外観検査、給水栓の水質検査、書類検査を受けること。

第 2 1 章 開発行為に伴う給水施設

第 1 節 開発行為に伴う給水施設の設置

秋田市宅地開発に関する条例第 9 条各号のいずれかに該当する開発行為に伴い給水施設を設置する場合は、「開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱」（以下「開発要綱」という。）に基づき行うものとする。

（解説）

1 事前協議

開発者は、「秋田市宅地開発に関する条例」に基づく事前協議のほか、給水施設の設置に関し事前に協議しなければならない。

秋田市宅地開発に関する条例第 9 条

- (1) 市街化区域内において行う 1,000 平方メートル以上の開発行為
- (2) 市街化調整区域内において行う開発行為
- (3) 都市計画区域外の区域内において行う 1 ヘクタール以上の開発行為

2 申請等の提出書類

申請等を行う場合は、「開発要綱」、「施行指針」、「配水管工事標準仕様書」（以下「配水管仕様書」という。）、「配水管工事標準仕様要領集」（以下「配水管要領集」という。）に基づき次の書類を局に提出しなければならない。

※ 配水管仕様書および配水管要領集は以下の URL から参照すること。

（URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）

(1) 申請時

給水施設設置申請書（様式第 49 号）・・・ 1 部
開発行為許可書の写し・・・ 1 部
給水施設設計書・・・ 1 部
利害関係人の同意書（様式第 9 号）
その他管理者が必要とする書類

(2) 着工前

施工計画書（配水管要領集参照）
協議書（配水管要領集参照）
工事材料検査願（配水管要領集参照）・・・ 1 部

(3) 完成時

給水施設完成届（様式第 50 号）・・・ 1 部
《完成図書》
完成図（配水管要領集）・・・ 1 部
現場写真・・・ 1 部
出来形結果表・・・ 1 部
出来形管理図表・・・ 1 部
管路の水圧試験報告書・・・ 1 部
設備関係取扱説明書・・・ 1 部
その他管理者が必要とするもの

(4) 完成検査後

完成図・・・ 3 部

3 完成施設の取扱い

- (1) 完成した給水施設（各戸に引き込まれた給水管を除く）は、「開発要綱第 8 条」

に基づき完成日と同時又は完成日から3年以内に寄附しなければならない。

(様式第51号)

- (2) 私有地に布設された開発配水管を寄附する場合は、土地使用同意書に土地所有者の署名を必要とする。

(様式第52号)

第2節 開発行為に伴う給水施設の施工

開発行為に伴う給水施設の施工は、「水道施設設計指針」、「配水管仕様書」および「配水管要領集」に基づき行うものとする。

(解説)

開発行為に伴う給水施設の施工については、工事内容が配水管布設工事と同一のものであることから、「水道施設設計指針」、「配水管仕様書」および「配水管要領集」を適用するものである。

第2章 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1節 目的

平成21年の消防法改正により、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなった。

第2節 設置申込の配慮事項

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は下記事項に留意し計画すること。

(解説)

- 1 法第3条第9項に規定する給水装置に直結することから、水道連結型スプリンクラー設備は水道法の適用を受ける。
- 2 水道連結型スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士が責任を負うことから、指定工事事業者が消防設備士の下に行うこと。
- 3 消防設備士が配水管から分岐した給水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算を行うことから、設置地区の配水管最小動水圧等配水の状況および直結増圧用ポンプ設備設置の可否について情報を得ること。
- 4 指定工事事業者は設置者に、水道が断水もしくは水圧低下した場合等は水道連結型スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを十分説明し了解を得ること。
 - (1) 断水や水圧低下等により水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても局には責任はないこと。
 - (2) 水道連結型スプリンクラー設備が設置されている家屋や部屋を賃貸する場合は、上記(1)の条件を賃借人方に十分説明し了解を得ること。
 - (3) 水道連結型スプリンクラー設備の所有者を変更するときは上記(1)(2)を相手方に十分説明し了解を得ること。
- 5 水道連結型スプリンクラー設備の誤作動(火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等)について局は一切責任を負わないことを設置者に十分説明し了解を得ること。
- 6 凍結防止のための水抜き時にも水道連結型スプリンクラー設備が正常に作動するように設置すること。
- 7 水道連結型スプリンクラー設備の申請時に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書(様式第57号)を提出すること。

第3節 設計時の配慮事項

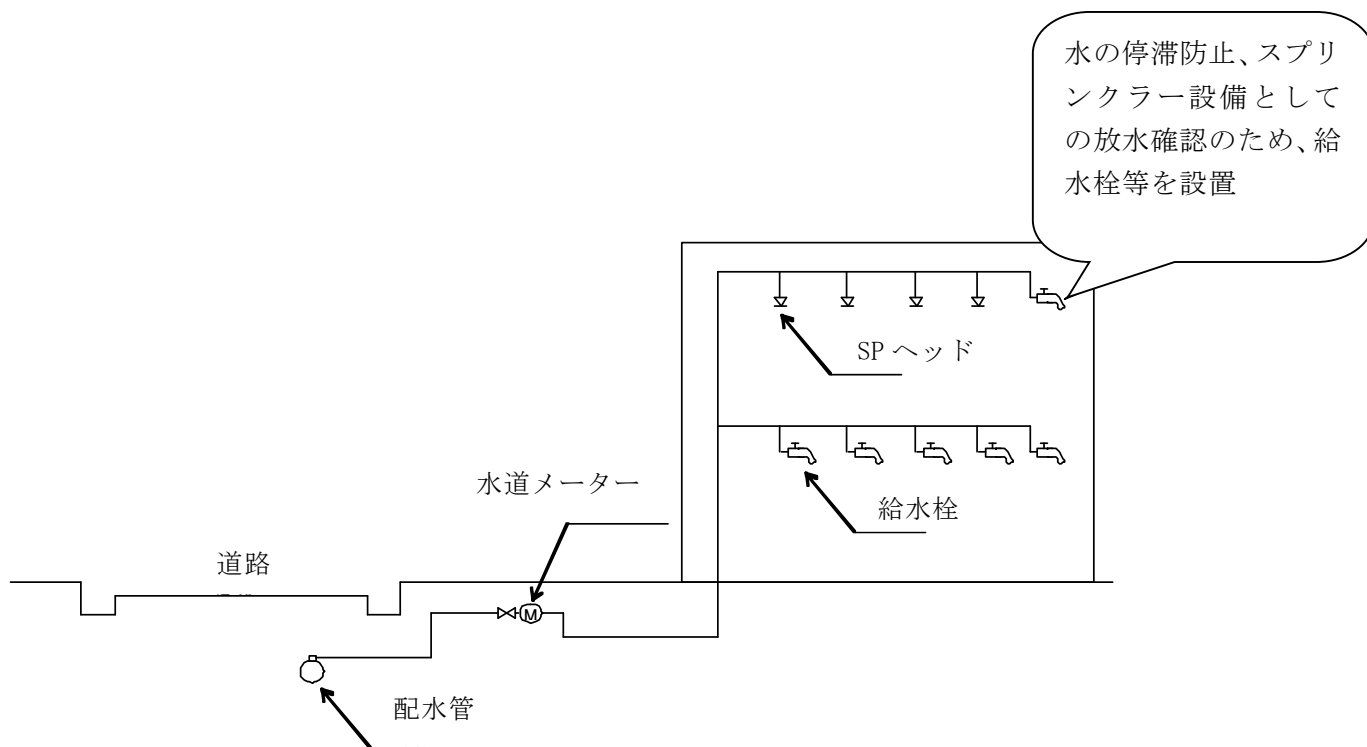
給水装置としての設計にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項は、消防設備士が責任を負い、所轄消防署に届け出ること。

(解説)

- 1 被分岐管の給水能力の範囲内で正常な作動に必要な水圧・水量が得られること。

- 2 水道**連結型**スプリンクラー設備の設計にあたっては、消防法に定められた必要放水量を確保すること。
- 3 利用者に周知することをもって、他の給水用具を閉栓した状態での使用を想定できること。
- 4 水道**連結型**スプリンクラー設備は消防法適合品であるとともに、給水装置の構造および材質の基準に適合する構造であること。
- 5 停滞水および停滞空気の発生しない構造であること。
- 6 結露現象で周囲に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- 7 消防署への届出書のコピーは、給水装置工事申込時に添付すること。

特定施設水道**連結型**スプリンクラー設備標準図



第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度

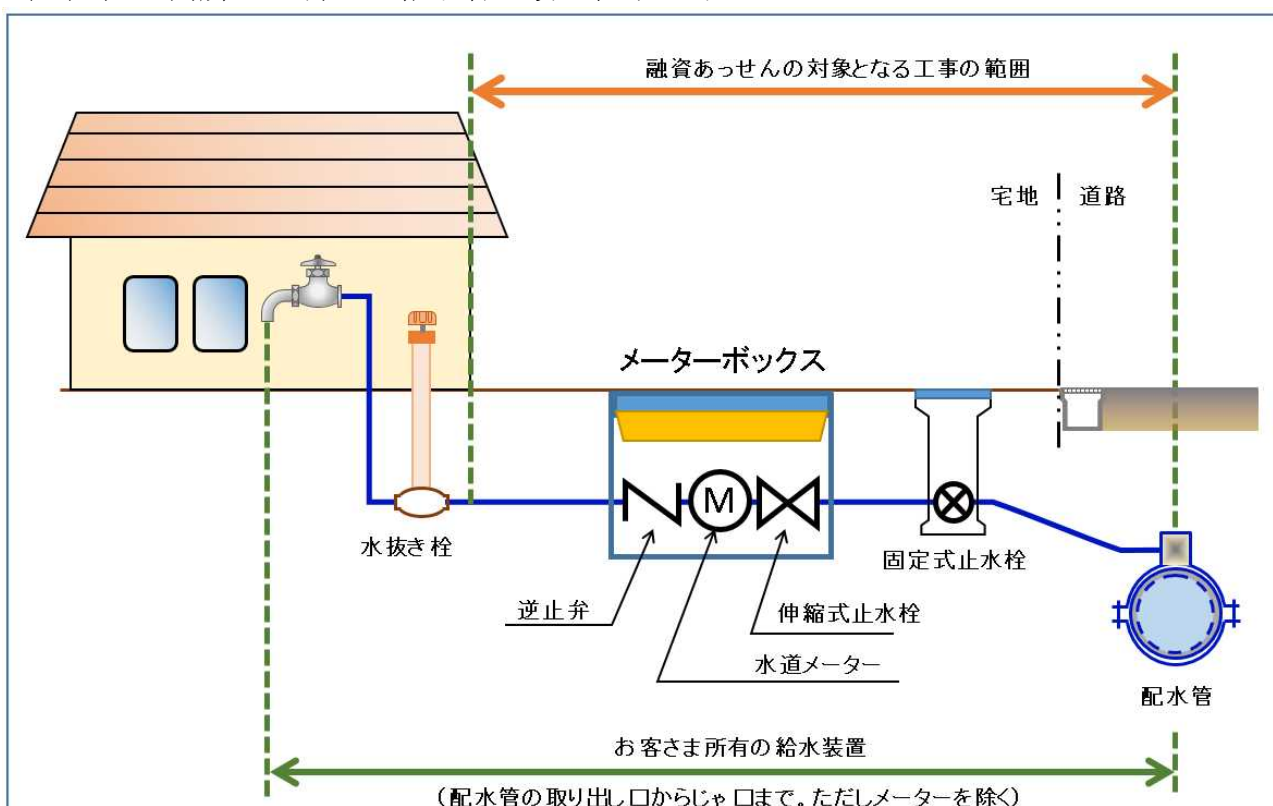
第1節 目的

給水本管の分岐部分からメーター前後の、鉛管等の老朽した給水管（以下「老朽給水管」という。）の出水不良、濁り、漏水などを解消するための工事（以下「老朽給水管解消工事」という。）について、秋田市が指定する金融機関で融資をあっせんすることを目的とする。

第2節 対象となる工事

以下の老朽給水管解消工事を行う場合を対象とする。

- (1) 給水管を取り替える工事
- (2) 他の箇所から新たに給水管を引き直す工事



※指定工事事業者は、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きを行わなければならない。

第3節 融資あっせん制度

融資制度について以下のとおりである。

- (1) 取扱金融機関
秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、東北労働金庫の5金融機関
※秋田銀行については、秋田市外の各支店においても申込みが可能。
- (2) 融資限度額 50万円
- (3) 償還方法 50回以内元金均等月賦償還

- (4) 利息 上下水道局で負担
- (5) 連帯保証人 1名（独立の生計を営む者）
- (6) 融資実行日 毎月2日、8日、18日

第4節 手続方法

老朽給水管解消工事に係る融資あっせんの手続等については、3老朽給水管解消工事融資あっせん制度手続きフロー図、および老朽給水管解消工事に係る融資あっせん要綱を参照して行うこと。

1 融資あっせんの対象者等

- (1) 住宅の所有者とその親族が同居しているとき、申込者は当該親族とすることができる。
- (2) 住宅の所有者が死亡し、遺産の相続がされていない場合、申込者は当該住宅の相続人とみなされる者とするすることができる。
- (3) 住宅が共有の場合、申込者は原則として筆頭者とする。

2 申請書類等

(1) 給水装置工事申込時

- ア 老朽給水管解消工事融資あっせん申請書 (様式第63号)
※給水装置工事の申込みと同時に提出できない場合は、協議によるものとする。
- イ 指定工事事業者の見積書および工事図面等

(2) 工事完成時

工事精算書

(3) 金融機関との融資契約時

- ア 老朽給水管解消工事資金借入申込書 (様式第64号)
- イ 念書（支払委任特約書） (様式第65号)
- ウ 申請者本人の所得証明書
※印鑑（金融機関に登録しているもの）
※身分証明書（印鑑証明書は給水装置工事申請時に提出済み。）

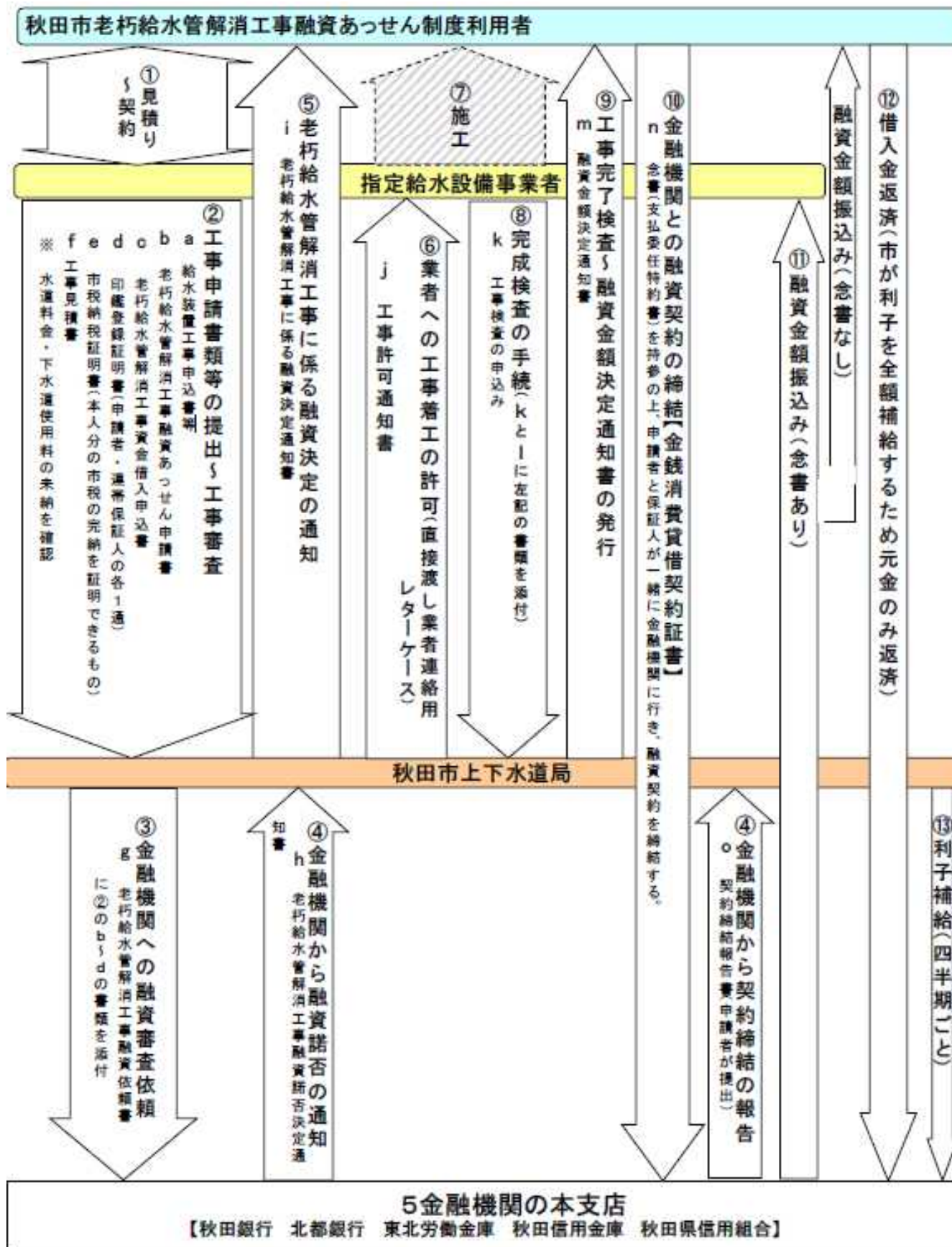
(4) 金融機関との融資契約後

契約締結報告書 (様式第66号)

(5) 工事取りやめ時

老朽給水管解消工事に係る融資あっせん取りやめ届 (様式第67号)

3 老朽給水管解消工事融資あっせん制度手続きフロー図



様式集編

第24章 様式集

様式集目次

第1章 「総則」 関連

第 1 号	メーター移動届	200
第 55 号	指定給水装置工事事業者研修受講申請書(裏面有り)	258
第 56 号	指定給水装置工事事業者研修(欠席)不参加理由書	260

第2章 「指定」 関連

第 2 号	指定給水装置工事事業者指定申請書(裏面有り)	201
第 3 号	機械器具調書	203
第 4 号	誓約書	204
第 5 号	給水装置工事事業者指定事項変更届出書	205
第 6 号	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	206
第 7 号	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	207
第 59 号	給水装置工事事業者証再交付申請書	263
第 75 号	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	280

第3章 「申請」 関連

第 8 号	給水装置工事申込書	208
第 9 号	分岐および土地(家屋)使用に関する利害関係同意書	209
第 10 号	給水装置工事申込者変更届	210
第 11 号	給水装置(施設)工事申込取消届	211
第 12 号	給水装置(施設)工事設計変更申込書	212
第 13 号	給水装置(施設)工事施工者変更届	213
第 14 号	給水装置工事主任技術者変更届	214
第 26 号	簡易水道・井戸水施設調査表	226
第 54 号	給排水工事情報カード	257
第 60 号	水道メーター取付および使用開始届	264
第 62 号	材料基準適合確認書	266
第 68 号	還付用口座名義記入用紙	273
第 69 号	(下第7条)公共下水道使用届	274
第 70 号	(下第7条)排水設備使用(休止・廃止・再開・変更)届	275
第 71 号	(下第7条)公共下水道一時使用等届	276
第 72 号	(下第8条)公共下水道使用者異動届	277
第 73 号	(下第11条)使用水変更届	278

第4章 「工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付」 関連

第 17 号	給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書	217
第 18 号	委任状	218
第 74 号	上下水道管路情報複写図交付申請書	279

第6章 「工事用一栓の申請」 関連

第 15 号	給水装置一栓工事申込書	215
第 16 号	一栓工事報告書	216

第10章 「給水装置」 関連

第 27 号	誓約書（メーター口径変更用）	227
第 28 号	私設メーター設置条件承諾書	228
第 30 号	子メーター寄附申込書	230
第 61 号	誓約書（メーター設置位置）	265

第13章 「施工」 関連

第 31 号	せん孔技能者認定申込書	231
第 32 号	探知依頼書	232
第 58 号	断水のお知らせ	262

第16章 「工事検査」 関連

第 19 号	給水装置工事（現地・書類）検査申込書	219
第 20 号	給水装置工事一部検査申込書	220
第 21 号	給水装置（施設）工事再検査申込書	221
第 22 号	給水装置工事の竣工予定日延期届出書	222
第 23 号	代理人選定届	223
第 24 号	給水装置（施設）所有者変更届	224
第 25 号	給水装置工事社内検査報告書	225
第 53 号	給水装置工事検査完了通知交付申請書	256

第18章 「3～5直結式給水技術基準」 関連

第 33 号	直結式給水事前協議申請書	233
第 34 号	直結式給水事前協議回答書	234
第 35 号	直結式給水事前協議回答書（困難）	235
第 36 号	誓約書（新設用）	236
第 37 号	直結式給水事前調査依頼書	237
第 38 号	直結式給水事前調査結果（裏面有り）	238

第19章 「直結増圧式給水技術基準」 関連

第 29 号	誓約書（既設用）受水槽切り替え用	229
第 39 号	直結増圧式給水事前協議申請書	240
第 40 号	直結増圧式給水事前協議回答書	241
第 41 号	直結増圧式給水事前協議回答書（困難）	242
第 42 号	直結増圧装置設置条件承諾書（裏面有り）	243
第 43 号	管理人等選任（変更）届	245
第 44 号	直結増圧式給水事前調査依頼書	246
第 45 号	直結増圧式給水事前調査結果（裏面有り）	247
第 76 号	受水槽式給水施設調査表	283

第20章 「受水槽」 関連

第 46 号	貯水槽式給水設備の設置届	249
第 47 号	貯水槽式給水設備の変更届	250
第 48 号	貯水槽式給水設備の廃止届	251

第21章 「開発行為に伴う給水施設」 関連

第 49 号	給水施設設置申請書	252
第 50 号	給水施設完成届	253
第 51 号	寄附申込書	254
第 52 号	土地使用同意書	255

第22章 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」 関連

第 57 号	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書	261
--------	---------------------------	-----

第23章 「老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度」 関連

第 63 号	老朽給水管解消工事融資あっせん申請書(裏面有り)	267
第 64 号	老朽給水管解消工事資金借入申込書	269
第 65 号	念書(支払委任特約書)	270
第 66 号	契約締結報告書	271
第 67 号	老朽給水管解消工事に係る融資あっせん取りやめ届	272

メーター移動届

年 月 日


(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者 名称

代表者

電話番号

下記のとおりメーターが移動となりましたので報告します。

住 所	秋田市		電話番号	—	—
氏 名		お客様番号			
メーター口径	mm	メーター番号			
メーター位置					
位置図 S=1/2000					
					
			給排水課長	参 事	係 長
					係

※ 旧メーターと新メーターの位置が明確にわかる平面図(A3)を添付すること(要:オフセット)

指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者 氏名又は名称
 住 所 〒
 フリガナ
 代表者氏名
 電話番号

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた
 いので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	秋田市
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

①法人の場合、役員の氏名のみを記入すること（役職名は不要）。なお、個人の場合、記入不要。

②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。

③法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

※ 免状の交付番号が確認できるものを添付すること。

※ 誤字・押印の間違い、それに伴う訂正印等なるべくないように注意すること。

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者 業者コード
 指定工事業者
 代表者
 電話番号

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 廃止
 休止
 再開 届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者 業者コード
 指定工事業者
 代表者
 電話番号

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止
 休止 を届出します。
 再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者 業者コード
指定工事業者
代表者
電話番号

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
 を届出します。

給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の 年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

給水装置工事申込書

1:秋田 7:雄和	5:河辺
シリアル番号	
水栓番号	

伺	課長	参事	係長	係
審査				

伺	課長	参事	係長	係(検)
竣工				

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者
 秋田市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、給水装置工事の承認を受けたいので申込みます。これに伴う加入金(手数料)については、条例第33条の2および第34条の規定を契約の内容とすることに合意します。また、下記の者へ給水装置工事に関する一切を委任します。なお、利害関係人等から異議の申出があっても、全て申込者の責任で解決します。
 申込者(委任者)
 住 所
 フリガナ
 氏 名
 電話 - -

受付年月日	令和 年 月 日			
受付番号	2	0	2	
工事場所	秋田市			
	番	号		
方書				
住所コード				
工業者コード			業種コード	
工事種別	1:新設 2:改造 3:水洗化 4:臨時 5:撤去 6:取出し 7:その他()			

上記の委任者より受任しましたので、承認願います。
 指定給水装置工事事業者(受任者)
 住 所
 代表者名
 電話 - -

給水方式	0:建物なし 1:1.2直 2:3直 3:4直 4:5直 5:受水槽式 6:併用式() 7:増圧式			
建物規模	階(給水階 階) 世帯			
メーター	mm 個	mm 個	mm 個	
主任技術者				No. ()
道路区分	1:国道 2:県道 3:市道 4:私道 5:その他()			
道路占用	申請番号 第 号・許可番号 第 号			
道路使用	申請月日 / 許可番号 第 号			

口径 種別	市 納 付 金 内 訳									添 付 書 類					
	13	20	25	40	50	75	100	150	200	金 額	分岐同意書	土地所有者の証明書等			
設計審査手数料															
簡易審査手数料															
現地検査手数料															
書類検査手数料															
分岐立会費															
新設加入金															
口径変更前											/	/	/	/	/
口径変更後											/	/	/	/	/
臨時加入金											竣工予定年月日	令和 年 月 日			
合計金額											竣工年月日	令和 年 月 日			

設計変更および追加市納付金	確認印	許可書発行印	納入照合印	排水受付番号
			通知書発行日 / No. ()	事前協議番号
				許 可 条 件
	確認印	許可書発行印	納入照合印	
			通知書発行日 / No. ()	

分岐および土地（建築物）使用
に関する利害関係同意書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所
申込者
氏名

工事場所 秋田市

私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の

土地・建築物 を使用することを承諾します。
年 月 日

承諾者 住所
氏名

(土地地番 秋田市)

土地・建築物 を使用することを承諾します。
年 月 日

承諾者 住所
氏名

(土地地番 秋田市)

給水管から分岐することを承諾します。
年 月 日

承諾者 住所
氏名

※ 原則として承諾者が署名する

課 長	参 事	係 長	担当者

給水装置工事申込者変更届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

給水装置工事の申込者を変更したいので届出します。今回の申込者変更に伴い、旧申込者が納入いたしました市納付金につきましては、新申込者へ帰属することを併せて届出します。

なお、申込者変更に関する一切の責任は、新申込者が負います。

旧申込者

住 所

.....

氏 名

.....

新申込者

住 所

.....

氏 名

.....

受 付 番 号		受 付 年 月 日	年 月 日
工 事 場 所	秋田市		
工 事 種 別	新設・改造・水洗化・取出・撤去・臨時・その他		
納 入 済 市 納 付 金 額	円		
指定工事事業者			
変 更 理 由		
		
		

課 長	参 事	係 長	担当者

給水装置（施設）工事申込取消届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

給水装置（施設）工事の申込みを取消したいので、秋田市水道事業給水条例施行規程第 4 条の規程により、届け出ます。

住 所
 申込者 氏 名
 指定工事業者
 施工者 代 表 者

受 付 番 号		受 付 年 月 日	年 月 日
工 事 場 所	秋田市		
工 事 種 別	新設・改造・水洗化・取出・撤去・臨時・その他・給水施設		
理 由			

課 長	参 事	係 長	担当者

給水装置（施設）工事設計変更申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者
代 表 者

下記のとおり設計を変更したいので規定の手数料を添えて申し込みます。

受 付 番 号		受 付 年 月 日		年 月 日
工 事 場 所	秋田市			
申 込 者				
変 更 内 容				
設計審査手数料	口 径		金 額	
種 別	口 径	件 数	金 額	差 額
工事検査手数料	当初			
	変更			
水道加入金	当初			
	変更			
合 計				
納入確認印 No. ()	許可印	備 考		

課 長	参 事	係 長	担当者

給水装置（施設）工事施工者変更届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

給水装置（施設）工事の施工者を変更したいので届出します。なお、変更に関する一切の責任は工事申込者が負います。

住 所
申 込 者
氏 名

指定工事業者
新施工者
代 表 者

主任技術者

受 付 番 号		受 付 年 月 日	年 月 日
工 事 場 所	秋田市		
工 事 種 別	新設・改造・水洗化・取出・撤去・臨時・その他・給水施設		
旧 施 工 者	指定工事業者		
	代 表 者		
変 更 理 由			

課 長	参 事	係 長	担当者

給水装置工事主任技術者変更届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

給水装置工事申込時に指名した選任主任技術者を変更したいのでお届けします。なお、変更に関する一切の責任は工事施行者が負います。

指定工事業者
工事施工者
代 表 者

受付番号		受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
工事種別	新設・改造・水洗化・取出・撤去・臨時・その他		
旧主任技術者	氏 名	No	
新主任技術者	氏 名	No	
変更理由			

受付印

給水装置一栓工事申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

受付番号	
工事場所	秋田市
申込者	

- 1 給水管取出し後、工事用水として一栓を使用したいので、検査を申込みます。
- 2 工事用水として一栓を使用したいので、メーターの交付を申込みます。

なお、メーターは交付された日に取付け、既存メーターは即日返却し、速やかに工事報告書を提出します。

受取者								
受取月日		月		日				
メーター	口 径		番 号		名 称	金 門 東 洋 日 国	愛 知 東 光 阪 神	リコー 明 治

現地検査の結果、次のとおり報告します。

検 査 年 月 日	検 査 結 果	
年 月 日	合 格	不 合 格
特 記 事 項		

年 月 日

検 査 員

一 栓 工 事 報 告 書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日に一栓工事を行い、現地のメーターの設置状況は次のとおりです
 ので報告します。

指定工事業者

主任技術者

受付番号				申込者			
工事場所	秋田市						
交付日	年 月 日						
取付日	年 月 日						
設置 メーター	口 径		番 号		名 称	金 門 リコー 東 光 日 国	愛 知 東 洋 明 治 阪 神
検 査 項 目 及 び 検 査 内 容						検 査 結 果	
メーター	逆付けがなく水平に設置されているか						
	メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか						
	メーターに異物が混入していないか						
	全ての給水用具が、メーターを経由しているか						
吐水量	給水栓の吐水量は適切か						
給水栓圧	AM・PM		時	分		MPa	
水質確認	残留塩素濃度					mg / L	
承認表示	給水装置工事承認表示はされているか						

- ※ メーターは、交付日に取り付けをし、工事終了後速やかに提出すること。
- ※ メーターは、上流側を洗管後、向きを間違わないように設置すること。
- ※ メーターは、工事用水のために交付したものであり、竣工後は速やかに検査を受けること。

給水装置・排水設備工事台帳 閲覧・複写交付 申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所 _____
 (受任者) _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

下記箇所の工事台帳を 閲覧・複写交付を申請します。

給水・排水	住 所	秋田市
	台帳に記載されている所有者氏名	
申請理由		<input type="checkbox"/> 給水装置工事 <input type="checkbox"/> 排水設備工事 <input type="checkbox"/> 配管状況調査 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他 ()
注意事項 ※ 現在の所有者（申請者）と給水・排水台帳に記載されている所有者が違う場合は、その土地もしくは家屋の所有を証明する書類が必要となります。 ※ その土地もしくは家屋の所有を証明する書類とは以下の書類です。 土地、家屋登記簿謄本・売買契約書・固定資産税納付書・登記済証等の公的機関が発行した名前と住所が確認できるもの。（これは全て写しで可）		

確 認 欄	お客様番号		シリアル番号	
	所有者を確認した書類			
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 受任者が申請 <input type="checkbox"/> 所有者変更により証明書添付			
	対応者		交付部数	部
		納付書番号		

収受印

給水装置工事（現地・書類）検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号		受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
申込者			
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他		撤去・水洗化
竣工年月日	年 月 日	検査希望日	年 月 日
主任技術者	No		

本舗装施工者		本舗装年月日	年 月 日
--------	--	--------	-------

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(水抜栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無いか		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日		立会人				
検査結果	合格	不合格					
検査員			特記事項				

検査の結果、合格 不合格(再検査) とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

給水装置工事一部検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号		受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市		
申込者			
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他		撤去・水洗化
竣工年月日	年 月 日	検査希望日	年 月 日
主任技術者	No		

本舗装施工者		本舗装年月日	年 月 日
--------	--	--------	-------

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(水抜栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無いか		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日		立合人				
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果、合格 不合格(再検査) とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

給水装置（施設）工事再検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

下記の指摘事項について手直しをしたので規定の手数料を添えて検査を申込みます。

受付番号		受付年月日	年	月	日
工事場所	秋田市				
申込者					
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他		撤去・水洗化		
指摘事項					
種 別	口 径	件 数	金 額	備 考	
工事検査手数料					
納入確認印 No. ()	許可印				

課 長	参 事	係 長	係

給水装置工事の竣工予定日延期届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者

代 表 者

下記のとおり竣工予定日を延期しますので届出します。

受付番号		受付年月日	年 月 日
工事場所	秋 田 市		
申 込 者			
竣工予定日	延 期 前	年	月 日
延 期 前			
延 期 後	延 期 後	年	月 日
延 期 後			
延期理由			

受付年月日	年 月 日
-------	-------

代 理 人 選 定 届

給水装置(施設)場所		秋田市	
水 栓 番 号		シリアル番号	
代 理 人	住 所		
	氏 名		
	電 話	()	
<p>上記給水装置(施設)に関し、私の代理人を選定しましたので、秋田市水道事業給水条例第 19 条第 3 項の規定により届出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 秋田市上下水道事業管理者</p> <p>届出人</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>			

受付年月日	年 月 日
届出人氏名	

課 長	参 事	係 長	担 当 者

給水装置（施設）所有者変更届

		住所コード	
給水装置(施設)場所	秋田市		
水栓番号		シリアル番号	
変更事由		※ 添 付 書 類	
<input type="checkbox"/> 土地または建物の売買 <input type="checkbox"/> 相続（旧所有者との関係） <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 土地・家屋登記簿謄本等の写し <input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本等の写し <input type="checkbox"/> 確認できる書類の写し（ ）	
<p>この度、上記給水装置（施設）場所において、給水装置（施設）の所有者が変更になりましたので、秋田市水道事業給水条例第 21 条第 2 項第 1 号の規定によりお届けします。</p>			
年 月 日		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 收受印 </div>	
(宛先) 秋田市上下水道事業管理者			
所有者 住 所			
フリガナ 氏 名			
電話番号		()	
<p><ご注意></p> <p>1. 本届出に関し、後日利害関係人からの異議の申し出があっても、当局はその責任を負いません。</p> <p>2. 新所有者が秋田市以外に居住している場合には、代理人選定届（様式第 23 号）の添付が必要になります。</p> <p>3. 確認できる書類とは、売買契約書、土地・家屋登記簿謄本等、法人登記簿謄本等のほかに賃貸借契約書等の写しである。</p>			

給水装置工事社内検査報告書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日に、社内検査を行いましたので報告します。

指定工事業者

主任技術者

受付番号		申込者	
工事場所	秋田市		
検査項目および検査内容			検査結果
竣工図	竣工図面に誤記及び記入もれはないか		
	給水用具の位置(数)等が竣工図面と整合するか		
耐圧試験	耐圧試験の結果、水圧低下はないか (MPa 分間)		
水質確認	残留塩素濃度は適切か (mg/L)		
屋外の検査	止水栓(バルブ)のオフセット・操作及び埋設深度は適切か		
	メーターの検針・取替え・止水栓の操作に支障はないか		
	メーターの設置状況(水平等)は適正か		
	配管等の埋設深度は適切か		
	分岐部・止水栓・メーター等の距離は適正か		
	逆止弁及び伸縮式止水栓の設置状況は適切か		
受水槽	吐水口と越流面等との位置関係を確認しているか		
配管 給水用具	埋設深度は適切か接合状況は適切か		
	管延長・管種・口径が竣工図面と整合するか		
	クロスコネクションがされていないか		
	水の汚染・破壊・浸食等を防止する措置は適切か		
	使用材料は性能基準適合品であるか		
	給水器具は支持金具等で固定されているか		
	給水器具の接合及び接続状況は適切か		
	給水器具の水の濁り・異物混入・維持管理に支障はないか		
機能検査	給水器具の吐水量・水抜栓等の設置及び動作状況は適切か		
	全ての給水用具がメーターを経由しているか		
工事写真	工事写真に撮り忘れがなく、規定通り施工されているか		
路面復旧	本復旧年月日 (年 月 日)		

※この検査報告書は、竣工図とともに申込者へ提出し維持管理について説明すること。

※社内検査を行った主任技術者が、完成検査立会をすること。

簡易水道・井戸水施設調査表

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者
代 表 者井戸水
簡易水道 施設を上水用として使用したいので、調査結果を報告します。

施設場所	秋田市
申込者	

	調 査 項 目	結 果
1	メーター口径に対し適切な栓数か。	
2	使用材料は法令に適合しているか。	
3	凍結防止対策（水抜き栓の機能等）は良好か。	
4	上水と併用する場合、クロスコネクションとならないか。	
特記事項		

年 月 日

主任技術者

《メーター口径変更用》

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(申込者)

住 所

名 称

氏 名

電話番号

—

—

水道メーターの口径変更に伴い、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 給水装置場所 秋田市
2. 建築物名称
3. 用 途 一般住宅・店舗兼住宅・事務所・共同住宅・その他 ()
4. 誓 約 内 容

水道メーターの口径変更に伴い水圧及び水量不足が発生した場合、当方で速やかに対処します。なお、これに伴い損害等が生じることがあっても、上下水道事業管理者に一切責任を求めません。

※ 原則として申込者が自署すること。

私設メーター設置条件承諾書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(申込者)

住 所

名 称

氏 名

電話番号

《概要》

給水装置場所	秋田市		
建築物名称			
用 途	一般住宅・店舗兼住宅・事務所・共同住宅・その他（ ）		
設 置 目 的			
私設メーター口径	mm	mm	mm
設 置 個 数	個	個	個

上記の給水装置場所に私設メーターを設置するに当たり、下記の条件を承諾します。

記

1. 私設メーターの設置に関することは、秋田市指定給水装置工事事業者が施行すること。
2. 私設メーターの設置及び維持管理に関する一切の費用は、申込者が負担すること。
3. 上下水道事業管理者は、私設メーターの検針やこれに伴う料金徴収を行わないこと。
4. 私設メーターの設置に伴う諸問題は、申込者の責任において解決し、上下水道事業管理者へ異議を申し出ないこと。
5. 一般家庭において、私設メーター設置に伴う使用者の申告による排除汚水量の減量認定は、下水道条例および農業集落排水施設条例に規定されていないため対象外となること。
6. 給水装置所有者を変更する場合、上記事項について新所有者へ継承すること。

※原則として、申込者が自署すること。

《受水槽切り替え用》

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(所有者又は申込者)

住 所

名 称

氏 名

電話番号

— —

受水槽式給水から直結式給水・直結増圧式給水への切替えに伴い、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 給水装置場所 秋田市
2. 建築物名称
3. 用 途 専用住宅・店舗等併用住宅・事務所・共同住宅・その他 ()

4. 誓 約 内 容

- 1) 直結式給水又は直結増圧式給水への切替えに伴い出水不良等が生じた場合、当方で速やかに給水装置工事の申込みを行い改造いたします。
- 2) 漏水や赤水等が発生した場合、当方で速やかに対処いたします。
- 3) 水道工事や災害等の断水により水の使用ができなくなることを承諾します。なお、これに伴い損害等が生じることがあっても、上下水道事業管理者に一切責任を求めません。

※原則として、所有者又は申込者が自署すること。

子メーター寄附申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(寄附申込者)

住 所

氏 名

T E L

下記の子メーターを寄附したいので、申込みます。

記

建築物の所在地	秋田市					
建築物の名称						
種類および型式						
製造メーカー名						
口径及び数量	口径	mm ⇒	個	・	口径	mm ⇒ 個
	口径	mm ⇒	個	・	口径	mm ⇒ 個
検定満了年月日	年 月 日					
添付書類	①建築物の位置図 ②配管図 ③子メーターに関する資料 ④その他 ()					

※原則として、寄附申込者が自署すること。

せん孔技能者認定申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道局給排水課長

申込者 住 所
氏 名

下記により、せん孔技能者認定の立会い、確認を申込みます。
 下記せん孔箇所を技能者認定の立会い、確認場所として提供し、また、作業の責任を負うものとします。

指定工事業者 住 所
氏 名

申込者氏名		生年月日	
連絡先		配管技能者修了証書番号	
所属指定工事業者			
立会い有資格者氏名		資格者番号	
給水装置工事受付番号		立会日時(予定)	
立会い場所			
備 考			

せん孔技能者認定確認報告書

年 月 日

下記により、せん孔業務の技能について確認したので報告します。

確認年月日	年 月 日	認定可・否	可 ・ 否
検 査 員			

また、技能を有していると認定された場合、別紙「せん孔技能者認定証」を発行してよろしいか伺います。

収受印

受付印

探知依頼書

(宛先) 給排水課長

年 月 日

依頼者 指定工事業者
代表者

下記の撤去管等について、探知を依頼します。

受付番号		依頼年月日	年 月 日
申込者			
調査場所	秋田市		
調査物件	本管 管種 口径 分岐箇所 分水栓・チーズ・その他 () 取出管 管種 口径		
依頼理由			

※ 添付書類 配管図、給水台帳、位置図、設計図

- 注意事項
1. 探知を行う対象は給水装置工事が申込済みであること。
 2. 3日前までに提出し検査係と協議すること。
 3. 調査に必要な準備は依頼者が行うこと。

探知結果・処理状況

受付番号	
------	--

課 長	参 事	係 長	担当者

直結式給水事前協議申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(事前協議申請者)

住 所

氏 名

TEL

下記の建築物を直結式給水にしたいので事前協議を申請します。

給 水 装 置 申 込 者	住 所			
	氏 名	TEL		
施 工 場 所	秋田市			
建 築 物 概 要	給水装置の種類	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 改 造		
	建築物の種類	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 既 設		
	建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造		
	建築物の階数	階建て	建築物の高さ	m
	最上階の立上り高さ	m	給 水 階 高	階
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
	規 模	住宅用:	戸 ×	棟
非住宅用:		戸・延床面積		m ²
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
添 付 図 面	① 案内図 ② 配管図 ③ 建築物図面			
備 考				

※ 最上階の立上り高さとは、道路面から最上階の給水栓の高さをいう。

※ 必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。

直結式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者
 (公印省略)

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は可能です。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住 所		
	氏 名		
施工場所	秋 田 市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
 Tel 018-823-8432

直結式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者
 (公印省略)

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号	建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住 所	
	氏 名	
施工場所	秋田市	

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
 Tel 018-823-8432

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

(申込者)

住 所

名 称

氏 名

電話番号

— —

直結式給水・直結増圧式給水の選定に伴い、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 給水装置場所 秋田市 _____

2. 建築物名称 _____

3. 用 途 病院・学校・ホテル・雑居ビル・その他 (_____)

4. 誓約内容

- 1) 直結式給水又は直結増圧式給水に伴う水圧水量変動により障害等が発生した場合、当方で速やかに対処します。
- 2) 水道工事や災害等の断水により水の使用ができなくなることを承諾します。なお、これに伴い損害等が生じることがあっても、上下水道事業管理者に一切責任を求めません。

※原則として、申込者が自署すること。

直結式給水事前調査依頼書

年 月 日

水道維持課長 様

給排水課長

下記の建築物に直結式給水の要望がありましたので事前調査を依頼します。

受付番号		受付日	年	月	日
給水装置 申込者	住所				
	氏名	TEL			
施工場所	秋田市				
建築物概要	給水装置の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 改造			
	建築物の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設			
	建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造			
	建築物の階数	階建て	建築物の高さ	m	
	最上階の立上り高さ	m	給水階高	階	
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他()			
	規模	住宅用:	戸	×	棟
非住宅用:		戸	・	延床面積	m ²
工事予定期間	年	月	日	～	年 月 日
添付図面	① 位置図 ② 配管図 ③ 建築物図面				
備考					

※ 最上階の立上り高さとは、道路面から最上階の給水栓の高さをいう。

直結式給水事前調査結果

年 月 日

給排水課長 様

水道維持課長

水圧・管路状況等事前調査の結果を次のとおり報告します。

受付番号		受付日	年 月 日	
給水装置 申込者	住所			
	氏名			
施工場所	秋田市			
水圧状況	測定日	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		
	消火栓番号	最大動水圧	最小動水圧	備考
		MPa	MPa	
管路状況	給・配水管種類		給・配水管口径	mm
意見等				

自記録水圧測定結果

注) ここに自記録チャート紙を貼ること。

直結増圧式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者
 (公印省略)

直結増圧式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は可能です。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
 Tel 018-823-8432

直結増圧式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号
 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者)

様

秋田市上下水道事業管理者
 (公印省略)

直結増圧式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(理由は)

記

建築物の概要

受付番号	建築物	階建て (戸)
給水装置 申込者	住所	
	氏名	
施工場所	秋田市	

秋田市上下水道局 給排水課 審査係
 Tel 018-823-8432

直結増圧装置設置条件承諾書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

水 栓 番 号		
設 置 場 所		秋 田 市
所 有 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
直結増圧装置管理人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

※原則として、所有者氏名は、所有者が自署すること。

直結増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理します。

記

1 使用者等への周知

直結増圧式給水について次のことを理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧式給水装置による給水についての苦情を局に一切申し立てません。

- 1) 停電や故障等により直結増圧装置が停止したとき又は一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良および濁水が発生したときには、直圧共同水栓を使用します。
- 2) 局が行う工事やメーター取替え等による計画的な断水および緊急的な断水の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。

2 維持管理

直結増圧装置の機能を適正に保つため、年1回以上の定期点検を行い、点検記録は保管しておきます。局から提示を求められた場合は承諾します。

3 損害の補償

直結増圧装置の設置に起因する逆流又は濁水等により、局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。 (裏面あり)

4 管理人等の変更

直結増圧装置の所有者又は管理人に異動が生じた場合は、直ちに局に書面でお届けします。

5 既設給水装置使用の責任

既設給水装置を直結増圧式給水に改造したことによる漏水等の事故については、当方の責任において処理します。

6 水道メーター等の管理

水道メーター等の維持管理を適正に行ない、計量等に支障がないように配慮します。

7 関係法令の遵守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法および秋田市水道事業給水条例等の関係法令を遵守します。

8 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧装置に起因する紛争等については 当方の責任において処理します。

9 建物内への出入り

オートロックマンション等出入りが自由にできない建物については、検針、メーターの取り替え作業等に支障がないように協力します。

10 直結増圧装置の維持管理

下記の者と保守管理契約を締結して定期点検等を実施します。

保守管理業者	住 所	
	会 社 名	
	連 絡 先	
	備 考	

課 長	参 事	係 長	担当者

管 理 人 等 選 任 (変 更) 届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

所有者 住 所.....

氏 名.....

TEL

次のとおり管理人等を選任 (変更) しましたので届出します。

設 置 場 所	住 所		
	建物名称		
受 付 番 号		受 付 年 月 日	
お 客 様 番 号		シリアル番号	
管 理 人 (管理業者・団体含む)	住 所		
	氏 名		
	TEL		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	住 所		
	氏 名		
	TEL		
直 結 増 圧 装 置 保 守 管 理 業 者	住 所		
	氏 名		
	TEL		

直結増圧式給水事前調査依頼書

水道維持課長 様

給排水課長

下記の建物に直結増圧式給水の要望がありましたので事前調査を依頼します。

受付番号		受付日	年	月	日
建築主	住所 氏名 (TEL — —)				
建築場所	秋田市				
他の給水方式との併用	<input type="checkbox"/> なし(直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧(階 ~ 階) <input type="checkbox"/> 高置水槽(有・無)				
建物概要	建築物： <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) 給水装置： <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設 竣工(通水)予定日： 年 月 日				
	建物階高	給水階高	建物業態	建物業態内訳	
	_____階建	_____階建	共同住宅 事務所ビル 店舗等併用住宅 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用_____戸×_____棟 ・業務用_____戸～床面積_____㎡ ・業態 直結増圧装置設置階高_____階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 ※冬季間も使用可能なこと	
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D・瞬時最大流量		ℓ/s (/ℓ/min)		
分岐口径	配水管 mm × 取出し給水管		mm		
ポンプ形式	(1) メーカー名		(2) 型式名		
ポンプ仕様	(1) ポンプ口径 mm		(2) 最大給水量 ℓ/min		
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m				
建築高さ	建築高さ m		給水管立ち上がり高さ		m
建築高さ	建築高さ m		給水管立ち上がり高さ		m
添付図面	(1) 配管図 (2) 案内図 (3) 建築図面				
備考					

※ 太線内の必要事項を記載し、添付図面を提出すること。

直結増圧式給水事前調査結果

年 月 日

給排水課長 様

水道維持課長

水圧・管路状況等事前調査の結果を次のとおり報告します。

受付番号		受付日	年 月 日	
給水装置 申込者	住所			
	氏名			
施工場所	秋田市			
水圧状況	測定日	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		
	消火栓番号	最大動水圧	最小動水圧	備考
		MPa	MPa	
管路状況	給・配水管種類		給・配水管口径	mm
意見等				

自記録水圧測定結果

注) ここに自記録チャート紙を貼ること。

貯水槽式給水設備（飲用・飲用外）の設置届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内部 2. 外部
	イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式 (地下室に独立してある分)
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター mm 各戸メーター mm 個
特記事項	

貯水槽式給水設備（飲用・飲用外）の変更届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL

以下の欄は変更箇所のみ記入すること

有効容量	低置タンク m ³
	高置タンク m ³
設置場所	1. 内部 2. 外部
	イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式（地下室に独立してある分）
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター mm 各戸メーター mm 個
保守点検管理会社	変更後の管理会社名 TEL
特記事項	

貯水槽式給水設備（飲用・飲用外）の廃止届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住 所
届出者
氏 名

水 栓 番 号	
建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
特 記 事 項	

給水施設設置申請書

課長	参事	係長	係		受付(許可)番号							
				(宛先) 秋田市上下水道事業管理者	年 月 日							
				年 月 日	年 月 日							
<p>秋田市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、給水施設工事の申請をします。これに伴う手数料については、条例第34条の規定を契約の内容とすることに合意します。</p> <p>また、下記の者へ給水施設工事に関する一切を委任します。なお、利害関係人等から異議申出があっても、全て申請者の責任で解決します。</p> <p>許可後は、同条例、同条例施行規程および開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱を遵守することを誓約します。</p> <p>申請者(委任者)</p> <p>住所</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>電話 — —</p> <p>上記の委任者より受任しましたので、承認願います。</p> <p>指定給水装置工事事業者(受任者)</p> <p>住所</p> <p>代表者名</p> <p>電話 — —</p>				受付年月日	年 月 日							
				指定工事業者コード								
				工事場所	秋田市							
				目的	宅地造成に伴う開発配水管布設工事							
				開発許可番号	秋田市指令第	号						
				区画数								
				開発面積	m ²							
				管種・口径・延長								
				給水方式								
				消火栓設置数	基							
				消防本部確認	印							
				完成予定年月日	年	月 日						
				設計金額	¥							
				現場代理人								
主任技術者												
道路区分	国道・県道・市道・農道・官地・河川・その他	道路占用	申請番号 第 号 許可番号 号									
道路使用	申請番号 第 号 許可番号 号	道路占用	申請番号 第 号 許可番号 号									
道路使用	申請番号 第 号 許可番号 号	道路占用	申請番号 第 号 許可番号 号									
口径 種別	市 納 付 金 内 訳										分岐同意書	有 ・ 無
	20	25	40	50	75	100	150	200	250	金額	土地使用同意書	有 ・ 無
設計審査手数料											誓 約 事 項	
工事検査手数料											設置申請しました給水施設は開発要綱第8条に基づき寄付する。(完成と同時に・年以内)都市計画法第36条第3項に基づく完了公告の日まで、給水施設の土地使用について同意する。なお、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は貸与する場合は、速やかに届出するとともに、相手方と同じ条件をもって土地使用の同意を継承する。以上のことを誓約します。	
分岐立会費												
分岐立会費(夜)												
合計金額												
設計変更および追加市納付金	納入済・許可印		納入済・許可印		納入済・許可印		納入済・許可印		納入済・許可印		許 可 条 件	
	No()		No()		No()		No()		No()			

給 水 施 設 完 成 届

(宛先)秋田市上下水道事業管理者	申請者	届 出	年	月	日
		住 所・氏 名			
(開発)	指定給 水装置 工事事 業者	住 所・氏 名			
受付番号 第		号			
工	事	宅地造成に伴う開発配水管布設工事			
工	期	着 工	年	月	日
		完 成	年	月	日

▲ 工事担当課現場確認欄

完成確認			現在出来高率	
年 月 日			%	
課 所 長	参 事		係 長	監 督 員

▲ 検査依頼書

工事担当課 名	水道建設課		
検査依頼	年 月 日		
○ 専門検査員			☑ 指定検査員
			担当 確認 印

検 査 報 告 書

検査年月日	年	月	日	検査 立 会 人	工事担当課
検査の結果					指定給水装置工事事業者
報告年月日					
年 月 日					
検査員 職・氏名					印

寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

施設所有者

印

下記の給水施設を寄附したいので受納されたく申込みいたします。

記

受 付 番 号		図 面 番 号	
施設 の 所 在 地			
施設 の 完 成 年 月 日			
施設 の 概 要			

添 付 書 類

名 称	枚 数	名 称	枚 数

土 地 使 用 同 意 書

給水施設の寄附に当たり、施設の維持管理上必要な場合の土地使用について下記のとおり同意します。

なお、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は貸与する場合は、速やかにその旨を届け出るとともに、相手方に同じ条件をもって土地使用の同意を継承します。

記

- | | |
|----------|-----------|
| 1 使用の目的 | 給水施設の維持管理 |
| 2 使用の場所 | 別紙図面のとおり |
| 3 使用の期間 | 使用存続期間中 |
| 4 土地の使用料 | 無償 |
| 5 使用同意書 | 下記のとおり |

所 在 ・ 地 番	使用面積	所 有 者 住 所	氏 名	印

以上のように相違ありません。

地権者代表
住 所
氏 名

印

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

給水装置工事検査完了通知交付申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 — — _____

下記の給水装置工事が完成し検査を受けたので、工事検査完了通知書の交付を申請します。

記

許 可 番 号	
工 事 場 所	秋田市
申 込 者 名	
工 事 検 査 日	年 月 日
交 付 の 理 由	

収受印

<給排水工事情報カード>			
給水装置工事 (月 日 申請済み ・ 月 日 申請予定)			
排水設備工事 (月 日 申請済み ・ 月 日 申請予定) (申請確認 / 済)			
給水工事種別 (新設 ・ 改造 ・ 水洗化 ・ その他()) 検索水栓番号 ()			
排水工事種別 (新設 ・ 改造 ・ 浄化槽切替 ・ その他()) 現地下水管種別 (合流 ・ 分流)			
給水装置工事 ・ 排水設備工事 (申請しない理由:)			
加入金の有無 【 有 (現地 ・ 他からの移設) ・ 無 】			
申請時の状況 【 設置メーター数 個】 【 共用メーター 有 ・ 無】 【 井戸水等 有 ・ 無】			
完成後の予定 【 設置メーター数 個】 【 共用メーター 有 ・ 無】 【 井戸水等 有 ・ 無】			
<局使用欄>	<input type="checkbox"/> 下水道使用届・使用水変更届 <input type="checkbox"/> 休止届の提出	(必要 ・ 不要)	提出月日 / / 受取
<審査担当>	現地権利記載欄	<既存メーター> 返却すること φ × 個、φ × 個 そのまま使用 メーター番号:	メーター出庫 mm 個
申請時下水状況 (未賦課 ・ 賦課済 ・ 新規)	使用水区分 (水道水 ・ 井戸水等 ・ 併用 ())	同時検査状況 (単独申請 ・ 同時検査 ・ 別検査 (理由:))	確認日 月 日 台帳確認
<検査担当> 上水 (有 ・ 無 : 設置メーター数 計 個) → 接続有 個			
共用メーター (有 ・ 無 : 使用箇所 個) → 接続状況 (有 ・ 無)			
井戸水等 (有 ・ 無 : 使用箇所) → 接続状況 (有 ・ 無)			
接続確認プレート設置 (済 ・ 未)			
竣 工 時 下水コード	水栓 No. (未賦課 ・ 賦課済)	確認月日	
	水栓 No. (未賦課 ・ 賦課済)	/	/ /
	水栓 No. (未賦課 ・ 賦課済)	/	/ /

秋田市指定給水装置工事事業者研修受講申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

秋田市指定給水装置工事事業者の研修を受講したいので申込みます。

指定工事事業者コード	
フリガナ	
商号または名称	
住所	
代表者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

研修参加者名

住所	氏名	給水装置工事主任技術者の場合は免状交付番号
		第 号
		第 号
		第 号
		第 号

給水装置工事主任技術者名簿

氏 名	給水装置工事主任技術者 免状交付番号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

秋田市指定給水装置工事事業者研修不参加理由書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

秋田市指定給水装置工事事業者研修につきましては、次の理由により参加しません。

指定工事事業者コード	
商号または名称	
住 所	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E メールアドレス	

不参加の理由

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

申 込 者 (給水装置所有者)	住 所	
	氏 名	
	電話番号	— —
給水装置設置場所	住 所	秋田市
	お客様番号	
消 防 設 備 士	氏 名	
	電話番号	— —
指 定 工 事 業 者	会 社 名	
	電話番号	— —
	担 当 者	

消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道連結型スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾します。

記

- 1 この水道連結型スプリンクラー設備は消防設備士が設計し、その指導の下に秋田市指定給水装置工事事業者が施工する。
- 2 配水管の断水や水圧低下等により、この水道連結型スプリンクラー設備の機能が十分発揮できない状態が発生した場合、秋田市上下水道局は一切責任を負わないこと。
- 3 この水道連結型スプリンクラー設備が誤作動（火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等）した場合、秋田市上下水道局は一切責任を負わないこと。
- 4 この水道連結型スプリンクラー設備が設置された家屋および部屋を賃貸する場合は、上記条件付きであることを賃借人に十分説明し了解を得ること。
- 5 この水道連結型スプリンクラー設備が設置された家屋および部屋の所有者を変更する場合は、上記事項について相手方に十分説明し了解を得ること。
- 6 この水道連結型スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等に異常があった場合は、秋田市指定給水装置工事事業者に連絡をするとともに、当方にて処置する。
- 7 この水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項および連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知する。

※原則として、申込者氏名は、申込者が自署すること。

断水のお知らせ

月 日 () 時から

月 日 () 時まで

秋田市 (地区名) で水道工事を行います。

水道工事に伴い、お客さまの水道が上記日時に断水となります。

断水時間帯は、濁り水の原因となりますので絶対に水道を使用しないでください。

- ・ 断水時間帯に水道を使用すると、濁り水を宅内に引き込み、温水器等の故障の原因となります。
- ・ 飲み水やトイレを流す水は、お手数ですが、あらかじめお汲み置きください。
- ・ 工事終了後、濁り水*が発生することがありますが、少し流していただくときれいになります。
※白濁水は水道水に空気が溶け込んだ現象で、静置しておくで 3~5 分くらいで下層から透明になってきますので、この水を飲用しても何ら支障ありません。
- ・ 工事中、騒音等ご迷惑をおかけいたします。
- ・ 工事の都合で予定時間が変更になることもございますが、ご理解とご協力をお願いします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



上下水道局マスコットキャラクター「カンちゃん」(水乃環太朗)

お問い合わせ先
秋田市上下水道局 (課 係)
担 当
TEL (昼)
TEL (夜)

施工業者
現場代理人
TEL

※ゼンリン住宅地図は、著作物であるため無断使用は厳禁です。局の地形図から個人情報を除いて使用すること。

注 1. 縮尺 1/2,500 またはこれにかわる工事箇所図を添付すること。

注 2. 配布前に内容と添付図について、監督員の確認を受けること。

給水装置工事事業者証再交付申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者 業者コード
 指定工事業者
 代 表 者
 電 話 番 号

秋田市指定給水装置工事事業者証の再交付を、次のとおり申請します。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
申 請 理 由	

受付番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	出庫要件	検査・工事一栓・せん孔十一栓
新規附番	・ 水栓番号()		(新規・同径・増径・減径)出庫

水道メーター取付および使用開始届

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者
秋田市水道事業給水条例および秋田市水道事業給水条例施行規程が給水契約の内容となることに合意し届出します。

1. 秋田	工事種別	使用状況		口径変更	開栓方法
5. 河辺	新設 改造(同径・増径・減径)	工事使用	完成使用	⇨ mm mm	新規開栓 開栓
7. 雄和	改造(新規) 臨時	完成休止			再開栓

届出年月日	年 月 日	使用開始年月日 (取付年月日)	年 月 日
給水装置場所	住所	秋田市 番号	
	(フリガナ)方書		
	(フリガナ)使用者氏名	自宅電話 勤務先電話 その他電話	
所有者	住所	番号	
	(フリガナ)方書		
	(フリガナ)氏名	自宅電話 勤務先電話 その他電話	
送付支払先	住所	番号	
	(フリガナ)方書		
	(フリガナ)氏名	自宅電話 勤務先電話 その他電話	
指定工事業者	会社名	電話番号	
	担当者名	携帯電話番号	

給水装置場所									
水栓番号			枝	メーター口径	mm	メーター番号			
地区	台帳	一連		メーター名称	検年	取付指針	m3		

備考	/	/

《メーター設置位置》

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 (所有者)

住 所

.....

名 称

.....

氏 名

.....

電話番号

— —

.....

この度の給水装置工事の申込みにあたり、メーター設置位置に関して下記のとおり誓約いたします。

記

1. 給水装置場所 秋田市
2. 建築物名称
3. 用 途 一般住宅 共同住宅 (アパート含む) その他
4. メーター設置位置
5. 規定位置に設置できない理由

6. 誓 約 内 容

給水装置工事施行指針により、本来は配水管または他の給水管からの分岐部分に最も近い敷地内で、道路境界等から 1.5 m 以内に設置するべきですが上記の理由により設置できません。

そのため、分岐部からメーターまでの距離が長くなりますが、漏水や不具合が生じた場合、当方で速やかに対処いたします。

また、売買等所有者の変更が生じた場合は、本誓約の旨を次期所有者および使用者に継承することを併せて誓約致します。

※原則として、申請者 (所有者) が自署すること。

老朽給水管解消工事融資あっせん申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申 請 者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日

_____ 年 月 日 (満 才)

電話番号 _____

次のとおり老朽給水管解消工事資金の融資あっせんを申請します。

受付番号	※ 年度第 号	受付年月日	※
工事場所	秋田市		
借 入 申込額		返済月数	
借 入 希望月		毎 月 返済日	2 日 8 日 18 日
工事代金額			
改造建築物 の所有区分	自 宅	貸 家	アパ ー ト 借 家

※ の欄は、記入しないで下さい。

申請者の概況	家族構成	夫、妻、子供 人、父、母、その他 人 ・申請者と生計を同一としている者を記入。		合計 人 (申請者を含む)		
	営業・勤務先の内容	職業の内容		営業年数		
		勤務先名および地位		勤続年数		
		営業・勤務先の所在地		電話番号		
	収入支出の現況	毎月の定例収入 (年間平均)			毎月の支出 (年間平均)	
		本人	円		家計費	円
		家族	円		その他の支出計 円 (内訳)	
		その他	円			
		合計	円		合計	円
				円 (その他の収入の内訳)		
連帯保証人	氏名	⑩	満才	申請者との関係		
	住所				資産概要	
取扱希望店	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 秋田県信用組合 東北労働金庫 銀行名を○で囲み本支店名を記入してください。					
工事施工者住所、氏名(委任者)		住所 氏名 電話番号				

年 月 日

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 秋田信用金庫 御中
- 東北労働金庫
- 秋田県信用組合

老朽給水管解消工事資金借入申込書

- 私は、下記のとおり借入を申込みます。借入金その他の条件は貴行の「金銭消費貸借契約証書」によって確認し、その事項に従います。
- 私は、この申込に関して貴行が取引上の判断するにあたっては、貴行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の信用情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。また、その利用した日等が当該情報機関に登録され、加盟会員が登録日から3か月間を超えない期間、それを取引上の判断のために利用することについて同意します。

		借入（予定）日		年	月	日
お 申 込 人	ご住所	(〒□□□□-□□□□)				
	お名前	フリガナ		実印	性別	生年月日
	お仕事	お勤め先 (ご職業)	業種	勤続(営業)年数	年	収 入
借 入 要 項	借入金額	毎月返済分元金額	返済回数	毎月返済日	最終返済日	利率(固定)
	万円	円	回	日	年月日	年 %
	資金用途	老朽給水管解消工事資金				
	返済方法	元金均等毎月返済				
ローン申込取扱金融機関	返済口座	銀行・金庫・組合	本・支店	預金種目	普通(総合)・当座	
返済口座				口座番号		

連 帯 保 証 人	ご住所	(〒□□□□-□□□□)			
	お名前	フリガナ		性別	生年月日
				年	収 入 関 係
		男	大正・昭和		円
		女	年月日		円

金融機関 使用欄	検印	係印
-------------	----	----

印紙

検 印	
--------	--

係 印	
--------	--

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 秋田信用金庫
- 秋田県信用組合
- 東北労働金庫

念 書
(支払委任特約書)

御中

委任者（甲） 住 所 _____
 （申込者本人） 氏 名 _____

実 印

口座使用印

受任者（乙） 住 所 _____
 （施工業者） 氏 名 _____

使用印

甲は、今般、秋田市老朽給水管解消に係る融資あっせん制度に基づき貴行（金庫・組合）から融資を受けるにあたり、別に差し入れた金銭消費貸借契約証書の各項のほか、下記のことを確約いたします。

記

1 借入金の支払委任

借入金は、甲名義の普通預金（総合）・当座勘定口座（番号 _____）に入金のうえ、同日中に上記預金口座から引落とし、金 _____ 円を甲に代わって甲が指定する乙にお支払ください。

なお、支払方法は乙の取引金融機関（ _____ 銀行（金庫・組合） _____ 本・支店）
普通預金（総合）・当座勘定口座（番号 _____）に振込してください。

2 振込手数料の支払同意

前記 1 の振込に際し振込手数料が発生した場合は、工事代金等とともに甲名義の口座より引落としされることに同意します。

3 免 責

(1) 甲は、前記 1 による預金の引落としについて、普通預金約款または当座勘定約定書に規定する方法にかかわらず貴行（金庫・組合）所定の方法で処理されても異議は申し立てません。

なお、これについて後日事故が生じましても、一切甲がこの責を負い貴行（金庫・組合）に対しては決してご迷惑をおかけしません。

(2) 乙は、前記 1 による工事代金受領のうえは、後日事故が生じましても甲と協議し、問題解決に努め貴行（金庫・組合）に対してはご迷惑をおかけしません。

契約締結報告書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

契約内容について、以下のとおり報告します。

受付番号	
工事場所	
住 所	
氏 名	
融資決定額	
契約日	
最終償還日	

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

取扱金融機関

老朽給水管解消工事に係る融資あっせん取りやめ届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所

氏 名

下記の申請を取りやめますので届出します。

記

承認番号	年度 第 号	承認年月日	年 月 日
設置場所	秋田市		
申請内容	融 資 (融資希望額 円)		
備 考			

給排水課長	参 事	審 査 係	給排水管理係

還付用口座名義記入用紙

銀行名	
支店名	
項目	普通・当座
口座番号	
口座名義	フリガナ

通帳に記載されているとおり正確にご記入ください。

水道工事業者記入欄

受付番号	—
------	---

公 共 下 水 道 使 用 届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

申 請 者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始します。

確認番号 受付番号		確認年月日 受付年月日	年 月 日
設置場所	秋田市		
施工業者	電話番号	責任技術者	
工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 改造 (便槽 槽) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 (浄化槽 槽)		
所有区分	<input type="checkbox"/> 個人 : <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (戸) <input type="checkbox"/> 会社等 : <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 () (世帯)		
使用水区分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用 (.)		
給水装置	メーター数 (個) メーター番号 ()		

使用開始年月日	年 月 日
---------	-------

現 針 確 認		
指針	m ₃	担 当 検査員
日付	. .	

お客様番号	徴 収 月	次回検針月
	偶 ・ 奇	

様式第70号
(下第7条関連)

排水設備使用(休止・廃止・再開・変更)届

年 月 日

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記により排水設備の使用を(休止・廃止・再開・変更)しますので、届出します。

記

設 置 場 所	秋田市
お 客 様 番 号	
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 農業集落排水 <input type="checkbox"/> 個別排水処理施設
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用(.)
年 月 日	年 月 日 (休止・廃止・再開・変更)
理 由	

公共下水道一時使用等届

年 月 日

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記により公共下水道一時使用の(開始・廃止)を届出します。

記

設 置 場 所	秋田市	
使 用 期 間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで	
使 用 水 区 分	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用(.)	
使 用 目 的		
排 水	処 理 方 法	
	1 日 平 均 排 水 時 間	時間
	1 日 平 均 排 水 量	m ³
	総排水量	m ³

公共下水道使用者異動届

年 月 日

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記により公共下水道使用者の異動を届出します。

記

異 動 年 月 日	年 月 日	
設 置 場 所	秋田市	
お 客 様 番 号		
氏 名	異 動 前	異 動 後
理 由		

使用水変更届

年 月 日

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記により使用水の変更を届出します。

記

変更年月日	年 月 日			
設置場所	秋田市			
使用水区分	変 更 前		変 更 後	
	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用()	<input type="checkbox"/> 井戸水等 ・)	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 併用()	<input type="checkbox"/> 井戸水等 ・)
種 別	<input type="checkbox"/> 一般汚水	<input type="checkbox"/> 公衆浴場汚水	<input type="checkbox"/> 一般汚水	<input type="checkbox"/> 公衆浴場汚水
理 由				

上下水道管路情報複写図交付申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

上 水 道		下 水 道	
申 請 者	住 所		
	ふりがな 会 社 名	(業者コード)	
	ふりがな 氏 名		
	連 絡 先		
確 認 欄	交 付 部 数		納 付 書 番 号
	白 黒	10円× 枚	
	カ ラ ー	50円× 枚	
備 考	(マンホール・バルブ・消火栓・水栓)		対応者

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

令和 年 月 日

住 所
 指定工事業者
 代表者氏名
 電話番号

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

(過去5年以内に受講した講習会名(受講年月日)を全て記入)
(未受講の場合、その理由を記載(非公表))
受講実績の公表について(可・否)

※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去5年以内の受講実績を記入。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日 営業時間 修繕対応時間 上記項目の公表について(可・否)
漏水等修繕対応について ※該当するものに全てに○を記入。 屋内給水装置の修繕・埋設部の修繕・その他() 上記項目の公表について(可・否)
対応工事種別について ※該当する部分全てに○を記入。 配水管からの分岐～水道メーターの(新設・改造) 水道メーター～宅内給水装置の(新設・改造) 上記項目の公表について(可・否)
その他 上記項目の公表について(可・否)

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

受講者名（非公表）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表について（ 可 ・ 否 ）		
※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。		

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去1年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか		工事年度
		(○×を記入)	保有している資格等	
上記内容の公表について (可 ・ 否)				

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

受水槽式給水施設調査表

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者
代 表 者

受水槽式給水施設を直結式・直結増圧式給水として使用したいので、調査結果を報告します。

施設場所	秋田市
申込者	

	調査項目	結果
1	使用材料は法令に適合しているか。	
2	耐圧試験結果に異常は無いか。(現地水圧)	
3	水質試験結果に異常は無いか。(味・臭気・色度・濁度)	
4	凍結防止対策(水抜き栓の機能等)は良好か。	
5	メーター口径に対して適切な栓数か。	
特記事項		

調査日 年 月 日

主任技術者

關係法令編

第 26 章 關係法令

関係法令目次

1	水道法（抄）	284
2	水道法施行令（抄）	291
3	水道法施行規則（抄）	292
4	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	295
5	秋田市水道事業給水条例	303
6	秋田市水道事業給水条例施行規程	315
7	消費税法（抄）	321
8	計量法（抄）	322
9	計量法施行規則（抄）	323
10	特定計量器検定検査規則（抄）	324
11	道路法（抄）	325
12	道路法施行令（抄）	328
13	道路交通法（抄）	332
14	道路交通法施行規則（抄）	334
15	建築基準法施行令（抄）	335
16	下水道条例（抄）	337
17	農業集落排水施設条例（抄）	338
18	開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱	339
19	共同住宅および併用共同住宅水道料金適用基準取扱要綱	342
20	水道加入金取扱要綱	345
21	給水装置工事および排水設備工事台帳の複写費を定める要綱	347
22	給水装置工事に係る費用を定める要綱	348
23	共同住宅の水道メーター等に関する設置基準	350
24	共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱	352
25	小規模貯水槽水道の管理指導要綱	355
26	老朽給水管解消工事に係る融資あっせん要綱	357
27	指定工事事業者審査委員会要綱	359
28	管路情報複写費を定める要綱	361
29	秋田市指定給水装置工事事業者の指導および処分に関する要綱	362
30	秋田市指定給水装置工事事業者研修に関する実施要綱	364
31	個人情報保護に関する法律（抄）	366
32	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）	377
33	厚生労働省通達（受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて）	383
34	3～5階直結式給水に係る給水装置の管理基準	387
35	東北地方整備局保安施設設置基準（抜粋）	388

1 水道法 (抄)

[昭和 32 年 6 月 15 日 法律第 177 号]

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする

(責 務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第 2 条の 2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等(水道事業者等との連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

(用語の定義)

第 3 条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供

給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

第2章 水道事業

第2節 業 務

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

7 国土交通大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき、その間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることと認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

- 2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
 - 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - 四 その他国土交通省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、**第25条の4第1項**の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事事業者を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

- 2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項および次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされ

ないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他国土交通省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

2 国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

3 国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

5 前各項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受検手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

- 2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

2 水道法施行令（抄）

〔昭和32年12月12日 政令第336号〕

（給水装置の構造及び材質の基準）

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、**侵食**等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。
 - 3 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。
 - 4 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第2項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

3 水道法施行規則（抄）

[昭和32年12月14日 厚生労働省令第45号]

第1章 水道事業

第1節 事業の認可等

（給水装置の軽微な変更）

第13条 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第2節 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては、定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の氏名

二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という）の交付番号

三 事業の範囲

（国土交通省令で定める機械器具）

第20条 法第25条の3第1項第2号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四 水圧テストポンプ

（国土交通省令で定める者）

第20条の2 法第25条の3第1項第3号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意

思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第21条 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3号によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第23条 法第25条の4第3項第4号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水地域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）を完了した旨の連絡

(変更の届出)

第34条 法第25条の7の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法人にあっては、役員の名
- 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に様式第10号による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

- 一 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- 二 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号による法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11号による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第4条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

4 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

[平成9年3月19日 厚生省令第14号]

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。

以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
 - ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
 - 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
 - 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第1号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
 - 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(侵出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について

浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

- 第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置）に設置されていること。
 - イ 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」

という。)により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

- ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1. 5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4)に規定するものを除く。)	3キロパスカル及び 1. 5メガパスカル	3キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。)	1. 5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1. 5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

- ニ バキュームブレーカーは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカーに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。
- ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカーを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカー以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。
- ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。
- 二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼

び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が25ミリメートルを超えるものにあつては、別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第7条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

別表第1

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	0.0003mg/L以下であること。	0.003mg/L以下であること。
水銀及びその化合物	0.00005mg/L以下であること。	0.0005mg/L以下であること。
セレン及びその化合物	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
鉛及びその化	0.001mg/L以下であるこ	0.01mg/L以下であること。

化合物	と。	
ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
六価クロム化合物	0.002 mg/L 以下であること。	0.02 mg/L 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 以下であること。	0.04 mg/L 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L 以下であること。	10 mg/L 以下であること。
フッ素及びその化合物	0.08 mg/L 以下であること。	0.8 mg/L 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1 mg/L 以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
四塩化炭素	0.0002 mg/L 以下であること。	0.002 mg/L 以下であること。
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 以下であること。	0.05 mg/L 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 以下であること。	0.04 mg/L 以下であること。
ジクロロメタン	0.002 mg/L 以下であること。	0.02 mg/L 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
ベンゼン	0.001 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 以下であること。	0.08 mg/L 以下であること。
亜鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下であること。	1.0 mg/L 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L 以下であること。	0.2 mg/L 以下であること。
鉄及びその化合物	0.03 mg/L 以下であること。	0.3 mg/L 以下であること。
銅及びその化合物	0.1 mg/L 以下であること。	1.0 mg/L 以下であること。

化合物		
ナトリウム及びその化合物	20 mg/L 以下であること。	200 mg/L 以下であること。
マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 以下であること。	0.05 mg/L 以下であること。
塩化物イオン	20 mg/L 以下であること。	200 mg/L 以下であること。
蒸発残留物	50 mg/L 以下であること。	500 mg/L 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下であること。	0.2 mg/L 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 以下であること。	0.02 mg/L 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L 以下であること。	3 mg/L 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5 度以下であること。	5 度以下であること。
濁度	0.2 度以下であること。	2 度以下であること。
1・2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 以下であること。	0.004 mg/L 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして0.01 mg/L 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして0.01 mg/L 以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
酢酸ビニル	0.01 mg/L 以下であること。	0.01 mg/L 以下であること。
スチレン	0.002 mg/L 以下であること。	0.002 mg/L 以下であること。
2・4-トルエンジアミン	0.002 mg/L 以下であること。	0.002 mg/L 以下であること。
2・6-トルエンジアミン	0.001 mg/L 以下であること。	0.001 mg/L 以下であること。
1・2-ブタジエン	0.001 mg/L 以下であること。	0.001 mg/L 以下であること。
1・3-ブタジエン	0.001 mg/L 以下であること。	0.001 mg/L 以下であること。

備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001 mg/L」とあるのは「0.007 mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1 mg/L」とあるのは「0.97 mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1 mg/L」とあるのは「0.98 mg/L」とする。

別表第2

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中 心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端 までの垂直距離
13ミリメートル以下のもの	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
13ミリメートルを超え20ミ リメートル以下のもの	40ミリメートル以上	40ミリメートル以上
20ミリメートルを超え25ミ リメートル以下のもの	50ミリメートル以上	50ミリメートル以上

備考

- 1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25ミリメートル」とあり、又は「40ミリメートル」とあるのは、「50ミリメートル」とする。
- 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25ミリメートル」とあり、「40ミリメートル」とあり、又は、「50ミリメートル」とあるのは、「200ミリメートル」とする。

別表第3

区分		越流面から吐水口の最下端までの 垂直距離	
近接壁の影響がない場合		(1. $7 \times d + 5$)ミリメートル以上	
近接壁の影響がある場合	合 近接壁が一面の場合	壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートルを超え ($5 \times D$) ミリメートル以下のもの	($2 \times d + 5$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($5 \times D$) ミリメートルを超えるもの	(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートル以下のもの	(3. $5 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートルを超え ($6 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($6 \times D$) ミリメートルを超え ($7 \times D$) ミリメートル以下のもの	($2 \times d + 5$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($7 \times D$) ミリメートルを超えるもの	(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上

備考

- 1 D : 吐水口の内径 (単位 ミリメートル) d : 有効開口の内径 (単位 ミリメートル)
- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は50ミリメートル以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は200ミリメートル以上とする。

5 秋田市水道事業給水条例

[昭和 35 年 3 月 28 日条例第 8 号]

第 1 章 総 則

第 1 条 削除

(目的)

第 2 条 この条例は、市の水道事業の給水についての料金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第 3 条 給水区域は、秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和 41 年秋田市条例第 33 号）別表第 1 に定めるところによる。

- 2 前項の給水区域内でも、配水管の未設置地域又は工事に著しく支障があると認める地域には、給水をしないことができる。ただし、給水を受けようとする者が、工事費を負担するときは、この限りでない。

(給水装置の定義)

第 4 条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 5 条 給水装置は、次の 2 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯又は 1 箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第 6 条 削除

第 2 章 給水装置の工事および費用

(給水装置の新設等の申込み)

第 7 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が別に定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項の申込みがあった場合、管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第 8 条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改

造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。
- 3 指定給水装置工事事業者の指定に関し必要な事項は、管理者が定める。

(給水管および給水用具の指定)

第9条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事および当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、修繕のための工事および官公署の申込みに係る給水装置工事その他管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の予納金は、工事完了後精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。

(工事費の分納)

第12条 前条第1項の給水装置工事の工事費の概算額は、管理者の承認を受けて分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第13条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事の工事費が完納になったときとし、その管理は、工事費が完納になるまでの間においても、当該工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第14条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお、損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置変更等の工事)

第15条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についてその責任)

第16条 給水装置の設置又は管理に関し、第三者から異議があったときは、工事申込者の責任とする。

第3章 給 水

(給水の原則)

第17条 給水は、災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない理由および法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時および区域を定めて、その都度予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第18条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人および管理人)

第19条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代

理人を置かなければならない。

- 2 給水装置を共用する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定しなければならない。
- 3 前2項の代理人又は管理人を選定したときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。ただし、管理者が、その代理人又は管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

- 第20条 管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため、給水装置に市のメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターの位置は、管理者が定める。ただし、その位置が工作物その他により不相当となったときは、これを変更させることができる。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第21条 給水装置の使用者、所有者もしくは管理人（以下「水道使用者等」という）又は代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等又は代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道使用者等又は代理人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 私設消火栓を消防のため使用したとき。

(私設消火栓の使用)

- 第22条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 私設消火栓を消防以外に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いがなければならない。

(水道使用者等の管理責任)

- 第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、これを徴収しないことができる。
 - 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(メーターの保管)

- 第24条 メーターは、水道使用者等に保管させる。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターをき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(給水装置および水質の検査)

第25条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、水道加入金および手数料

(料金の徴収)

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者から徴収する。

- 2 給水装置を共有する者は、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

- 2 基本料金および従量料金は、次のとおりとする。

(1) 基本料金

メーターの口径	料金（1月につき）
13ミリメートル	700円
20ミリメートル	1,200円
25ミリメートル	2,700円
40ミリメートル	7,800円
50ミリメートル	13,300円
75ミリメートル	30,000円
100ミリメートル	50,000円
150ミリメートル	110,000円
200ミリメートル	160,000円

(2) 従量料金

種別および用途		区 分	料金（1月につき）
一 般 用	メーター口径20 ミリメートル以下	1立方メートルから 10立方メートルまで	1立方メートルにつき 55円
		11立方メートルから 20立方メートルまで	1立方メートルにつき 135円
		21立方メートルから 50立方メートルまで	1立方メートルにつき 190円
		51立方メートルから 100立方メートルまで	1立方メートルにつき 220円
		101立方メートルから 200立方メートルまで	1立方メートルにつき 245円
		201立方メートル以上	1立方メートルにつき 271円
	メーター口径25 ミリメートル以上	1立方メートルから 50立方メートルまで	1立方メートルにつき 190円
		51立方メートルから 100立方メートルまで	1立方メートルにつき 220円
		101立方メートルから 200立方メートルまで	1立方メートルにつき 245円
		201立方メートル以上	1立方メートルにつき 271円
浴 場 用			1立方メートルにつき 61円

3 給水のために特別に施設を要する場合の経費は、別に徴収することができる。

第28条 削除

(料金の算定等)

第29条 管理者は、毎月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって料金を算定する。

2 前項の規定により算定された料金は、定例日の属する月分又は定例日の属する月の翌月分とする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月にメーターの検針を行い、その計量した使用水量をもって2月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、第31条第1項又は第2項の規定に該当する場合を除き、各月均等とみなす。

4 管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 2世帯以上で水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(月の中途における使用の開始等の場合の料金等)

第31条 料金の算定の基準となる月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 水道の使用を開始した日からその日後初めてメーターの検針を行う日までの日数又は水道の使用を休止し、もしくは廃止した日(以下「休廃止日」という。)の直前のメーターの検針を行う日から休廃止日までの日数(以下「使用日数」という。)が30日を超えない場合 次に掲げる額の合計額

ア 1月分の基本料金に使用日数を乗じて得た額を30で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 従量料金の額

(2) 使用日数が30日を超える場合 次に掲げる額の合計額

ア 1月分の基本料金の額

イ 1月分の基本料金に使用日数(30日を超える部分に限る。)を乗じて得た額を30で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ 計量した使用水量に30を乗じて得た数を使用日数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下「特定使用水量」という。)を使用水量とみなして算定した従量料金の額

エ 計量した使用水量から特定使用水量を減じた数を使用水量とみなして算定した従量料金の額

2 料金の算定の基準となる月の中途において、メーターの口径に変更があったときは、変更の日の直前のメーターの検針を行う日から変更の日までの日数および変更の日からその日後初めてメーターの検針を行う日までの日数をそれぞれ前項第1号の使用日数とみなして料金を算定する。

3 水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者については、これを使用しているものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者については、水道の使用申込みの際、管理者は、概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の納入)

第33条 料金は、納入通知書により納付しなければならない。

(水道加入金)

第33条の2 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条

において同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後のメーターの口径に応じて次の表に定める額に100分の110を乗じて得た水道加入金(以下「加入金」という。)を納付しなければならない。ただし、改造の場合の加入金の納付額は、メーターの新口径に応ずる額と旧口径に応ずる額との差額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径	金 額
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	230,000円
40ミリメートル	670,000円
50ミリメートル	1,120,000円
75ミリメートル	2,880,000円
100ミリメートル	5,700,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- 2 前項の加入金は、給水装置の新設又は改造の工事の申込みのとき納付しなければならない。ただし、納付後工事変更により加入金に増減のあるときは精算するものとする。

(手数料)

第34条 手数料は、次のとおりとし、申込者の負担とする。

(1) 設計審査手数料

ア 新設又は改造(便所の水洗化のみのもものを除く)に係る審査(1回につき)

給水管の口径	25ミリメートル以下	25ミリメートルを超え 50ミリメートルまで	50ミリメートルを超えるもの
金 額	2,500円	3,700円	4,500円

イ 改造(便所の水洗化のみのもものに限る)又は撤去に係る審査

1回につき 1,700円

(2) 工事検査手数料

ア 現地検査(1回につき)

給水管の口径	25ミリメートル以下	25ミリメートルを超え 50ミリメートルまで	50ミリメートルを超えるもの
金 額	3,500円	4,300円	5,500円

イ 書類検査 1回につき 1,200円

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円

- 2 前項の手数料は、申込みのとき前納しなければならない。

(料金、加入金等の減免)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料又はその他の費用を減免することができる。

第5章 管 理

(給水装置の検査)

第36条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造および材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の給水装置の構造および材質がその基準に適合していることの確認に要する費用については、当該確認の申込者の負担とする。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第10条の工事費、第23条第2項の修繕に要する費用、第27条の料金、第33条の2の加入金、第34条の手数料又は前条第3項の確認に要する費用を期限内に納入しないとき。
- (2) 第7条又は第18条の手続を経ないで、給水装置の新設もしくは改造を行い、又は水道を使用したとき。
- (3) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第29条の使用水量の計量、又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発してもなお、改めないとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

できる。

- (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第20条第1項および第2項によるメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第36条の検査又は第38条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第27条の料金、第33条の2の加入金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第27条の料金、第33条の2の加入金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準等

(布設工事監督者を配置する工事)

第44条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設もしくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第45条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科において土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道3年

以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれにおいて機械工学科もしくは電気工学科又はこれらに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者
(水道技術管理者の資格)

第46条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号および第4号又は第5号に規定する学校において土木

工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前2号前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

第8章 補則

(委任事項)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

6 秋田市水道事業給水条例施行規程

[昭和 35 年 4 月 1 日水道ガス局管理規程第 2 号]

(目的)

第 1 条 この規程は、秋田市水道事業給水条例（昭和 35 年秋田市条例第 8 号。以下「条例」という）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第 2 条 この規程において「給水装置」とは、条例第 4 条に規定する給水装置をいう。

(管理者への申込みを要しない給水装置の新設等)

第 2 条の 2 条例第 7 条第 1 項ただし書の管理者が別に定めるものとは、給水装置の修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という）第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）をいう。

(同意書等の提出)

第 3 条 条例第 7 条に基づく給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下「給水装置の新設等」という）の申込者で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類等を提出しなければならない。

- (1) 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構築物の所有者の同意書
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の同意書
- (3) 前 2 号の規定による書類を提出できないときは、申込者の誓約書
- (4) 受水槽を設ける給水装置の新設等を行うときは、受水槽から給水栓までの間の設計図

2 前項の場合において民法(明治 29 年法律第 89 号)第 213 条の 2 又は第 213 条の 3 の適用があるときは、同項第 1 号(他人の土地に給水装置を設置するときに限る。)および第 2 号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、第 1 項の申込者は、民法第 213 条の 2 第 3 項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

(給水装置の新設等の申込みの取消し)

第 4 条 給水装置の新設等の申込者が当該申込みの取消しを行うときは、速やかに取消しの理由等を記載した給水装置新設等申込取消届を管理者に提出しなければならない。

(工事の施行)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）の施行の範囲は、配水管への取付口から給水栓までの間とする。ただし、受水槽を設けるものにあつては、配水管への取付口から受水槽の給水口までの間とする。

2 前項の給水装置工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一

時中止し、条例第9条第2項の設計審査を受けなければならない。

- 3 条例第9条第2項の工事検査により給水装置工事に手直しがあつたときは、当該手直しのための工事しゅん工後に、再度、同項の工事検査を受けなければならない。

(設計審査および工事検査を要しない工事)

第5条の2 条例第9条第2項ただし書の管理者が別に定める工事とは、給水装置の修繕工事をいう。

(給水装置の構成等)

第6条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という）、給水栓等をもって構成する。

第7条 給水装置の構造および材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合しなければならない。ただし、配水管への取付口からメーターまでの間については、管理者が別に定める。

(指定工事事業者証の交付)

第8条 管理者は、条例第9条第1項の指定給水装置工事事業者を指定したとき又は法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新がされたときは、速やかに当該指定給水装置工事事業者に対し、秋田市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付するものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者は、法第25条の3の2第1項の規定により指定の効力を失ったとき又は同項の更新の申請をするときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、法第25条の7の規定により事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11第1項の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、法第25条の7により事業の休止を届け出たとき又は次条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証をその間管理者に返納するものとする。
- 5 指定給水装置工事事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
- 6 指定給水装置工事事業者は、指定工事事業者証の記載事項に変更があつたときは、法第25条の7の規定による変更の届出をする際に当該指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。
- 7 管理者は、前項の規定により指定工事事業者証の返納があつたときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、新たな指定工事事業者証を交付するものとする。

(指定の停止)

第8条の2 管理者は、法第25条の11第1項に該当する場合において、指定給水装置工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、同項の指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め当該指定の効力を停止することができる。

(指定等の告示)

第8条の3 管理者は、次の各号に該当するときは、その都度、その旨を告示するものとする。

- (1) 法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者を指定したとき。
- (2) 法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新がされたとき。
- (3) 法第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力が失われたとき。
- (4) 法第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (5) 法第25条の11第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- (6) 前条の規定により指定給水装置工事事業者の指定を停止したとき。

(給水方式)

第9条 給水方式は、直結式給水および受水槽式給水のいずれかによらなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、併用式給水とすることができる。

(受水槽の設置)

第10条 給水装置の新設等の申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受水槽を設置しなければならない。

- (1) 3階以上の建物に給水装置を設置するとき（管理者が必要がないと認めるときを除く）。
- (2) 一時に多量の水を使用するとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

第11条から第13条まで 削除

(工事費の分納)

第14条 条例第12条の規定により、工事費分納の承認を受けた者は、連帯保証人との連署で分納証書を提出しなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、市内に住居を有し、独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 工事は、第1回分納金納付後に着手する。

(代理人および管理人)

第15条 条例第19条の規定により、代理人又は管理人を選定したときは、関係者連署をもって届け出なければならない。その変更の場合も同じとする。

(所有者の住所不明の場合)

第16条 給水装置の所有者の住所が不明のときは、これを管理する者は、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の管理する者は、条例第19条第1項の代理人とみなす。

(メーターの位置)

第17条 条例第20条第2項に規定するメーターの位置は、次の各号に掲げる場所でない限りなければならない。

- (1) 配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い敷地内
- (2) メーターの検針が容易に行うことができ、乾燥して汚水が入りにくく、かつ、損傷のおそれのない場所

(私設消火栓の封印)

第18条 私設消火栓は、管理者が封印する。

(用途の基準)

第19条 条例第27条第2項第2号の規定による用途の適用基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 浴場用以外の用途に使用するもの
- (2) 浴場用 物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定により入浴料金の統制額の指定等の適用を受ける公衆浴場

(定例日の変更)

第20条 条例第29条第4項の規定により定例日を変更した場合の料金の算定については、条例第31条第1項の規定を準用する。

(使用水量の認定)

第21条 条例30条の規定による使用水量の認定は、過去の使用水量およびその他の事実を参しゃくして行う。

2 受水槽を設置して水道を使用するものの水道料金は、次の各号のいずれかにより算定することができる。ただし、管理者が特別な事情があると認めるときは、別に定めるところにより算定することができる。

- (1) 使用者が家事の用のみに使用する場合は、13ミリメートルの口径による各戸の基本料金と、その全体の使用水量に基づき各戸の使用水量を均等とみなし使用者ごとに算定した従量料金の合算額とする。
- (2) 使用者のうち家事の用のみに使用するもののほか他の用に使用するものがある場合、家事の用のみに使用するものの料金は、13ミリメートルの口径による基本料金と管理者が別に定めた使用水量に基づく従量料金との合算額に世帯数を乗じて得た額とし、他の用に使用するものについては口径別による基本料金と計算した全使用水量から家事の用のみに使用された水量を控除した水量に基づく従量料金との合算額とし、これらを合計して得た額とする。

3 前項各号のいずれかの規定の適用を受けるものが、給水方式を変更して水道を使用する場合において、管理者が特別な事情があると認めるときは、引き続きこれらの規定を適用することができる。

(料金の減免)

第22条 条例第35条の規定による料金の減免を受けようとする者は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、減免決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(臨時使用の水道加入金)

第23条 臨時に水道を使用する売店、興業、工事現場、その他これらに類するものの給水装置の新設の申込みで、その使用期間が3月以内のときは、**条例第35条の規定により水道加入金を2分の1に減額する。**

(身分証明書)

第24条 メーターの検針、料金および工事費の徴収又は給水装置の検査等に従事する職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理および検査の受検)

第25条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条各号に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、**毎年1回以上**定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関もしくは国土交通大臣および環境大臣の登録を受けた者又は管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭いおよび味に関する検査ならびに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(布設工事監督者の資格)

第26条 条例第45条第8号の規定により同条第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第45条第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)に**基づく**大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号の卒業生にあつては2年以上、同条第2号の卒業生にあつては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(同条第1号の卒業生にあつては1年以上、同条第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 外国の学校において、条例第45条第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (3) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 3 7 条第 1 項および第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

7 消費税法 (抄)

(非課税)

第6条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二の二に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第二 (第六条関係)

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く）。

- (1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定
- (2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習
- (3) 公文書の交付（再交付及び書換交付を含む）、更新、訂正、閲覧及び謄写
- (4) 裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

8 計量法（抄）

[平成4年5月20日法律第51号]

(定義等)

第2条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力…

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(国際単位系に係る計量単位)

第3条 前条第1項第1号に掲げる物象の状態の量のうち別表第1の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

別表第1

体積	立方メートル	リットル
圧力	パスカル又はニュートン 毎平方メートル	バール

(製造事業者に係る型式の承認)

第76条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

(承認の有効期間等)

第83条 第76条第1項及び第81条第1項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、経済産業省令で定める。

9 計量法施行規則（抄）

[平成5年10月25日通称産業省令第69号]

（軽微な修理）

第10条 法第46条第1項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。

四 積算体積計に係る次に掲げる修理。

イ 水道メーター又は温水メーターに係るストレーナー又はパッキンの取替え又は清掃

（簡易修理）

第11条 法第49条第1項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。

五 積算体積計に係る次に掲げる修理

ロ 水道メーター又は温水メーターに係る次に掲げる修理

（1）分解清掃

（2）表示機構の透明覆板の取替え

（3）パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）

10 特定計量器検定検査規則（抄）

〔平成5年10月26日通商産業省令第70号〕

第六章 水道メーター

（表記）

第303条 水道メーターの標記事項は、日本工業規格B857012（2013）による。

（性能）

第305条 水道メーターの標記事項は、日本工業規格B857012（2013）による。

（器差検定の方法）

第333条水道メーターの標記事項は、日本工業規格B857012（2013）による。

（器差検査の方法）

第339条 水道メーターの標記事項は、日本工業規格B857012（2013）による。

1 1 道 路 法 (抄)

[昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号]

(用語の定義)

第 2 条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

(道路の占用の許可)

第 3 2 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 7 7 条第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第 7 7 条第 1 項の規定の適用を受けるもので

あるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第36条 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第15号の4に規定する特定卸供給事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の1月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えなければならない。

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第37条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第33条、第35条及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認め

る場合

- 2 道路管理者は、前項の規定により道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占有を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占有の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。
- 3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(原状回復) 第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、**占有物件を除却**し、道路を原状に回復しなければならない。**ただし**、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

- 2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

1 2 道路法施行令（抄）

[昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号]

（道路の占用の軽易な変更）

第 8 条 法第 3 2 条第 2 項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 一 占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。
- 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であって、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。

（占用の期間に関する基準）

第 9 条 法第 3 2 条第 2 項第 2 号に掲げる事項についての法第 3 3 条第 1 項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

- 1 次に掲げる工作物、物件又は施設 10 年以内
 - イ 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）による水管（同法第 3 条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供するものに限る。）
 - ロ 工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号）による水管（同法第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業の用に供するものに限る。）
 - ハ 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）による下水道管
 - ニ 鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）又は全国新幹線鉄道整備法（昭和 4 5 年法律第 7 1 号）による鉄道で公衆の用に供するもの
 - ホ ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）によるガス管で同法第 2 条第 1 1 項に規定するガス事業の用に供するもの（同条第 2 項に規定するガス小売事業の用に供するものにあつては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 3 7 号）第 3 1 条第 2 項に規定する導管に限る。）
 - ヘ 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）による電柱又は電線（同法第 2 条第 1 項第 1 7 号に規定する電気事業者（同項第 3 号に規定する小売電気事業者及び同項第 1 5 号の 4 に規定する特定卸供給事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）
 - ト 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）による電柱、電線又は公衆電話所（同法第 1 2 0 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）
 - チ 石油パイプライン事業法（昭和 4 7 年法律第 1 0 5 号）による石油管（同法第 2 条第 3 項に規定する石油パイプライン事業の用に供するものに限る。）

2 その他の法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設 5年以内

(水管又はガス管の占用の場所に関する基準)

第11条の3 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての水管又はガス管に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 水管又はガス管を地上に設ける場合においては、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
 - 二 水管又はガス管を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
 - イ 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分に設ける場合を除き、歩道の部分であること。
 - ロ 水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が1・2メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、0・6メートル)を超えていること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第10条(第1号ロ及び第2号から第5号までに係る部分に限る。)、第11条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び前条第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定を準用する。

(構造に関する基準)

第12条 法第32条第2項第4号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
 - イ 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
 - ロ 電柱の脚釘は、路面から1・8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けるものであること。
 - ハ 特定仮設店舗等又は第7条第8号に掲げる施設(特定連結路附属地に設けるものを除く。)にあつては、必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- 二 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
 - イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - ロ 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。
 - ハ 電線、水管、下水道管、ガス管又は石油管については、各戸に引き込むために地下に設けるものその他国土交通省令で定めるものを除き、国土交通省令で定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設した年その他の保安上必要な事項を明示するものであること。
- 三 橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高架の道路の強度に影響を与えない構造であること。
- 四 特定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造である

こと。

イ 連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさないものであること。

ロ 当該工作物、物件又は施設の規模及び用途その他の状況に応じ、当該工作物、物件又は施設と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように、必要な規模の駐車場及び適切な構造の通路その他の施設を設けるものであること。

(工事実施の方法に関する基準)

第13条 法第32条第2項第5号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 二 道路を掘削する場合には、溝掘、つぼ堀又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり堀の方法によらないこと。
- 三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- 四 原則として、道路の一方の側は、常に通行することができることとすること。
- 五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。
- 六 前各号に定めるところによるほか、電線、水管、下水道管、ガス管若しくは石油管(以下この号において「電線等」という。)が地下に設けられていると認められる場所又はその付近を掘削する工事にあつては、保安上の支障のない場合を除き、次のいずれにも適合するものであること。
 - イ 試掘その他の方法により当該電線等を確認した後に実施すること。
 - ロ 当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。
 - ハ ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

(工事の時期に関する基準)

第14条 法第32条第2項第6号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期であること。
- 2 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること。特に道路を横断して掘削する工事その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

(道路の復旧の方法に関する基準)

第15条 法第32条第2項第7号に掲げる事項についての法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごとに行うとともに、確実に締め固めること。

- 2 占用のために掘削した土砂をそのまま埋め戻すことが不相当である場合においては、土砂の補充又は入換えを行った後に埋めもどすこと。
- 3 砂利道の表面仕上を行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもって掘さく前の路面形にしめ固めること。

(技術的細目)

第16条 第10条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第11条の5に規定する石油管(第9条第1号チに掲げる石油管に限る。以下この条において同じ。)の占用の場所に関する基準又は第12条に規定する石油管の構造に関する基準を適用するについて必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第15条第3項第2号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。)の例による。

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

第18条 法第36条第1項ただし書の政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線で、道路を占用する部分の延長が20メートルをこえないものの設置又は改修に関する工事とする。

1 3 道路交通法（抄）

[昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号]

（目的）

第 1 条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

第 5 章 道路の使用等

第 1 節 道路における禁止行為等

（道路の使用の許可）

第 7 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
 - 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
 - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第 1 号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第 1 項の規定による許可を受けた者が前 2 項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第 3 項又は第 4 項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、

弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

- 7 第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第5項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

(許可の手続)

第78条 前条第1項の規定による許可を受けようとする者は、**内閣**府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行うことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。
- 3 所轄警察署長は、前条第1項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 5 第3項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。
- 6 第1項の申請書の様式、第3項の許可証の様式その他前条第1項の許可の手続について必要な事項は、**内閣**府令で定める。

(道路の管理者との協議)

第79条 所轄警察署長は、第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならない。

(違法工作物等に対する措置)

第81条 警察署長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工作物又は物件（以下この節において「工作物等」という。）の除去、移転又は改修、当該違反行為に係る工事又は作業（以下この節において「工事等」という。）の中止その他当該違反行為に係る工作物等又は工事等について、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第76条第1項又は第2項の規定に違反して工作物等を設置した者
- 二 第76条第3項の規定に違反して物件を置いた者
- 三 第77条第1項の規定に違反して工作物等を設置し、又は工事等を行った者
- 四 第77条第3項又は第4項の規定による所轄警察署長が付した条件に違反した者
- 五 第77条第7項の規定に違反して当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなかった者

1 4 道路交通法施行規則（抄）

[昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号]

(道路使用許可証の様式等)

第 10 条 法第 78 条第 1 項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 道路使用の目的
- 三 道路使用の場所又は区間
- 四 道路使用の期間
- 五 道路使用の方法又は形態
- 六 現場責任者の住所及び氏名

2 法第 78 条第 1 項の申請書及び法第 78 条第 3 項の許可証の様式は、別記様式第 6 号のとおりとし、申請書は、2 通提出するものとする。

3 前項の申請書には、道路使用の場所又は区間の付近の見取図その他の第 1 項各号の事項を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類を添付しなければならない。

4 法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会に届出をし、又は許可を受けなければならないこととされている場合において、その届出書又は許可の申請書に第 1 項に定める事項が記載されているときは、第 2 項の規定にかかわらず、当該届出書又は許可の申請書を法第 78 条第 1 項の申請書とみなす。

5 法第 77 条第 1 項第 4 号に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、その許可書に別記様式第 6 に定める事項が記載されており、かつ、所轄警察署長が許可の旨及び付すべき条件をあわせて記載したときは、第 2 項の規定にかかわらず、当該許可書を法第 78 条第 3 項の許可証とみなす。

(道路使用許可証の記載事項の変更の届出)

第 11 条 法第 78 条第 4 項に規定する許可証の記載事項の変更の届出は、別記様式第 7 の届出書及び当該許可証を提出して行うものとする。

(道路使用許可証の再交付の申請)

第 12 条 法第 78 条第 5 項に規定する許可証の再交付の申請は、別記様式第 8 の再交付申請書及び当該許可証を提出して行うものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証を提出することを要しない。

1 5 建築基準法施行令（抄）〔昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号〕

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第 1 2 9 条の 2 の 4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 1 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 2 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 3 第 1 2 9 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 4 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 5 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 6 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が 3 0 0 0 平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- 7 給水管、配電管その他の管が、第 1 1 2 条第 2 0 項の準耐火構造の防火区画、第 1 1 3 条第 1 項の防火壁若しくは防火床、第 1 1 4 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合には、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
- ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 2 0 分間（第 1 1 2 条第 1 項若しくは第 4 項から第 6 項まで、同条第 7 項（同条第 8 項の規定により床面積の合計 2 0 0 平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 5 0 0 平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第 1 0 項（同条第 8 項の規定により床面積の合計 2 0 0 平方メートル以内

ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第18項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁若しくは防火床にあつては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあつては45分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

8 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 1 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- 2 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
- 3 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

4 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

5 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

6 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

1 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

2 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

3 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

4 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

5 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

16 下水道条例（抄）

（排除汚水量の算定）

第13条 使用者が公共下水道に排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、その使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用した場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

2 管理者は、氷雪製造業その他の営業を営む使用者の申告により、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その申告の内容を審査して、その使用者の排除汚水量を認定する。

3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計量のための装置を取り付けることができる。

（使用料の算定方法）

第13条の2 水道水を使用した場合の使用料は、秋田市水道事業給水条例(昭和35年秋田市条例第8号)第29条に規定する方法に基づき算定する。

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料は、2月分まとめて算定する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

（月の中途における使用の開始等の場合の使用料）

第13条の3 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は休止し、もしくは廃止した場合の使用料の算定については、秋田市水道事業給水条例第31条第1項の規定の例による。

2 前項の場合において、水道水以外の水を使用した場合であって、管理者が認める態様で使用したときの使用料については、同項の規定にかかわらず、第13条第1項第2号の規定により管理者が認定した使用水量に応じて算定した使用料に使用者が公共下水道を使用した日数を乗じて得た額を30で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 第9条の規定による公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者については、これを使用しているものとみなす。

(使用料の徴収方法)

第 13 条の 4 使用料は、納入通知書により徴収する。

(概算使用料の前納)

第 13 条の 5 工事その他の理由により一時的に公共下水道を使用する場合において、管理者は、必要があると認めるときは、概算の使用料を前納させることができる。

2 前項の使用料の精算に伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要があると認めたときに行う。

(資料の提出)

第 13 条の 6 管理者は、使用料を算定するために必要があると認めるときは、使用者から資料の提出を求めることができる。

1 7 農業集落排水施設条例 (抄)

(排除汚水量の算定)

第 16 条 使用者が施設に排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、その使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用した場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

2 管理者は、営業を営む使用者の申告により、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その申告の内容を審査して、その使用者が排除した汚水の量を認定する。

3 管理者は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要があると認めるときは、計量のための装置を取り付けることができる。

1 8 開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号。以下「条例」という。）第47条および秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年水道ガス局管理規程第2号。以下「施行規程」という。）第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項のうち、開発行為に伴う給水施設工事に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 条例第4条に定める給水装置のうち開発行為に伴う開発配水管、給水管および設備の総体をいう。
- (2) 開発配水管 開発事業者が、一般道路および開発区域内道路に布設する管径50ミリメートル以上の配水管をいう。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 給水管 開発配水管から分岐し宅地へ至る管をいう。
- (4) 設備 開発区域内の給水に必要な導水管、ポンプ井、ポンプ、送水管、配水池、計装および建築物等をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例28号）第9条各号のいずれかに該当する開発行為に伴う開発区域の給水施設とする。

(申込みの提出書類)

第4条 開発事業者は、給水施設を設置しようとするときは、条例第7条第1項の申込みの際、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 給水施設設置申請書
- (2) 開発行為許可書の写し
- (3) 給水施設設計図書
- (4) 利害関係人の同意書
- (5) その他管理者が必要とする書類

(工事の施行者)

第5条 設備を伴う給水施設工事の設計および施工は、指定給水装置工事事業者であつて、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき水道施設工事業の許可を受けている者が行うものとする。

(完成検査時の提出書類)

第6条 指定給水装置工事事業者は、条例第9条第2項の工事検査（以下「完成検査」という。）を受けるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 給水施設完成届
- (2) 給水施設完成図書
- (3) その他管理者が必要とするもの

(料金およびその他費用負担)

第7条 開発事業者が使用する水質保全用水および洗管用水の使用に係る料金は、その都度使用水量を測定し、条例第27条第2項により徴収する。

- 2 開発事業者は、給水施設の中に設備が含まれている場合、条例第27条第3項の規定に基づき、寄付受納後3年間に要する減価償却費相当額、消耗品費、電気料金等の総額として管理者が算定する特別維持管理費を納めるものとする。ただし、減価償却費相当額には、完成から寄付受納時までの期間の減価償却費を加えるものとする。
- 3 第1項の料金は完成検査後速やかに、前項の費用は寄付受納時に納入するものとする。

(開発事業者の義務)

第8条 開発事業者は、給水施設（給水管を除く。）を完成日と同時又は完成日から3年以内に管理者に寄付するものとする。なお、同一開発事業者が年次計画により、継続して開発を行うときの寄付期日は、管理者がその計画を勘案のうえ定めるものとする。

- 2 開発事業者は、給水施設が当該開発事業者の所有となっている間は、次に掲げる事項を遵守する義務を負うものとする。
 - (1) 自らの費用をもって給水施設の維持管理をすること。
 - (2) 維持管理する指定給水装置工事事業者を選定し管理者に届け出ること。
 - (3) 給水施設に異常が認められた場合は、前号の指定給水装置工事事業者により速やかに修復を行い、その結果を直ちに管理者に報告すること。
 - (4) 管理者の判断において、やむを得ず行った当該給水施設の修復に要した費用を負担すること。

(給水施設の廃止)

第9条 管理者は、給水施設の変更等の工事を施行したときは、当該給水施設の一部又は全部が廃止された旨を開発事業者に通知するものとする。

(給水管の所有権移転)

第10条 開発配水管から分岐した給水管は、土地の所有権移転と同時に当該給水管も所有権移転されたものとみなす。

(安定給水の確保と管網整備)

第11条 開発事業者は、安定給水の確保を図るため隣接する相互の開発配水管を連絡するものとする。

- 2 同一道路内に複数の開発配水管を布設しようとするときは、管理者の指示に従うものとする。

(その他)

第12条 管理者は、この要綱に定めのない事項については、開発事業者と協議のうえ指示するものとする。

(様式)

第13条 この要綱の実施に必要な様式は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

1 9 共同住宅および併用共同住宅水道料金適用基準取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号。以下「規程」という。）第21条第2項本文の適用を受けるもののうち共同住宅および併用共同住宅（以下「共同住宅等」という。）に係るものの水道料金および下水道使用料（以下「料金等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(共同住宅等の定義)

第2条 共同住宅とは、規程第21条第2項第1号の算定方法が適用される居住するすべての使用者が家事の用のみに水道を使用する建物をいう。

2 併用共同住宅とは、規程第21条第2項第2号の算定方法が適用される居住する大部分の使用者が家事の用のみに使用するもののほか、他の用と併用して水道を使用する建物をいう。

(適用要件)

第3条 この要綱を適用する共同住宅等は、次の各号のいずれかに掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 3階建て以上の建物であること。
- (2) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた建物であること。

(使用水量の認定)

第4条 規程第21条第2項第2号に規定する管理者が別に定めた使用水量は、次のとおりとする。

- (1) 単身者 1ヶ月5立法メートル
- (2) 世帯者 1ヶ月15立法メートル

(申請手続)

第5条 この要綱の適用を受けようとする共同住宅等の所有者は、**共同住宅および併用共同住宅水道料金等適用申請書（様式第1号）**に水道使用者の名簿その他管理者の指定する書類を添えて申請し、管理者の承認を受けなければならない。

(申請書の審査および調査)

第6条 管理者は、前条の申請を受けたときは、書類の審査および建物等の調査を行うものとする。

(所有者への通知)

第7条 管理者は、前条の審査および調査の結果に基づき、所有者に対して**共同住宅および併用共同住宅水道料金等適用承認（不承認）通知書（様式第2号）**により通知するものとする。

(契 約)

第 8 条 管理者は、申請を承認したときは、契約書により所有者と契約を締結するものとする。

(使用者への周知義務)

第 9 条 所有者は、前 2 条に規定する管理者の承認および契約の締結後、使用者に対して料金等の算定方法、適用の条件、その他必要な事項について、周知徹底を図らなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第 10 条 所有者又は所有者が申請した管理人又は管理会社（以下「管理人等」という。）は、承認を受けた申請内容に変更が生じた場合は、管理者にその都度変更の届出をしなければならない。

- 2 管理者は、承認の内容と異なる事実を確認した場合は、所有者又は管理人等に申請内容の変更を命ずることができる。
- 3 所有者又は管理人等は前項の変更を命じられたときは、15日以内に変更の届出をしなければならない。
- 4 前項の届出については、第5条の規定を準用する。

(所有者変更の届出)

第 11 条 所有者に変更があった場合は、現在の所有者が遅滞なく管理者に変更の届出をしなければならない。

(管理人等の変更の届出)

第 12 条 管理人等に変更があった場合は、所有者又は現在の管理人等が、速やかに管理者に変更の届出をしなければならない。

(入居戸数変更の届出)

第 13 条 所有者又は管理人等は、入居戸数に変更があった場合は、管理者にその都度変更の届出をしなければならない。

(入居戸数変更時の料金等の適用)

第 14 条 料金の算出基準となる月の途中において、入居戸数に変更があったときは、その使用日数の多い戸数により認定した使用水量に基づく料金等を適用する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の戸数によるものとする。

(使用形態の変更の届出)

第 15 条 所有者は、建物の増改築等により、第 2 条に定める水道の使用形態に変更が生じる場合は、管理者に事前に変更の届出をしなければならない。

(変更の届出書)

第 15 条の 2 第 10 条第 1 項、第 11 条から第 13 条までおよび第 15 条の規定による届出は、共同住宅および併用共同住宅水道料金等適用申請内容変更届（様式第 3 号）によるものとする。

(共同住宅等の取扱いの廃止等の届出)

第16条 所有者は、**共同住宅等の取扱い**を休止し、又は廃止する場合は、管理者に事前に**共同住宅および併用共同住宅水道料金等適用取消届（様式第4号）**を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取消することができる。

このために所有者に損害が生じても管理者はその責を負わない。

- (1) 所有者が虚偽の申請を行っていたとき。
- (2) 所有者から承認の取消しの申請があったとき。
- (3) 所有者が関係規定および法令等に違反し、改善を求めても改めないとき。
- (4) 相当の理由により、承認の継続が不相当と認められるとき。
- (5) その他前各号に準ずると認められるとき。

(料金等の精算)

第18条 第15条および第16条に定める届出において、無届又は届出の遅延等が判明し、料金等の精算の必要があると認められる場合は、休止又は廃止があった時点に遡り、配水管と貯水槽の間に設置されているメーター口径の使用水量に基づく料金等を適用して精算するものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

20 水道加入金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市水道事業給水条例(昭和35年秋田市条例第8号。以下「条例」という。)第33条の2に規定する水道加入金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(算定基準)

第2条 水道加入金(以下「加入金」という。)の算定基準は、次の表のとおりとする。

事由	算定基準
(1) 給水施設の新設	メーターの口径に応じ、条例第33条の2第1項の表に規定する金額
(2) 給水装置の改造 (メーターの口径を大きくするものに限る。)	前号の算定基準により、改造後のメーターの口径および改造前のメーターの口径についてそれぞれ算出した金額の差額
(3) 給水装置の移転 (メーターの口径を大きくするものに限る。)	既設の給水装置を分岐箇所撤去し、別の場所に給水装置を新設する場合は、新設するメーターの口径についてそれぞれ第1号の算定基準により算出した金額の差額(撤去するメーターに係る分の加入金は、条例33条の規定に基づき減免するものとする。)

2 3階直結給水の場合で1次メーターおよび2次メーターを設置するときは、前項の表第1号に規定するメーターの口径とは、2次メーターの口径とする。

(納入義務者)

第3条 加入金の納入義務者は、給水装置の新設又は改造工事の申込者とする。

2 前項の改造工事は、メーターの口径を大きくするものに限る。

(納付)

第4条 加入金の納付は、給水装置工事の申込みを受理した日の翌日から一週間以内とする。ただし、官公署の申込みの場合又は管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(精算)

第5条 加入金は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額を納付するものとする。

(1) 給水装置の工事の完成前に当該工事の申込みを取り消したとき既納の加入金の全額

(2) 給水装置の工事の設計変更により加入金の減額変更があったとき既納の加入金との差額

2 給水装置の工事の設計変更により加入金の増額変更があったときは、既納の加入金との差額を追加納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年6月10日から施行する。
- (運用の廃止)
- 2 水道加入金取扱運用については、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 1 給水装置工事および排水設備工事台帳の複写費を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理者が保管している給水装置工事および排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）を複写するための費用（以下「複写費」という。）について定めることを目的とする。

(費用の負担)

第2条 複写費は、台帳の複写を申し込む者の負担とする。

(費用)

第3条 複写費は、1部につき300円に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(費用の徴収)

第4条 前条に定める複写費は、台帳複写の申込みの際これを徴収する。

(費用の減免)

第5条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年10月1日から施行する。

2 2 給水装置工事に係る費用を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理者が行う給水装置給水装置工事に係る分岐立会に要する費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用の負担)

第2条 分岐立会費は、申込者の負担とする。

(費用)

第3条 分岐立会費は、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

分岐立会費		
口 径 mm	単 価 (円)	
	昼	夜
40	3,700	4,500
50	3,900	4,800
75	5,200	6,300
100	7,500	9,200
150	8,900	10,900
200	10,700	13,200

(注) 夜とは20:00～5:00とし、それ以外の時間帯を昼とする。

(費用の徴収)

第4条 前条に定める分岐立会費は、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みの際これを徴収する。

(費用の減免)

第5条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後の給水装置工事に係る分岐立会費について適用し、施行日前の給水装置工事に係る分岐立会費については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後の給水装置工事に係る分岐立会費について適用し、施行日前の給水装置工事に係る分岐立会費については、なお従前の例による。

2 3 共同住宅の水道メーター等に関する設置基準

(目的)

第1条 この基準は、共同住宅等の給水に関する各戸メーター（以下「子メーター」という。）等の設置に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び型式)

第2条 子メーターの種類及び型式は次のとおりとする。

- (1) 子メーターの種類はデジタル方式（以下「平型メーター」という。）と遠隔指示方式（以下「記憶装置付水道メーター」という。）及び隔測自動発動方式（以下「発電メーター」という。）の3種類とする。
- (2) 子メーターの型式については次のとおりとし、管理者が承認したものとする。

口 径	呼 称	型 式	備 考
1 3 ミリメートル	一般型	接線流羽根車単乾式	日本水道協会規格に 準ずる
2 0 〃 ～ 4 0 〃	一般型	接線流羽根車複乾式	
5 0 〃 以上	たて型	湿式たて型軸流羽根車式	

(子メーターの検定)

第3条 子メーターは、計量法及び計量関係法令に適合したもので、都道府県知事の行う検定に合格したものとする。

(設置基準)

第4条 子メーターは、次の基準により設置するものとする。

- (1) 子メーターは、各戸それぞれ1個設置するものとする。
- (2) 子メーター設置個所上流側に開閉防止形伸縮式止水栓を取り付け、メーター下流側直近に逆止弁（チャッキバルブ）を取り付けるものとする。
- (3) 記憶装置付水道メーター及び発電メーターを使用するときは、集中検針盤を1棟につき1箇所以上設置するものとする。（ただし、管理者が認めるものを除く。）
- (4) 子メーターの取り付けは、メーターの側面に指示する流入方向と、給水管の流入方向を一致させ、かつ水平に設置するものとする。
- (5) 応急給水栓等を併用する場合、共用個所にメーターを設置するものとする。

(設置場所)

第5条 子メーターの設置にあたっては、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 修理およびメーター交換が容易にできる場所（点検口にあつては概ね500ミリメートル×500ミリメートル以上）で常時点検できる場所であるものとする。
- (2) 外部から容易に損傷を受けることなく、衛生上支障のない場所であるものとする。
- (3) 記憶装置付水道メーター及び発電メーターの集中検針盤は、1階屋内の常時通行できる共用部分で、雨、直射日光、衝撃等による支障のない場所とし、取り付け位

置は床面から集中検針盤の天端までを1.7メートルとし、傾斜のないよう堅固に取り付けるものとする。

(事前協議)

第6条 工事計画及び設計にあたっては、事前に管理者と協議しなければならない。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

2 4 共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第21条第2項ただし書の規定に基づき、共同住宅および併用共同住宅水道料金等適用基準取扱要綱に定める共同住宅および併用共同住宅（以下「共同住宅等」という。）における水道メーターの各戸検針ならびに水道料金および下水道使用料（以下「料金等」という。）の料金徴収事務の特例に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用要件)

第2条 この要綱を適用する共同住宅等は、次に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 各戸に独立した給水設備を保有し、使用者ごとに計量できる水道メーター（以下「子メーター」という。）を有していること。ただし、住宅部分については、台所、風呂、トイレ等生活に要するすべての給水設備を保有していること。
- (2) 子メーター等の設置については、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める共同住宅の水道メーター等に関する設置基準に適合したものであること。

(検針および料金等の徴収方法)

第3条 管理者は、配水管と貯水槽との間に設置されているメーター（以下「親メーター」という。）および子メーターの検針を行い、各使用者の料金等は、子メーターの検針水量により、設置されている口径にかかわらず13ミリメートル口径とみなして算定し、使用者から徴収する。ただし、併用共同住宅の非住宅部分の料金等は、設置されている子メーターの口径に基づき算定する。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、親メーターでの使用水量と子メーターの合計使用水量との差が親メーターの使用水量の5パーセントを超えた場合、その差水量にかかる料金等を13ミリメートル口径に基づき算定し、所有者から徴収する。

3 料金等の納入方法は、口座振替制を原則とする。

(申請手続)

第4条 この要綱の適用を受けようとする共同住宅等の所有者は、**共同住宅等の各戸検針および料金等適用申請書（様式第1号）**に水道使用者の名簿その他管理者の指定する書類を添えて申請し、管理者の承認を受けなければならない。

(申請書の審査および調査)

第5条 管理者は、前条の申請を受けたときは、書類の審査ならびに建物および共同住宅の水道メーター等に関する設置基準に基づく調査を行うものとする。

(所有者への通知)

第6条 管理者は、前条の審査および調査の結果に基づき、所有者に対して、**共同住宅等の各戸検針および料金等適用承認（不承認）通知書（様式第2号）**により通知

するものとする。

(子メーターの設置および管理)

第7条 貯水槽以下の設備に接続する子メーターは、第5条に規定する共同住宅の水道メーター等に関する設置基準に適合するものとし、検針が容易にできるように所有者の責任において設置するものとする。

2 子メーターの故障、検定期間満了（有効期間8年間）等による交換は、所有者の責任において実施するものとする。

(契約)

第8条 管理者は、申請を承認したときは、契約書により所有者と契約を締結するものとする。

(使用者への周知義務)

第9条 所有者は、第6条および前条に規定する管理者の承認および契約の締結後、使用者に対して、料金等の算定方法、適用の条件、その他必要な事項について、周知徹底を図らなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第10条 所有者又は所有者が申請した管理人又は管理会社（以下「管理人等」という。）は、承認を受けた申請内容に変更が生じた場合は、管理者にその都度変更の届出をしなければならない。

(所有者変更の届出)

第11条 建物の所有者に変更があった場合は、現在の所有者が遅滞なく管理者に変更の届出をしなければならない。

(管理人等の変更の届出)

第12条 管理人等に変更があった場合は、所有者又は現在の管理人等が、速やかに管理者に変更の届出をしなければならない。

(指定給水装置工事事業者の変更の届出)

第13条 所有者又は管理人等は、指定給水装置工事事業者に変更があった場合は、速やかに管理者に変更の届出をしなければならない。

(適用要件の変更の届出)

第14条 所有者は、建物の増改築等により、第2条の適用要件に変更が生じる場合は、管理者に事前に変更の届出をしなければならない。

(変更の届出書)

第14条の2 第10条から第14条までの規定による届出は、共同住宅等の各戸検針および料金等適用申請内容変更届（様式第3号）によるものとする。

(共同住宅等の取扱いの廃止等の届出)

第15条 所有者は、共同住宅等の取扱いを休止し、又は廃止する場合は、管理者に事前に共同住宅等の各戸検針および料金等適用取消届（様式第4号）を提出しなければ

ばならない。

(承認の取消し)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取消することができる。

このために所有者に損害が生じても管理者はその責を負わない。

- (1) 所有者が虚偽の申請を行っていたとき。
- (2) 所有者から承認の取消しの申請があったとき。
- (3) 所有者が関係規定および法令等に違反し、改善を求めても改めないとき。
- (4) 相当の理由により、承認の継続が不相当と認められるとき。
- (5) その他前各号に準ずると認められるとき。

(料金等の精算)

第17条 第14条および第15条に定める届出において、無届又は届出の遅延等が判明し、料金等の精算の必要がある場合は、休止又は廃止があった時点に遡り、親メーター口径の使用水量に基づく料金等を適用して精算し、所有者に請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 5 小規模貯水槽水道の管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、**秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）**第43条第2項の規定に基づく簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）の管理に必要な事項および汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 小規模貯水槽水道の管理は、設置者が自ら責任をもって行うものであり、管理者は、この要綱の目的を達成するため設置者の協力のもとに指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設置者

小規模貯水槽水道を設置している者をいい、一般的に当該貯水槽水道の設けられている建築物等を所有している者をいう。

(2) 貯水槽

受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。

(3) 衛生行政

小規模貯水槽水道を管轄する保健所等をいう。

(責務)

第4条 設置者は、小規模貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる水道事業者の指導に協力するものとする。

2 管理者は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

3 管理者は、この要綱に基づいてその業務を円滑に遂行できるよう衛生行政との連携を密にするよう努めるものとする。

(設置者の措置)

第5条 設置者は、小規模貯水槽水道について次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。

(1) 小規模貯水槽を設置、変更または廃止したときは、速やかにその旨を管理者に届け出ること。（様式1～3）

(2) 小規模貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

(管理者の業務)

第6条 管理者は、小規模貯水槽水道について次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 設置者に対して前条に規定するもののほか、管理に必要な指導を行うこと。

(2) 小規模貯水槽水道の情報を管理すること。

- (3) 小規模貯水槽水道の管理の充実を図るために計画的に現場調査を行うこと。
- (4) 小規模貯水槽水道の管理に関する利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。
- (5) 水質検査および清掃の結果の提供を設置者、水質検査機関および清掃業者に適宜求めること。

(汚染事故発生時の措置)

第7条 設置者は、小規模貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、またはそのおそれがあるときは、ただちに衛生行政に通報するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。

- (1) 当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとること。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該小規模貯水槽水道の復旧を図ること。
- (3) 給水停止等の措置を取った場合は、代替水を確保すること。
- (4) 当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を開始すること。

2 管理者は、小規模貯水槽水槽に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、またはそのおそれがあるときは、次に掲げる措置を行うように努めるものとする。

- (1) 汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、前項の規定に従って適切な措置をとるよう、当該小規模貯水槽水道の設置者を指導すること。
- (2) 情報収集および関係機関への連絡に関すること。
- (3) 衛生行政に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 6 老朽給水管解消工事に係る融資あっせん要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市上下水道局（以下「局」という。）が別に定める取扱い金融機関の協力のもとに分岐からメーター前後の老朽給水管（以下「老朽給水管」という。）解消工事の融資あっせんについて具体的取扱方法、手続等に必要な事項を定め、老朽給水管の解消を図ることを目的とする。

(適用の区域)

第2条 この要綱の適用区域は、秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）第3条の規定による給水区域（以下「給水区域」という。）内とする。

(融資あっせんの対象)

第3条 融資あっせんの対象は、老朽給水管解消工事を施工しようとする者とする。

(資格)

第4条 融資あっせんを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 給水区域内における住宅の所有者又は居住者（所有者の承諾を得た場合に限る。）であること。
- (2) 申込み時に水道料金等の滞納がないこと。また、過去一年間給水停止処分を受けていないこと。
- (3) 融資を受けた額の償還能力を有し、かつ連帯保証人が1人（独立の生計を営む。）いること。
- (4) 法人でないこと。
- (5) その他、管理者が必要と認めたもの。

(融資あっせんの額)

第5条 融資あっせんの額は、あっせんの申込みに係る老朽給水管解消工事費用において、1万円未満の端数を切り捨てた額とし、その限度額は50万円を超えるときは50万円とする。

(融資あっせんの申請)

第6条 融資あっせんを受けようとする者は、あらかじめ別に定めるあっせん申込書に次の書類を添付して管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

- (1) 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号。以下「条例」という。）第7条に基づく給水装置工事の申込書。ただし、メーター前後の老朽給水管のみを取り替える場合には、この限りでない。
- (2) 居住者が住宅の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- (3) その他、管理者が必要とする書類

(融資あっせんの決定および通知)

第7条 管理者は、前条の申込みがあったときは、速やかに融資あっせんの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

(工事の施工)

第8条 前条の規定により融資あっせんの決定通知を受けた者は、条例第9条に規定する指定工事事業者に依頼し、施工しなければならない。

(融資金額の決定および通知)

第9条 管理者は、老朽給水管解消工事の竣工検査を行い、検査後においては融資金額を決定し、金融機関からの融資のあっせんを行うものとする。

(契約締結後の報告)

第10条 前条の規定による融資あっせんの決定を受けた者は、金融機関と契約後速やかに管理者へ報告しなければならない。

(融資の機関等)

第11条 融資する機関は、管理者が別に定める金融機関とする。

- 2 融資を受けた額の償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から50月以内に毎月均等な額をその月の末日までに金融機関に支払うことにより行うものとする。
- 3 償還金の支払を前項に規定する支払日後に行うときは、当該支払日に支払うべき金額に当該支払日の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、年14%の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。
- 4 融資の利子は、局の負担とする。
- 5 管理者は融資あっせんに関して金融機関と別途契約するものとする。

(融資あっせんの取り消し)

第12条 管理者は、融資あっせんの決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により資金の融資あっせんの決定を受けたとき。
- (2) 融資金額決定通知書を受理してから、申請人の責により1ヶ月以内に金融機関から融資を受けない場合。
- (3) その他、管理者が必要と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

27 指定工事事業者審査委員会要綱

(設置)

第1条 秋田市上下水道局に、指定工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要綱は、委員会において、秋田市指定給水装置工事事業者、秋田市指定排水設備工事事業者の指定の取消し、又は一定期間停止および排水設備工事責任技術者の登録の取消し、又は一定期間停止に関し審査することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	理事
副委員長	次長
委員	総務課長
〃	お客様センター所長
〃	給排水課長
〃	水道維持課長
〃	水道建設課長
〃	下水道整備課長
〃	下水道施設課長
〃	その他委員長が定めた者
幹事	給排水課担当職員

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表して会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長に事故があるときにおいて、副委員長にも事故があるとき又は副委員長も欠けたときは、総務課長が委員長の職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、審査に付すべき事案を委員に示さなければならない。

(審査)

第6条 審査の方法は、幹事の報告に基づき、委員の過半数の出席により審査しなければ

ばならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審査結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、給排水課で処理する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

28 管路情報複写費を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理者が管理している水道、下水道および農業集落排水の管路情報を複写するための費用（以下「複写費」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(複写の種類等)

第2条 複写を行う管路情報の種類は、水道、下水道および農業集落排水の3種類とし、そのうちから1種類又は必要に応じて組み合わせた複数の種類を1枚の複写とすることができる。

(費用の負担)

第3条 複写費は、管路情報の複写を申し込む者の負担とする。

(費用)

第4条 カラーの複写費は、A3サイズ1枚につき50円とし、また、白黒は、A3サイズ1枚につき10円とする。（消費税等相当額を含む。）

(費用の徴収)

第5条 前条に定める複写費は、管路情報複写の申込みの際これを徴収する。

(転写の禁止)

第6条 転写を禁ずることとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

29 秋田市指定給水装置工事事業者の指導および処分に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消し（以下「指定の取消し」という。）および秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の2の規定による指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）の処分ならびに指定給水装置工事事業者の指導に関する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導)

第2条 管理者は、指定給水装置工事事業者の違反行為（法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する行為等をいう。以下同じ。）を認めるときは、指定の取消し又は指定の停止の処分のほか、文書等による指導を行うことができるものとする。

(処理手順および処分等の基準)

第3条 管理者は、指定給水装置工事事業者に違反行為の疑いがあるときは、指定給水装置工事事業者の指導および処分処理手順（次項において「処理手順」という。）に基づき、当事者からの事情聴取その他の事実関係の調査を行うものとする。

2 管理者は、前項の事実関係の調査により指定給水装置工事事業者の違反行為が明らかになったときは、処理手順および別表に規定する指定給水装置工事事業者の違反行為に係る指導および処分基準に基づき、指定の取消しもしくは指定の停止の処分又は指導を行うものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第4条 管理者は、指定の取消しをしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号に基づき聴聞を行うものとする。

2 管理者は、指定の停止をしようとするときは、秋田市行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号）第12条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与するものとする。

(委員会)

第5条 指定の取消しおよび指定の停止の処分に関する審査は指定工事事業者審査委員会が行い、当該審査については指定工事事業者審査委員会要綱に規定する。

(処分の決定)

第6条 管理者は、指定工事事業者審査委員会による審査の結果の報告を受けて、指定の取消し又は指定の停止の処分を決定し、当該処分内容を指定給水装置工事事業者に通知するとともに、当該処分に伴う所要の措置を講ずるものと

する。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第7条 管理者は、給水装置工事主任技術者が法に違反していると認めるときは、その旨を国土交通大臣および環境大臣に報告するものとする。

(庶務)

第8条 この要綱に関する庶務は、給排水課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

30 秋田市指定給水装置工事事業者研修に関する実施要綱

(研修の目的および実施)

第1条 給水装置は、人の生命、健康に直接かかわる水道水の衛生に関連する設備であることから、秋田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、安全・安心な給水を確保するため、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2の指定をした給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の技術力の向上および関係法令遵守の徹底を目的とした、秋田市指定給水装置工事事業者研修（以下「研修」という。）を実施する。

(受講対象者)

第2条 研修は、管理者が指定を行った指定工事事業者に所属し、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できるものを受講対象とする。

(研修の種類および開催時期)

第3条 研修は、次の各号のものをいう。

- (1) 指定工事事業者の施工技術の向上と関係法令の遵守を目的として定期的に開催するもの
 - (2) 管理者が必要と認めた場合に開催するもの
- 2 前項第1号の研修は、おおむね3年に1回の開催とする。

(研修通知)

第4条 管理者は、全ての指定工事事業者に対し、研修の開催について通知するものとする。

(申請書類等)

第5条 指定工事事業者は研修を受講しようとする場合、受講申請書（様式第55号）を、また、参加しない場合、不参加理由書（様式第56号）を管理者に提出するものとする。

2 指定工事事業者は、水道法および水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）において、管理者に届け出なければならないと定められている事項（以下「届出事項」という。）のうち、水道法第25条の4第2項および水道法第25条の7に定められている事項について、既に管理者に届け出ている内容と異なる場合には前項の書類の提出とともに、届出事項の変更の手続きを行わなければならない。

(研修費用)

第6条 管理者は、研修に際し、指定工事事業者から研修受講料として、その費用を徴収できるものとする。

(研修修了証書の交付)

第7条 管理者は、研修受講者に対して、修了証書を交付することとする。

(研修の実施主体)

第8条 研修は、管理者が実施する。

- 2 社団法人日本水道協会が実施する研修で、第3条第1項第1号に該当するものの取扱いについては、前項の研修とみなすものとする。

(研修テキスト)

第9条 研修テキストは、管理者が選定したものを使用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

3 1 個人情報保護に関する法律（抄）

（平成15年5月30日法律第57号）
最終改正：令和6年6月7日法律第46号

（利用目的の特定）

第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第19条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれが

ある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第20条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第21条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第3者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第22条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、**利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく**よう努めなければならない。

(安全管理措置)

第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第24条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が

困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること

- 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第2項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第3者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第28条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第31条第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している

外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第29条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第31条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第27条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第30条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第27条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
 - 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確

認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第31条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第28条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第32条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 すべての保有個人データの利用目的（第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く）

三 次項の規定による求め又は次条第1項、第34条第1項若しくは第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第38条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利

用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らか場合
 - 二 第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第33条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第37条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

第34条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

- 第35条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その求め請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第27条第1項又は第28条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その求め請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三

者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 7 個人情報取扱事業者は、第1項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第36条 個人情報取扱事業者は、第32条第3項、第33条第3項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第34条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第37条 個人情報取扱事業者は、第32条第2項の規定による求め又は第33条第1項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第1項及び第39条において同じ。）、第34条第1項若しくは第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下この条及び第54条第1項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第38条 個人情報取扱事業者は、第32条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第33条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなけれ

ばならない。

(事前の請求)

第39条 本人は、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第40条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（昭和45年12月25日法律第137号）

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

清掃法（昭和29年法律第72号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第13条の2第1項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第12条の3第1項に規定する事業者、同条第3項に規定する運搬受託者及び同条第4項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（国内の処理等の原則）

第2条の2 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処

理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

第2条の3 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(国民の責務)

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する

技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

- 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第4条の2 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第2条の3に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(清潔の保持等)

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。
- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(基本方針)

第5条の2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
 - 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前2号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(廃棄物処理施設整備計画)

- 第5条の3 環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、5年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（以下「廃棄物処理施設整備計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 2 廃棄物処理施設整備計画においては、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めるものとする。
 - 3 前項の実施の目標及び概要を定めるに当たっては、廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、廃棄物処理施設整備事業における投資の重点化及び効率化を図ることができるように留意しなければならない。
 - 4 環境大臣は、廃棄物処理施設整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 5 環境大臣は、第1項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、廃棄物処理施設整備計画を公表しなければならない。
 - 6 第3項から前項までの規定は、廃棄物処理施設整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第3章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の処理

(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(事業者の処理)

- 第12条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第5項から第7項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。
- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
 - 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第5項並びに次条第3項から第5項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中にお

いて産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第五項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第7項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第7項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 第7条第15項及び第16項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第15項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

3 3 受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて

健水発第0905002号
平成 17年 9月 5日

各厚生労働大臣許可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて

近年、受水槽等における衛生問題を解消するため、建築物等に設けられた受水槽式給水設備の給水装置（直結給水）への切替えが進んでいます。

そこで、この度、社団法人日本水道協会に依頼し、検討した結果を踏まえ、別添のとおり、受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項をとりまとめたので、御了知のうえ、給水装置工事事業者等に対する周知・指導方よろしく申し上げます。

【問合せ先】

厚生労働省健康局水道課 給水装置係
電話 03-5253-1111（内線 4009）

受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項

1. 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の（１）～（３）に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

なお、水道事業者は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した１日の間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとする事ができる。

（１）更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- ・給水装置の構造及び材質の基準（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ・埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。

② 既設配管の耐圧試験

- ・耐圧試験における水圧は1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

（２）更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

- ・ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- ・なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

- ・耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ・耐圧試験における水圧は、1.75Mpaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、水道事業者が試験水圧を別に指示した場合はその試験水圧とする。

② 浸出性能確認の水質試験

- ・ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- ・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行う。

2. 給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。

水道事業者に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、水道事業者に対し、提出する。

図書類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	

同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○	必要に応じ○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（１）（２）（３）は、本文の１．事前確認に記述されている（１）（２）（３）のケースの工事をいう。

３． 水道事業者の対応

水道事業者は、給水装置の変更工事申込の際に提出された水質試験等の結果及び既設配管の材質等の情報に基づき、必要に応じて給水装置の維持管理等に関する留意事項を所有者等に周知、指導する。

3 4 3～5階直結式給水に係る給水装置の管理基準

(目的)

第1条 この基準は、3～5階直結式給水に係る給水装置（以下「給水装置」という。）の適正な維持管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(維持管理等)

第2条 所有者又は使用者等（以下「所有者等」という。）は、給水装置を秋田市水道事業給水条例および給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）ならびに3～5階直結式給水技術基準（以下「技術基準」という。）に基づき維持管理を行うものとする。

2 所有者は、使用者へ諸費用の負担、給水装置等の維持管理に関する事項をあらかじめ周知しなければならない。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、給水装置の譲渡又は貸借を行う場合は、この基準に定められている事項について、譲受又は貸受する者に継承しなければならない。

(用途変更)

第4条 給水装置の用途を変更する場合は、事前に管理者の承認を得なければならない。

2 管理者は、無届けによる用途変更を発見した場合は、直ちに改善措置を命じ、改善に応じない場合は、許可を取消し、その事由が継続する間給水を停止することができる。

3 前項の規定により損害が生じた場合、管理者は一切の責を負わないものとする。

(改造工事)

第5条 給水装置の改造工事を施工する場合は、事前に協議を行うものとする。

2 直結式給水から受水槽式方式に変更する場合は、受水槽以下設備の指導基準に基づき行うものとする。

3 前項の改造工事を施工する場合に、利害関係人から意義の申立ておよび苦情等が生じた場合は、所有者等の責任において処理するものとする。

(立入り検査)

第6条 管理者は、必要と認めた場合、給水装置について立入り検査を行い、不適合箇所については、直ちに所有者等に対し改善措置を命ずるものとする。

2 前項において所有者等は、改善工事を速やかに施工し、管理者に報告するものとする。

第7条 管理者は、必要と認めた場合、給水装置について使用状況等の実態調査を行うものとする。

2 所有者等は、管理者が行う実態調査に協力しなければならない。

附 則 この基準は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

東北地方整備局保安施設設置基準

(目的)

第1 この保安施設設置基準（以下単に「基準」という。）は東北地方整備局において道路で行う場合の保安施設を設置する基準を定め、もって円滑な道路交通と、現場作業員の安全を確保することを目的とする。





(適用範囲)

第2 保安施設の設置にあたっては、他の通達等に定めるもののほか、次に掲げる1号及び2号の工事の場合は、この基準により、3号に掲げる工事の場合にあつては、現場条件等を勘案し、原則としてこの基準によるものとする。

- (1) 一般の交通の用に供している道路で行う道路の維持修繕工事および舗装工事。
- (2) 一般の交通の用に供している道路で行う道路法第22条に基づく原因者に対する工事施行命令による工事および同法第24条に基づく道路管理者以外のものが行う工事並びに同法第32条または第35条に基づく道路占用にともなう工事。
- (3) 一般の交通の用に供している道路で行う前1～2項を除いた工事。

(保安施設の種類及び設置目的)

第3 保安施設の種類の種類及び設置目的は次のとおりとする。

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘要
照明灯				○			300～500W
保安灯		○	○	○			保安灯は標準図に示す位置に設置する。
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード
セーフティコーン	○	○		○			
警戒標識(213)	①			○			
工事箇所予告標示板	①			○			

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘要
警戒標識又は(211)(212)	②			○			
〃(211-2)	③			○			
規制標識(311-E)	④	○			○		
〃(329)	⑤				○		
工事名標示板	⑥					○	
お願い標示板	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通誘導員		○			○		旗の寸法は 70×75 cm程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		○	○	○	○	○	
誘導標示板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑫					○	
まわり道案内標示板(120-A)	⑬					○	
簡易信号機		○			○		

※ 連結式保安灯は 40W を 3 m 間隔に設置する。
チューブ式保安灯は出入口部は 40W、中央部は 30W を設置する。

(設置)

第4 保安施設は、別添1「保安施設標準様式図」にもとづき、別添1-2「保安施設設置標準図一覧表」により工事形態に則した保安施設を設置することを原則とする。ただし、工事形態によりこれによれない場合は本基準を参考として保安施設を設置するものとする。

又設置にあたっては次の各号について特に注意して実施しなければならない。

- (1) 工事箇所の手前 100m、200m、300mの地点にそれぞれ工事箇所予告標示板を設置すること。
- (2) 夜間工事中の箇所又は工事終了後夜間放置する箇所には、必ず保安灯を設置すること。
- (3) 工事終了後路面を仮復旧して、一般の交通の用に供する場合で、工事箇所として示

- す必要がある箇所については、注意標識、保安灯等を設置すること。
- (4) 道路上に止むを得ず機械、材料等をおく場合は、この基準により設置すること。
 - (5) 標識類は原則とし全面反射とすること。
 - (6) 警戒標識は 1.6 倍、規則標識は 1.5 倍を原則とする。ただし、道路の状況等により前者を 1.3 倍、後者を 1.0 倍とすることができる。
 - (7) 路面清掃又は目地補修等で、作業箇所が移動する場合は、作業中標識、セーフティコーンを主体に設置し、必要に応じ工事箇所予告標識を設置すること。
 - (8) 作業員は保安帽を着用するものとし、必要により安全衣をあわせて着用する。また、交通誘導員は、保安帽及び安全衣を必ず着用すること。

第5 この基準は昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

注 関係通達

- 1. 昭 37. 8. 7 (道発第 331 号) 道路工事執行要領について
- 2. 昭 37. 8. 30 (道発第 372 号) 道路工事現場における標示施設等の設置基準について
- 3. 昭 37. 12. 27 (道発第 558 号) 道路工事中における交通処理について
- 4. 昭 38. 10. 19 (道発第 473 号) 道路工事に関する工事の監督強化について
- 5. 昭 46. 11. 19 (計建発第 76～1) 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱について
- 6. 昭 47. 2 (道路局国道第一課) 道路工事保安施設設置基準 (案)

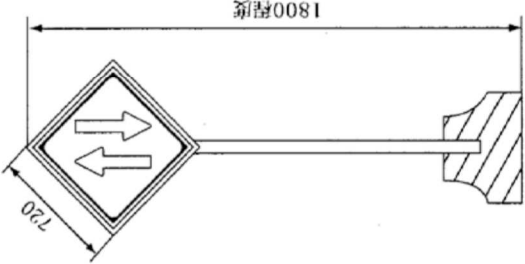
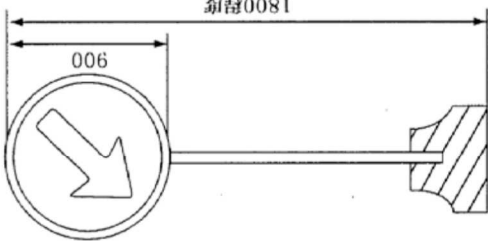
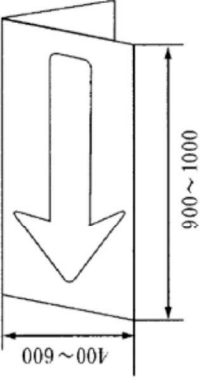
〈参考〉

- 平 18. 3. 31 (国道利第 37 号、国道国防第 205 号)
表示施設等の設置基準の一部改正について
(国道利第 38 号、国道国防第 206 号)
工事情報看板及び工事説明看板の設置について

保 安 施 設 標 準 様 式 図

記号	①	①'	②
名称	警戒標識(213)	工事箇所予告標示板	警戒標識 または (211) (212)
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照光度40W程度とする。</p>	<p>地色は青色文字及び図際は白銀を用いる。 全面反射シート貼付とする。</p> <p>電照式 左記と同じ</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照光度40W程度とする。</p>

保安施設標準様式図

記号	③	④	④'
名称	警戒標識(212-2)	規制標識(311-E)	
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>全面反射シート貼付とする。 材質：鋼板またはアルミ板</p>

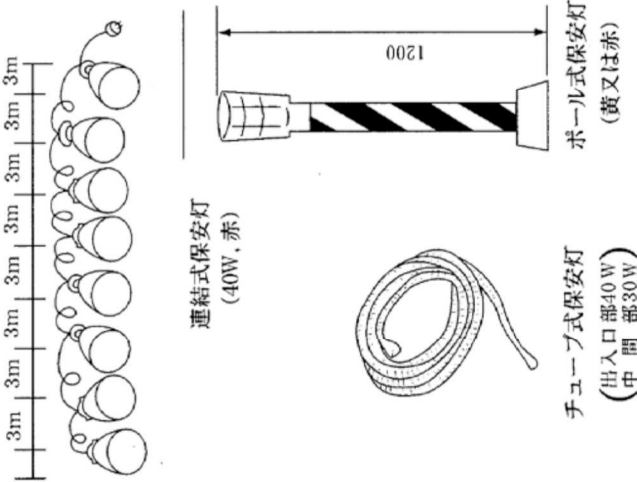
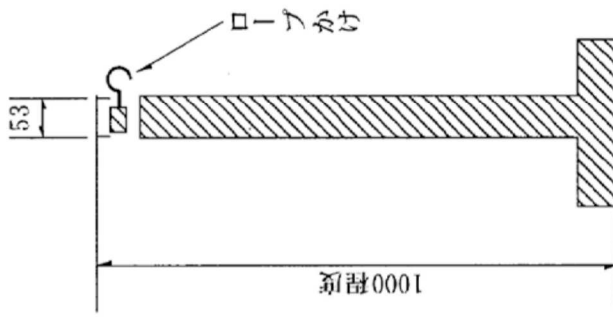
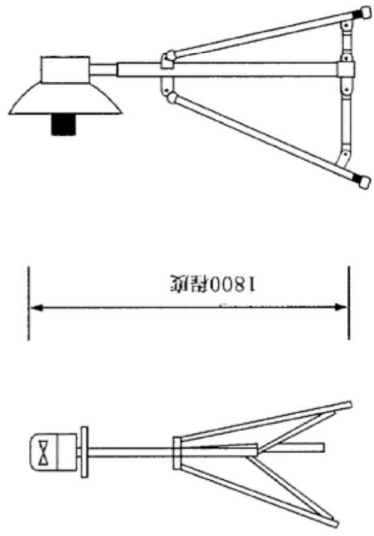
保 安 施 設 標 準 様 式 図

記号	⑤	⑤	⑥
名称	規制標識(329)		工事名標示板
様式および標準寸法 (単位mm)			<p>(1) 色彩は「○○工事中」は赤色その他の文字及び線を青色、地を白地とする。</p> <p>(2) 縁の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。</p> <p>(3) 「○○工事中」の文字に反射装置を施すものとする。</p> <p>(4) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。</p> <p>(5) 河川、その他工事の場合は当該工事名を記入するものとする。</p> <p>(6) 区間、工期等に変更あった場合は直ちに修正するものとする。</p> <p>(7) 事務所の(電話)は主任監督員(勤務地)の連絡先とする。</p>
注	<p>拡大率1.5倍を標準とする。</p> <p>全面反射シート貼付とする。</p> <p>材質は鋼板またはアルミ板</p>	<p>全面反射シート貼付とする。</p>	<p>(1) 色彩は「○○工事中」は赤色その他の文字及び線を青色、地を白地とする。</p> <p>(2) 縁の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。</p> <p>(3) 「○○工事中」の文字に反射装置を施すものとする。</p> <p>(4) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。</p> <p>(5) 河川、その他工事の場合は当該工事名を記入するものとする。</p> <p>(6) 区間、工期等に変更あった場合は直ちに修正するものとする。</p> <p>(7) 事務所の(電話)は主任監督員(勤務地)の連絡先とする。</p>

保 安 施 設 標 準 様 式 図

記号	⑥	⑦							
名称	夜間作業または昼夜兼行作業の掲示板	お願い 標 示 板							
様式および 標準寸法 (単位:mm)									
注	<p>(1) 工事名標示板の真上に標示するものとする。</p> <p>(2) 色彩は、縁及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地を白色とし、縁線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。</p> <p>(3) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1.5cmとする。</p>	<p>白地に黒文字とする。</p> <p>※</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>工事請負者名</td> <td>○ ○ ○ ○ K</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>現場責任者名</td> <td>○ ○ ○ ○ ○</td> </tr> </table>	工事請負者名	○ ○ ○ ○ K	電話番号	○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○	現場責任者名	○ ○ ○ ○ ○	
工事請負者名	○ ○ ○ ○ K								
電話番号	○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○								
現場責任者名	○ ○ ○ ○ ○								

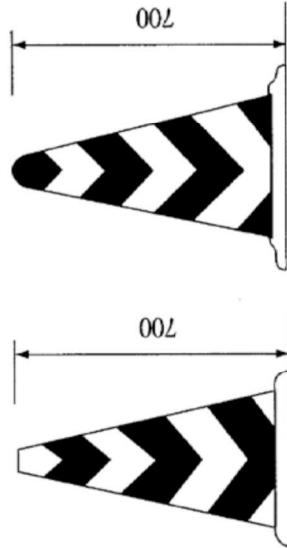
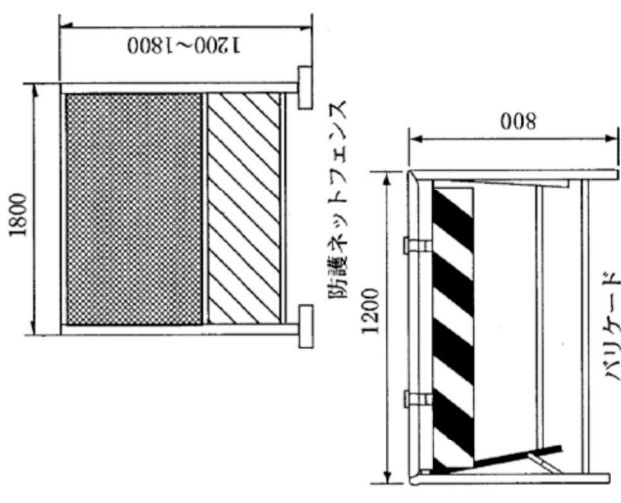
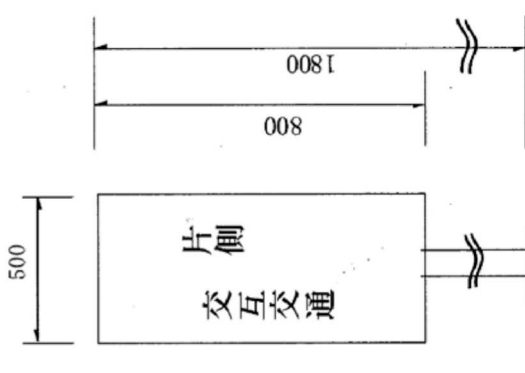
保安施設標準様式図

記号	⑧	⑨	⑩
名称	保安灯	歩道柵	回転灯
様式および標準寸法 (単位mm)	 <p>3m 3m 3m 3m 3m 3m 3m 3m 3m 3m</p> <p>連結式保安灯 (40W, 赤)</p> <p>1200</p> <p>ポール式保安灯 (黄又は赤)</p> <p>チェーン式保安灯 (出入口部40W 中間部30W)</p>	 <p>53</p> <p>1000程度</p> <p>ロープかけ</p>	 <p>1800程度</p> <p>小型</p> <p>大型</p>
注	(1) 確認距離、夜間150m以上の効果をもつものであること。	(1) 柱およびロープは、黒背の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約3mを標準とする。	確認距離200m以上の効果をもつ黄色(赤色)回転灯とする。

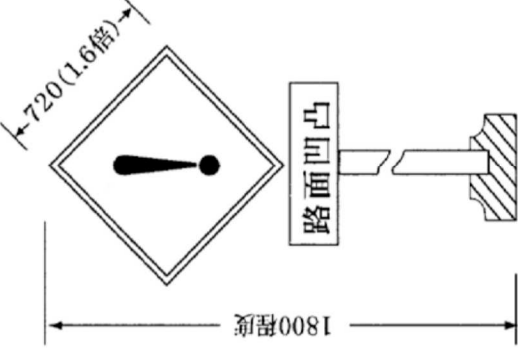
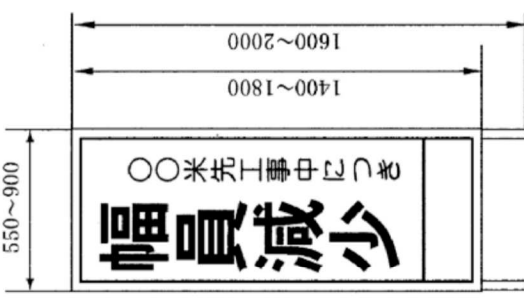

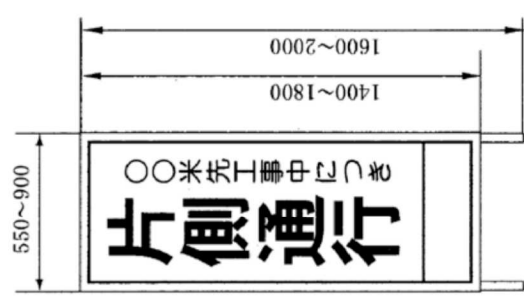
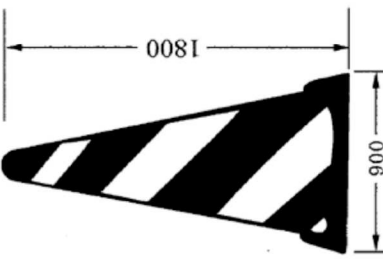
保安施設標準様式図

記号	⑪	⑫	⑬
名称	誘導標示板	まわり道案内標示板	まわり道標識(120-A)
様式および標準寸法 (単位mm)	<p style="text-align: center;">大型 小型(車載型)</p>		<p style="text-align: center;">または</p>
注	(1) 内部照明するものとし矢印「」は点滅式とする。 パネル標識板は規制標識、警戒標識を併用する。 (2) 標示板頂部には、視認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色注意灯を設置する。		字体、文字、地色は⑫に同じ

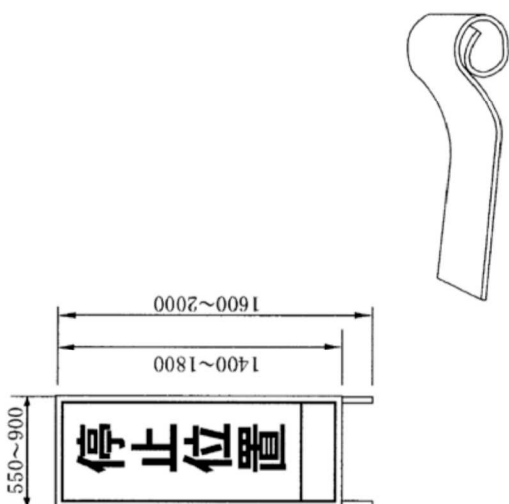

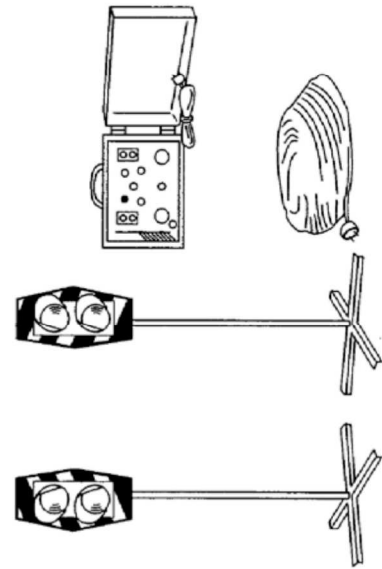
保安施設標準様式図

記号	○	><	
名称	セフティコーン	バリケード	標示板
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	<ol style="list-style-type: none"> 1. 反射式または内部照明式とする。 2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. バリケード鋼製。 2. 板は反射式とする。 	<p>地を白色とし、縁及び文字を青色、反射式とする。</p>

保安施設標準様式図(必要ある場合設置する)

記号	その他の危険(警戒標識215)	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板	大型カラーコーン(内部照明付)
<p>様式および標準寸法 (単位:mm)</p>					
注	<p>拡大率1.6倍標準とする。 (全面反射)</p>	<p>(1) 地を白地、文字及び縁を赤色とする。 (2) 全面反射シート貼付式とする。</p>	<p>全面反射シート貼付式とする。</p>	<p>(1) 地を白地、文字及び縁を赤色とする。 (2) 全面反射シート貼付式とする。</p>	<p>内部照明または反斜式とする。</p>

保安施設標準様式図(必要ある場合設置する)

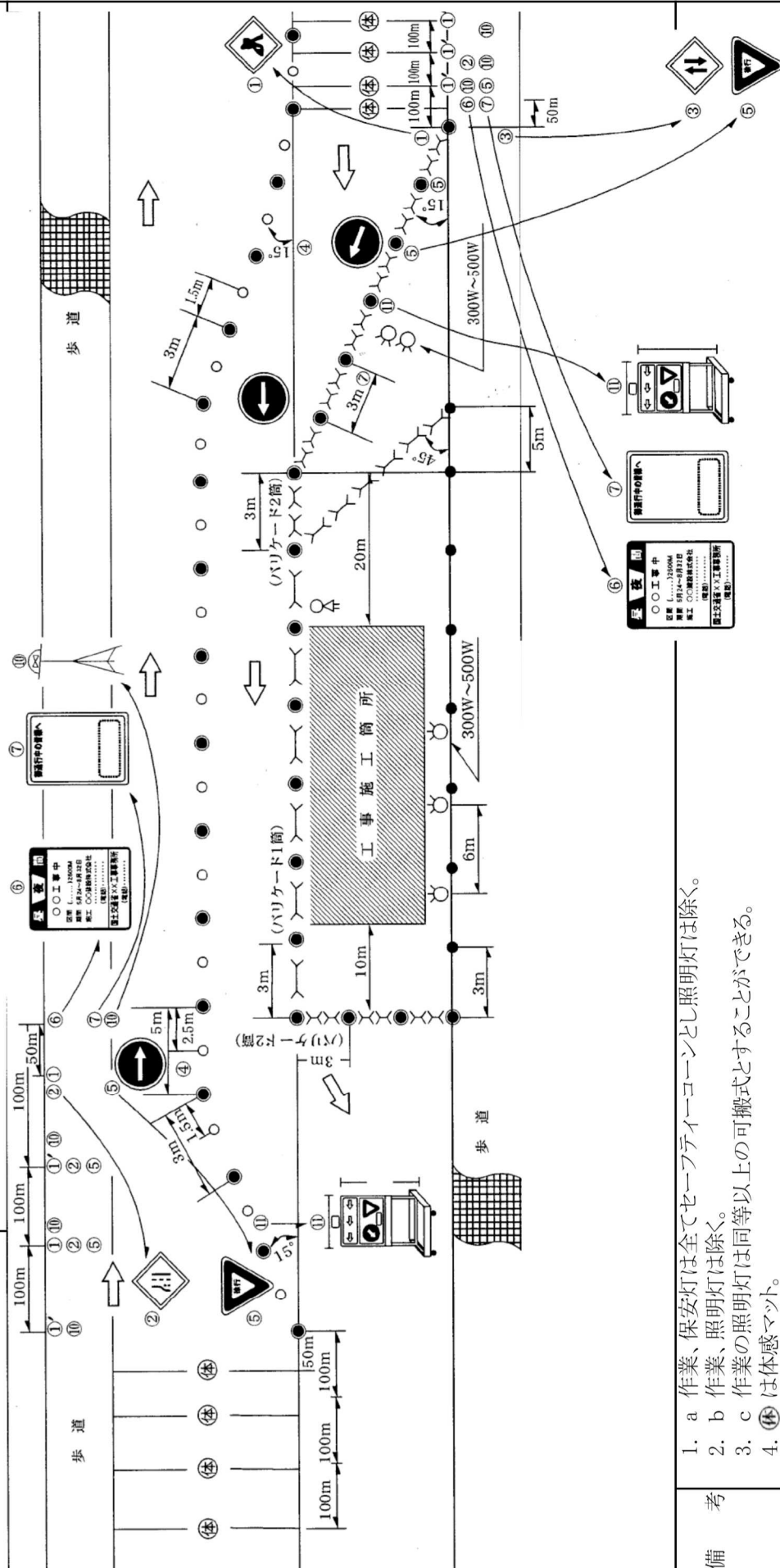
記号			
名称	停止板	ガソリン税協力依頼標示板	簡易信号機
<p>様式および標準寸法 (単位:mm)</p>			
注	<p>全面反射シート貼付式とする。 ゴム製 停止ライン</p>	<p>1. 白地に青文字とする。 2. 「ガソリン税・自動車重量税など」は赤文字とする。</p>	<p>1. 二灯式(赤青)を標準とする。 2. レンズ径は200φ以上とする。</p>

保安施設設置標準図一覽表

(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)					
呼称	車線数	作業箇所	昼・夜間作業別条件	摘	要
A - 1	4	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)	
			b 昼間作業(夜間も施設を存置)		
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)		
A - 2	2	〃	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)	
			b 昼間作業(夜間も施設を存置)		
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)		
A - 3	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)	
			c 夜間作業(は施設を撤去)		
A - 4	2, 4	路側	昼間作業(夜間も施設を存置)	現道拡中工事	
C - 1	2	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模)、パッチング等	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)		
C - 2	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模)、パッチング等	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)		
E - 1	-	-	昼間作業(施工後施設を撤去)	レーンマーク作業	
E - 2	-	-	昼間作業(施工後施設を撤去)	路面表示作業	
F - 3	-	路側	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	短時間の路側作業(人力)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)		
H - 1	-	歩道・路側	昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事	
H - 2	-	路側	昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事	

A-1型標準図

4車線:片側全車線閉塞(a、b、c作業)

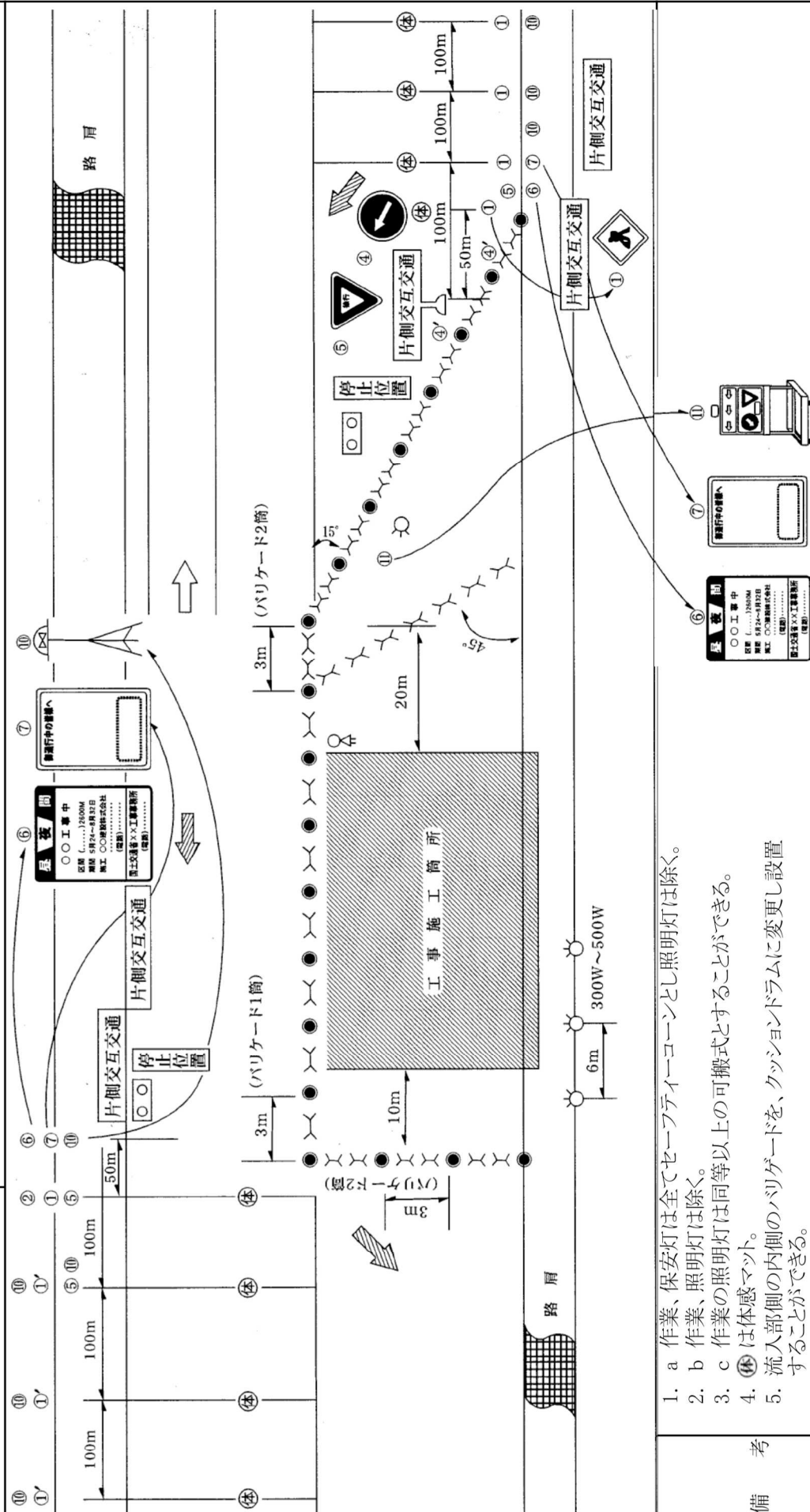


1. a 作業、保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く。
2. b 作業、照明灯は除く。
3. c 作業の照明灯は同等以上の可搬式とすることができる。
4. (体) は体感マット。
5. 流入部側の内側のバリケードを、クッションドラムに変更し設置することができる。

備考

A-2型標準図

2車線:片側全線閉塞(a, b, c作業)

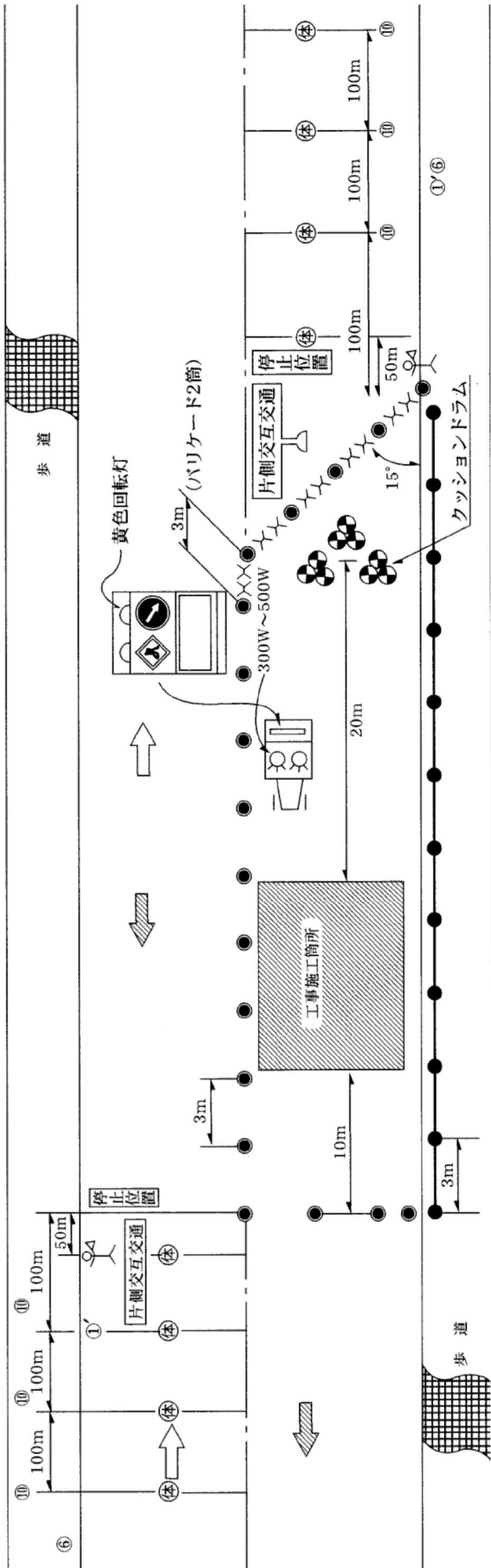


1. a 作業、保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く。
2. b 作業、照明灯は除く。
3. c 作業の照明灯は同等以上の可搬式とすることができる。
4. ④は体感マット。
5. 流入部側の内側のバリゲードを、クッションドラムに変更し設置することができる。

備考

C-1 型標準図

2車線:片側全車線閉塞:局部打換(小規模):パッチング等(a, c作業)

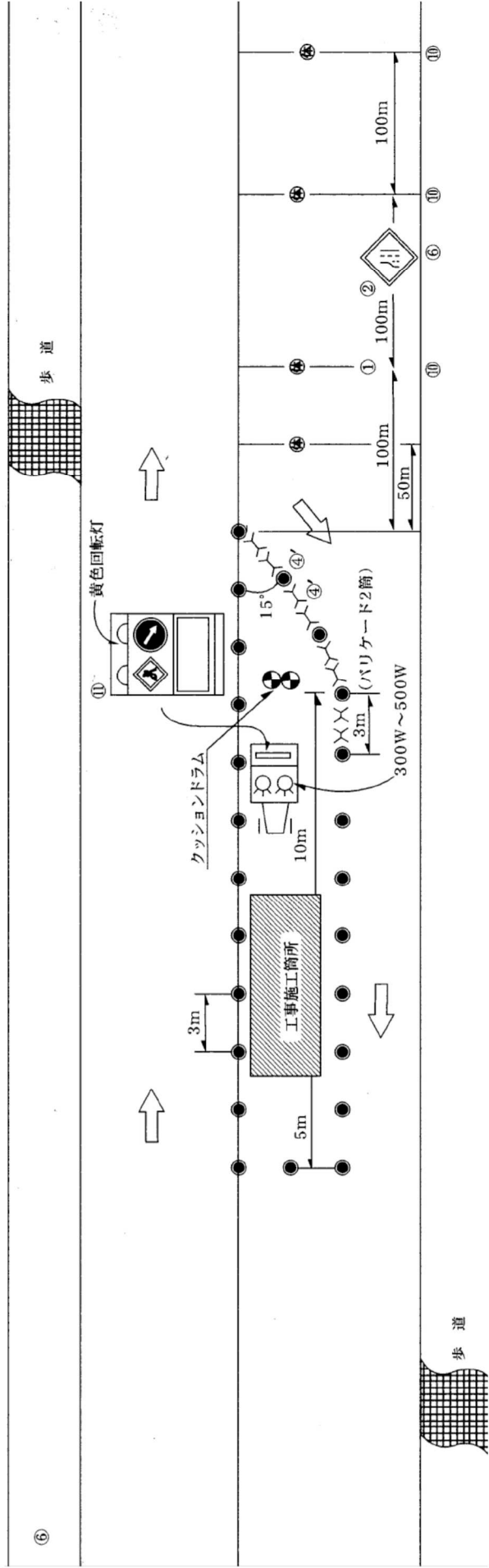


1. 工事区間の起、終点に⑥を設置すること。
2. a 作業、保安灯は全てセーフティコーンとし、照明灯は除く。
3. ④は体感マット。
4. クッションドラムは、流入部側バリケード内に設置すること。

備考

C-2型標準図

4車線以上:片側一車線以上通行可:局部打換(小規模):パッチング等(a、c作業)

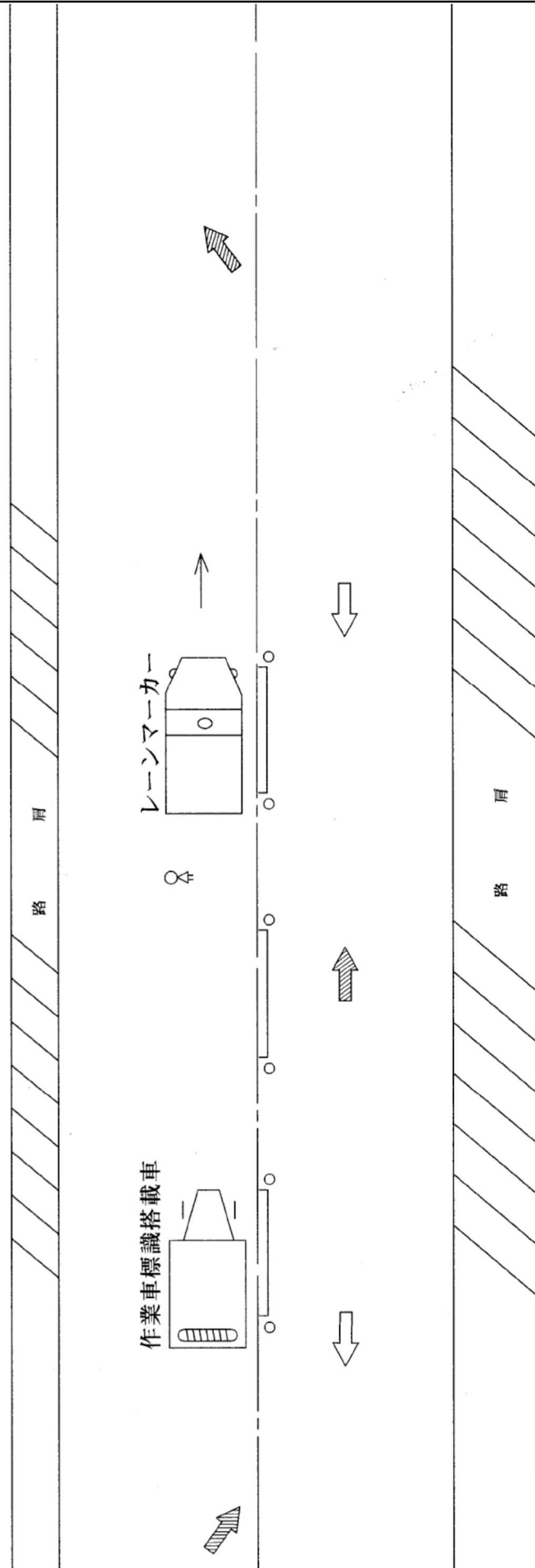


1. 工事区間の起終点に⑥を設置すること。
2. a 作業、保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く。
3. ④は体感マット。
4. クッションドラムは、流入部側/バリケード内に設置すること。

備考

E-1型標準図

レーンマーク作業:昼間作業



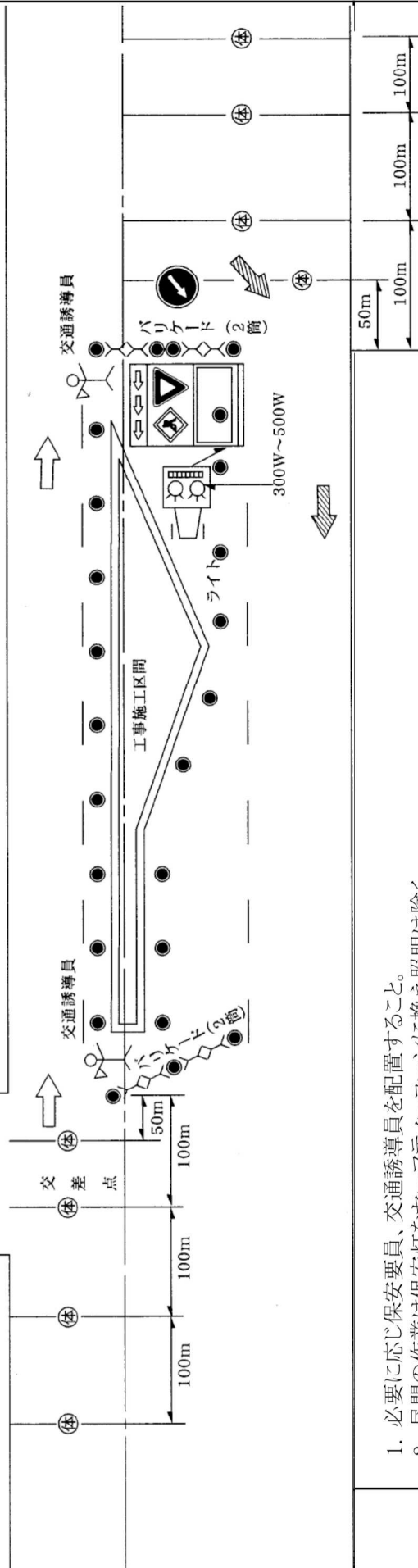
1. 作業実施には防護用に作業車を配置する。
2. 必要に応じ保安要員、交通誘導員を配置すること。
3. 標識搭載車に車間距離標識板を取り付ける。
4. 標識搭載車に警報装置を取り付ける。

備考

E-2型標準図

路面表示作業(a, c作業)

路面表示作業

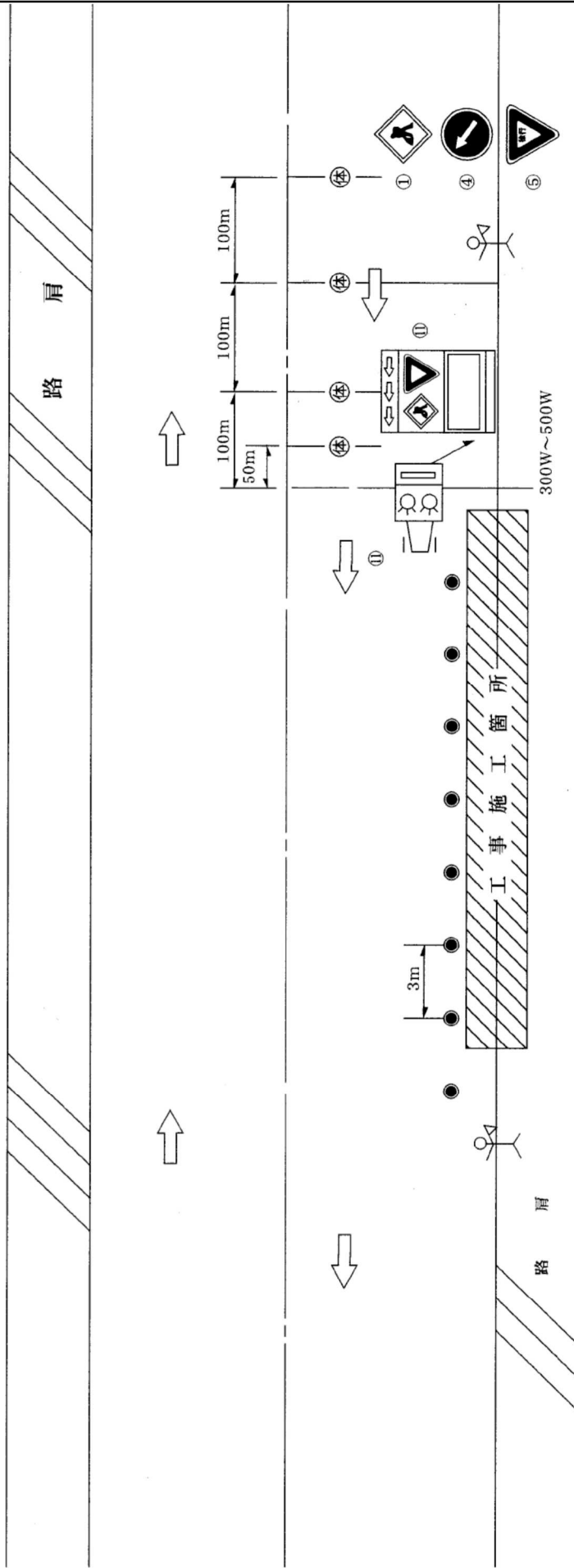


1. 必要に応じ保安要員、交通誘導員を配置すること。
2. 昼間の作業は保安灯をセーフティコーンに換え照明は除く。
3. ③は体感マット。

備考

F-3型標準図

短時間の路側作業(人力):側溝、ガードレール、標識等の設置、修繕、清掃等(a、c作業)

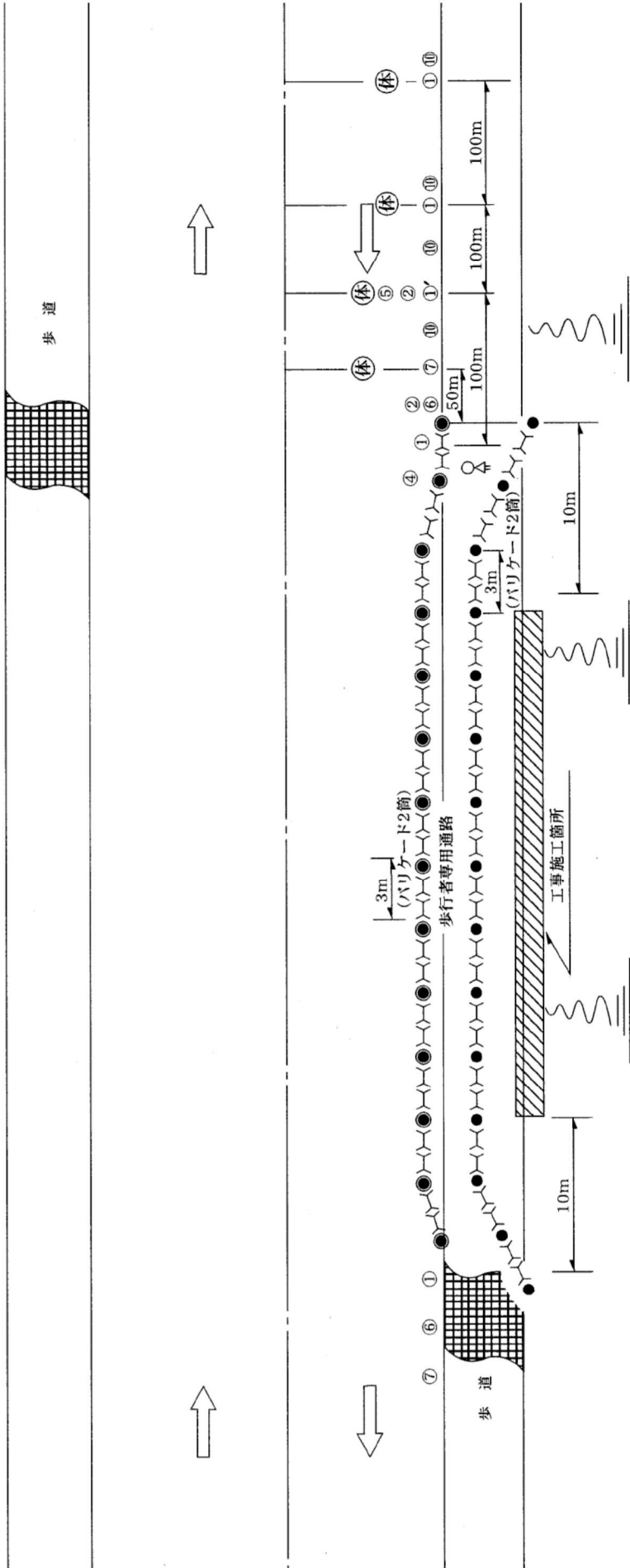


1. 昼間作業の場合は保安灯をセーフティコーンに換え、照明灯は除く。
2. ①の設置数、距離は交通量その他現地の状況により増量する。
3. ③は体感マット。

備考

H-1型標準図

路面作業 2車線 (b作業)

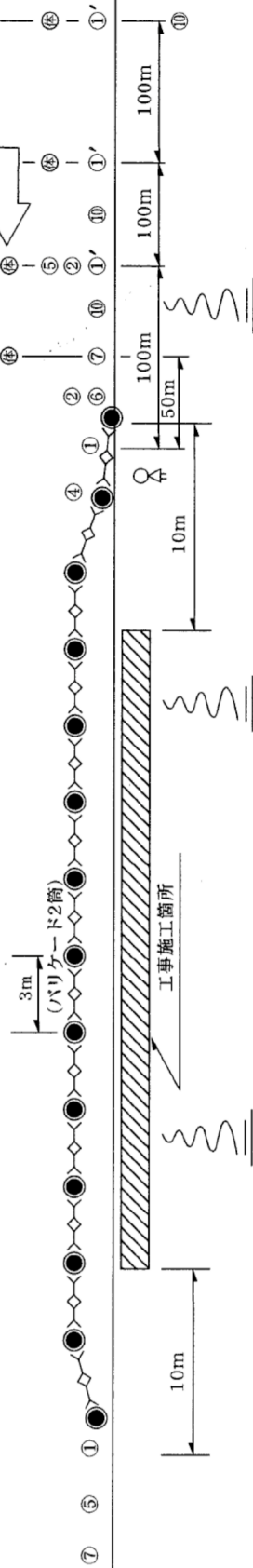
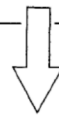
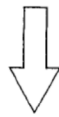
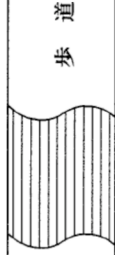


1. ①は体感マット。

備考

H-2型標準図

路面作業 2車線 (b作業)



1. ①は体感マット。

備考



給水装置工事施行指針

(令和8年度版)

昭和59年 8月 1日初版

平成 5年11月 1日改訂版

平成 9年 6月 1日改訂版

平成10年 4月 1日改訂版

平成15年 7月 1日改訂版

平成18年 4月 1日改訂版

平成21年 7月 1日改訂版

平成24年10月 1日改訂版

平成30年 4月 1日改訂版

平成31年 4月 1日改訂版 (一部)

令和 2年 4月 1日改訂版 (一部)

令和 3年 3月 1日改訂版 (一部)

令和 5年 5月22日改訂版 (一部)

令和 6年10月16日改訂版 (一部)

令和 8年 6月 1日改訂版

発行所 秋田市上下水道局

〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号

電話 (018) 823-8432